



# 余市町地域防災計画

令和 6 年 7 月

余市町防災会議



# 目 次

## 第1章 総 則

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 第1節 計画の方針                             | 1-1  |
| 1 計画の目的                               | 1-1  |
| 2 計画の位置付け                             | 1-1  |
| 3 計画の推進                               | 1-1  |
| 4 計画の修正要領                             | 1-2  |
| 第2節 余市町に想定される災害                       | 1-2  |
| 1 余市町の特徴                              | 1-2  |
| 2 余市町に想定される災害                         | 1-3  |
| 第3節 防災・減災の構想                          | 1-11 |
| 1 防災・減災の構想                            | 1-11 |
| 2 防災・減災の目標                            | 1-11 |
| 第4節 余市町防災会議                           | 1-12 |
| 第5節 防災関係機関及び町民等の役割                    | 1-13 |
| 1 防災関係機関の業務の大綱                        | 1-13 |
| 2 町民及び事業所の基本的責務                       | 1-15 |
| 3 防災関係機関の連絡先                          | 1-17 |
| 別表1 「津波浸水想定区域」                        | 1-18 |
| 別表2 「湯内川水系湯内川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」       | 1-19 |
| 別表3 「梅川水系梅川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」         | 1-20 |
| 別表4 「ヌッチ川水系ヌッチ川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」     | 1-21 |
| 別表5 「余市川水系余市川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」       | 1-22 |
| 別表6 「余市川水系余市中の川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」     | 1-23 |
| 別表7 「余市川水系後志種川・フレトイ川 洪水浸水想定区域（想定最規模）」 | 1-24 |
| 別表8 「登川水系登川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」         | 1-25 |
| 別表9 「畚部川水系畚部川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」       | 1-26 |
| 別表10 「土砂災害警戒区域等（全般）」                  | 1-27 |
| 付表1 「土砂災害警戒区域等（豊浜町）」                  | 1-28 |
| 付表2 「土砂災害警戒区域等（潮見町、白岩町）」              | 1-29 |
| 付表3 「土砂災害警戒区域等（梅川町、港町、富沢町）」           | 1-30 |
| 付表4 「土砂災害警戒区域等（沢町、浜中町、朝日町、入舟町）」       | 1-31 |
| 付表5 「土砂災害警戒区域等（栄町、登町）」                | 1-32 |
| 付表6 「土砂災害警戒区域等（栄町）」                   | 1-33 |
| 付表7 「土砂災害警戒区域等（山田町、黒川町、登町）」           | 1-34 |

## 第2章 災害予防計画

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 第1節 防災知識の普及・啓発及び自主防災組織の育成等に関する計画 | 2-1 |
| 1 実施責任者                          | 2-2 |
| 2 配慮すべき事項                        | 2-2 |
| 3 防災知識の普及・啓発                     | 2-3 |
| 4 自主防災組織の育成                      | 2-3 |
| 5 自主防災組織の活動                      | 2-4 |

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 第2節 災害に強いまちづくりの推進計画           | 2-5  |
| 1 災害に強いまちづくり                  | 2-5  |
| 2 建築物の安全化                     | 2-6  |
| 3 主要交通の強化                     | 2-6  |
| 4 通信機能の強化                     | 2-6  |
| 5 ライフライン施設等の機能の確保             | 2-6  |
| 6 復旧対策基地の整備                   | 2-6  |
| 7 危険物施設等の安全確保                 | 2-6  |
| 8 災害応急対策等への備え                 | 2-6  |
| 第3節 防災訓練計画                    | 2-7  |
| 1 防災訓練の概要                     | 2-7  |
| 2 防災訓練の種別                     | 2-7  |
| 3 北海道防災会議が主唱する訓練への参加          | 2-7  |
| 4 相互応援協定等に基づく訓練               | 2-8  |
| 第4節 避難体制整備計画                  | 2-8  |
| 1 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定・確保 | 2-8  |
| 2 住民等に対する周知のための措置             | 2-8  |
| 3 避難情報等の伝達方法の整備               | 2-9  |
| 4 避難所生活の質的向上施策                | 2-9  |
| 5 良好な避難所生活環境の確保に向けた取組         | 2-10 |
| 6 広域避難及び広域一時滞在                | 2-10 |
| 7 指定緊急避難場所・指定避難所及びヘリコプター離着陸場  | 2-11 |
| 8 指定緊急避難場所等                   | 2-13 |
| 第5節 避難行動要支援者対策計画              | 2-13 |
| 1 計画策定の目的                     | 2-13 |
| 2 避難行動要支援者名簿の作成等              | 2-13 |
| 3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用       | 2-15 |
| 4 個別計画の策定                     | 2-16 |
| 5 要配慮者利用施設の対策                 | 2-16 |
| 第6節 相互応援体制整備計画                | 2-19 |
| 1 相互応援に関する協定の推進               | 2-19 |
| 2 応援協定等に基づく支援要請               | 2-19 |
| 第7節 積雪・寒冷対策計画                 | 2-19 |
| 1 積雪対策の推進                     | 2-19 |
| 2 避難救出措置等                     | 2-19 |
| 3 交通の確保                       | 2-19 |
| 4 雪に強いまちづくりの推進                | 2-20 |
| 5 寒冷対策の推進                     | 2-20 |

別表1「余市町避難所TKBスタンダード（避難所における良好な生活環境の確保のための目標）」 2-22

別表2「指定緊急避難場所等（白岩、潮見、豊浜地区）」 2-23

別表3「指定緊急避難場所等（沢、富沢、港、梅川、朝日、入舟、美園、山田、浜中、豊丘、大川、黒川地区）」 2-24

別表4「指定緊急避難場所等（大川（一部）、黒川（一部）、栄、登地区）」 2-25

### 第3章 災害時備蓄計画

|                  |      |
|------------------|------|
| 第1節 基本的な考え方      | 3-1  |
| 1 備蓄の形態          | 3-1  |
| 2 想定する災害         | 3-1  |
| 3 備蓄の考え方         | 3-1  |
| 第2節 公的備蓄         | 3-3  |
| 1 食料及び水          | 3-3  |
| 2 生活必需品          | 3-4  |
| 3 避難所等資機材        | 3-4  |
| 4 備蓄目標と目標設定の考え方  | 3-5  |
| 第3節 流通備蓄         | 3-8  |
| 1 流通備蓄に関する協定一覧   | 3-8  |
| 2 道が締結した防災に関する協定 | 3-8  |
| 第4節 家庭、事業所等による備蓄 | 3-9  |
| 1 家庭備蓄           | 3-9  |
| 2 事業者等の備蓄        | 3-9  |
| 別表「余市町備蓄品整備年次計画」 | 3-10 |

### 第4章 災害応急対策計画

|                           |      |
|---------------------------|------|
| 第1節 非常配備体制の配備基準           | 4-1  |
| 1 災害応急対策の基本方針             | 4-1  |
| 2 応急活動体制                  | 4-3  |
| 第2節 動員計画                  | 4-9  |
| 1 要員の配備、動員の伝達方法           | 4-9  |
| 2 緊急参集                    | 4-9  |
| 3 連絡体制の強化                 | 4-11 |
| 第3節 情報の収集・伝達及び報告          | 4-11 |
| 1 情報の収集・伝達                | 4-11 |
| 2 気象情報の収集・伝達              | 4-11 |
| 3 被害情報の収集・伝達及び報告          | 4-17 |
| 第4節 災害広報計画                | 4-22 |
| 1 災害広報の要領                 | 4-22 |
| 2 安否情報の提供                 | 4-22 |
| 3 被災者相談所の開設               | 4-23 |
| 第5節 災害通信計画                | 4-23 |
| 1 災害通信の連絡方法               | 4-23 |
| 2 NTT一般加入電話による通信（災害時優先電話） | 4-24 |
| 3 電報による通信                 | 4-24 |
| 4 公衆通信設備以外の通信             | 4-26 |
| 5 通信途絶の連絡方法               | 4-26 |
| 第6節 避難、救助、救出及び救護計画        | 4-26 |
| 1 避難実施責任者及び措置内容           | 4-26 |
| 2 避難措置における助言              | 4-27 |
| 3 避難指示等の周知                | 4-28 |

|      |                         |      |
|------|-------------------------|------|
| 4    | 避難の実施                   | 4-28 |
| 5    | 救出・救助計画                 | 4-33 |
| 6    | 救護計画                    | 4-34 |
| 第7節  | 行方不明者の搜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画 | 4-36 |
| 1    | 実施責任者                   | 4-36 |
| 2    | 行方不明者の搜索                | 4-36 |
| 3    | 行方不明者発見後の収容及び処置         | 4-36 |
| 4    | 遺体の安置及び処置               | 4-37 |
| 5    | 遺体の埋（火）葬                | 4-37 |
| 第8節  | 交通応急対策計画                | 4-39 |
| 1    | 交通応急対策の実施               | 4-39 |
| 2    | 道路の交通規制                 | 4-39 |
| 3    | 緊急輸送のための交通規制            | 4-39 |
| 4    | 放置車両対策                  | 4-41 |
| 第9節  | 生活救援計画                  | 4-41 |
| 1    | 生活救援                    | 4-41 |
| 2    | 給水計画                    | 4-41 |
| 3    | 食料供給計画                  | 4-44 |
| 4    | 衣料、生活必需品等物資供給計画         | 4-46 |
| 第10節 | ライフラインの応急対策計画           | 4-47 |
| 1    | ライフラインの確保               | 4-47 |
| 2    | 上水道                     | 4-47 |
| 3    | 下水道                     | 4-47 |
| 4    | 電力施設                    | 4-48 |
| 5    | 電話施設（電気通信事業者等）          | 4-48 |
| 6    | 石油類燃料確保及び供給             | 4-49 |
| 第11節 | 保健衛生・防疫対策計画             | 4-49 |
| 1    | 被災地の保健衛生                | 4-49 |
| 2    | 被災地の防疫活動                | 4-50 |
| 3    | 感染症対策                   | 4-50 |
| 4    | 指定避難所等の防疫指導             | 4-51 |
| 第12節 | 廃棄物等処理計画                | 4-51 |
| 1    | 災害時の廃棄物の種類              | 4-52 |
| 2    | 一般廃棄物処理における全体像          | 4-52 |
| 3    | 災害廃棄物の発生量の推計            | 4-52 |
| 第13節 | 家庭動物（ペット）等対策計画          | 4-53 |
| 1    | 実施責任者                   | 4-53 |
| 2    | 家庭動物（ペット）等の取扱い          | 4-53 |
| 3    | 災害時における同行避難             | 4-53 |
| 第14節 | 自衛隊への災害派遣要請             | 4-54 |
| 1    | 災害派遣の要請                 | 4-54 |
| 2    | 災害派遣活動                  | 4-55 |
| 3    | 自主派遣                    | 4-55 |
| 4    | 派遣要請先                   | 4-55 |
| 5    | 派遣調整先                   | 4-55 |
| 第15節 | 広域受援計画                  | 4-58 |
| 1    | 受援の態勢                   | 4-58 |

|      |                  |      |
|------|------------------|------|
| 2    | 国、道、市町村間の応援・受援活動 | 4-58 |
| 3    | 道内市町村間の職員派遣の調整   | 4-59 |
| 4    | 都府県からの応援の受入れ     | 4-59 |
| 5    | 災害ボランティアの受入れ     | 4-59 |
| 6    | 支援物資等の受入れ・輸送     | 4-60 |
| 第16節 | 災害救助法の適用         | 4-61 |
| 1    | 災害救助法の適用基準       | 4-61 |
| 2    | 減失世帯の算定基準        | 4-62 |
| 3    | 災害救助法の適用手続き      | 4-62 |
| 4    | 救助の実施と種類         | 4-62 |
| 第17節 | 住宅対策計画           | 4-63 |
| 1    | 実施責任者            | 4-63 |
| 2    | 実施の方法            | 4-63 |
| 3    | 資材等の斡旋、調達        | 4-65 |
| 第18節 | 被災建築物安全対策計画      | 4-65 |
| 1    | 応急危険度判定の実施       | 4-66 |
| 2    | 基本的事項            | 4-66 |
| 第19節 | 大規模停電対策計画        | 4-67 |
| 1    | 基本方針             | 4-67 |
| 2    | 災害広報             | 4-67 |
| 3    | 応急活動体制           | 4-67 |
| 4    | 応急電力対策           | 4-68 |

## 第5章 風水害・土砂災害等対策計画

|     |                                |      |
|-----|--------------------------------|------|
| 第1節 | 用語の定義                          | 5-1  |
| 1   | 河川の指定に関する用語の定義                 | 5-1  |
| 2   | 水位に関する用語の定義                    | 5-1  |
| 第2節 | 風水害等に関する責務の大綱及び組織              | 5-1  |
| 1   | 風水害等に関する責務の大綱                  | 5-1  |
| 2   | 安全配慮                           | 5-2  |
| 3   | 町の水防組織                         | 5-2  |
| 第3節 | 風水害・土砂災害等の想定                   | 5-3  |
| 第4節 | 水防施設                           | 5-3  |
| 1   | 町内の気象（雨量等）観測局                  | 5-3  |
| 2   | 町内各河川の水位観測の状況                  | 5-3  |
| 3   | 水門等の設置場所及び構造                   | 5-3  |
| 第5節 | 通信計画                           | 5-3  |
| 1   | 通信連絡                           | 5-3  |
| 2   | 水防信号                           | 5-4  |
| 3   | 通信伝達系統図                        | 5-4  |
| 第6節 | 風水害等対策                         | 5-5  |
| 1   | 国土交通大臣又は知事が行う洪水に関する水位情報の通知及び周知 | 5-5  |
| 2   | 水防警報                           | 5-8  |
| 3   | 監視及び警戒                         | 5-9  |
| 4   | 水防団（消防団）の非常配備及び配備の解除           | 5-10 |
| 5   | ダム・水門等の操作                      | 5-11 |

|     |                                       |      |
|-----|---------------------------------------|------|
| 6   | 避難及び立退き                               | 5-11 |
| 7   | 河川管理者の協力及び援助                          | 5-12 |
| 8   | 下水道管理者の協力                             | 5-12 |
| 第7節 | 土砂災害対策計画                              | 5-13 |
| 1   | 土砂災害警戒情報・土砂キキクル<br>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) | 5-13 |
| 2   | 土砂災害対策                                | 5-13 |
| 3   | 警戒区域内の要配慮者施設の対策                       | 5-16 |
| 第8節 | 高潮対策                                  | 5-16 |
| 1   | 高潮とは                                  | 5-16 |
| 2   | 高潮発生のメカニズム                            | 5-16 |
| 3   | 高潮に対して危険な地域                           | 5-16 |
| 4   | 高潮注意報・警報                              | 5-16 |
| 5   | 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動         | 5-17 |
| 6   | 避難情報の発令基準                             | 5-17 |
| 別表1 | 水門等の設置場所及び構造                          | 5-18 |
| 別表2 | 樋門・樋管・排水機場等位置図                        | 5-19 |
| 別表3 | 洪水を対象とした避難指示等発令着目型タイムライン              | 5-20 |

## 第6章 地震・津波災害対策計画

|        |                      |      |
|--------|----------------------|------|
| 第1節    | 地震・津波災害予防計画          | 6-1  |
| 1      | 町民の心構え               | 6-1  |
| 2      | 地震・津波に関する防災知識の普及     | 6-4  |
| 3      | 火災予防計画               | 6-4  |
| 第2節    | 地震・津波災害対策計画          | 6-5  |
| 1      | 災害対策本部等の設置           | 6-5  |
| 2      | 地震動警報等・津波警報等の種類及び内容  | 6-5  |
| 3      | 情報収集及び伝達             | 6-10 |
| 4      | 通信連絡対策               | 6-12 |
| 5      | 広報活動                 | 6-12 |
| 6      | 避難対策                 | 6-13 |
| 7      | 津波に関する対策             | 6-13 |
| 8      | 地盤の液状化現象に関する対策       | 6-15 |
| (参考資料) | 気象庁震度階級関連解説表         | 6-16 |
|        | ・使用にあたっての留意事項        |      |
|        | ・人の体感、行動、屋内の状況、屋外の状況 |      |
|        | ・木造建物(住宅)の状況         |      |
|        | ・鉄筋コンクリート造建物の状況      |      |
|        | ・地盤、斜面等の状況           |      |
|        | ・大規模構造物への影響          |      |
| (参考資料) | 緊急地震速報(警報)について       | 6-19 |

## 第7章 原子力災害対策計画

|                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 第1節 総 則                           | 7-1  |
| 1 計画の目的                           | 7-1  |
| 2 計画の性格                           | 7-1  |
| 3 計画の基本方針                         | 7-1  |
| 4 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲          | 7-1  |
| 5 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施  | 7-2  |
| 6 原子力災害に至らない事故への対応                | 7-2  |
| 7 防災関係機関の事務又は業務の大綱                | 7-3  |
| 第2節 原子力災害事前対策                     | 7-5  |
| 1 泊発電所における予防措置の責務                 | 7-5  |
| 2 原子力防災体制の整備                      | 7-5  |
| 3 長期化に備えた動員体制の整備                  | 7-6  |
| 4 緊急事態応急対策拠点の整備等                  | 7-6  |
| 5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携              | 7-6  |
| 6 放射性物質による環境汚染への対処のための整備          | 7-6  |
| 7 避難収容活動体制の整備                     | 7-7  |
| 8 通信連絡体制の整備                       | 7-8  |
| 9 緊急時モニタリング活動協力体制の整備              | 7-9  |
| 10 原子力災害医療活動協力体制の整備               | 7-9  |
| 11 防災資機材の整備                       | 7-9  |
| 12 防災対策資料の整備                      | 7-9  |
| 13 原子力防災に関する知識の普及と啓発              | 7-9  |
| 14 防災業務関係者の人材育成                   | 7-10 |
| 15 原子力防災訓練の実施                     | 7-10 |
| 第3節 緊急事態応急対策                      | 7-11 |
| 1 緊急事態の区分、内容                      | 7-11 |
| 2 事故状況等の把握及び通報連絡                  | 7-11 |
| 3 一般通信回線が使用できない場合の対処              | 7-13 |
| 4 防護措置決定の流れ                       | 7-13 |
| 5 各事態における応急活動体制と活動内容              | 7-13 |
| 6 防護措置を実施する応急活動体制と活動内容            | 7-17 |
| 7 広報及び指示伝達                        | 7-17 |
| 8 緊急時モニタリング活動                     | 7-18 |
| 9 安定ヨウ素剤の服用                       | 7-18 |
| 10 飲食物の摂取制限                       | 7-18 |
| 11 救急医療体制                         | 7-18 |
| 12 防災業務関係者の防護対策                   | 7-19 |
| 13 緊急輸送活動及び必需物資の調達                | 7-19 |
| 14 生活必需物資の調達                      | 7-20 |
| 15 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策      | 7-20 |
| 16 感染症対策                          | 7-20 |
| 第4節 退避等措置計画                       | 7-20 |
| 1 防護対策の実施                         | 7-21 |
| 2 緊急事態区分を判断するEALの枠組みに基づく防護対策の実施基準 | 7-21 |
| 3 OILに基づく防護措置                     | 7-22 |

|     |                           |      |
|-----|---------------------------|------|
| 第5節 | 原子力災害中長期対策                | 7-31 |
| 1   | 緊急事態解除宣言後の対応              | 7-31 |
| 2   | 現地事後対策連絡会議の出席等            | 7-31 |
| 3   | 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 | 7-31 |
| 4   | 放射性物質による環境汚染への対処          | 7-31 |
| 5   | 各種制限措置等の解除                | 7-31 |
| 6   | 損害賠償の請求等に必要な資料の作成         | 7-31 |
| 7   | 被災者等の生活再建等の支援             | 7-32 |
| 8   | 風評被害等の影響の軽減               | 7-32 |
| 9   | 被災中小企業等に対する支援             | 7-32 |
| 10  | 心身の健康相談体制の整備              | 7-32 |
| 11  | 物価の監視                     | 7-32 |
| 12  | 原子力事業者の災害復旧対策             | 7-33 |
| 別添1 | 「緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」  | 7-35 |
| 別添2 | 「OILと防護措置について」            | 7-38 |

## 第8章 業務継続計画（BCP）

|     |                           |     |
|-----|---------------------------|-----|
| 第1節 | 総則                        | 8-1 |
| 1   | 業務継続計画策定の意義と目的            | 8-1 |
| 2   | 業務継続計画の効果                 | 8-1 |
| 3   | 業務継続の基本方針                 | 8-2 |
| 4   | 業務継続計画の重要項目               | 8-2 |
| 5   | 業務継続計画の発動と解除              | 8-3 |
| 第2節 | 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制    | 8-3 |
| 1   | 職務の代行順位                   | 8-3 |
| 2   | 職員の参集体制                   | 8-3 |
| 第3節 | 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定   | 8-4 |
| 1   | 基本的考え方                    | 8-4 |
| 2   | 代替施設の条件                   | 8-4 |
| 3   | 代替施設                      | 8-4 |
| 第4節 | 電気、水、食料等の確保               | 8-4 |
| 1   | 電力の確保                     | 8-4 |
| 2   | 災害対応業務に従事する職員用の飲料水、食料品の確保 | 8-5 |
| 第5節 | 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保    | 8-5 |
| 1   | 通信手段の現状                   | 8-5 |
| 2   | 通信手段の多様化                  | 8-6 |
| 第6節 | 重要な行政データのバックアップの確保        | 8-6 |
| 第7節 | 非常時優先業務の選定                | 8-6 |
| 1   | 全般                        | 8-6 |
| 2   | 非常時優先業務の選定                | 8-6 |
| 3   | 非常時優先業務以外の通常業務            | 8-6 |
| 4   | 各部局の取組                    | 8-7 |
|     | （資料）各対策班、各部課の通常業務着手時期     | 8-8 |

## 第9章 災害復旧・被災者援護計画

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第1節 災害復旧計画             | 9-1 |
| 1 実施責任者                | 9-1 |
| 2 復旧事業計画の概要            | 9-1 |
| 3 災害復旧予算措置             | 9-2 |
| 4 激甚災害に係る財政援助措置        | 9-2 |
| 第2節 被災者援護計画            | 9-2 |
| 1 罹災証明書の交付             | 9-2 |
| 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 | 9-3 |
| 3 融資・貸付等による金融支援        | 9-4 |
| 4 災害義援金の募集及び配分         | 9-4 |
| (別表) 事業別国庫負担等一覧        | 9-6 |



# 第1章 総 則



## 第1章 目次表

## 第1章 総 則

## 第1章 目次表

|                                        |      |
|----------------------------------------|------|
| 第1節 計画の方針                              | 1-1  |
| 1 計画の目的                                | 1-1  |
| 2 計画の位置付け                              | 1-1  |
| 3 計画の推進                                | 1-1  |
| 4 計画の修正要領                              | 1-2  |
| 第2節 余市町に想定される災害                        | 1-2  |
| 1 余市町の特性                               | 1-2  |
| 2 余市町に想定される災害                          | 1-3  |
| 第3節 防災・減災の構想                           | 1-11 |
| 1 防災・減災の構想                             | 1-11 |
| 2 防災・減災の目標                             | 1-11 |
| 第4節 余市町防災会議                            | 1-12 |
| 第5節 防災関係機関及び町民等の役割                     | 1-13 |
| 1 防災関係機関の業務の大綱                         | 1-13 |
| 2 町民及び事業所の基本的責務                        | 1-15 |
| 3 防災関係機関の連絡先                           | 1-17 |
| 別表1 「津波浸水想定区域」                         | 1-18 |
| 別表2 「湯内川水系湯内川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」        | 1-19 |
| 別表3 「梅川水系梅川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」          | 1-20 |
| 別表4 「ヌッチ川水系ヌッチ川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」      | 1-21 |
| 別表5 「余市川水系余市川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」        | 1-22 |
| 別表6 「余市川水系余市中の川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」      | 1-23 |
| 別表7 「余市川水系後志種川・フレトイ川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」 | 1-24 |
| 別表8 「登川水系登川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」          | 1-25 |
| 別表9 「畚部川水系畚部川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）」        | 1-26 |
| 別表10 「土砂災害警戒区域等（全般）」                   | 1-27 |
| 付表1 「土砂災害警戒区域等（豊浜町）」                   | 1-28 |
| 付表2 「土砂災害警戒区域等（潮見町、白岩町）」               | 1-29 |
| 付表3 「土砂災害警戒区域等（梅川町、港町、富沢町）」            | 1-30 |
| 付表4 「土砂災害警戒区域等（沢町、浜中町、朝日町、入舟町）」        | 1-31 |
| 付表5 「土砂災害警戒区域等（栄町、登町）」                 | 1-32 |
| 付表6 「土砂災害警戒区域等（栄町）」                    | 1-33 |
| 付表7 「土砂災害警戒区域等（山田町、黒川町、登町）」            | 1-34 |



# 第1章 総 則

## 第1節 計画の方針

### 1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、余市町防災会議が作成する計画であり、余市町（以下「町」という。）において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、町の防災に万全を期することを目的とし、併せて、町域外の大規模災害における広域での相互支援等の対策も視野に入れ計画を定めるものとする。
- (1) 余市町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道（以下「道」という。）、町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
  - (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
  - (3) 災害の未然防止と被害の軽減を図るための災害予防に関すること。
  - (4) 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
  - (5) 災害復旧に関すること。
  - (6) 被災地への支援対策、被災者受入対策等に関すること。
  - (7) 防災訓練に関すること。
  - (8) 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

### 2 計画の位置付け

この計画は、基本法のほか国の防災指針を定めた「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関、指定公共機関）等と密接な整合性・関連性を有している。

### 3 計画の推進

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したと

しても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

- (2) 自助(町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。)、共助(町民等が地域において互いに助け合うことをいう。 ) 及び公助(道、町及び防災関係機関が実施する対策をいう。 ) のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- (3) 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、町民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

#### 4 計画の修正要領

余市町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項についてその変更を認めた場合とする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (2) 町域内・外において発生した災害の教訓等を計画に反映させる必要が生じたとき。
- (3) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- (4) 新たな計画を必要とするとき。
- (5) 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- (6) その他、余市町防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

また余市町防災会議は、基本法第42条第5項の規定に基づき、余市町地域防災計画を修正したときは、速やかに北海道知事(以下、「知事」という。)に報告するとともにその要旨を公表しなければならない。

### 第2節 余市町に想定される災害

#### 1 余市町の特性

##### (1) 位置及び地勢

本町は、積丹半島の基部にあり、東西約20.3km、南北約4.20km、総面積は、140.62km<sup>2</sup>であり、札幌市から直線距離約60kmの位置にある。

北は日本海に面し、海岸線は約17kmであり、東は小樽市、南は仁木町・赤井川村、西は古平町と各々山地を介して接し、町内には余市川、ヌッチ川、登川、フゴッペ川等が縦断しており、その流域に市街地が形成されている。

地質は余市川河口等に発達する低地は、余市湾に面する砂丘や余市川に沿う海岸平

野で砂層や泥炭が堆積しており、低地を挟んで、東、西、南部の三方を囲む丘陵及び山地に囲まれ、新第3世紀中新世の倶知安累層、余市累層の火山岩類や堆積岩類が分布し、それらの山腹緩斜面の表層部は赤色風化土層や凍結融解による角礫層となっている。

## (2) 気 象

気象は、日本海を北上する対馬海流（暖流）の影響を受け、道内では比較的温暖な気候となっており、過去10年の平均気温は8.8℃、平均年間降水量は1,251.2mm、降雪の深さ合計の平均は729.1cmであり、最大年間降雨量1,593mm（平成7年）、最低年間降雨量992.5mm（令和元年）、年間降雪の深さ合計の最大1,344mm（平成2年）、最低降雪量583cm（令和元年）となっている。

春夏は比較的晴れる日が多く、月平均気温は、盛夏期で21℃前後であり、厳冬期で氷点下3.8℃位となり、最高気温は30℃以上になることが少なく、最低気温も氷点下20℃以下になることはまれであり、しのぎ易い気候である。

気象庁の統計によるこれまでの極値は、最高気温34.9℃（昭和59年）、最低気温氷点下21.5℃（昭和53年）である。

過去10年における気象の状況

| 年             | 年平均<br>気温<br>(℃) | 日最高気温<br>の平均<br>(℃) | 日最低気温<br>の平均<br>(℃) | 年間降水量<br>(mm) | 最大1時間<br>降水量<br>(mm) | 降雪の深さ<br>合計<br>(cm) | 最深積雪<br>(cm) |
|---------------|------------------|---------------------|---------------------|---------------|----------------------|---------------------|--------------|
| 2014（平成26）年   | 8.4              | 12.9                | 3.6                 | 1188.5        | 20.0                 | 839                 | 148          |
| 2015（平成27）年   | 9.0              | 13.2                | 4.7                 | 1326.5        | 25.5                 | 841                 | 134          |
| 2016（平成28）年   | 8.2              | 12.4                | 3.7                 | 1186.0        | 18.5                 | 759                 | 95           |
| 2017（平成29）年   | 8.0              | 12.3                | 3.3                 | 1298.0        | 35.0                 | 737                 | 118          |
| 2018（平成30）年   | 8.4              | 12.7                | 3.9                 | 1409.5        | 16.5                 | 826                 | 128          |
| 2019（令和元）年    | 8.8              | 13.4                | 4.0                 | 992.5         | 17.5                 | 583                 | 99           |
| 2020（令和2）年    | 9.0              | 13.2                | 4.7                 | 1321.5        | 24.0                 | 629                 | 88           |
| 2021（令和3）年    | 9.1              | 13.7                | 4.3                 | 1347.5        | 25.5                 | 686                 | 124          |
| 2022（令和4）年    | 9.1              | 13.6                | 4.2                 | 1285.0        | 17.5                 | 681                 | 123          |
| 2023（令和5）年    | 9.8              | 14.3                | 5.1                 | 1156.5        | 18.5                 | 710                 | 125          |
| 過去10年<br>の平均値 | 8.8              | 13.2                | 4.2                 | 1251.2        | 21.9                 | 729.1               | 118.2        |

資料：気象庁アメダス(余市)

## 2 余市町に想定される災害

### (1) 過去に発生した災害

本町の被害を伴う災害の発生は、暴風雨（低気圧、台風の接近及び通過）による被害が最も多く36件、以下火災11件、暴風雪7件、地震（津波を含む。）3件が主なものとなる。（令和6年3月現在）

暴風雨について原因別にみると、低気圧の接近及び通過に伴う被害の発生が17件、台風の接近及び通過に伴う被害の発生が19件となっている。

冬季においても低気圧の接近及び通過に伴う暴風雪による被害が7件発生しており1年を通じ、台風を含めて低気圧の接近及び通過に伴う暴風雨及び暴風雪による災害の発生が主なものとなっている。

特に、昭和36年7月には、発達した低気圧に伴う豪雨により、余市川流域の本町と仁木町を中心に浸水家屋1,300戸と多大な被害が発生した。

昭和37年8月には全道で猛威を振るった台風9号に伴う豪雨により、全町の約6割に及ぶ面積が浸水し、死者1名、床上浸水1,750戸、余市橋、鮎見橋など大小あわせて10か所の橋が流失する等、被害総額11億5千万円（当時）相当の甚大な

被害が発生した。

平成9年8月の台風11号により、浸水家屋40戸、平成10年5月の低気圧により浸水家屋38戸、同年9月の台風15号により浸水家屋24戸と、本町市街地を中心とした内水被害が発生している。

津波の発生を伴う地震として昭和15年8月2日の北海道西方沖地震（M7.5）において、羽幌から積丹半島にかけて震度4を観測し、地震に伴う津波が発生し、本町も1.2mの記録となっている。また、平成5年7月12日の北海道南西沖地震では小樽、寿都、江差などで震度5を観測した。現地観測の結果から後志総合振興局から檜山振興局管内にかけて震度5から震度4相当の揺れがあったものと推定されており、本町においても震度5程度の揺れを観測していたものと推定されている。地震発生後、津波が発生し、検潮所で観測された津波の最大の高さは、岩内港142cm、忍路50cm、小樽港21cmなどとなっているが、震源地付近の奥尻島では、21.5mの高さまで津波が遡上しているなどの調査結果も記録されている。

その他、規模の大きな地震として、平成30年9月6日の北海道胆振東部地震（M6.7）は、北海道で初めて震度7（厚真町）が観測されたが、地震により発生した大規模停電は道内の離島を除くほぼ全域の295万戸で停電が発生し、本町においても震度4を観測するとともに、約20時間町内全域で停電、一部の地域で断水が発生した。

また、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は石川県羽咋郡（はくいぐん）志賀町で最大震度7を観測するとともに、東北地方太平洋沖地震以来初の「大津波警報」の発表をはじめ、日本海各地の沿岸にも「津波警報」・「津波注意報」が発表された。

北海道においても日本海北部、南部に「津波注意報」が発表され、道内の各検潮所で、留萌0.3m、石狩湾新港0.3m、小樽市忍路0.2m、瀬棚港0.6m、岩内港0.5mの津波がそれぞれ観測された。

#### 過去における主な災害（災害種別件数）

| 暴風雨   |    | 暴風雪 | 地 震 | 火 災 | 疾 病 | 海難事故 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|------|
| 大雨・強風 | 台風 |     |     |     |     |      |
| 17    | 19 | 7   | 3   | 11  | 2   | 1    |

（令和6年3月現在）

#### 余市川流域の主な既往洪水被害の概要

| 洪水発生年月     | 気象要因  | 流域平均総雨量<br>（日雨量 m<br>m）<br>然別地点 | 流量<br>（m³/s）<br>然別地点 | 被害状況                 |
|------------|-------|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 昭和 7 年 8 月 | 低 気 圧 |                                 |                      | 被害家屋581戸、氾濫面積472ha   |
| 昭和31年 8 月  | 台 風   |                                 |                      | 被害家屋27戸、氾濫面積611ha    |
| 昭和36年 7 月  | 低 気 圧 | 105                             |                      | 被害家屋1,300戸、氾濫面積353ha |
| 昭和37年 8 月  | 台 風   | 170                             |                      | 被害家屋3,046戸           |
| 昭和50年 8 月  | 低 気 圧 | 100                             | 822                  | 被害家屋449戸             |
| 昭和54年10月   | 台 風   | 123                             | 659                  | 被害家屋61戸、氾濫面積10ha     |
| 昭和56年 8 月  | 台 風   | 111                             | 731                  | 被害家屋98戸、氾濫面積12ha     |
| 平成 9 年 8 月 | 台 風   | 107                             | 263                  | 被害家屋40戸、余市町市街地内水     |
| 平成10年 5 月  | 低 気 圧 | 121                             | 362                  | 被害家屋38戸、余市町市街地内水     |
| 平成10年 9 月  | 台 風   | 107                             | 297                  | 被害家屋24戸、余市町市街地内水     |

資料：余市川水系河川整備計画（北海道）

## (2) 風水害・土砂災害等の想定

## ア 気象状況の変化

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすく、近年は特に水害・土砂災害をもたらす豪雨が多発する傾向があり、雨の強度や頻度などその降り方に特徴があり、長期的な傾向として、雨の降り方は変化している。

気象庁の観測によると、1日の降水量が200mm以上の大雨を観測した日数は、明治34年以降の統計期間において有意な増加傾向にあり、その最初の30年と比較すると、約1.6倍に増加している。(全国51の観測地点)。また、全国1,300の観測地点があるアメダスの観測データによれば、1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生頻度は、昭和51年以降の統計期間において有意な増加傾向にあり、その最初の10年と直近の10年を比較すると、約1.4倍に増加している。

このように、雨の降り方が変化している背景には、自然変動の影響に加え、地球温暖化の影響もあると考えられている。また気象庁の予測によると、今後、温室効果ガスの排出が高いレベルで続く場合、1日の降水量が200mm以上となる日数や、1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生頻度は全国平均で今世紀末には20世紀末の2倍以上になると予測されている。

北海道には梅雨がなく、本州が梅雨前線の影響下にあっても高気圧に覆われ晴れる日が多いが、本州付近から北上してきた前線が北海道付近に停滞したり、太平洋高気圧の縁辺を周り暖かく湿った空気が北海道へ継続的に流入することにより、局地的に非常に激しい雨が降り続き、土砂災害や浸水害、洪水害が発生することがある。

また、広範囲に大雨や暴風をもたらす台風は6月以降北海道に接近しやすくなり、8月、9月と台風接近数が多くなる傾向がある。

## イ 想定最大規模降雨

想定最大規模降雨とは、1000年に1回（年超過確立1/1,000と言う）程度の大雨をいう。余市川は50年に1回程度の雨を河川整備計画の規模としていくことから、この雨はそれを大きく上回る事となる。

これは平成23年の東日本大震災において巨大津波が発生し甚大な被害をもたらしたが、これが想定最大規模の自然現象を防災対策の対象とするきっかけとなり、近年では前項のとおり、気象の変動に伴い、集中豪雨の頻発や台風の発生が懸念され、風水害対策では想定最大規模降雨を考慮するようになった。

## ウ 本町の想定最大規模降雨

道は、平成27年5月の水防法（昭和24年法律第193号）改正を踏まえ、これまでの洪水浸水想定区域を見直し道内の13水系60河川において想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を公表した。これによる想定最大規模の降雨量等については次表のとおり。

本町の想定最大規模降雨

| 確率降水量（再現期間） | 24時間降水量 | 備 考      |
|-------------|---------|----------|
| 1,000年に1回程度 | 439.2mm | 想定最大規模降雨 |
| 100年に1回程度   | 181.0mm |          |
| 50年に1回程度    | 158.0mm | 計画規模降雨   |
| 10年に1回程度    | 105.0mm |          |

本町の気象統計開始（昭和51年）以降の観測史上最大値は次表のとおり。

本町の観測史上1位の降水量

| 区分      | 降水量     | 観測年月日      |
|---------|---------|------------|
| 1時間降水量  | 41.5mm  | 平成22年8月7日  |
| 3時間降水量  | 71.5mm  | 平成22年8月8日  |
| 6時間降水量  | 112.0mm | 平成9年8月5日   |
| 12時間降水量 | 134.0mm | 平成22年7月29日 |
| 24時間降水量 | 149.0mm | 平成23年9月3日  |
| 48時間降水量 | 177.0mm | 平成23年9月4日  |
| 72時間降水量 | 236.0mm | 平成23年9月5日  |
| 日降水量    | 148.5mm | 平成23年9月2日  |
| 月降水量    | 355.0mm | 平成23年9月    |

※想定最大規模降雨は、本町で観測史上1位の24時間降水量の約3倍であり、かつ月最大雨量の355.0mmを24時間で更新する降水量となる。

#### エ 重要水防区域の指定

##### （ア）津波浸水想定区域

本町において、津波により災害が予想され、警戒を必要とする区域は別表1のとおりである。

##### （イ）町内各河川の浸水想定区域

町内各河川の想定最大規模の降雨による浸水想定区域は次のとおりである。

| 水 系  | 河川名        | 想定浸水区域 |
|------|------------|--------|
| 湯内川  | 湯内川        | 別表2による |
| 梅川   | 梅川         | 別表3による |
| ヌッチ川 | ヌッチ川       | 別表4による |
| 余市川  | 余市川        | 別表5による |
| 余市川  | 余市中の川      | 別表6による |
| 余市川  | 後志種川、フレトイ川 | 別表7による |
| 登川   | 登川         | 別表8による |
| 畚部川  | 畚部川        | 別表9による |

##### （ウ）土砂災害警戒区域等

###### a 土砂災害の種類と特徴

| 種 類     | 特 徴                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土 石 流   | 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。<br>その流れの速さは規模によって異なるが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを崩壊させてしまう。  |
| 急傾斜地の崩壊 | 地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいう。<br>崖崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっている。      |
| 地 す べ り | 斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいう。<br>一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また一旦動き出すと停止させることは非常に困難である。 |

## b 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

| 区 域 名                     | 概 要                                                                                     |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂災害警戒区域<br>(通称：イエローゾーン)  | 土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域             |
| 土砂災害特別警戒区域<br>(通称：レッドゾーン) | 土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制が行われる。 |

## c 余市町の指定状況

| 区 分                    | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 地すべり | 合 計 |
|------------------------|-----|---------|------|-----|
| 土砂災害警戒区域<br>(イエローゾーン)  | 1 4 | 3 6     | 7    | 5 7 |
| 土砂災害特別警戒区域<br>(レッドゾーン) | 8   | 3 6     | 0    | 4 4 |

## d 余市町の土砂災害警戒区域等

別表 10 「土砂災害警戒区域等（全般）」

## (3) 地震の想定

## ア 地震想定概要

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。

道は想定地震として24地震54断層モデルを選定し、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定を算定した。（「平成28年度地震被害想定調査結果」）

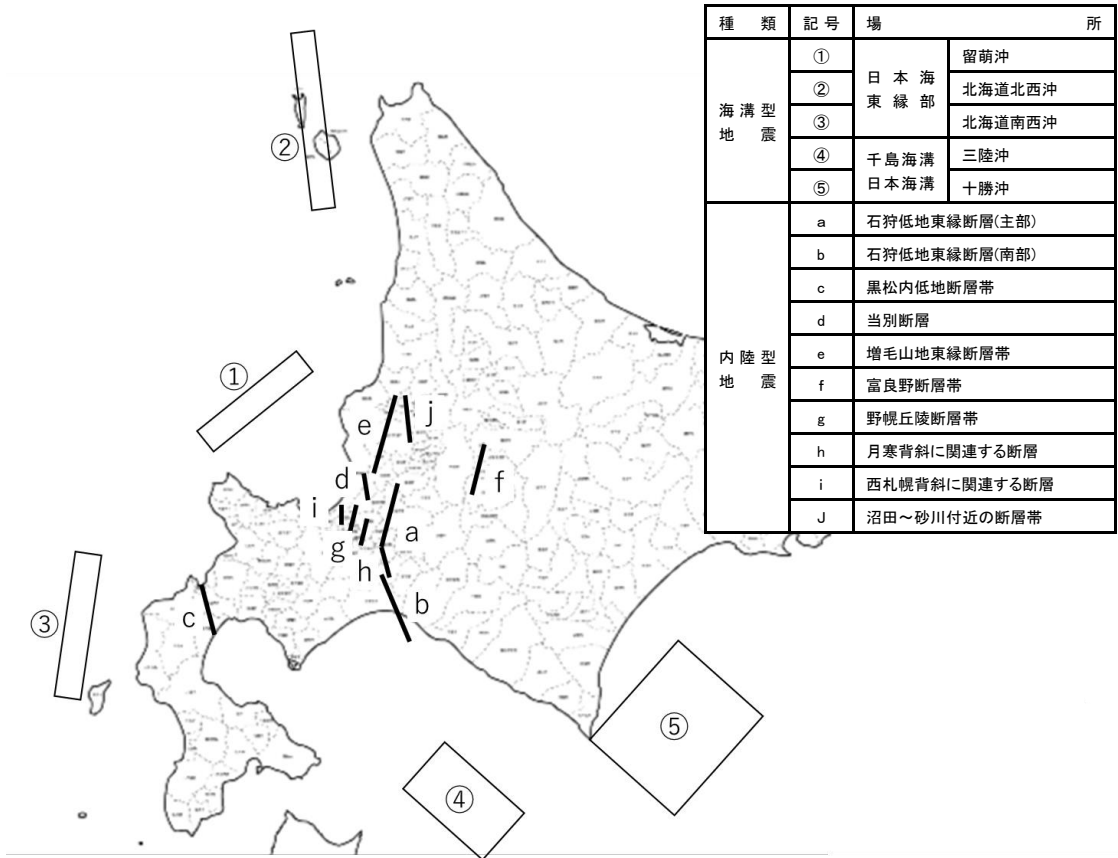
イ 道が選定した24地震54断層モデルから本町に大きな被害又は影響を及ぼす可能性が高い地震（本町予測震度5弱以上）として、日本海東縁部付近及び千島海溝日本海溝で発生する海溝型地震が5地震、内陸型地震については10地震を選定した。

## 本町に影響を及ぼす地震

| 種 類        | 記 号 | 場 所                |        | 本町震度 | 揺 れ に よ る 住 宅 被 害<br>全 壊 ／ 半 壊 | 死傷者数 | 地震発生確率<br>(30年以内) |
|------------|-----|--------------------|--------|------|--------------------------------|------|-------------------|
| 海溝型<br>地 震 | ①   | 日 本 海 溝<br>東 縁 部   | 留萌沖    | 6強   | 296棟／1,101棟                    | 144人 | ほぼ0%              |
|            | ②   |                    | 北海道北西沖 | 5弱   | 1棟未満／2棟                        | 1人未満 | 0.006%～0.1%       |
|            | ③   |                    | 北海道南西沖 | 6弱   | 4棟／48棟                         | 6人未満 | ほぼ0%              |
|            | ④   | 千 島 海 溝<br>日 本 海 溝 | 三陸沖    | 6弱   | 1棟未満／9棟                        | 1人未満 | 8%～30%            |
|            | ⑤   |                    | 十勝沖    | 5強   | 1棟未満／4棟                        | 1人未満 | 10%程度             |
| 内陸型<br>地 震 | a   | 石狩低地東縁断層(主部)       |        | 5強   | 1棟未満／4棟                        | 1人未満 | ほぼ0%              |
|            | b   | 石狩低地東縁断層(南部)       |        | 5強   | 1棟未満／5棟                        | 1人未満 | 0.2%以下            |
|            | c   | 黒松内低地断層帯           |        | 5強   | 1棟未満／1棟未満                      | 1人未満 | 2%～5%以下           |
|            | d   | 当別断層               |        | 5強   | 1棟未満／2棟                        | 1人未満 | ほぼ0%～2%           |
|            | e   | 増毛山地東縁断層帯          |        | 6弱   | 4棟／50棟                         | 4人未満 | 0.6%以下            |
|            | f   | 富良野断層帯             |        | 5弱   | 1棟未満／1棟未満                      | 1人未満 | ほぼ0%～0.03%        |
|            | g   | 野幌丘陵断層帯            |        | 5強   | 1棟未満／5棟                        | 1人未満 | —                 |
|            | h   | 月寒背斜に関連する断層        |        | 5強   | 1棟未満／2棟                        | 1人未満 | —                 |
|            | i   | 西札幌背斜に関連する断層       |        | 5弱   | 1棟未満／1棟未満                      | 1人未満 | —                 |
|            | J   | 沼田～砂川付近の断層帯        |        | 5弱   | 1棟未満／1棟未満                      | 1人未満 | 0.6%以下            |

資料：平成28年度地震被害想定結果（北海道）

北海道地方の地震活動の特徴（地震本部）



注：1 各断層等の位置は概略の位置（イメージ）  
2 同一の断層帯に複数存在する場合は集約して一番被害想定のかな断層帯を記載  
資料：平成28年度地震被害想定調査結果（概要版）（平成30年2月北海道公表）

ウ 津波を伴う地震  
本町に影響を及ぼす津波を伴う地震として、日本海東縁部の3地震が予測されており、北海道留萌沖及び北海道南西沖については同一地域の震源が2か所予測されているため、合計5つの地震が津波を伴うとして予測されている。  
北海道留萌沖の沿岸部が震源の場合、余市港に第1波が到達するのは地震発生後27分後であり、最大遡上高は3.18mが予測されている。

（参考）最大遡上高：津波の高さには、津波自身の高さ（海岸の波打ち際での高さ）だけではなく、津波が陸に駆け上がった際の最大到達高度をいう。遡上高は津波の高さと同程度の場合や、高い場合は4倍程度になることもあるとされている。

津波第1波到達時間及び最大遡上高（余市港）

| 想定震源域   |     |     | 第1波到達時間 | 最大遡上高 |
|---------|-----|-----|---------|-------|
| ①北海道留萌沖 | F06 | 沖合部 | 27分     | 2.53m |
|         | F08 | 沿岸部 | 27分     | 3.18m |
| ②北海道北西沖 | F01 |     | 96分     | 2.20m |
| ③北海道南西沖 | F10 | 沖合部 | 33分     | 1.88m |
|         | F15 | 沿岸部 | 35分     | 3.06m |

## 津波第1波到達時間及び最大遡上高（余市本港）

| 想定震源域   |       |     | 第1波到達時間 | 最大遡上高           |
|---------|-------|-----|---------|-----------------|
| ①北海道留萌沖 | F 0 6 | 沖合部 | 2 7 分   | 3. 0 6 m        |
|         | F 0 8 | 沿岸部 | 2 7 分   | <b>3. 2 5 m</b> |
| ②北海道北西沖 | F 0 1 |     | 9 6 分   | 2. 1 2 m        |
| ③北海道南西沖 | F 1 0 | 沖合部 | 3 3 分   | 1. 9 7 m        |
|         | F 1 5 | 沿岸部 | 3 5 分   | 2. 7 7 m        |

## エ 想定最大規模の地震

道が実施した調査結果から、本町に最も大きな被害が発生する地震として、「北海道留萌沖地震」の被害を予測する。

留萌沖では、昭和22年にM6.7の地震が発生している。また寛政4年に発生した後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7.0クラスの地震が発生する領域と考えられている。

本町の地表における震度は（評価単位最大）6.4（震度6強）が予測されおり、本町の想定最大規模の地震である。

| 想定震源域  | 規模（M） | 地震発生確率      |             |           |
|--------|-------|-------------|-------------|-----------|
|        |       | 10年以内       | 30年以内       | 50年以内     |
| 北海道留萌沖 | 7.5程度 | ほぼ0%        | ほぼ0%        | ほぼ0%      |
| 北海道北西沖 | 7.8程度 | 0.002～0.04% | 0.006～0.01% | 0.01～0.2% |
| 北海道南西沖 | 7.8前後 | ほぼ0%        | ほぼ0%        | ほぼ0%      |

## オ 想定最大規模の地震による被害予測

留萌沖地震が発生した場合の被害想定については次表のとおり。なお道の「平成28年度地震被害想定調査結果」から、冬季の早朝5時に発生した場合において人的被害が最大になるという結果から、その算定結果を準用することとする。

## 北海道留萌沖地震被害想定（発生：冬の早朝5時）

| 想定被害項目  |                                                                        |                         | 被害予測         |
|---------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------------|
| 地震動     |                                                                        | 地表における震度<br>（評価単位最大）／震度 | 6. 4 ／ 6 弱   |
| 建物被害    | 揺れによる建物被害                                                              | 全壊棟数                    | 2 8 9 棟      |
|         |                                                                        | 半壊棟数                    | 1, 0 8 5 棟   |
|         | 液状化による建物被害                                                             | 全壊棟数                    | 3 棟          |
|         |                                                                        | 半壊棟数                    | 5 棟          |
|         | 急傾斜地崩壊による建物被害                                                          | 全壊棟数                    | 5 棟          |
|         |                                                                        | 半壊棟数                    | 1 1 棟        |
|         | 小 計                                                                    | 全壊棟数                    | 2 9 7 棟      |
|         |                                                                        | 半壊棟数                    | 1, 1 0 1 棟   |
| 火災被害    |                                                                        | 全出火件数                   | 2 件          |
|         |                                                                        | 炎上出火件数                  | 1 件未満        |
|         |                                                                        | 焼失棟数                    | 3 棟          |
| 人的被害    | 揺れによる人的被害                                                              | 死者数                     | 3 人          |
|         |                                                                        | 重症者数                    | 1 3 人        |
|         |                                                                        | 軽症者数                    | 1 2 1 人      |
|         | 急傾斜地崩壊による人的被害                                                          | 死者数                     | 1 人未満        |
|         |                                                                        | 重症者数                    | 1 人          |
|         |                                                                        | 軽症者数                    | 5 人          |
|         | 火災被害による死傷者数                                                            | 死者数                     | 1 人未満        |
|         |                                                                        | 重症者数                    | 1 人未満        |
|         |                                                                        | 軽症者数                    | 1 人未満        |
|         | 小計                                                                     | 死者数                     | 4 人          |
|         |                                                                        | 重症者数                    | 1 4 人        |
|         |                                                                        | 軽症者数                    | 1 2 6 人      |
| 避難者数    |                                                                        | 避難所生活者数                 | 2, 9 7 2 人   |
|         |                                                                        | 避難所外避難者数                | 1, 6 0 0 人   |
|         |                                                                        | 避難者数計                   | 4, 5 7 2 人   |
| 上下水道の被害 | 上水道の被害                                                                 | 被害箇所数                   | 1 4 0 箇所     |
|         |                                                                        | 断水世帯数（直後）               | 8, 0 4 8 世帯  |
|         |                                                                        | 断水人口（直後）                | 1 8, 2 9 9 人 |
|         |                                                                        | 断水世帯数（2 日後）             | 5, 9 8 0 世帯  |
|         |                                                                        | 断水人口（2 日後）              | 1 3, 5 9 6 人 |
|         | 下水道の被害                                                                 | 被害延長（km）                | 1 1. 3 km    |
|         |                                                                        | 機能支障世帯数                 | 8 0 2 世帯     |
|         |                                                                        | 機能支障人口                  | 1, 8 2 4 人   |
| 備 考     | 前提事項：人口：1 9, 6 5 5 人、世帯数 1 0、5 5 1 世帯<br>（平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在）※調査委実施時 |                         |              |

## 第3節 防災・減災の構想

### 1 防災・減災の構想

災害への備えの意識を日頃から高め、安全・安心なまちづくりを着実に進め、被害を最小限に抑え、災害時においてもお互いに助け合い、困難を乗り越えることを目指すものとする。

#### (1) 自助・共助意識の醸成

「自分の命は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という町民の自助・共助の意識を高め、災害への備えを充実させるとともに、自助・共助による防災活動の促進を目指す。

#### (2) 防災・減災対策の充実

災害から町民の生命及び財産を守るため、円滑な応急・復旧対策が実施できるよう、公助による防災・減災対策の充実を目指す。

### 2 防災・減災の目標

#### (1) 基本目標

地震・風水害等の自然災害の発生による被害から、町民の生命及び財産を守るため、正確な情報の収集・整理・伝達を行うための体制や通信機器等の整備、防災のための資機材や避難所の整備及び生活必需品の備蓄、地域防災力の向上のための自主防災組織の育成などを図り、総合的な防災・減災対策を推進する。

この際、町民を対象とした防災講話、防災学習会等、児童・生徒を対象とする防災・減災に資する活動等を行い、防災・減災意識を高める事業、取組を積極的に行う。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応において、自治体と防災関係機関等との連携強化が再認識されたことから、平常時において防災訓練などの機会を通じ、防災関係機関との連携強化に努める。

#### (2) 防災・減災の目標

大規模な地震、大規模な風水害等が発生した場合、その被害は甚大かつ深刻であることが想定されることから、平常時において町や防災関係機関、あるいは町民等が被害発生の予防や軽減を図るための様々な対策を行うことが極めて重要である。

このため、町としては、次に掲げる3つの視点で諸施策を推進することとし、建物等の耐震化や不燃化等の促進により、建物損壊や火災等による死傷者等の減少に努めるとともに、避難情報等の確実な伝達による危険回避及び町民相互の共助意識を高め、地震災害及び風水害時における被害を軽減させることに努める。

##### ア 地域の特性に応じた防災・減災対策の推進

(ア) 地形、交通網、住宅密集度等を考慮した諸施策の推進

(イ) 公共施設の維持管理の促進

(ウ) ライフライン等の強靱化

(エ) 避難所の整備と機能強化

(オ) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に対する施策の推進

##### イ 自助・共助及び公助の推進による災害に強いまちづくりの推進

(ア) 平素の防災講話、防災学習会等による防災・減災意識の向上

(イ) 児童・生徒等を対象とした防災・減災意識の育成強化に資する取組の積極的な実施

(ウ) 情報通信手段の確保と危機管理体制の整備、充実

(エ) 平素の防災訓練等の取組による防災関係機関と町の相互理解及び連携強化  
ウ 防災関係機関、協力機関及び事業者等との大規模災害時における応援協定等の締結の促進

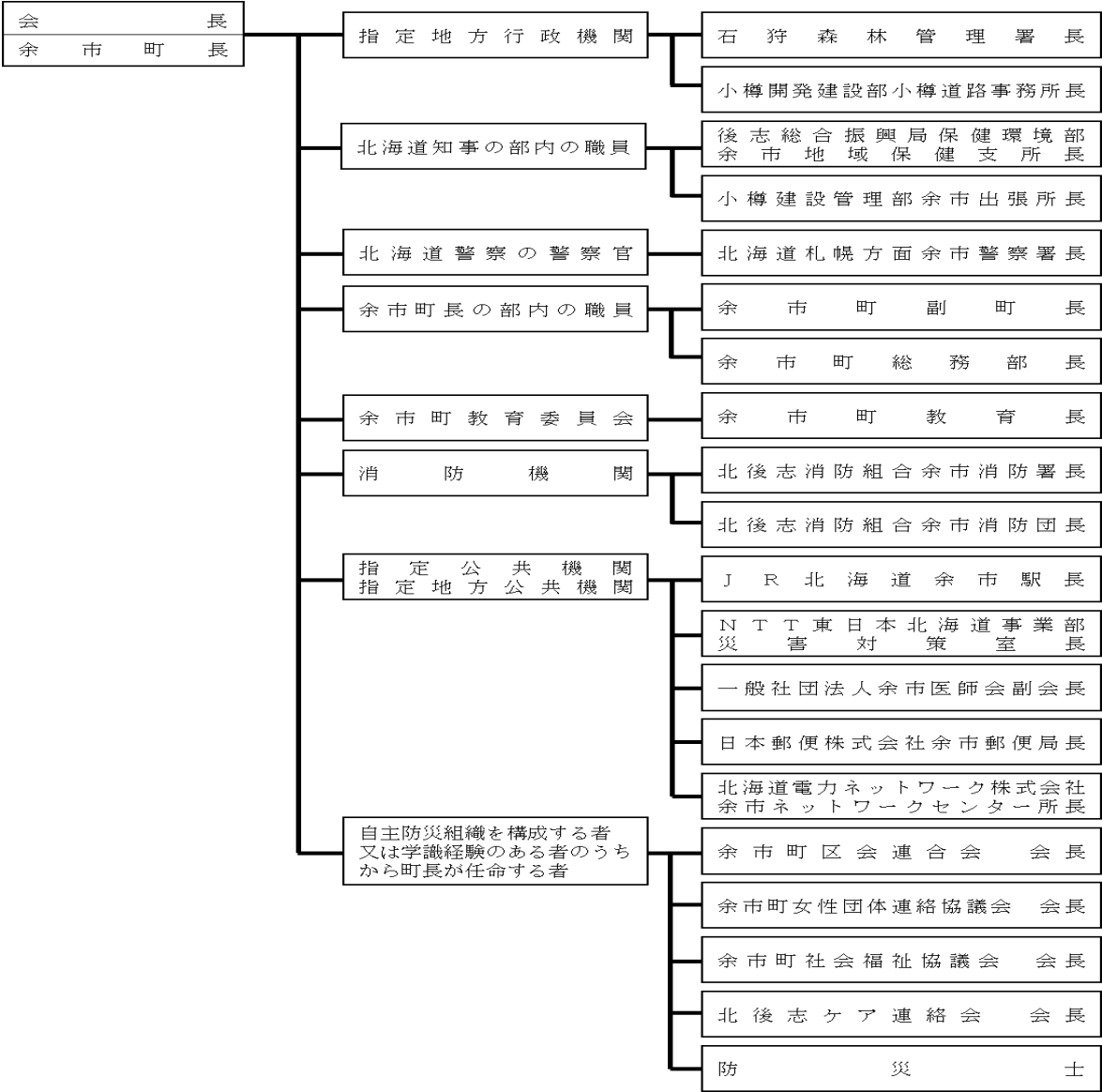
第4節 余市町防災会議

災害の予防、応急対策、復旧及び被災地支援、被災者受入等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、余市町防災会議を設置する。

余市町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づき、余市町防災会議条例（昭和37年条例第35号）第3条第5項に規定する機関の長並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者等を委員として任命し組織するものとする。

余市町防災会議の所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を定め、その実施の推進を図るとともに、町長の諮問に応じ、本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、重要事項に対し町長に意見を述べるものとし、余市町防災会議条例の定めにより運営する。

余市町防災会議組織図



## 第5節 防災関係機関及び町民等の役割

## 1 防災関係機関の業務の大綱

余市町防災会議の構成機関、防災に関する国等の行政機関及び公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

| 機 関 名     |                      | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 余市町       | 町長部局                 | 1 余市町防災会議に関すること。<br>2 余市町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。<br>3 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、その他災害予防措置に関すること。<br>4 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。                                                                                               |
|           | 教育委員会                | 1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。<br>2 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。                                                                                                                                                       |
| 北後志消防組合   | 余市消防署                | 1 災害時における消防及び水防活動等に関すること。                                                                                                                                                                                                 |
|           | 余市消防団                | 2 災害時における救助活動の実施に関すること。                                                                                                                                                                                                   |
| 北後志衛生施設組合 |                      | ごみ及びし尿に係る清掃に関すること。                                                                                                                                                                                                        |
| 指定地方行政機関  | 小樽開発建設部              | 1 国道の整備及び災害復旧に関すること<br>2 国営農業用施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。<br>3 港湾の直轄工事及び災害復旧に関すること。                                                                                                                                       |
|           | 石狩森林管理署<br>(余市森林事務所) | 1 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。<br>2 復旧治山及び予防治山の実施に関すること。<br>3 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。                                                                                                                         |
|           | 小樽海上保安部              | 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。<br>2 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。<br>3 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。                                                                                     |
|           | 札幌管区气象台              | 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。<br>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。<br>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。<br>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。<br>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 |
|           | 北海道農政事務所             | 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。                                                                                                                                                                                    |
|           | 北海道総合通信局             | 1 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。<br>2 非常通信協議会の運営に関すること。                                                                                                                                                               |

| 機 関 名  |                              | 事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                           |
|--------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自衛隊    | 陸上自衛隊<br>第11特科隊              | 1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。<br>2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。<br>3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。                                                                                                                   |
|        | 海上自衛隊<br>余市防備隊               |                                                                                                                                                                                                                     |
| 北海道    | 後志総合振興局                      | 1 後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。<br>2 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等、その他災害予防措置に関すること。<br>3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。<br>4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。<br>5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。<br>6 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 |
|        | 後志総合振興局<br>小樽建設管理部<br>余市出張所  | 1 関係公共土木施設災害の調査、報告及び災害応急対策の実施に関すること。<br>2 関係河川の水位及び雨量の情報収集に関すること。<br>3 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。<br>4 水防技術等の指導に関すること。                                                                                              |
|        | 後志総合振興局<br>保健環境部余市<br>地域保健支所 | 1 災害時における防疫に関すること。<br>2 災害時における医療救護及び助産に関すること。                                                                                                                                                                      |
| 北海道警察  | 札幌方面余市警察署                    | 1 災害時における住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等に関すること。<br>2 災害の警報等の伝達及び災害情報の収集に関すること。                                                                                                                                             |
| 指定公共機関 | 東日本電信電話株式会社北海道事業部            | 1 気象官署からの警報（標題のみ）伝達すること。<br>2 重要通信の確保のための一般電話の利用制限に関すること。                                                                                                                                                           |
|        | 北海道旅客鉄道株式会社                  | 1 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。<br>2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。                                                                                                                                                    |
|        | 北海道電力ネットワーク株式会社              | 災害時における電力の円滑な供給に関すること。                                                                                                                                                                                              |
|        | 日本郵便株式会社余市郵便局                | 1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。<br>2 郵便の非常取扱いに関すること。<br>3 「災害発生時における余市町と余市町内郵便局の協力に関する協定書」に関すること。<br>4 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。                           |

| 機 関 名               |                         | 事務又は業務の大綱                                                                           |
|---------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定公共機関              | 日本赤十字社北海道支部（余市町分区）      | 1 災害時における医療、助産等の救助、救援に関すること。<br>2 民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関すること。<br>3 災害義援金品の募集に関すること。 |
|                     | 東日本高速道路株式会社北海道支社札幌管理事務所 | 後志自動車道の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理に関すること。                                                    |
| 指定地方公共機関            | 余市医師会                   | 災害時における救急医療の実施に関すること。                                                               |
|                     | 余市川土地改良区、余市土地改良区        | 1 頭首工若しくは、樋門及び溜池の防災管理に関すること。<br>2 農地農業用施設の災害予防、災害対策及び災害復旧に関すること。                    |
| 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | 余市町農業協同組合               | 1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。<br>2 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。                        |
|                     | 余市郡漁業協同組合               |                                                                                     |
|                     | ようてい森林組合北後志事業所          | 1 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材等の確保の協力に関すること。<br>2 被災事業主に対する融資及びその斡旋に関すること。               |
|                     | 余市商工会議所                 |                                                                                     |
|                     | 一般病院、診療所                | 災害時における医療及び防疫対策の協力に関すること。                                                           |
|                     | 運送事業者                   | 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等についての支援に関すること。                                            |
|                     | 危険物関係施設の管理者             | 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。                                                           |
|                     | 電気通信事業者                 | 災害時における電気通信の確保についての支援に関すること。                                                        |

## 2 町民及び事業所の基本的責務

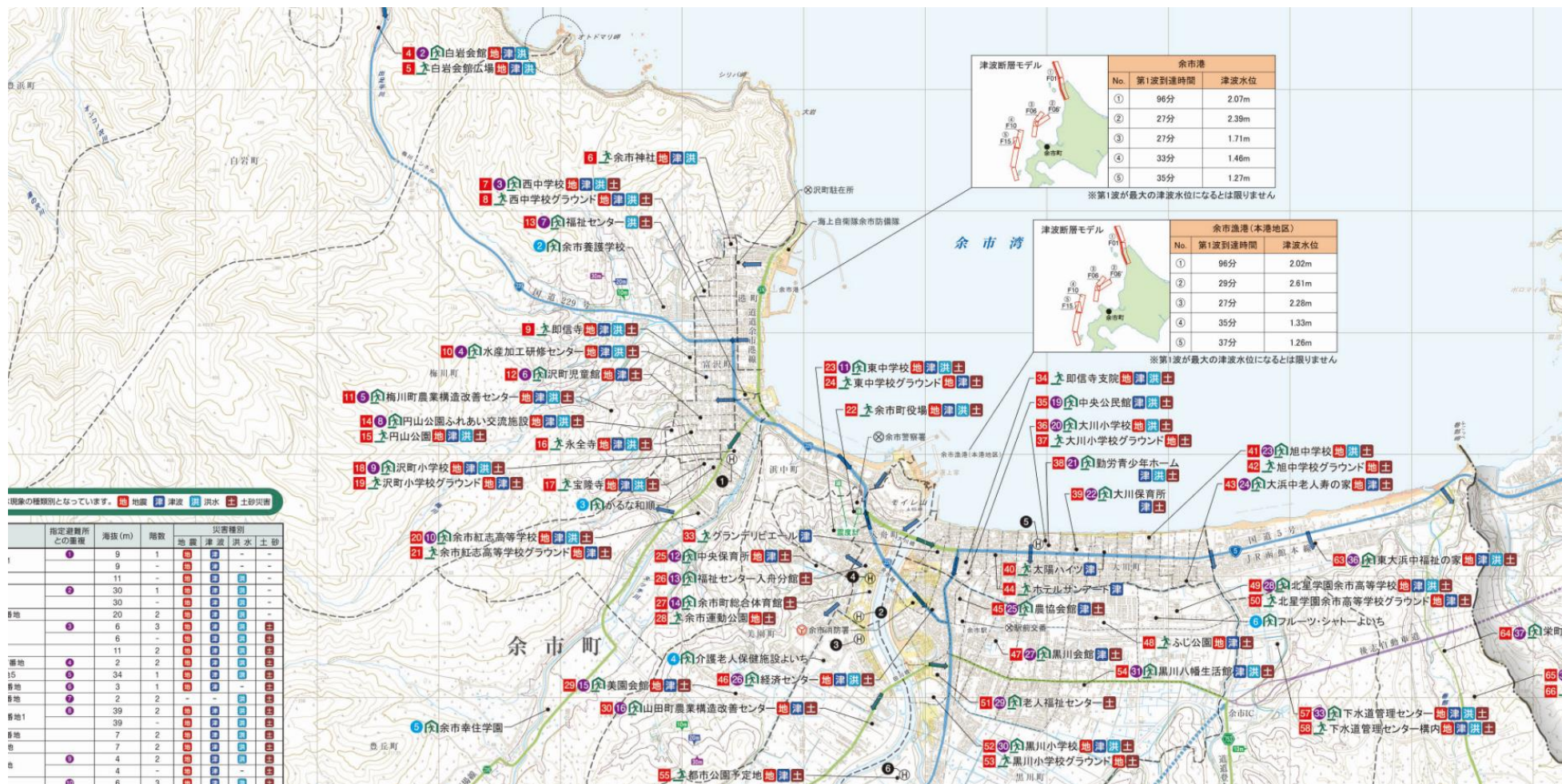
| 機 関 名 | 基本的責務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 民   | <p>地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、自主的な防災活動に努めるものとする。</p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 避難の方法（避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所）及び家族との連絡方法の確認</p> <p>(2) 食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄</p> <p>(3) 非常用持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保</p> <p>(4) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策</p> <p>(5) 隣近所との相互協力関係のかん養</p> <p>(6) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握</p> <p>(7) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の取得</p> |

| 機 関 名 | 基本的責務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町 民   | <p>(8) 区会内における要配慮者への配慮<br/>(9) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施<br/>(10) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(1) 地域における被災状況の把握<br/>(2) 近隣の負傷者や要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対する救助・支援<br/>(3) 初期消火活動等の応急対策<br/>(4) 指定避難所での自主的活動や町民が主体となった指定避難所運営体制の構築<br/>(5) 道、町及び防災関係機関の活動への協力<br/>(6) 自主防災組織の活動</p>                                                                                                    |
| 事 業 所 | <p>従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。</p> <p>1 平常時の備え</p> <p>(1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定<br/>(2) 防災体制の整備及び事業所の耐震化・耐浪化の促進<br/>(3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施<br/>(4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応<br/>(5) 取引先とのサプライチェーンの確保</p> <p>2 災害時の対策</p> <p>(1) 事業所の被災状況の把握<br/>(2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供<br/>(3) 施設利用者の避難誘導<br/>(4) 従業員及び施設利用者の救助<br/>(5) 初期消火活動等の応急対策<br/>(6) 事業の継続又は早期再開・復旧<br/>(7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献</p> |

## 3 防災関係機関の連絡先

| 区 分          | 施設名                                | 所在地                       | 電 話                                               | F A X                 |
|--------------|------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------|
| 消防機関         | 北後志消防組合消防本部                        | 余市町黒川町6丁目25番地2            | 23-3759                                           | 23-7811               |
|              | 北後志消防組合余市消防署                       |                           | 23-3711                                           | 23-3943               |
| 北後志衛生施設組合    |                                    | 余市町栄町150番地                | 22-4489                                           | 23-5146               |
| 指定地方<br>行政機関 | 小樽開発建設部                            | 小樽市潮見台1丁目15番地5            | 0134-23-5119<br>内448                              | 0134-23-5147          |
|              | 石狩森林管理署余市森林事務所                     | 余市町浜中町106番地               | 22-3912                                           | 22-3910               |
|              | 小樽海上保安部                            | 小樽市港町5番2                  | 0134-27-6118                                      | 0134-23-9700          |
|              | 札幌管区気象台                            | 札幌市中央区北2条西18丁目2           | 011-611-6127                                      | 011-644-9674          |
|              | 北海道農政事務所                           | 札幌市中央区南2条西6丁目2番地22        | 011-330-8801                                      | 011-552-0530          |
|              | 北海道総合通信局(防災対策推進室)                  | 札幌市北区北8条西2丁目1番地1          | 011-747-6451                                      | 011-709-2481          |
| 自 衛 隊        | 陸上自衛隊第11特科隊(第3科)                   | 札幌市南区真駒内17番地              | 011-581-3191<br>内2681                             | 011-581-3191<br>内3426 |
|              | 海上自衛隊余市防備隊(防備科)                    | 余市町港町国有地                  | 23-2243<br>内221                                   | 23-2450               |
| 北 海 道        | 後志総合振興局(地域創生部危機対策室)                | 倶知安町北1条東2丁目               | 0136-23-1345<br>内2191                             | 0136-22-0948          |
|              | 後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所                | 余市町黒川町1248番地              | 23-2196                                           | 23-6725               |
|              | 後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所               | 余市町朝日町12番地                | 23-3104                                           | 23-3614               |
| 北 海 道<br>警 察 | 札幌方面余市警察署                          | 余市町朝日町27番地                | 22-0110                                           | 22-0110               |
| 指 定<br>公共機関  | N T T 東日本ー北海道(設備部サービス運営部門北海道災害対策室) | 札幌市中央区北1条西4丁目2ー4大通4丁目ビル6階 | 011-212-4466                                      | 011-222-9254          |
|              | J R 北海道余市駅                         | 余市町黒川町5丁目43番地             | 23-3631                                           | 23-3640               |
|              | 北海道電力ネットワーク株式会社余市ネットワークセンター        | 余市町大川町13丁目1番地             | 23-4024                                           | 23-8102               |
|              | 日本郵便株式会社余市郵便局                      | 余市町大川町6丁目31番地             | 0570-943-607                                      | 23-3614               |
|              | 日本赤十字社北海道支部余市町分区                   | 余市町富沢町5丁目13番地             | 22-6228                                           | 22-6228               |
|              | 東日本高速道路株式会社北海道支社札幌管理事務所(工務)        | 札幌市白石区米里2条2丁目4番1号         | 011-875-3412<br>(災害時優先)<br>011-598-8029<br>(平時代表) |                       |
| 指定地方<br>公共機関 | 一般社団法人余市医師会                        | 余市町黒川町7丁目13倫人会小嶋内科(内)     | 23-3232                                           | 23-6144               |
|              | 余市川土地改良区                           | 仁木町西町1丁目36-1              | 32-3132                                           | 32-3272               |
|              | 余市土地改良区                            | 余市町役場内                    | —                                                 | —                     |
| 公 共 的<br>団 体 | 余市町農業協同組合                          | 余市町黒川町5丁目22番地             | 23-3121                                           | 23-4212               |
|              | 余市郡漁業協同組合                          | 余市町港町148番地                | 23-2131                                           | 22-6235               |
|              | ようてい森林管理組合北後志事業所                   | 余市町大川町2丁目26番地             | 23-3684                                           | 23-9970               |
|              | 社会福祉法人余市町社会福祉協議会                   | 余市町入舟町400番地               | 22-3156                                           | 23-3664               |
|              | 一般社団法人余市町観光協会                      | 余市町黒川町8丁目4番地              | 22-4115                                           | 22-1517               |
|              | 余市商工会議所                            | 余市町黒川町3丁目114番地            | 23-2116                                           | 22-5100               |

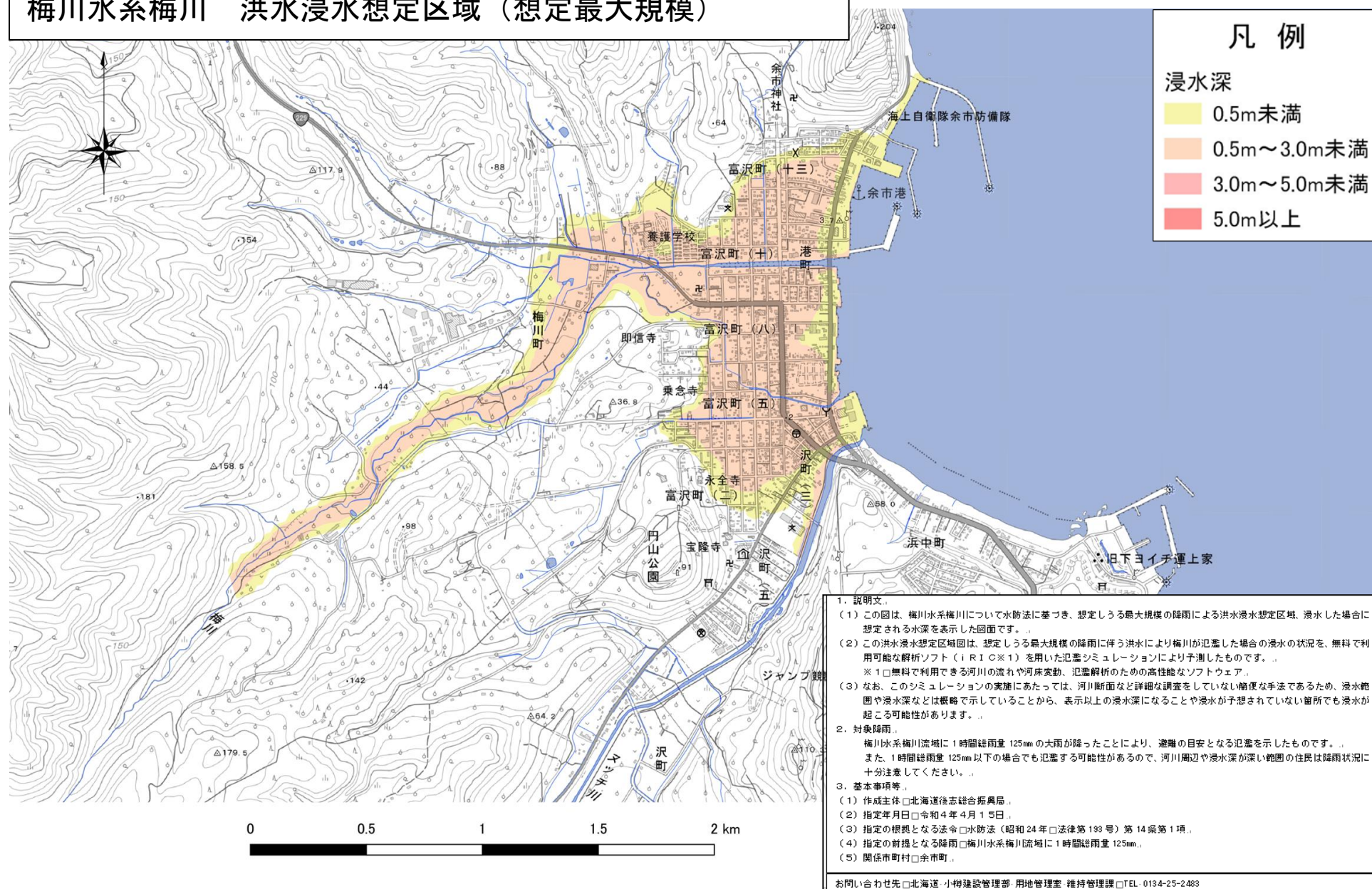
# 津波浸水想定区域



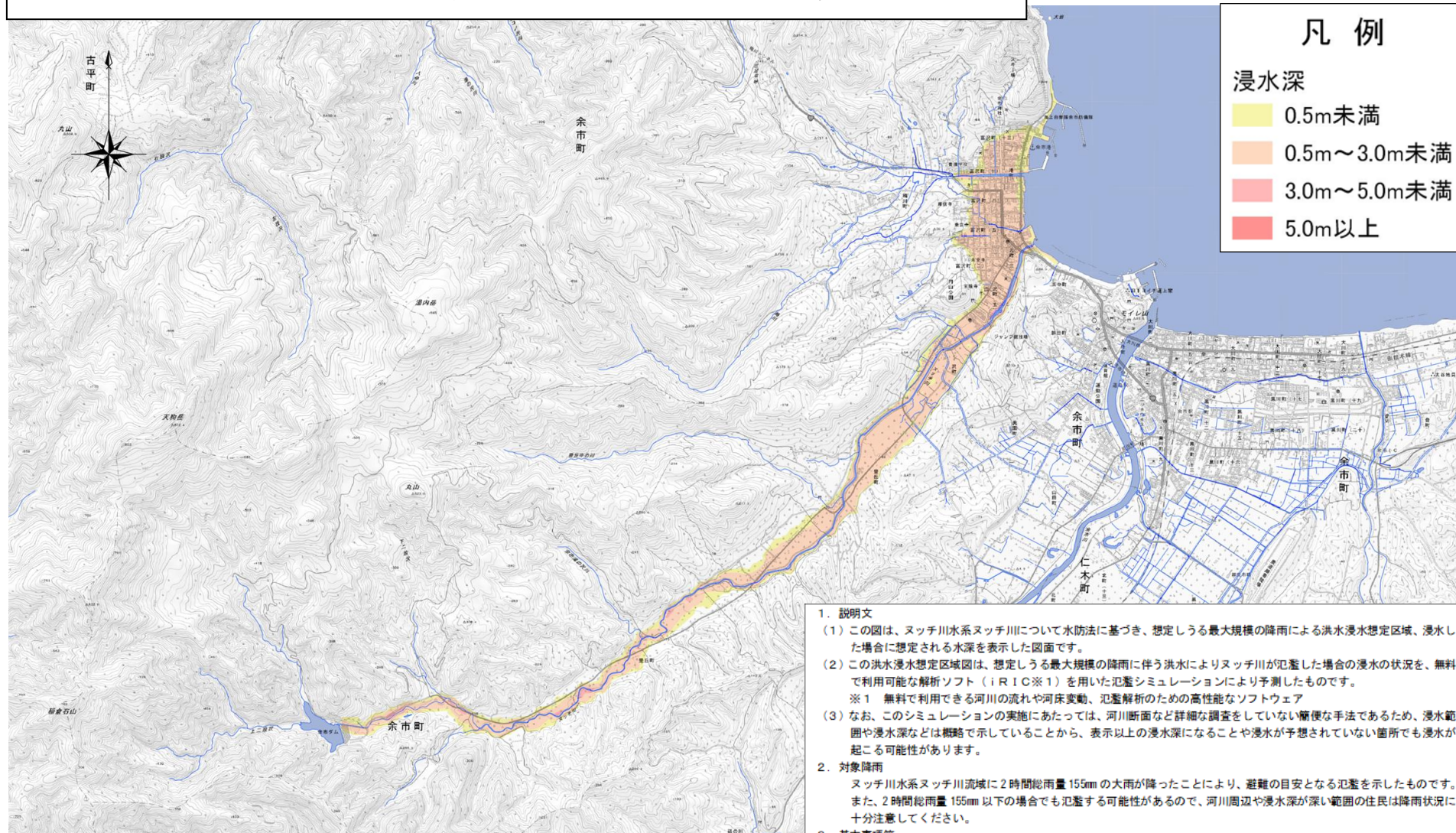
# 湯内川水系湯内川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



## 梅川水系梅川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



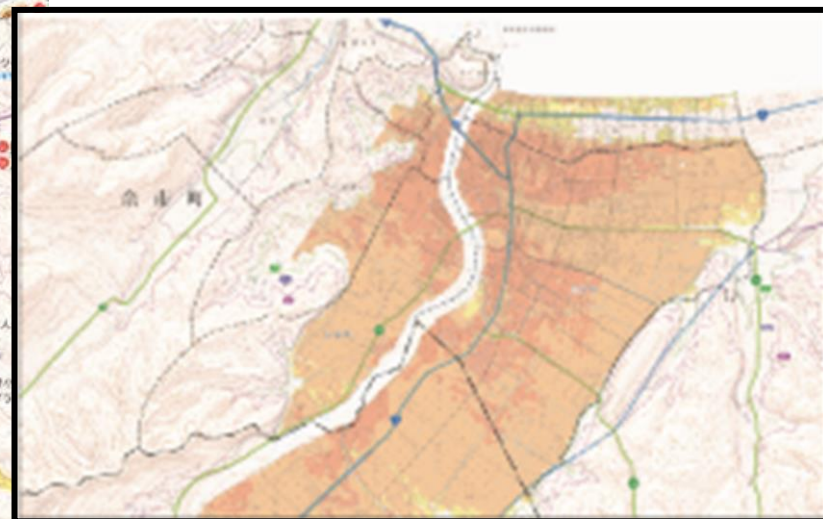
## ヌッチ川水系ヌッチ川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



余市川水系余市川 洪水浸水想定区域

想定最大規模（1,000年に1回程度の降雨）

【24時間総雨量439.2mmを想定】



1000年に1回程度の降雨による洪水

100年に1回程度の降雨による洪水

凡例



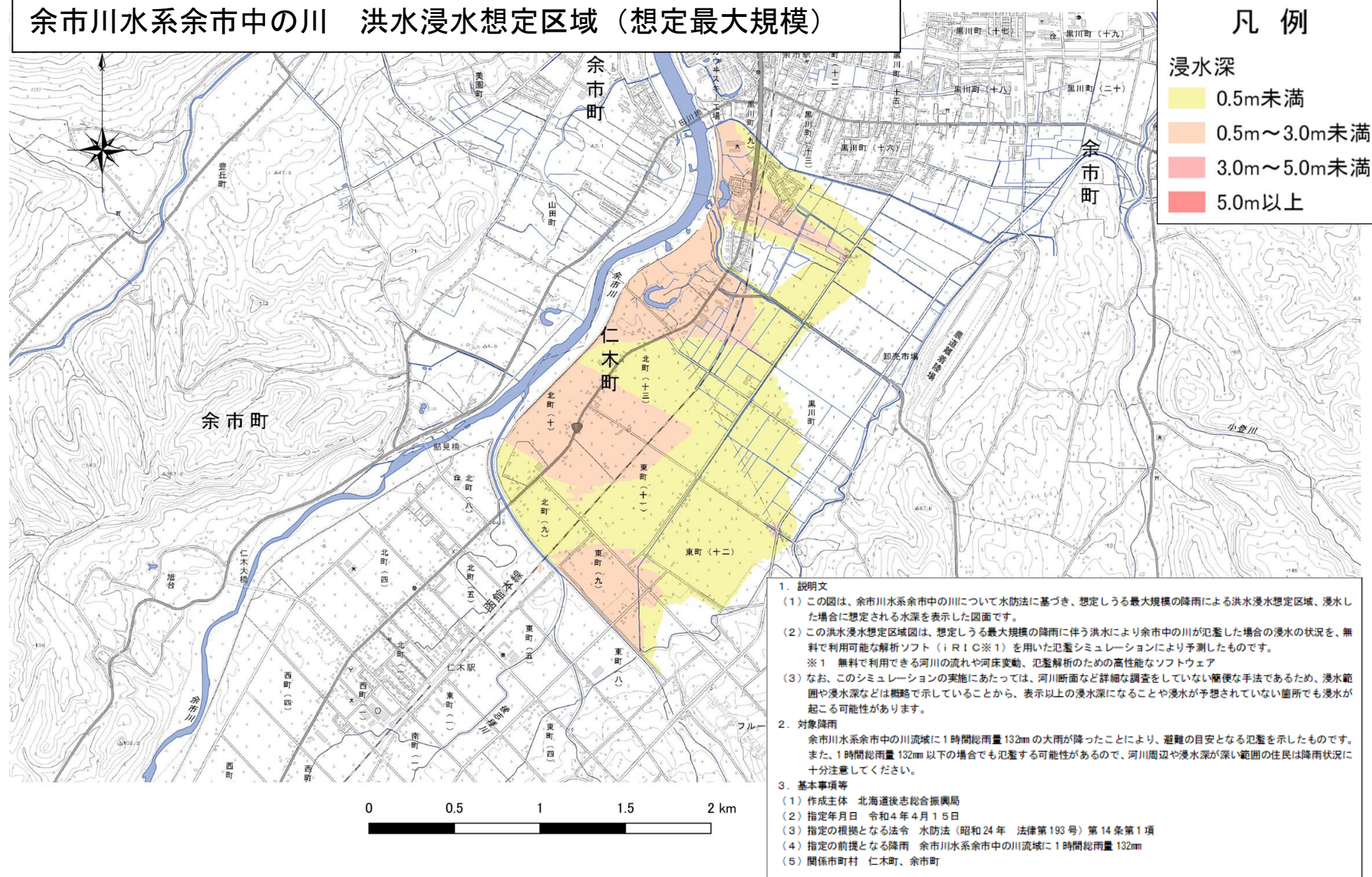
洪水により浸水する範囲を示しています

|              |
|--------------|
| 5m以上 10m 未満  |
| 3m以上 5m 未満   |
| 0.5m以上 3m 未満 |
| 0.5m 未満      |

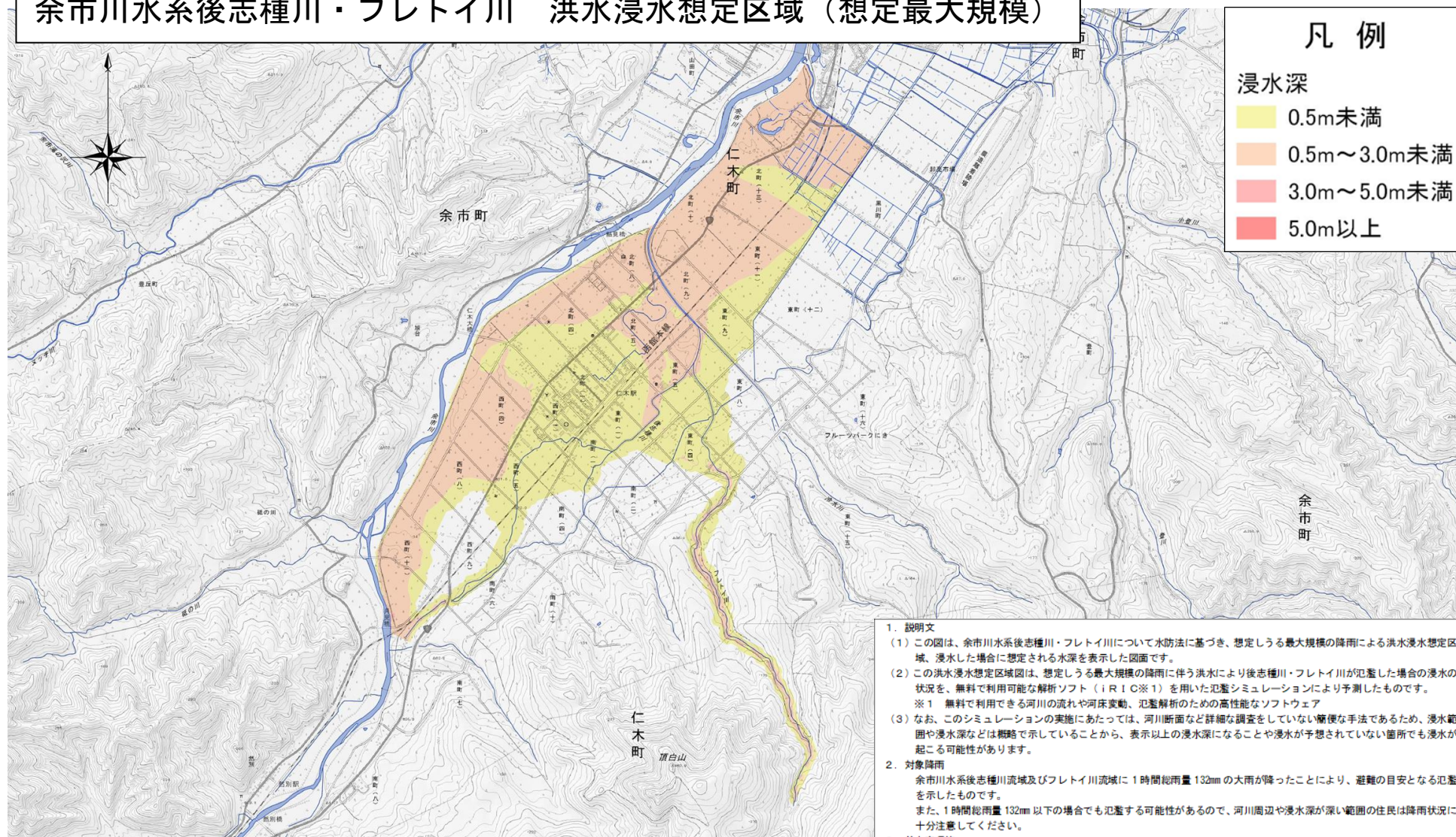
洪水により浸水する深さ（地面から水面までの高さ）を色分けして示しています

別表5

## 余市川水系余市中の川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



## 余市川水系後志種川・フレトイ川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



## 1. 説明文

- (1) この図は、余市川水系後志種川・フレトイ川について水防法に基づき、想定しうる最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、想定しうる最大規模の降雨に伴う洪水により後志種川・フレトイ川が氾濫した場合の浸水の状況を、無料で利用可能な解析ソフト（IRIC※1）を用いた氾濫シミュレーションにより予測したものです。  
※1 無料で利用できる河川の流れや河床変動、氾濫解析のための高性能なソフトウェア
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、河川断面など詳細な調査をしていない簡便な手法であるため、浸水範囲や浸水深などは概略で示していることから、表示以上の浸水深になることや浸水が予想されていない箇所でも浸水が起こる可能性があります。

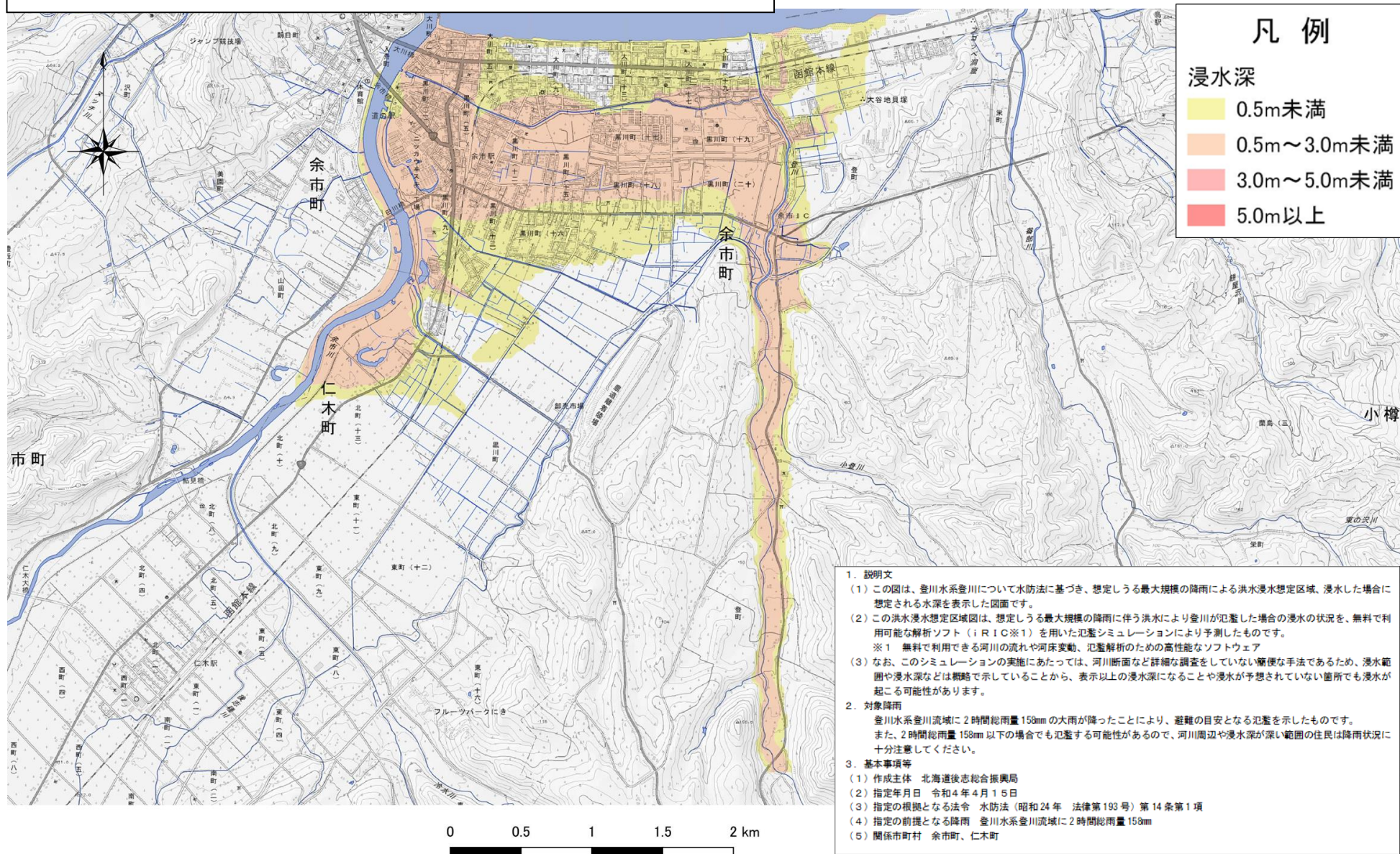
## 2. 対象降雨

余市川水系後志種川流域及びフレトイ川流域に1時間総雨量132mmの大雨が降ったことにより、避難の目安となる氾濫を示したものです。  
また、1時間総雨量132mm以下の場合でも氾濫する可能性があるため、河川周辺や浸水深が深い範囲の住民は降雨状況に十分注意してください。

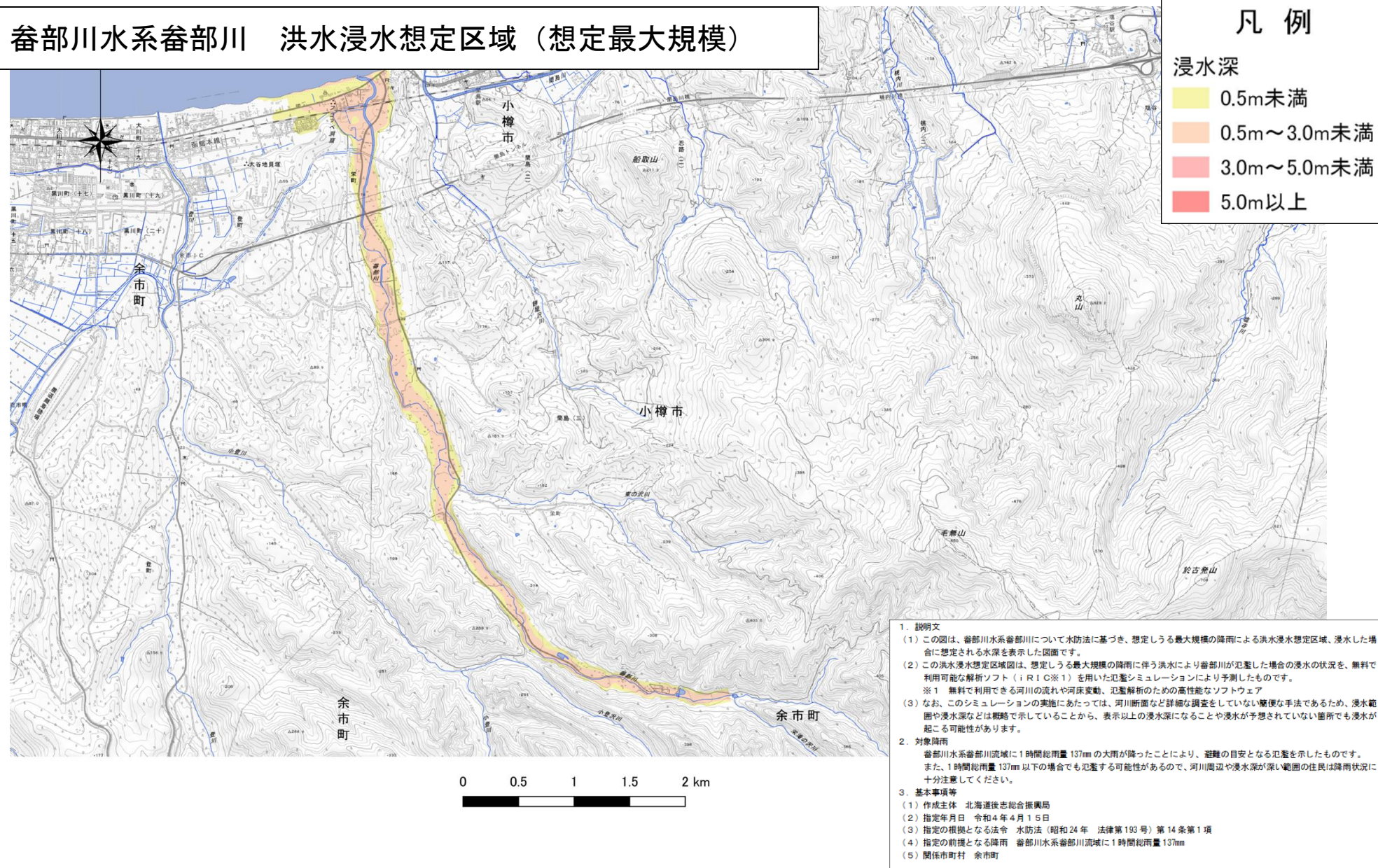
## 3. 基本事項等

- (1) 作成主体 北海道後志総合振興局
- (2) 指定年月日 令和4年4月15日
- (3) 指定の根拠となる法令 水防法（昭和24年 法律第193号）第14条第1項
- (4) 指定の前提となる降雨 余市川水系後志種川流域及びフレトイ川流域に1時間総雨量132mm
- (5) 関係市町村 仁木町、余市町

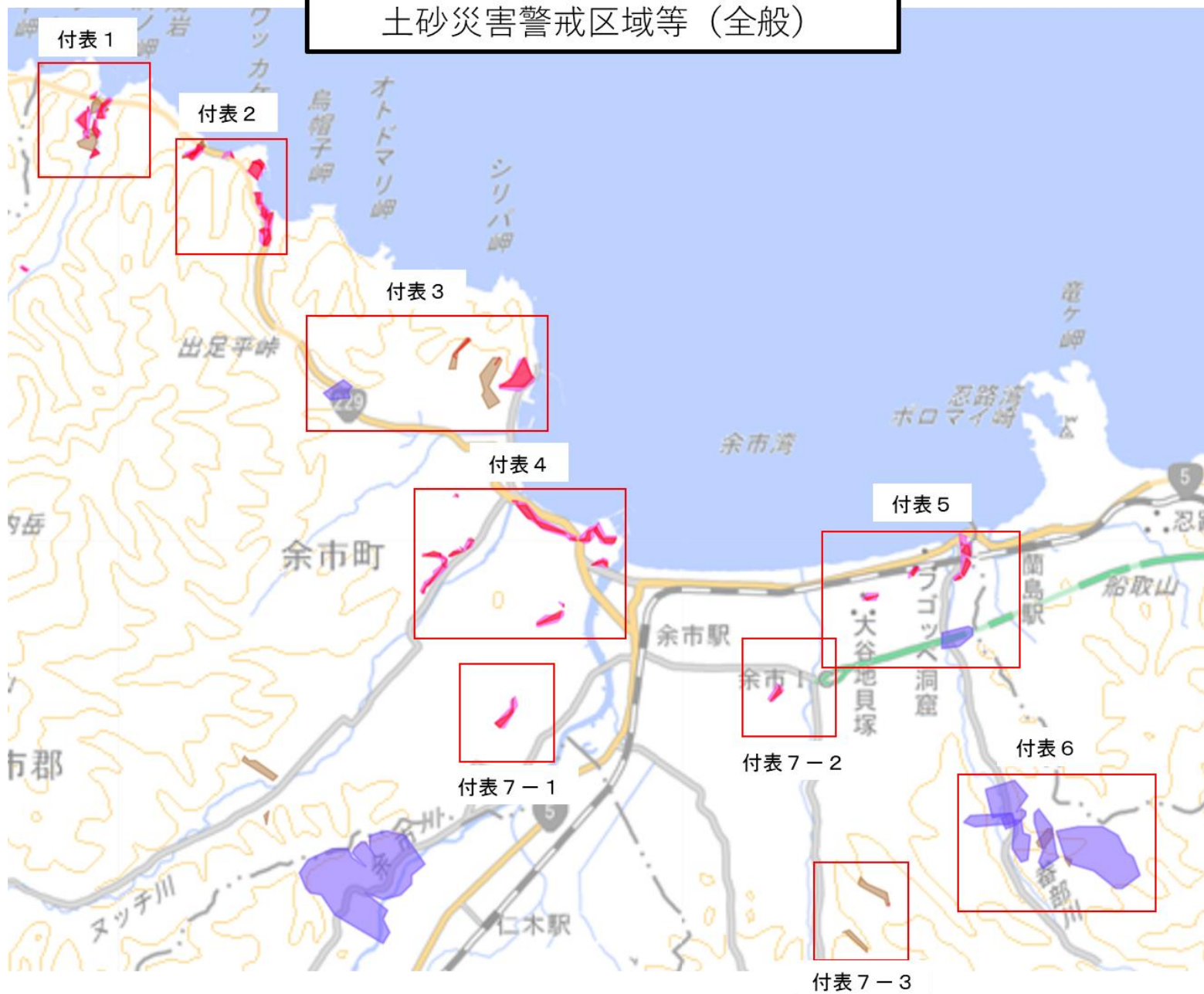
# 登川水系登川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



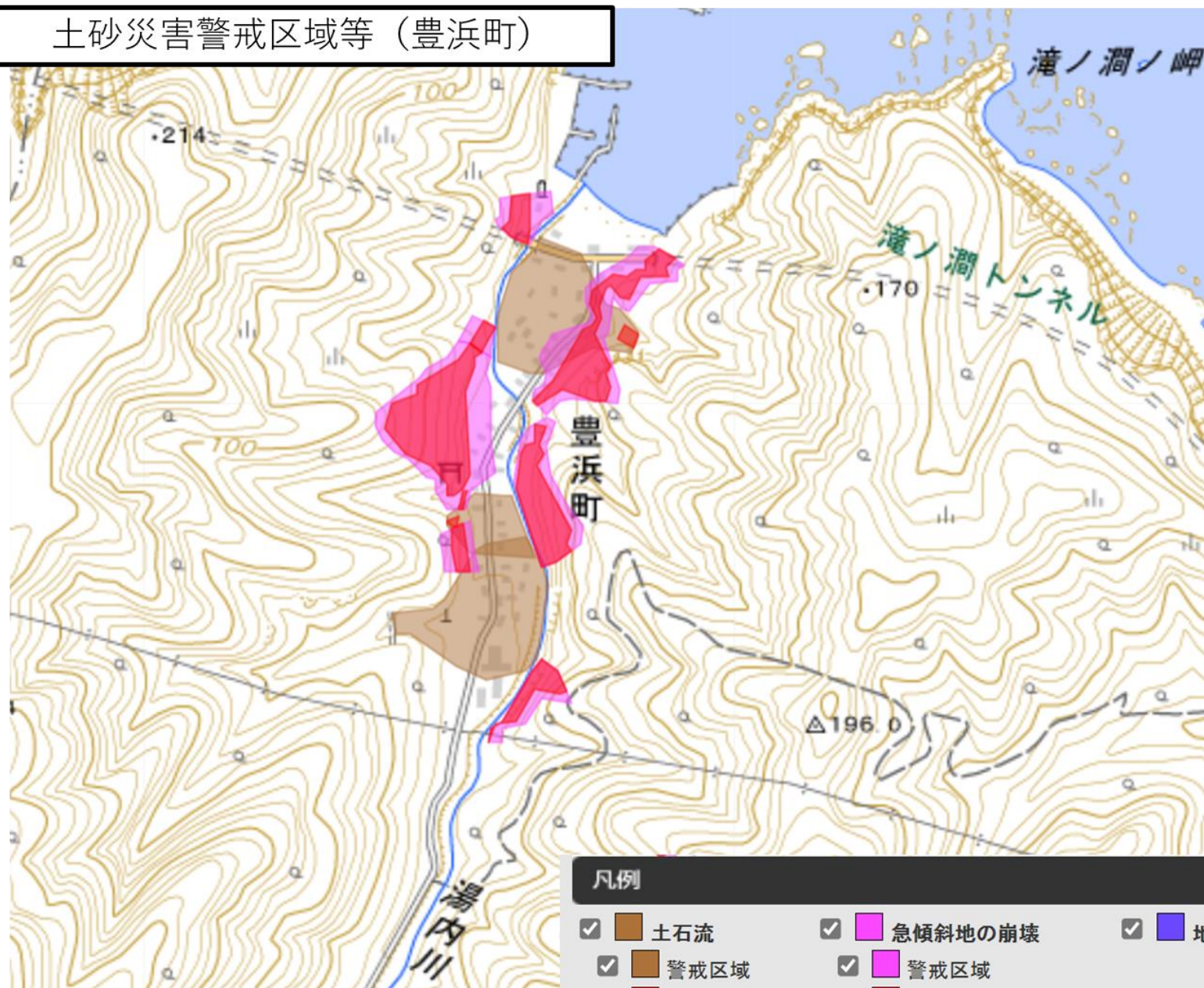
# 畚部川水系畚部川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



# 土砂災害警戒区域等（全般）



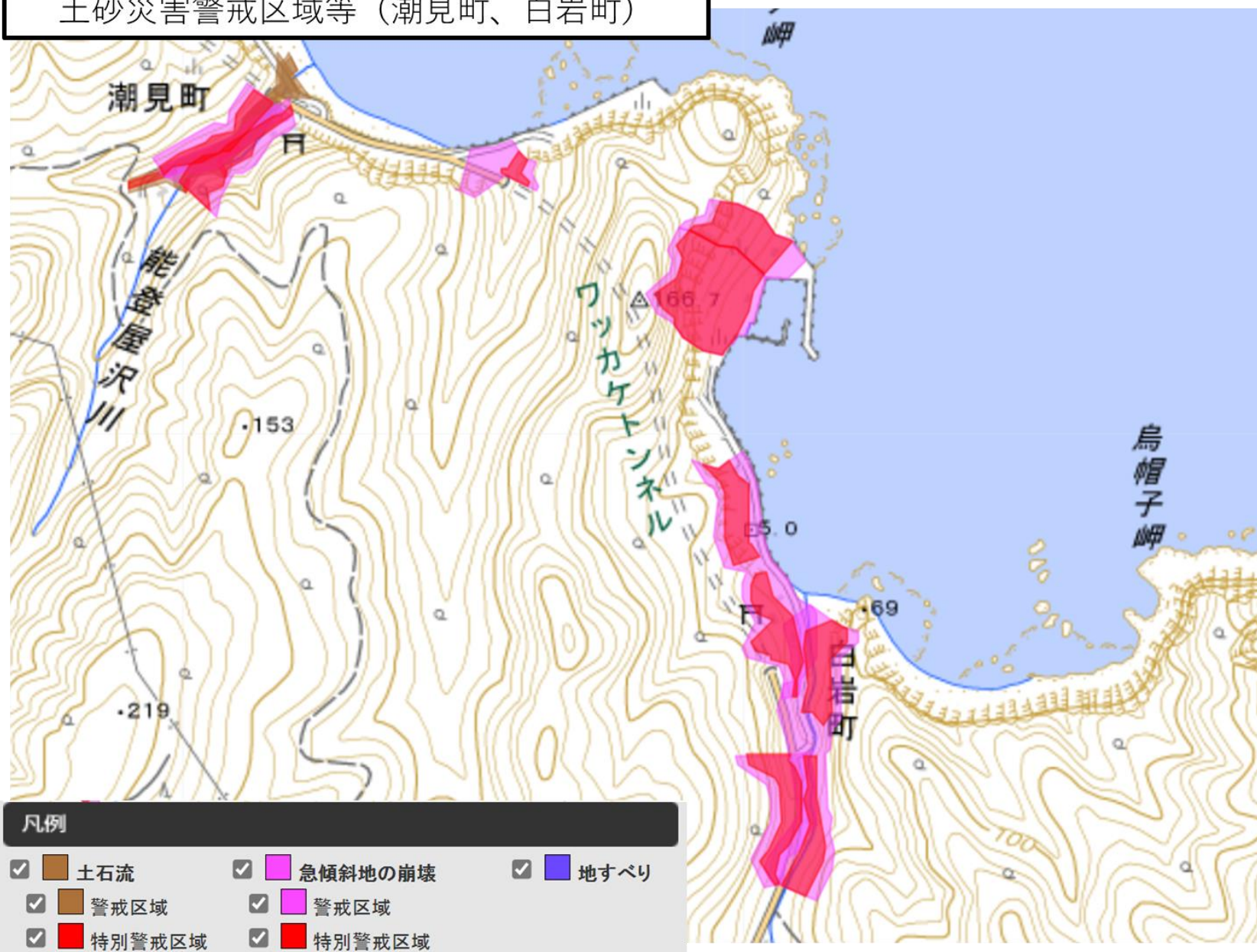
# 土砂災害警戒区域等（豊浜町）



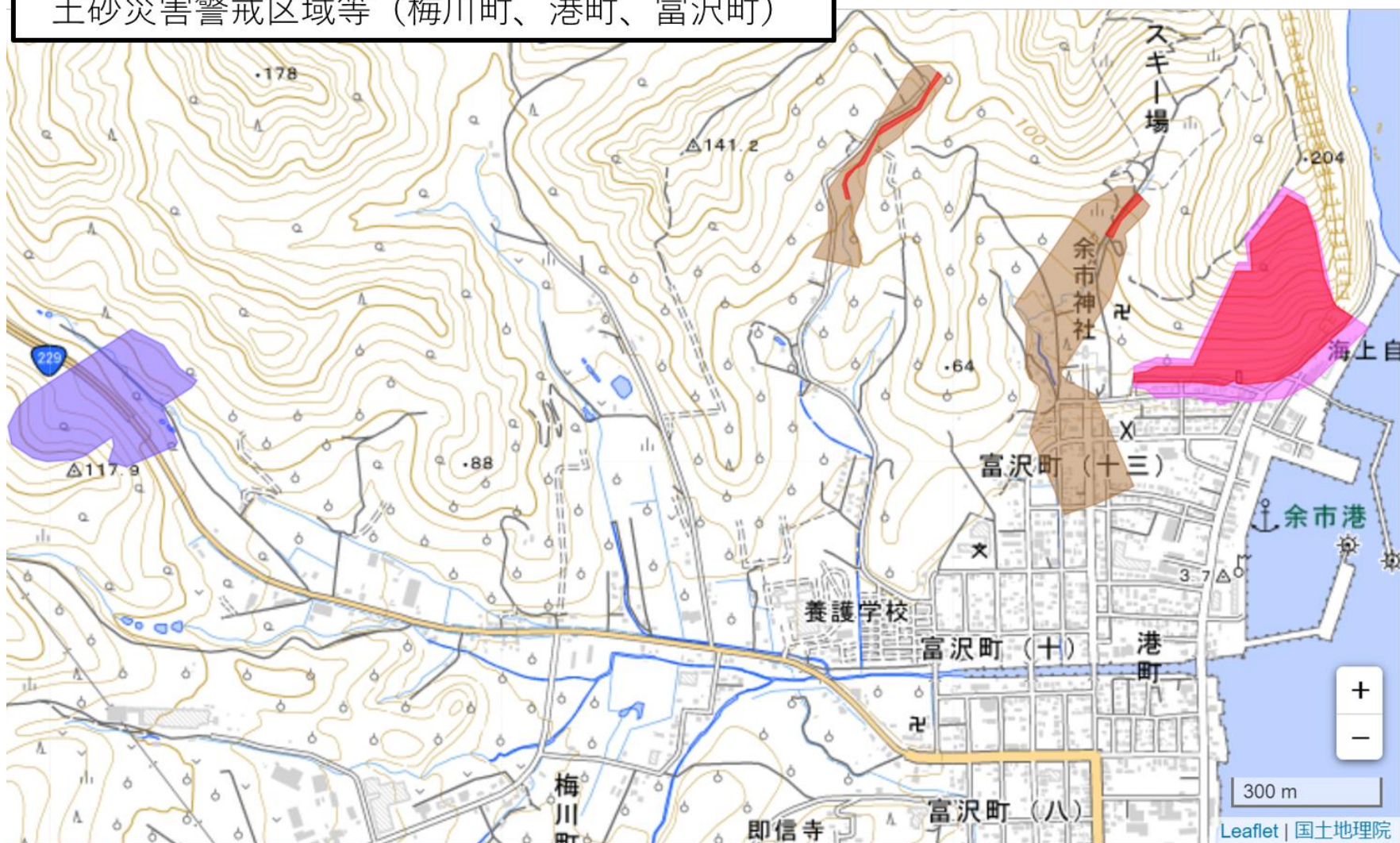
## 凡例

- |          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| ☑ 土石流    | ☑ 急傾斜地の崩壊 | ☑ 地すべり |
| ☑ 警戒区域   | ☑ 警戒区域    |        |
| ☑ 特別警戒区域 | ☑ 特別警戒区域  |        |

土砂災害警戒区域等（潮見町、白岩町）



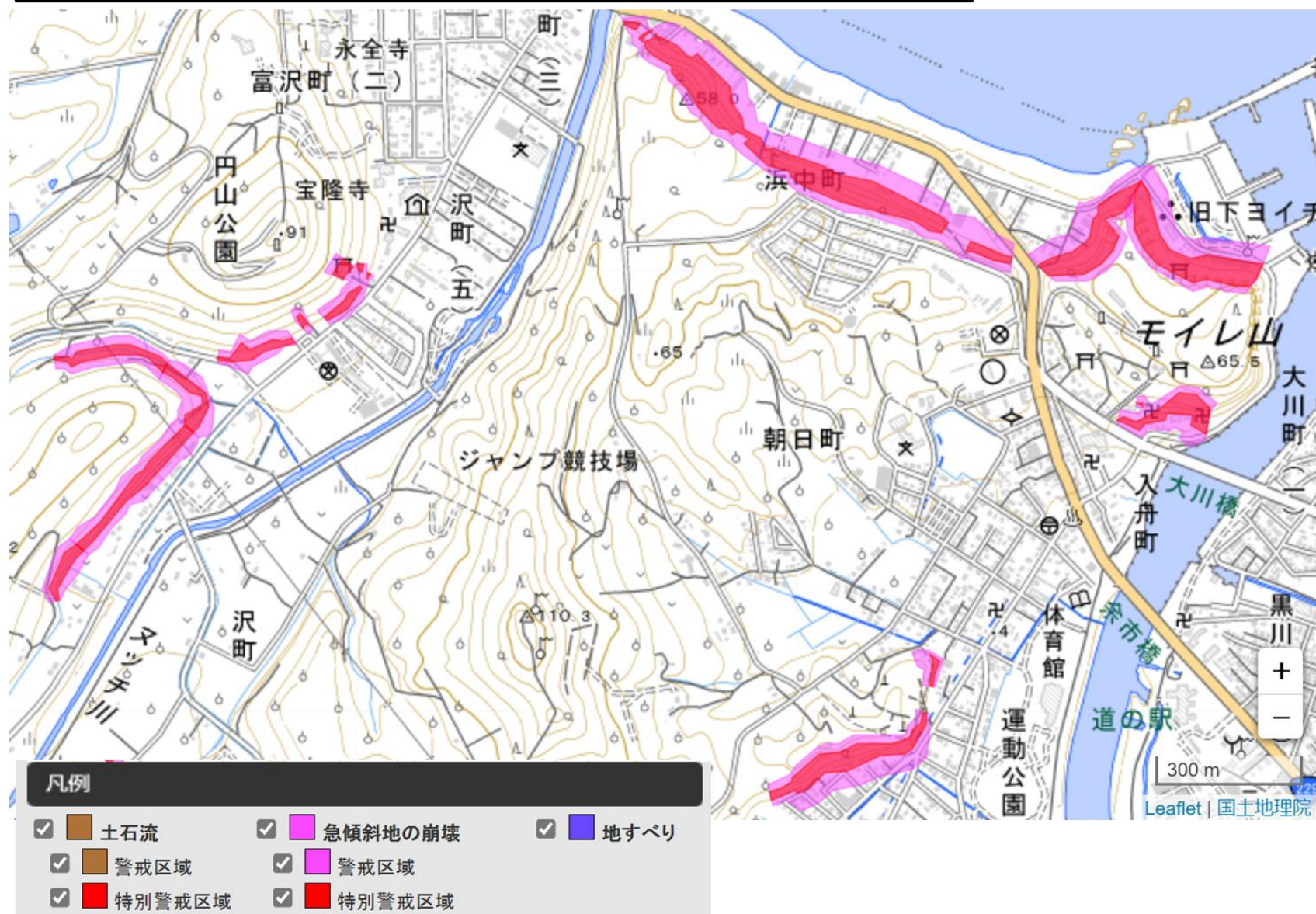
## 土砂災害警戒区域等（梅川町、港町、富沢町）



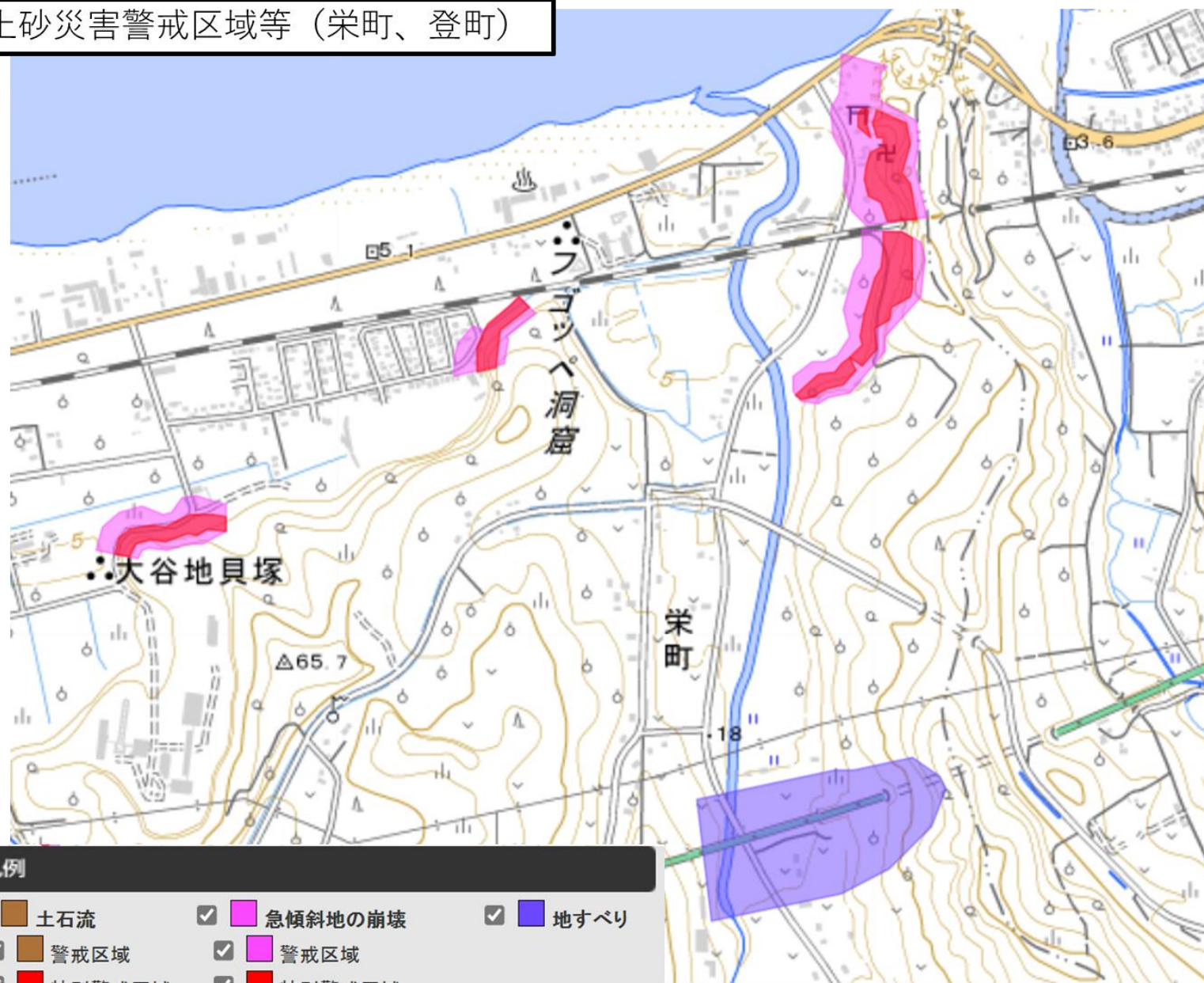
## 凡例

- |           |            |         |
|-----------|------------|---------|
| ✓  土石流    | ✓  急傾斜地の崩壊 | ✓  地すべり |
| ✓  警戒区域   | ✓  警戒区域    |         |
| ✓  特別警戒区域 | ✓  特別警戒区域  |         |

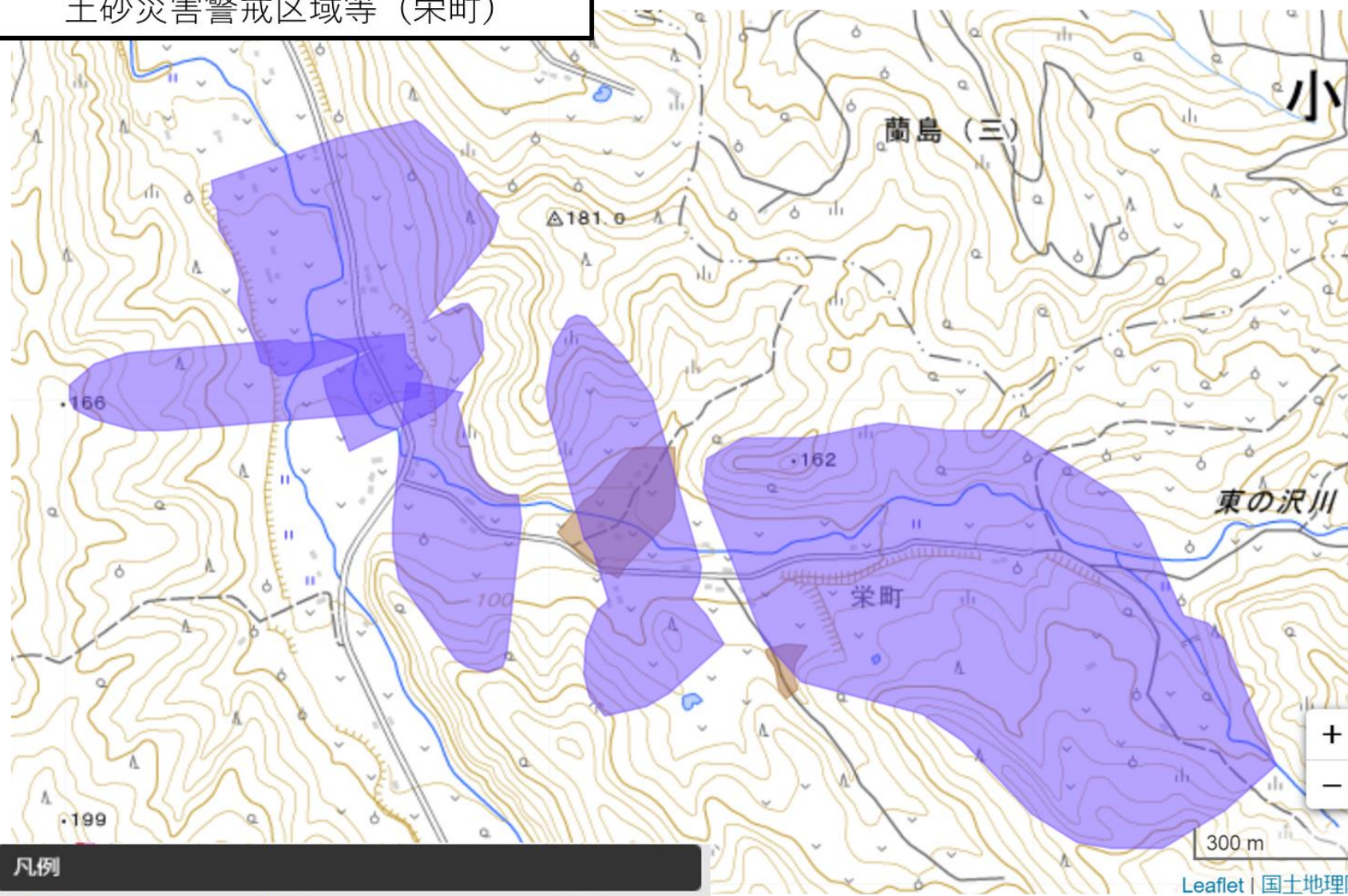
## 土砂災害警戒区域等（沢町、浜中町、朝日町、入舟町）



土砂災害警戒区域等（栄町、登町）



## 土砂災害警戒区域等（栄町）

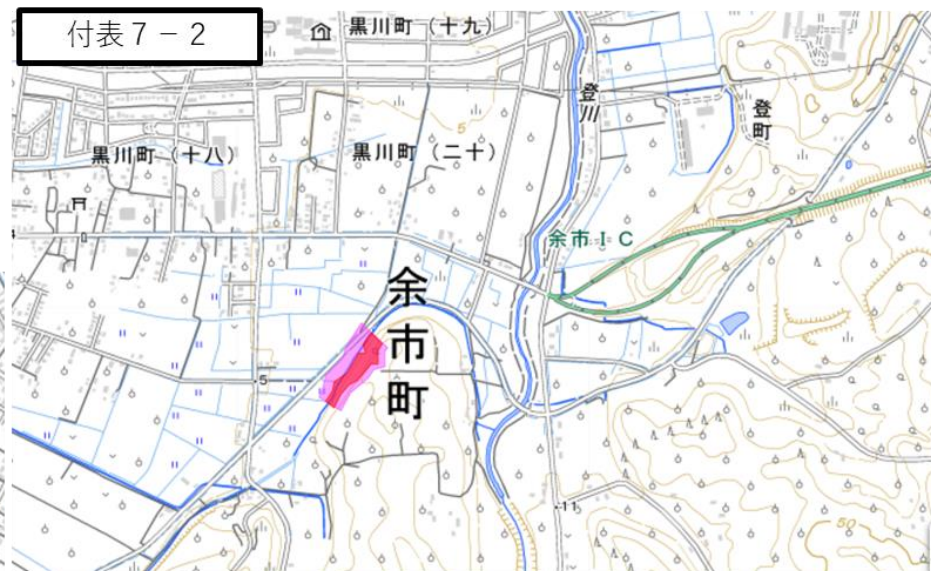


土砂災害警戒区域等（山田町、黒川町、登町）

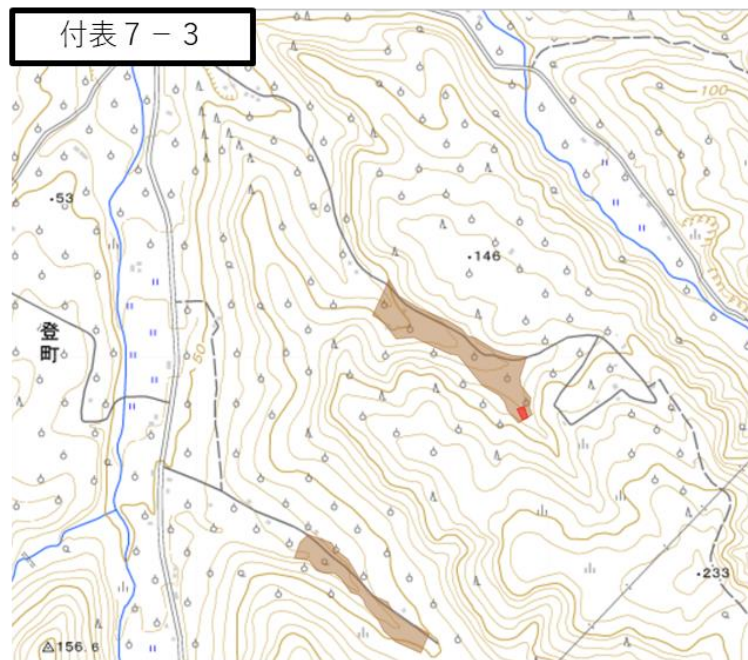
付表7-1



付表7-2



付表7-3



凡例

- |           |            |         |
|-----------|------------|---------|
| ✓  土石流    | ✓  急傾斜地の崩壊 | ✓  地すべり |
| ✓  警戒区域   | ✓  警戒区域    |         |
| ✓  特別警戒区域 | ✓  特別警戒区域  |         |

# 第2章 災害予防計画



## 第2章 目次表

### 第2章 災害予防計画

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 第1節 防災知識の普及・啓発及び自主防災組織の育成等に関する計画 | 2-1  |
| 1 実施責任者                          | 2-2  |
| 2 配慮すべき事項                        | 2-2  |
| 3 防災知識の普及・啓発                     | 2-3  |
| 4 自主防災組織の育成                      | 2-3  |
| 5 自主防災組織の活動                      | 2-4  |
| 第2節 災害に強いまちづくりの推進計画              | 2-5  |
| 1 災害に強いまちづくり                     | 2-5  |
| 2 建築物の安全化                        | 2-6  |
| 3 主要交通の強化                        | 2-6  |
| 4 通信機能の強化                        | 2-6  |
| 5 ライフライン施設等の機能の確保                | 2-6  |
| 6 復旧対策基地の整備                      | 2-6  |
| 7 危険物施設等の安全確保                    | 2-6  |
| 8 災害応急対策等への備え                    | 2-6  |
| 第3節 防災訓練計画                       | 2-7  |
| 1 防災訓練の概要                        | 2-7  |
| 2 防災訓練の種別                        | 2-7  |
| 3 北海道防災会議が主唱する訓練への参加             | 2-7  |
| 4 相互応援協定等に基づく訓練                  | 2-8  |
| 第4節 避難体制整備計画                     | 2-8  |
| 1 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定・確保    | 2-8  |
| 2 住民等に対する周知のための措置                | 2-8  |
| 3 避難情報等の伝達方法の整備                  | 2-9  |
| 4 避難所生活の質的向上施策                   | 2-9  |
| 5 良好な避難所生活環境の確保に向けた取組            | 2-10 |
| 6 広域避難及び広域一時滞在                   | 2-10 |
| 7 指定緊急避難場所・指定避難所及びヘリコプター離着陸場     | 2-11 |
| 8 指定緊急避難場所等                      | 2-13 |
| 第5節 避難行動要支援者対策計画                 | 2-13 |
| 1 計画策定の目的                        | 2-13 |
| 2 避難行動要支援者名簿の作成等                 | 2-13 |
| 3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用          | 2-15 |
| 4 個別計画の策定                        | 2-16 |
| 5 要配慮者利用施設の対策                    | 2-16 |

|                 |      |
|-----------------|------|
| 第6節 相互応援体制整備計画  | 2-19 |
| 1 相互応援に関する協定の推進 | 2-19 |
| 2 応援協定等に基づく支援要請 | 2-19 |

|                |      |
|----------------|------|
| 第7節 積雪・寒冷対策計画  | 2-19 |
| 1 積雪対策の推進      | 2-19 |
| 2 避難救出措置等      | 2-19 |
| 3 交通の確保        | 2-19 |
| 4 雪に強いまちづくりの推進 | 2-20 |
| 5 寒冷対策の推進      | 2-20 |

|                                                      |      |
|------------------------------------------------------|------|
| 別表1 「余市町避難所TKBスタンダード（避難所における良好な生活環境の確保のための目標）」       | 2-22 |
| 別表2 「指定緊急避難場所等（白岩、潮見、豊浜地区）」                          | 2-23 |
| 別表3 「指定緊急避難場所等（沢、富沢、港、梅川、朝日、入舟、美園、山田、浜中、豊丘、大川、黒川地区）」 | 2-24 |
| 別表4 「指定緊急避難場所等（大川（一部）、黒川（一部）、栄、登地区）」                 | 2-25 |

## 第2章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害の発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応について、コミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

### 第1節 防災知識の普及・啓発及び自主防災組織の育成等に関する計画

防災活動を的確かつ円滑に実施するため、防災関係者及び一般住民等に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

また、災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識をもって行動することが重要であることから、地域の実状に応じた自主防災組織育成の推進を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須であることから、男女共同参画の推進を図るものとする。

## 1 実施責任者

### (1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

### (2) 町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本になることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

## 2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における防災関係機関等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

(5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### 3 防災知識の普及・啓発

#### (1) 普及・啓発するべき事項

- ア 余市町地域防災計画の概要
- イ 気象、地震、津波等の知識
- ウ 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
- エ 防災の心得
  - (ア) 台風襲来時及び水害への措置
  - (イ) 地震発生時及び津波等の発生時の措置
  - (ウ) 避難時の措置（避難所、携帯品等）
  - (エ) 被災後の応急措置
  - (オ) 要配慮者対策、自主防災組織づくり
- オ 火災予防の心得
- カ その他、必要な事項

#### (2) 普及・啓発の方法

- ア 防災訓練の開催
- イ 防災講話、防災学習会等の開催
- ウ ホームページへの掲載
- エ 広報誌への掲載
- オ パンフレット、ちらし等の配布
- カ マスメディア（ラジオ、テレビ、新聞等）の活用
- キ 学校教育の場の活用

#### (3) 普及・啓発の時期

あらゆる機会を捉えて実施する。この際、防災の日（毎年9月1日）、防災週間（毎年8月30日から9月5日まで）、津波防災の日（毎年11月5日）などの防災に関する啓発日等の機会をとらえて、普及・啓発の効果を向上させることに留意する。

### 4 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合、特に地震などの災害は広い範囲にわたり、通信、交通網の途絶や多発する火災などの2次災害等、様々な悪条件が重なることなどにより、町や各防災関係機関の活動能力が低下することも予想される。

このような事態において災害による被害の防止又は軽減を図るためには、災害時の初期において、地域の住民が自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難協力等を行い、被害の拡大を防ぎ生命を守るために力を合わせて活動することが大変重要であり、その活動の核となる地域住民による自主防災組織の育成が必要である。

町は、自主防災組織の育成推進の一助として次の事項を実施する。

#### (1) 自主防災組織の育成手段

- ア 防災訓練の実施
- イ 防災講話、防災学習会等の開催
- ウ パンフレット、ちらし等の配布
- エ 区会防災活動に対する助成事業

#### (2) 自主防災組織の編成

町には町内一円に区会が結成されており、地域住民が一致団結して消防団と連携し初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう、区会等の組織を活用した自主防災組織の活性

化を追求するものとする。

## 5 自主防災組織の活動

### (1) 平常時の活動

#### ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、地域の集会等を活用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

#### イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得するものとする。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として代表的な訓練は次のようなものがあるが、訓練を計画する際は、地域の特性を考慮したものとする。

##### (ア) 情報収集伝達訓練

町及び防災関係機関からの情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を町又は防災関係機関へ通報するための訓練

##### (イ) 消火訓練

火災の拡大、延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する訓練

##### (ウ) 避難訓練

災害時の状況に応じた避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように行う訓練

##### (エ) 救出・救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する救護の方法等を習得する訓練

##### (オ) 図上訓練

居住する区域の地図、図面及び略図等を活用し、想定される災害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域の住民で検討し、最良の避難方法等をシミュレーションする訓練

#### ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものがないか住民自ら点検を実施するほか、区会等の組織を活用した協力体制の確立のものと防災点検を行うものとする。

#### エ 防災用資機材等の整備・点検

活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行うものとする。

### (2) 非常時及び災害時の活動

#### ア 情報の収集、伝達

災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町又は防災関係機関等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消する。また避難後についても、居住地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告するものとする。

この際、混乱下においても、流言飛語の防止に留意する。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための対策を講じるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるものとする。

ウ 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等などにより下敷きになった者を発見したときは、町又は防災関係機関等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるものとする。

また、負傷者に対する救護活動を実施するとともに、必要な場合は救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町から避難指示や高齢者等避難などが発令された場合は、周辺の住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地すべり等の危険を回避し、自らの安全を確保して、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所や指定避難所へ周辺の住民の避難誘導を実施する。

なお、高齢者、幼児、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民等の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を開設・運営することが望ましいことから、自主防災組織等が主体となるなど自主的な運営を進める。

カ 給食、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

町や公的な機関が実施するこれらの活動を円滑に行うためにも、組織的な活動が必要となるため、町や公的な機関が実施する給水、給食及び救援物資の配分活動に協力するものとする。

## 第2節 災害に強いまちづくりの推進計画

道、町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の安全性を確保するため、地域の特性に配慮し、実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となることを目指すものとする。

### 1 災害に強いまちづくり

- (1) 道、町及び防災関係機関は、避難路、指定緊急避難場所、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難場所としての都市公園、河川、港湾などの骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、災害に強いまちづくりを目指すものとする。
- (2) 道、町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の災害時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発生時の応急体制の整備を強化するものとする。

## 2 建築物の安全化

- (1) 道及び町は、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進するものとする。
- (2) 防災関係機関、多数の者が使用する施設、学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、安全性の確保に積極的に努めるとともに、指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (3) 道及び町は、住宅をはじめとする建築物の安全性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努めるものとする。
- (4) 道、町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な安全対策を推進するものとする。

## 3 主要交通の強化

道、町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮したネットワークの充実に努めるものとする。

## 4 通信機能の強化

道、町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

## 5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 道、町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。
- (2) 道、町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努めるものとする。
- (3) 道、町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、地震に伴う停電等、システムダウン時における安全確保、業務の継続に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

## 6 復旧対策基地の整備

道及び町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となり得る施設等の整備に努めるものとする。

## 7 危険物施設等の安全確保

道、町及び防災関係機関は、石油タンク貯蔵所等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進するものとする。

## 8 災害応急対策等への備え

- (1) 道、町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うものとする。
- (2) 町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車

両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めるものとする。

### 第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

#### 1 防災訓練の概要

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

訓練は、町が災害時に適切な行動を取ることができるように災害を事象に応じ想定して行うもので、一般住民を対象として行う防災訓練と町職員等を対象として行う訓練、両者を含めて総合的に行う訓練を実施する。

訓練に際しては、関係する防災関係機関、民間企業、ボランティア団体など多くの関係機関による訓練を実施するとともに、学校等の文教施設や社会福祉施設など多くの参加機関による訓練を実施するように努めるものとするが、訓練対象の現状を考慮し段階的かつ継続的に行うことに留意するものとする。

この際、訓練後に振り返り等を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努めるものとする。

#### 2 防災訓練の種別

##### (1) 一般住民を対象とした防災訓練

- ア 避難訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 応急救護訓練
- エ 救助・救出訓練
- オ 避難所開設・運営訓練
- カ 災害図上訓練（DIG、HUG等）
- キ 発災対応型防災訓練（総合訓練）

##### (2) 職員を対象とした訓練

- ア 災害対策本部設置・運営訓練（図上訓練を含む。）
- イ 避難所開設・運営訓練
- ウ 非常時緊急参集訓練
- エ 情報通信訓練（機器操作訓練を含む）
- オ 発災対応型防災訓練（総合訓練）

#### 3 北海道防災会議が主唱する訓練への参加

町は、北海道防災会議が主唱する次の訓練に協働により参加し、北海道防災会議構成機関及び関係市町村との連携を強化する。

##### (1) 防災総合訓練

地震、津波災害、風水害、雪害を想定した応急対策活動を中心とした総合的な訓練

##### (2) 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練

(3) 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する訓練

4 相互応援協定等に基づく訓練

道、町及び防災関係機関等は、相互応援協定等の締結先と相互応援の協定に基づく訓練を実施し、協定等の内容の実効性を向上させるものとする。

第4節 避難体制整備計画

災害時において、住民等が行う避難行動は生命を守るための行動であり、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

特に、地震発生時は、大きな揺れや津波などにより建物等の倒壊や流失、あるいは火災が発生し、多くの住民が瞬時に命を失うおそれがあるほか、余震などの影響により、建物倒壊等の不安等から多数の避難者が生じることが予測される。

このことから、平常時から住民等の避難行動判断のための知識や情報を付与するほか、避難訓練等を行い、災害対応能力を高める必要がある。また災害時においては、災害の事象に応じた円滑かつ安全な避難誘導、あるいは避難所の開設・運営など避難体制を整備することは極めて重要である。よって、町としては平常時から各種の災害を想定した避難体制の整備に努めるものとする。

1 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定・確保

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所として、小学校、中学校のグラウンドなどを含み、地震、津波、洪水などの災害の種別ごとに合計66箇所指定をしている。

(2) 指定避難所

町は、災害の危険から逃れるため、又は災害により自宅へ戻れなくなった場合の滞在先として、学校や公共施設の集会室、会議室など、合計38箇所を指定している。また、指定緊急避難場所を兼ねている施設もある。

(3) 福祉避難所

町は、高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児などの要配慮者が滞在し、助言などの支援が受けられる施設として、町内の福祉施設6箇所を指定している。

(4) 津波避難ビル

町は、津波発生時や津波発生のおそれがある場合に利用する施設として、町内の民間施設などと協定を締結し、津波避難ビルとして3箇所を指定している。

2 住民等に対する周知のための措置

災害の危険が及ぶことが想定される地域、指定緊急避難場所及び指定避難所の所在地、避難経路、避難情報の入手等が円滑な避難行動を行う上で最も重要となる。

このため、町は防災ガイドマップを作成・配布し、町民に対し居住する地域の災害リスクや災害時にとるべき行動や適切な避難先、それに至る経路などを判断できるよう周知に努めるほか、防災訓練、防災講話、防災学習会等などのあらゆる機会を捉えてその徹底に努めるものとする。

### 3 避難情報等の伝達方法の整備

#### (1) 伝達手段の整備

町は、高齢者等避難、避難指示の伝達、指定避難所の開設状況などの避難情報、災害に関する情報の伝達について、住民に対する周知及び情報の提供が最も迅速、確実かつ効果的な方法及び手段をもって実施できるよう伝達体制について平常時より整備に努めるものとする。

#### (2) 情報伝達手段

- ア エリアメール、緊急速報メール
- イ 災害情報共有システム（Ｌアラート）
- ウ 余市町ホームページ
- エ SNS（余市町LINE公式アカウント）
- オ BizFAXスマートキャスト
- カ 広報車巡回
- キ 個別訪問
- ク テレビ（地上波データ放送）、ラジオ放送

### 4 避難所生活の質的向上施策

東日本大震災では、多くの被災者が避難所で長期の生活を強いられ、避難者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化がみられた。また、多くの高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が被災したが、避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかった。

こうした課題を踏まえ、平成25年6月に、基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」が策定され避難所における生活環境の整備等について次のとおり示された。

#### (1) 平常時における対応

- ア 避難所の組織体制と応援体制の整備  
避難所の運営管理者となりうるものを対象とした研修や訓練の実施
- イ 避難所の指定及び機能整備  
指定避難所となる施設の利用関係の明確化、バリアフリー化
- ウ 福祉避難所の整備  
要配慮者に配慮した避難所の指定及び量的確保
- エ 指定避難所等の周知  
指定避難所及び指定福祉避難所の周知の方法や内容について
- オ 避難所における備蓄等  
食料、飲料水の備蓄（アレルギーを考慮した備蓄、乳児用ミルク等の備蓄）
- カ 避難所運営手引き（マニュアル）の作成  
担当者以外の者でも避難所を開設できる簡易な手引きの整備

#### (2) 発災後における対応

- ア 避難所の設置と機能整備  
男女別トイレ、調理設備等の確保
- イ 避難所リスト及び避難者名簿の作成  
開設している避難所のリスト化、避難者名簿の作成
- ウ 避難所の運営主体  
運営責任者の配置と避難者自身の役割分担の明確化
- エ 福祉避難所の管理・運営  
必要な福祉・保健医療サービスの提供、介護具等の備蓄

- オ 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等  
提供する食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の申告
- カ 被災者への情報提供  
被災者・要配慮者への情報の提供
- キ 相談窓口の開設  
様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の開設
- ク 在宅避難  
在宅避難者の見守り機能の充実・支援物資の提供

## 5 良好な避難所生活環境の確保に向けた取組

町は、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組みとして次のとおり実施するとともに、余市町避難所TKBスタンダードを策定する。

### (1) 重視項目

- ア 避難所開設訓練の実施  
特に住民に対する避難所開設のための研修、訓練の積極的实施
- イ 災害時備蓄計画の見直しによる避難所生活の質的向上
- ウ 避難所運営の手引き（マニュアル）の充実
- エ 福祉避難所への備蓄品の配備、福祉用具等の備蓄の推進

### (2) 余市町避難所TKBスタンダード

避難所生活の質的向上を目指し、重点的に向上すべきものとして、衛生（トイレ）、栄養（キッチン）、睡眠（ベッド）を重点項目とし、それぞれの頭文字から「TKB」と呼称し「余市町避難所TKBスタンダード」（別表1）を策定し、国や道、NPO及び民間団体などと有機的かつ一体的に推進するものとする。

そのため、災害発生から3日以内（初動期）、7日以内（応急期）ごとに目指すべきTKB向上の水準目標をあらかじめ設け、一定期間ごとに「避難所環境アセスメント調査・評価」を行うものとする。

## 6 広域避難及び広域一時滞在

道及び町は、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送に関する運送事業者との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう務めるものとする。

## 7 指定緊急避難場所・指定避難所及びヘリコプター離着陸場

## (1) 指定緊急避難場所

| 避難対象                   |                                    |               | 指定緊急避難場所         |                                          | 所在地                | 収容<br>人数 | 指 定<br>避難所<br>重複              | 海拔<br>(m) | 階数<br>(階) | 災害種別 |    |    |    |   |   |   |
|------------------------|------------------------------------|---------------|------------------|------------------------------------------|--------------------|----------|-------------------------------|-----------|-----------|------|----|----|----|---|---|---|
| 主な対象地区                 | 世帯数                                | 人口            |                  |                                          |                    |          |                               |           |           | 地震   | 津波 | 洪水 | 土砂 |   |   |   |
| 豊浜地区                   | 37                                 | 44            | 1                | 豊浜生活改善センター                               | 豊浜町 209 番地 1       | 80       | ①                             | 9         | 1         | ○    | ○  | ×  | ×  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 2                | 豊浜生活改善センター広場 (2,605 m <sup>2</sup> )     |                    | 1,570    |                               | 9         | —         | ○    | ○  | ×  | ×  |   |   |   |
| 潮見地区                   | 4                                  | 5             | 地区別計             |                                          |                    | 1,650    |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
|                        |                                    |               | 3                | 旧潮見会館広場 (108 m <sup>2</sup> )            | 潮見町 139 番地         | 60       |                               | 11        | —         | ○    | ○  | ○  | ×  |   |   |   |
| 白岩地区                   | 9                                  | 19            | 地区別計             |                                          |                    | 60       |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
|                        |                                    |               | 4                | 白岩会館                                     | 白岩町 179 番地         | 20       | ②                             | 30        | 1         | ○    | ○  | ○  | ×  |   |   |   |
| 5                      | 白岩会館広場 (450 m <sup>2</sup> )       | 270           |                  | 30                                       |                    | —        | ○                             | ○         | ○         | ×    |    |    |    |   |   |   |
| 沢、富沢、港、梅川地区            | 1,836                              | 3,257         | 地区別計             |                                          |                    | 290      |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
|                        |                                    |               | 6                | 余市神社                                     | 富沢町 14 丁目 4 番地     | 140      |                               | 20        | 2         | ○    | ○  | ○  | ×  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 7                | 西中学校                                     | 梅川町 339 番地         | 2,060    | ③                             | 6         | 3         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 8                | 西中学校グラウンド (16,486 m <sup>2</sup> )       |                    | 9,990    |                               | 6         | —         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 9                | 即信寺                                      | 梅川町 826 番地         | 410      |                               | 11        | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 10               | 水産加工研修センター                               | 富沢町 6 丁目 117 番地    | 60       | ④                             | 2         | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 11               | 梅川町農業構造改善センター                            | 梅川町 1085 番地 5      | 80       | ⑤                             | 34        | 1         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 12               | 沢町児童館                                    | 富沢町 3 丁目 46 番地     | 70       | ⑥                             | 3         | 1         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 13               | 福祉センター                                   | 富沢町 5 丁目 13 番地     | 380      | ⑦                             | 2         | 2         | ×    | ×  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 14               | 円山公園ふれあい交流施設                             | 富沢町 2 丁目 32 番地 1   | 170      | ⑧                             | 39        | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 15               | 円山公園 (9,300 m <sup>2</sup> )             |                    | 5,630    |                               | 39        | —         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 16               | 永全寺                                      | 富沢町 2 丁目 21 番地     | 100      |                               | 7         | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 17               | 宝隆寺                                      | 沢町 5 丁目 85 番地      | 200      |                               | 7         | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 18               | 沢町小学校                                    | 沢町 4 丁目 22 番地      | 1,570    | ⑨                             | 4         | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 19               | 沢町小学校グラウンド (13,379 m <sup>2</sup> )      |                    | 8,100    |                               | 4         | —         | ○    |    | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 20               | 余市紅志高等学校                                 | 沢町 6 丁目 1 番地       | 1,890    | ⑩                             | 6         | 3         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 21               | 余市紅志高等学校グラウンド (17,559 m <sup>2</sup> )   |                    | 10,640   |                               | 6         | —         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 地区別計             |                                          |                    | 41,490   |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
|                        |                                    |               | 朝日、入舟、美園、山田、浜中地区 | 1,424                                    | 2,557              | 22       | 余市町役場 (3,968 m <sup>2</sup> ) | 朝日町 26 番地 | 2,400     |      | 12 | 4  | ○  | ○ | ○ | ○ |
|                        |                                    |               |                  |                                          |                    | 23       | 東中学校                          | 朝日町 71 番地 | 2,110     | ⑪    | 7  | 4  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 24                     | 東中学校グラウンド (15,895 m <sup>2</sup> ) | 9,630         |                  |                                          |                    |          | 7                             |           | —         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
| 25                     | 中央保育所                              | 美園町 43 番地 36  |                  |                                          |                    | 140      | ⑫                             | 2         | 1         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
| 26                     | 福祉センター入舟分館                         | 入舟町 400 番地    |                  |                                          |                    | 280      | ⑬                             | 2         | 2         | ×    | ×  | ×  | ○  |   |   |   |
| 27                     | 余市町総合体育館                           | 入舟町 420 番地    |                  |                                          |                    | 1,570    | ⑭                             | 2         | 2         | ×    | ×  | ×  | ○  |   |   |   |
| 28                     | 余市運動公園 (46,200 m <sup>2</sup> )    |               |                  |                                          |                    | 28,000   |                               | 2         | —         | ○    | ×  | ×  | ○  |   |   |   |
| 29                     | 美園会館                               | 美園町 319 番地 19 |                  |                                          |                    | 20       | ⑮                             | 4         | 1         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
| 30                     | 山田町農業構造改善センター                      | 山田町 326 番地 2  |                  |                                          |                    | 80       | ⑯                             | 3         | 1         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
| 31                     | 農村活性化センター                          | 山田町 577 番地    |                  |                                          |                    | 120      | ⑰                             | 5         | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
| 地区別計                   |                                    |               |                  |                                          |                    | 44,350   |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
| 豊丘地区                   | 186                                | 278           | 32               | 豊丘老人寿の家                                  | 豊丘町 644 番地 2       | 80       | ⑱                             | 38        | 1         | ×    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
| 大川地区                   | 1,987                              | 3,424         | 地区別計             |                                          |                    | 80       |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
|                        |                                    |               | 33               | グランデリビエール (津波避難ビル)                       | 大川町 2 丁目 26 番地     | 140      |                               | 5         | 6         | ×    | ○  | ×  | ×  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 34               | 即信寺支院                                    | 大川町 4 丁目 96 番地     | 100      |                               | 5         | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 35               | 中央公民館                                    | 大川町 4 丁目 143 番地 13 | 1,110    | ⑲                             | 2         | 3         | ×    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 36               | 大川小学校                                    | 大川町 10 丁目 1 番地     | 1,610    | ⑳                             | 4         | 3         | ○    | ×  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 37               | 大川小学校グラウンド (12,865 m <sup>2</sup> )      |                    | 7,790    |                               | 4         | —         | ○    | ×  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 38               | 勤労青少年ホーム                                 | 大川町 10 丁目 6 番地 2   | 230      | ㉑                             | 4         | 2         | ×    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 39               | 大川保育所                                    | 大川町 12 丁目 3 番地 2   | 130      | ㉒                             | 5         | 1         | ×    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 40               | 太陽ハイツ (津波避難ビル)                           | 大川町 14 丁目 5 番地     | 70       |                               | 5         | 8         | ×    | ○  | ×  | ×  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 41               | 旭中学校                                     | 大川町 16 丁目 1 番地     | 2,240    | ㉓                             | 4         | 3         | ○    | ×  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 42               | 旭中学校グラウンド (11,329 m <sup>2</sup> )       |                    | 6,860    |                               | 4         | —         | ○    | ×  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 43               | 大浜中老人寿の家                                 | 大川町 19 丁目 23 番地の 1 | 90       | ㉔                             | 5         | 1         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 44               | ホテルサンアート (津波避難ビル)                        | 大川町 6 丁目 35 番地     | 140      |                               | 5         | 5         | ×    | ○  | ×  | ×  |   |   |   |
| 地区別計                   |                                    |               | 20,510           |                                          |                    |          |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
| 黒川地区                   | 3,181                              | 5,876         | 45               | 農協会館                                     | 黒川町 5 丁目 22 番地     | 400      | ㉕                             | 2         | 2         | ×    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 46               | 経済センター                                   | 黒川町 3 丁目 114 番地    | 260      | ㉖                             | 1         | 6         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 47               | 黒川会館                                     | 黒川町 12 丁目 66 番地 1  | 70       | ㉗                             | 1         | 1         | ×    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 48               | ふじ公園 (18,294 m <sup>2</sup> )            | 黒川町 17 丁目 12 番地 2  | 11,080   |                               | 3         | —         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 49               | 北星学園余市高等学校                               | 黒川町 19 丁目 2 番地 1   | 2,830    | ㉘                             | 3         | 3         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 50               | 北星学園余市高等学校グラウンド (31,870 m <sup>2</sup> ) |                    | 19,310   |                               | 3         | —         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 51               | 老人福祉センター                                 | 黒川町 9 丁目 61 番地の 4  | 120      | ㉙                             | 2         | 1         | ×    | ×  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 52               | 黒川小学校                                    | 黒川町 9 丁目 147 番地    | 2,820    | ㉚                             | 3         | 3         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 53               | 黒川小学校グラウンド (13,894 m <sup>2</sup> )      |                    | 8,420    |                               | 3         | —         | ○    | ×  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 54               | 黒川八幡生活館                                  | 黒川町 572 番地 3       | 60       | ㉛                             | 4         | 2         | ×    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 55               | 都市公園予定地 (12,000 m <sup>2</sup> )         | 黒川町 1268 番地        | 7,270    |                               | 5         | —         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 56               | 黒川 17 区生活館                               | 黒川町 1224 番地        | 40       | ㉜                             | 3         | 1         | ×    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
| 地区別計                   |                                    |               | 52,680           |                                          |                    |          |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
| 登地区                    | 246                                | 516           | 57               | 下水道管理センター                                | 登町 136 番地          | 40       | ㉝                             | 5         | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 58               | 下水道管理センター構内 (15,600 m <sup>2</sup> )     |                    | 9,450    |                               | 5         | —         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 59               | 余市農道離着陸場 (37,920 m <sup>2</sup> )        | 登町 742 番地 9        | 22,980   |                               | 42        | —         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 60               | 登老人寿の家                                   | 登町 1012 番地 2       | 120      | ㉞                             | 21        | 1         | ×    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 61               | 登小学校                                     | 登町 1015 番地         | 550      | ㉟                             | 23        | 2         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 62               | 登小学校グラウンド (4,817 m <sup>2</sup> )        |                    | 2,910    |                               | 23        | —         | ○    | ○  | ×  | ○  |   |   |   |
| 地区別計                   |                                    |               | 36,050           |                                          |                    |          |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
| 栄地区                    | 584                                | 1,097         | 63               | 東大浜中福祉の家                                 | 栄町 399 番地 104      | 140      | ㉟                             | 6         | 1         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 64               | 栄町農業構造改善センター                             | 栄町 601 番地 3        | 80       | ㊱                             | 20        | 1         | ○    | ○  | ×  | ×  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 65               | 旧栄小学校                                    | 栄町 645 番地          | 530      | ㊲                             | 33        | 1         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
|                        |                                    |               | 66               | 旧栄小学校グラウンド (6,787 m <sup>2</sup> )       |                    | 4,110    |                               | 33        | —         | ○    | ○  | ○  | ○  |   |   |   |
| 地区別計                   |                                    |               | 4,860            |                                          |                    |          |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |
| 合計<br>(令和 6 年 4 月 1 日) | 9,494                              | 17,073        |                  |                                          | 町合計                | 202,020  |                               |           |           |      |    |    |    |   |   |   |

## (2) 指定避難所

| 避難対象                |       |        | 指定緊急避難場所               | 所在地                | 収容<br>人数 | 階数 | 海拔<br>(m) | 給食<br>設備 | 上水道   |
|---------------------|-------|--------|------------------------|--------------------|----------|----|-----------|----------|-------|
| 主な対象地区              | 世帯数   | 人口     |                        |                    |          |    |           |          |       |
| 豊浜地区                | 37    | 44     | 1 豊浜生活改善センター           | 豊浜町 209 番地 1       | 80       | 1  | 9         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 豊浜地区収容可能者数             |                    |          |    |           |          |       |
| 潮見地区                | 4     | 5      |                        |                    |          |    |           |          |       |
| 白岩地区                | 9     | 19     | 2 白岩会館                 | 白岩町 179 番地         | 20       | 1  | 30        | 有        | 地域飲料水 |
|                     |       |        | 白岩地区収容可能者数             |                    |          |    |           |          |       |
| 沢、富沢、港、梅川地区         | 1,836 | 3,257  | 3 西中学校                 | 梅川町 339 番地         | 2,060    | 3  | 6         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 4 水産加工研修センター           | 富沢町 6 丁目 117 番地    | 60       | 2  | 2         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 5 梅川町農業構造改善センター        | 梅川町 1085 番地 5      | 80       | 1  | 34        | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 6 沢町児童館                | 富沢町 3 丁目 46 番地     | 70       | 1  | 3         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 7 福祉センター               | 富沢町 5 丁目 13 番地     | 380      | 2  | 2         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 8 円山公園ふれあい交流施設         | 富沢町 2 丁目 32 番地 1   | 170      | 2  | 39        | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 9 沢町小学校                | 沢町 4 丁目 22 番地      | 1,570    | 2  | 4         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 10 余市紅志高等学校            | 沢町 6 丁目 1 番地       | 1,890    | 3  | 6         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 沢、富沢、港、梅川地区収容可能者数      |                    |          |    |           |          |       |
|                     |       |        |                        |                    |          |    |           |          |       |
| 朝日、入舟、美園、山田、浜中地区    | 1,424 | 2,557  | 11 東中学校                | 朝日町 71 番地          | 2,110    | 4  | 7         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 12 中央保育所               | 美園町 43 番地 36       | 140      | 1  | 2         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 13 福祉センター入舟分館          | 入舟町 400 番地         | 280      | 2  | 2         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 14 余市町総合体育館            | 入舟町 420 番地         | 1,570    | 2  | 2         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 15 美園会館                | 美園町 319 番地 19      | 20       | 1  | 4         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 16 山田町農業構造改善センター       | 山田町 326 番地 2       | 80       | 1  | 3         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 17 農村活性化センター           | 山田町 577 番地         | 120      | 2  | 5         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 朝日、入舟、美園、山田、浜中地区収容可能者数 |                    |          |    |           |          |       |
| 豊丘地区                | 186   | 278    | 18 豊丘老人寿の家             | 豊丘町 644 番地 2       | 80       | 1  | 38        | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 豊丘地区収容可能者数             |                    |          |    |           |          |       |
| 大川地区                | 1,987 | 3,424  | 19 中央公民館               | 大川町 4 丁目 143 番地 13 | 1,110    | 3  | 2         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 20 大川小学校               | 大川町 10 丁目 1 番地     | 1,610    | 3  | 4         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 21 勤労青少年ホーム            | 大川町 10 丁目 6 番地 2   | 230      | 2  | 4         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 22 大川保育所               | 大川町 12 丁目 3 番地 2   | 130      | 1  | 5         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 23 旭中学校                | 大川町 16 丁目 1 番地     | 2,240    | 3  | 4         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 24 大浜中老人寿の家            | 大川町 19 丁目 23 番地の 1 | 90       | 1  | 5         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 大川地区収容可能者数             |                    |          |    |           |          |       |
| 黒川地区                | 3,181 | 5,876  | 25 農協会館                | 黒川町 5 丁目 22 番地     | 400      | 2  | 2         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 26 経済センター              | 黒川町 3 丁目 114 番地    | 260      | 6  | 1         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 27 黒川会館                | 黒川町 12 丁目 66 番地 1  | 70       | 1  | 1         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 28 北星学園余市高等学校          | 黒川町 19 丁目 2 番地 1   | 2,830    | 3  | 3         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 29 老人福祉センター            | 黒川町 9 丁目 61 番地の 4  | 120      | 1  | 2         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 30 黒川小学校               | 黒川町 9 丁目 147 番地    | 2,820    | 3  | 3         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 31 黒川八幡生活館             | 黒川町 572 番地 3       | 60       | 2  | 4         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 32 黒川 17 区生活館          | 黒川町 1224 番地        | 40       | 1  | 3         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 黒川地区収容可能者数             |                    |          |    |           |          |       |
|                     |       |        |                        |                    |          |    |           |          |       |
| 登地区                 | 246   | 516    | 33 下水道管理センター           | 登町 136 番地          | 40       | 2  | 5         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 34 登老人寿の家              | 登町 1012 番地 2       | 120      | 1  | 21        | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 35 登小学校                | 登町 1015 番地         | 550      | 2  | 23        | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 登地区収容可能者数              |                    |          |    |           |          |       |
| 栄地区                 | 584   | 1,097  | 36 東大浜中福祉の家            | 栄町 399 番地 104      | 140      | 1  | 6         | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 37 栄町農業構造改善センター        | 栄町 601 番地 3        | 80       | 1  | 20        | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 38 旧栄小学校               | 栄町 645 番地          | 530      | 1  | 33        | 有        | 上水道   |
|                     |       |        | 栄地区収容可能者数              |                    |          |    |           |          |       |
| 合計 (令和 6 年 4 月 1 日) | 9,494 | 17,073 | 全収容可能者数合計              |                    |          |    |           |          |       |

## (3) 福祉避難所

| 区 分   | 施 設 名          | 所在地              | 収容<br>人数 | 海拔 | 給食<br>設備 | 水道<br>施設 |
|-------|----------------|------------------|----------|----|----------|----------|
| 福祉避難所 | 1 余市豊浜学園       | 豊浜町 293 番地       | 30       | 11 | 有        | 上水道      |
|       | 2 余市養護学校       | 梅川町 377 番地 3     | 150      | 6  | 有        | 上水道      |
|       | 3 かるな和順        | 沢町 5 丁目 77 番地    | 20       | 4  | 有        | 上水道      |
|       | 4 介護老人保健施設よいち  | 山田町 201 番地 5     | 20       | 2  | 有        | 上水道      |
|       | 5 余市幸住学園       | 豊丘町 197 番地       | 20       | 23 | 有        | 上水道      |
|       | 6 フルーツ・シャトーよいち | 黒川町 19 丁目 1 番地 2 | 40       | 3  | 有        | 上水道      |
|       | 小 計            |                  | 280      |    |          |          |

## (4) ヘリコプター離着陸場

| 区 分           | 施 設 名          | 所在地            | 海拔 | 広 さ               |
|---------------|----------------|----------------|----|-------------------|
| ヘリコプター離着陸可能場所 | 1 沢町小学校グラウンド   | 沢町 4 丁目 22 番地  | 4  | 8 0 m × 1 0 0 m   |
|               | 2 余市町運動公園野球場   | 入舟町 420 番地     | 2  | 8 0 m × 9 0 m     |
|               | 3 余市町運動公園陸上競技場 | 入舟町 420 番地     | 2  | 4 5 m × 8 0 m     |
|               | 4 余市町運動公園自由広場  | 入舟町 420 番地     | 2  | 7 0 m × 7 0 m     |
|               | 5 大川小学校グラウンド   | 大川町 10 丁目 1 番地 | 4  | 1 2 0 m × 1 2 0 m |
|               | 6 都市公園予定地      | 黒川町 1268 番地    | 5  | 1 0 0 m × 1 2 0 m |
|               | 7 余市農道離着陸場     | 登町 742 番地 9    | 42 | 8 0 m × 9 2 0 m   |

## 8 指定緊急避難場所等

- (1) 白岩、潮見、豊浜地区  
別表2のとおり。
- (2) 沢、富沢、港、梅川、朝日、入舟、美園、山田、浜中、豊丘、大川、黒川地区  
別表3のとおり。
- (3) 大川(一部)、黒川(一部)、栄、登地区  
別表4のとおり。

## 第5節 避難行動要支援者対策計画

### 1 計画策定の目的

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数の約6割が65歳以上の高齢者であり、障がい者の死亡率は被災地住民全体の死亡率の約2倍にのぼった。

また、消防職員、消防団員、民生委員等の多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の基本法の改正において実効性ある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

さらに頻発する自然災害に対応して、避難行動要支援者の災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施を図るため、令和3年5月に基本法の一部が改正され、避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別計画」という。）の作成が努力義務化された。

本計画は、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を定めることを目的とする。

### 2 避難行動要支援者名簿の作成等

#### (1) 避難行動要支援者の把握

##### ア 町内（福祉部局）での情報の集約

町は、「余市町避難行動要支援者名簿」を作成し、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

##### イ 道などからの情報の取得

町は、難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿作成のため必要があると認められるときは、知事、その他関係機関に対して情報の提供を求める。

#### (2) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 移動が困難な者
- イ 日常生活に介助が必要な者
- ウ 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- エ 急な状況変化に対応できない者
- オ 薬や医療装置が常に必要な者
- カ 精神的に著しく不安定な状態になりやすい者
- キ 言語、文化、生活習慣への配慮が必要な者
- ク その他避難にあたって支援が必要な者

#### (3) 避難行動要支援者名簿の作成

##### ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本計画において避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅

にある避難行動要支援者（病院、社会福祉施設等に長期間入院、入所していない者）のうち、次の要件に該当する者とする。

- (ア) 要介護3以上の認定を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳の1級又は2級に該当する者
- (ウ) 療育手帳のA判定に該当する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者
- (オ) 本人等から申し出のあった妊婦及び出産後2か月に達した月末までの産婦
- (カ) 75歳以上の一人暮らしの者又は75歳以上の者のみの世帯に属する者
- (キ) 上記以外で町長が必要と認めた者

#### イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (ア) 氏 名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性 別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 緊急連絡先
- (キ) 避難支援者
- (ク) 避難支援等を必要とする事由
- (ケ) 上記に掲げたもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

#### ウ 避難行動要支援者名簿の情報管理

避難行動要支援者名簿は、紙媒体及び電子媒体により管理するものとし、担当者以外に名簿情報が漏えいしないように厳重に管理するものとする。

#### (4) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

##### ア 避難行動要支援者名簿の更新

災害時に、迅速かつ的確な避難支援を行うため、町は名簿情報の更新を年1回定期的に行うものとする。また、現況把握に努めるとともに、可能な限り最新の情報を保管するよう努めるものとする。

##### イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町の関係部局及び避難支援等関係者間で共有する。

※ 避難支援等関係者：消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、区会、その他避難支援を行う関係者をいう。

#### (5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

##### ア 平常時における名簿情報の外部提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることで災害時の円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくため、町は国の指針に基づき、予め避難行動要支援者の同意を得た名簿情報について、避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

##### イ 名簿情報を提供する場合における配慮と秘密保持義務

町は、名簿情報の提供に際し、避難支援等関係者に適正な情報管理を図るよう、次の措置を行う。

- (ア) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (イ) 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行

うよう指導する。

(ウ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製をしないよう指導する。

(エ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

ウ 町は、庁舎等が被災するなどの事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、適切な管理に努めるものとする。

### 3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

#### (1) 避難のための情報伝達

##### ア 高齢者等避難の発令と伝達

町は、避難行動要支援者が早い段階での避難行動を実施できるよう、高齢者等避難を適時・適切に発令することに努めるものとする。

また、高齢者等避難の伝達にあたっては、高齢者や障がい者等の特性に沿った情報伝達手段を選択し、わかりやすい言葉や表現などにより、一人ひとりに的確に伝わるよう、その情報伝達について特に配慮するものとする。

##### イ 多様な手段の活用による情報伝達

災害時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、広報車や個別訪問による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を組み合わせ、多様な情報伝達の手段を確保する。

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援

##### ア 避難支援等関係者の対応原則と安全確保の措置

避難支援等関係者本人とその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、地域の実状や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

##### イ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

町は、災害時において避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者、その他の者に名簿情報を提供できることとする。

なお、それらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のための必要な措置を講じるものとする。

#### (3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

災害時においては、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、速やかに安否の確認を行い、安否の確認ができない避難行動要支援者については、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握する等、適切な措置を講じるものとする。

#### (4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

##### ア 避難行動要支援者の引継ぎ

避難場所等においては、避難行動要支援者及び名簿情報を避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適切に引継ぐものとする。また、引継ぎにあたっては、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう行うものとする。

##### イ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

避難場所から避難所への移送にあたっては、避難行動要支援者の健康状態に十分配慮し、車両等を利用して実施するが、災害の規模に応じ、防災関係機関等の協力を得て行うものとする。

## 4 個別計画の策定

### (1) 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

町は、民生委員や社会福祉協議会、区会等の協力を得て連携しながら、避難行動要支援者個々に実効性のある避難支援がなされるよう個別計画の策定を進める。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

### (2) 具体的な支援方法に関する調整

町や民生委員、社会福祉協議会、区会等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人やその家族と具体的な避難支援の方法について打合せ、町や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、次の情報等を記載する。

ア 避難経路

イ 特記事項

ウ 避難の際に配慮すべき事項

### (3) 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

町は、民生委員、社会福祉協議会、区会等を中心に地域の実情を踏まえ、避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行う。

その際、避難支援の実効性を高める観点から、次の点を考慮する。

ア できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たる。

イ 避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行う。

### (4) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

町は、避難行動要支援者の個人情報が必要以上に避難支援等関係者へ提供されることのないよう留意する。

## 5 要配慮者利用施設の対策

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であり、災害時に配慮を必要としている人が利用していることを踏まえ、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律により、要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

### (1) 避難確保計画の作成が必要な施設

ア 幼稚園

| 区 分 | 施設名                     | 所在地             | 電 話     | F A X   | 洪 水         | 土砂      | 津波 |
|-----|-------------------------|-----------------|---------|---------|-------------|---------|----|
| 幼稚園 | 学校法人夢の森学園<br>夢の森幼稚園     | 沢町331番地         | 22-2215 | 22-2239 | ○<br>ヌッチ川   | ○<br>特別 | —  |
|     | 学校法人余市杉の子学園<br>杉の子幼稚園   | 黒川町15丁目2<br>番地2 | 23-4654 | 22-3284 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|     | 学校法人北海道キリスト教学園<br>リタ幼稚園 | 黒川町1丁目17<br>番地  | 22-3430 | 22-3758 | ○<br>余市川・登川 | —       | ○  |

## イ 児童福祉施設、学校等、障害者福祉施設

| 区 分                 |         | 施設名                                                 | 所在地               | 電 話     | F A X   | 洪水           | 土砂 | 津波 |
|---------------------|---------|-----------------------------------------------------|-------------------|---------|---------|--------------|----|----|
| 児 童<br>福 祉<br>施 設   |         | 余市町立<br>大川保育所                                       | 大川町12丁目3<br>番地2   | 23-6015 | 23-6015 | ○<br>余市川     | —  | —  |
|                     |         | 余市町立<br>中央保育所                                       | 美園町43番地<br>36     | 22-2159 | 22-2159 | ○<br>余市川     | —  | —  |
|                     |         | 社会福祉法人 徳風会<br>ほうりゅうじ保育園                             | 沢町5丁目80番<br>地     | 22-2401 | 23-7730 | ○<br>ヌッチ川    | —  | —  |
|                     |         | N P O法人後志地域サポートセンター<br>サポートセンターたね                   | 入舟町462番地          | 22-7242 | 22-7242 | ○<br>余市川     | —  | —  |
|                     |         | 北後志母子通園センター                                         | 富沢町5丁目13          | 23-6894 | 23-6894 | ○<br>梅川・ヌッチ川 | —  | ○  |
|                     |         | 沢町児童館                                               | 富沢町3丁目46          | 23-5673 | 23-5673 | ○<br>梅川・ヌッチ川 | —  | —  |
|                     |         | 地域小規模児童養護施設<br>さくら                                  | 黒川町15丁目<br>14番地13 | 33-5024 | 33-5365 | ○<br>余市川・登川  | —  | —  |
|                     |         | N P O法人<br>どんぐり                                     | 富沢町10丁目<br>25番地4  | 23-8051 | 23-8052 | ○<br>梅川・ヌッチ川 | —  | —  |
|                     |         | 児童発達サポート<br>かがやき                                    | 黒川町20丁目5<br>番地8   | 48-5450 | 48-5451 | ○<br>余市川・登川  | —  | —  |
|                     |         | 児童発達サポート<br>はばたき                                    | 黒川町620番地<br>4     | 48-7796 | 48-7797 | ○<br>余市川・登川  | —  | —  |
| 学 校<br>等            | 小 学 校   | 余市町立<br>沢町小学校                                       | 沢町4丁目22番<br>地     | 22-3941 | 22-6577 | ○<br>梅川・ヌッチ川 | —  | —  |
|                     |         | 余市町立<br>黒川小学校                                       | 黒川9丁目147<br>番地    | 22-3686 | 22-2686 | ○<br>余市川・登川  | —  | —  |
|                     |         | 余市町立<br>大川小学校                                       | 大川町10丁目1<br>番地    | 22-3887 | 22-7149 | ○<br>余市川・登川  | —  | ○  |
|                     |         | 余市町立<br>登小学校                                        | 登町1015番地          | 22-3525 | 22-3525 | ○<br>登川      | —  | —  |
|                     | 中 学 校   | 余市町立<br>西中学校                                        | 梅川町339番地          | 22-3086 | 22-6437 | ○<br>梅川・ヌッチ川 | —  | —  |
|                     |         | 余市町立<br>東中学校                                        | 朝日町71番地           | 22-3293 | 22-7218 | ○<br>余市川     | —  | —  |
|                     |         | 余市町立<br>旭中学校                                        | 大川町16丁目1<br>番地    | 22-2075 | 23-2308 | ○<br>余市川・登川  | —  | ○  |
|                     | 高 等 学 校 | 北海道余市<br>紅志高等学校                                     | 沢町6丁目1番<br>地      | 23-3191 | 23-3192 | ○<br>ヌッチ川    | —  | —  |
|                     |         | 北星学園<br>余市高等学校                                      | 黒川町19丁目2<br>番地1   | 22-6211 | 22-6097 | ○<br>余市川・登川  | —  | —  |
|                     | 他       | 北海道<br>余市養護学校                                       | 梅川町377番地<br>3     | 23-7831 | 23-7877 | ○<br>梅川      | —  | —  |
| 障 害 者<br>福 祉<br>施 設 |         | 社会福祉法人 小樽四ツ葉学園<br>余市豊浜学園                            | 豊浜町293番地          | 22-2183 | 23-4710 | ○<br>湯内川     | ○  | —  |
|                     |         | 社会福祉法人 小樽四ツ葉学園<br>余市幸住学園                            | 豊丘町197番地          | 22-5515 | 22-6424 | ○<br>ヌッチ川    | —  | —  |
|                     |         | 生活介護事業所<br>こうずみ、こうずみひのき                             | 沢町3丁目29番<br>地     | 21-3010 | 21-3011 | ○<br>梅川・ヌッチ川 | —  | —  |
|                     |         | 共同生活援助・グループホーム<br>・こうずみメープル<br>・こうずみポプラ<br>・こうずみけやき | 富沢町3丁目47<br>番地    | 21-4125 | 21-4126 | ○<br>梅川・ヌッチ川 | —  | —  |
|                     |         | 共同生活援助・グループホーム<br>こうずみオリーブ                          | 富沢町3丁目23<br>番地36  |         |         | ○<br>梅川・ヌッチ川 | —  | —  |
|                     |         | N P O法人<br>樹の杜                                      | 入舟町273番地<br>1     | 48-7040 | 48-7040 | ○<br>余市川     | —  | ○  |
|                     |         | グループホーム 希林荘<br>(医療法人社団 修徳会 林病院)                     | 大川町2丁目52<br>番地    | 22-2233 | 22-6521 | ○<br>余市川・登川  | —  | —  |

## ウ 高齢者福祉施設、医療施設

| 区 分               | 施設名                                                                                                         | 所在地           | 電 話     | F A X   | 洪水          | 土砂      | 津波 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|---------|-------------|---------|----|
| 高齢者<br>福 祉<br>施 設 | グループホームこもれび<br>(有限会社 スローライフ)                                                                                | 美園町199番地      | 22-7727 | 22-7727 | ○<br>余市川    | —       | —  |
|                   | ・養護老人ホーム かるな和順<br>・ショートステイ わじゅん<br>(社会福祉法人 徳風会)                                                             | 沢町5丁目77番地     | 22-2408 | 21-2408 | ○<br>ヌッチ川   | —       | —  |
|                   | ・グループホーム延寿園<br>・高齢者マンション 華<br>(NPO法人ロータス会)                                                                  | 黒川町12丁目3番地    | 22-1132 | 22-1130 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | グループホーム美優さくらんぼ<br>(株式会社 H&D)                                                                                | 黒川町13丁目36番地14 | 23-2500 | 48-6800 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | グループホームなかじま<br>(医療法人社団 滋恒会)                                                                                 | 大川町4丁目23番地    | 30-7200 | 30-7200 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | グループホーム夢<br>(有限会社 イマージュ)                                                                                    | 黒川町19丁目13番地2  | 21-6222 | 21-6225 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | グループホーム ポランの家<br>(有限会社 ナカジマ)                                                                                | 大川町8丁目11番地    | 22-1577 | 22-1578 | ○<br>余市川    | —       | —  |
|                   | ・介護老人保健施設 よいち<br>・介護老人保健施設 よいち南館<br>(医療法人社団 健志会)                                                            | 山田町201番地5     | 21-4567 | 21-4568 | ○<br>余市川    | —       | —  |
|                   | 介護医療院 こじま<br>(医療法人社団 倫仁会 小嶋内科)                                                                              | 黒川町7丁目13番地    | 22-2245 | 22-2551 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | 介護医療院 なかじま<br>(医療法人社団 滋恒会 中島内科)                                                                             | 黒川町3丁目109番地   | 22-3866 | 22-7457 | ○<br>余市川・登川 | —       | ○  |
|                   | サービス付き高齢者向け住宅<br>ふる一つの郷<br>(社会福祉法人 よいち福祉会)                                                                  | 黒川町15丁目7番地11  | 48-5707 | 22-1197 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | サービス付き高齢者向け住宅<br>ぬくもりの郷<br>(社会福祉法人 よいち福祉会)                                                                  | 黒川町15丁目14番地16 | 48-5166 | 48-6337 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | 住宅型有料老人ホーム<br>G R A C E 3 1 0 モイレ<br>(有限会社ドラッグストアーさとう)                                                      | 浜中町4番地8       | 48-6307 | 48-6308 | —           | ○       | ○  |
|                   | 住宅型有料老人ホーム<br>G R A C E ガーデンモイレ<br>(有限会社ドラッグストアーさとう)                                                        | 入舟町9番地4       | 48-5312 | 48-5313 | —           | ○<br>特別 | —  |
|                   | 住宅型有料老人ホーム みどり<br>(医療法人社団 滋恒会 中島内科)                                                                         | 大川町4丁目23番地    | 48-5563 | 48-5564 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | サービス付き高齢者向け住宅三恒<br>(医療法人社団 倫仁会 小嶋内科)                                                                        | 黒川町16丁目4番地1   | 48-7735 | 48-7737 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
| 医 療<br>施 設        | ・特別養護老人ホーム<br>フルーツ・シャトーよいち<br>・高齢者グループホーム<br>フルーツ・シャトーよいち<br>・短期入所生活介護事業所<br>フルーツ・シャトーよいち<br>(社会福祉法人よいち福祉会) | 黒川町19丁目1番地2   | 22-5350 | 22-6025 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | 社会福祉法人 北海道社会事業協会<br>余市病院                                                                                    | 黒川町19丁目1番地1   | 23-3126 | 22-6445 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | 医療法人社団 滋恒会<br>中島内科                                                                                          | 黒川町3丁目109番地   | 22-3866 | 22-7457 | ○<br>余市川・登川 | —       | ○  |
|                   | 医療法人社団 倫仁会<br>小嶋内科                                                                                          | 黒川町7丁目13番地    | 22-2245 | 22-2551 | ○<br>余市川・登川 | —       | —  |
|                   | 医療法人社団 修徳会<br>林病院                                                                                           | 山田町50番地1      | 22-5188 | 22-6521 | ○<br>余市川    | —       | —  |

## 第6節 相互応援体制整備計画

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、国、道、他の市町村、防災関係機関及び団体等と広域連携体制を構築して防災体制の万全に期するものとする。

さらに、民間事業者等と災害時における相互応援協定等の締結を推進し、相互応援体制を整備するものとする。

### 1 相互応援に関する協定の推進

大規模災害時には、町だけではすべての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町村は同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要となる。

本町では、町域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、基本法第67条の規定等に基づき、近隣町村、また遠隔地である他の市町村との応援協定締結の推進を図るものとする。

### 2 応援協定等に基づく支援要請

町は、自町のみで十分な応急対策の実施が困難な場合は、あらかじめ町が他の市町村、防災関係機関、団体等と締結している相互応援に関する協定、あるいは、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等の協定に基づき応援を要請する。

## 第7節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

### 1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため道、町及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

### 2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

### 3 交通の確保

#### (1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため北海道開発局、道及び町の道路管理者等は、除雪体制を強化し日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

#### ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、町道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

#### イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

#### ウ 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

#### (2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び町は、災害による道路交通の一時的なマヒにより孤立する集落が発生することが予想され、ヘリポートの確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

### 4 雪に強いまちづくりの推進

#### (1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

#### (2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

道、町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

#### (3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

道、町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

### 5 寒冷対策の推進

#### (1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努めるとともに、道は、町における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。

#### (2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スコップ等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

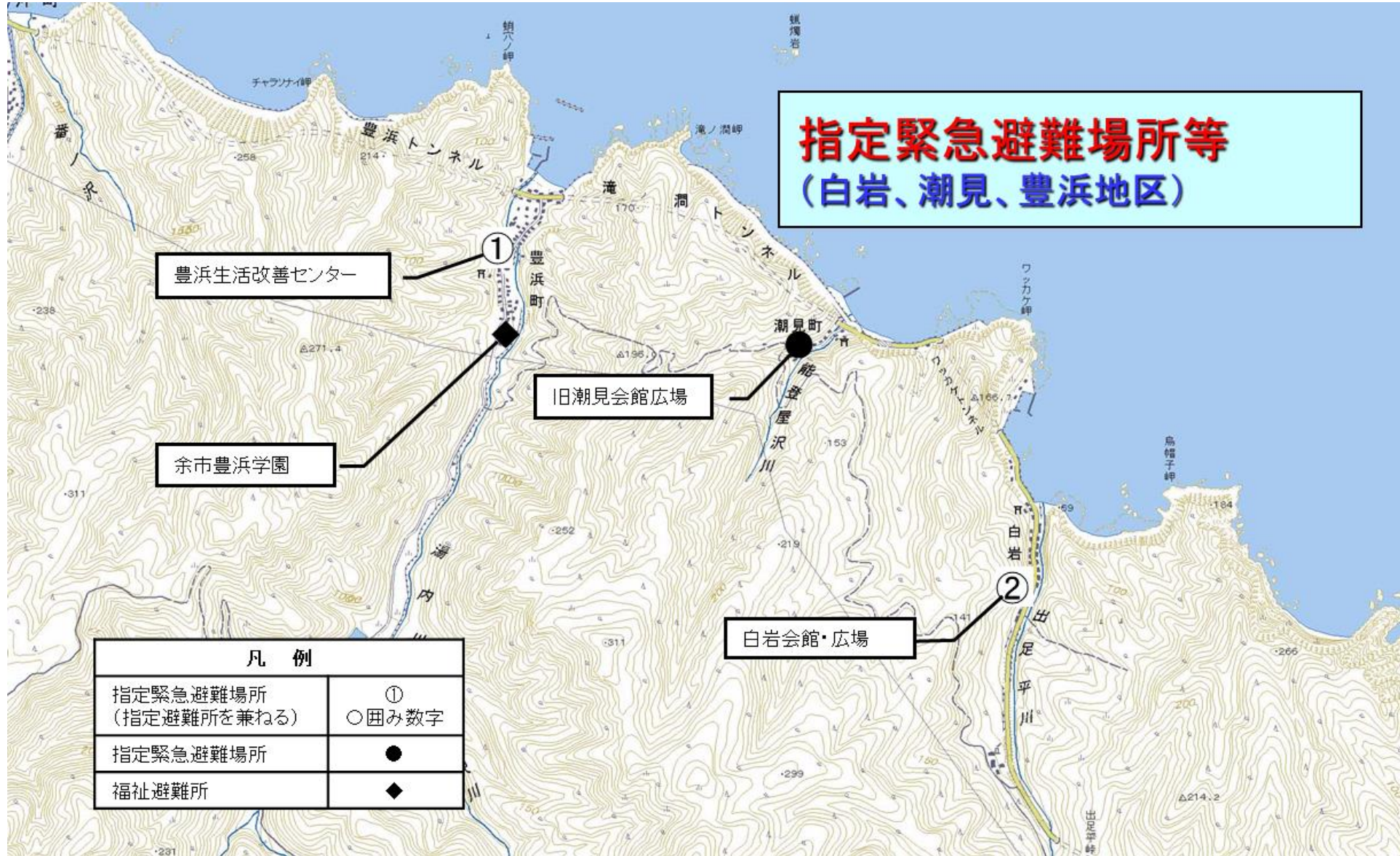
なお冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定締結などにより、必要な台数の確保に努める。

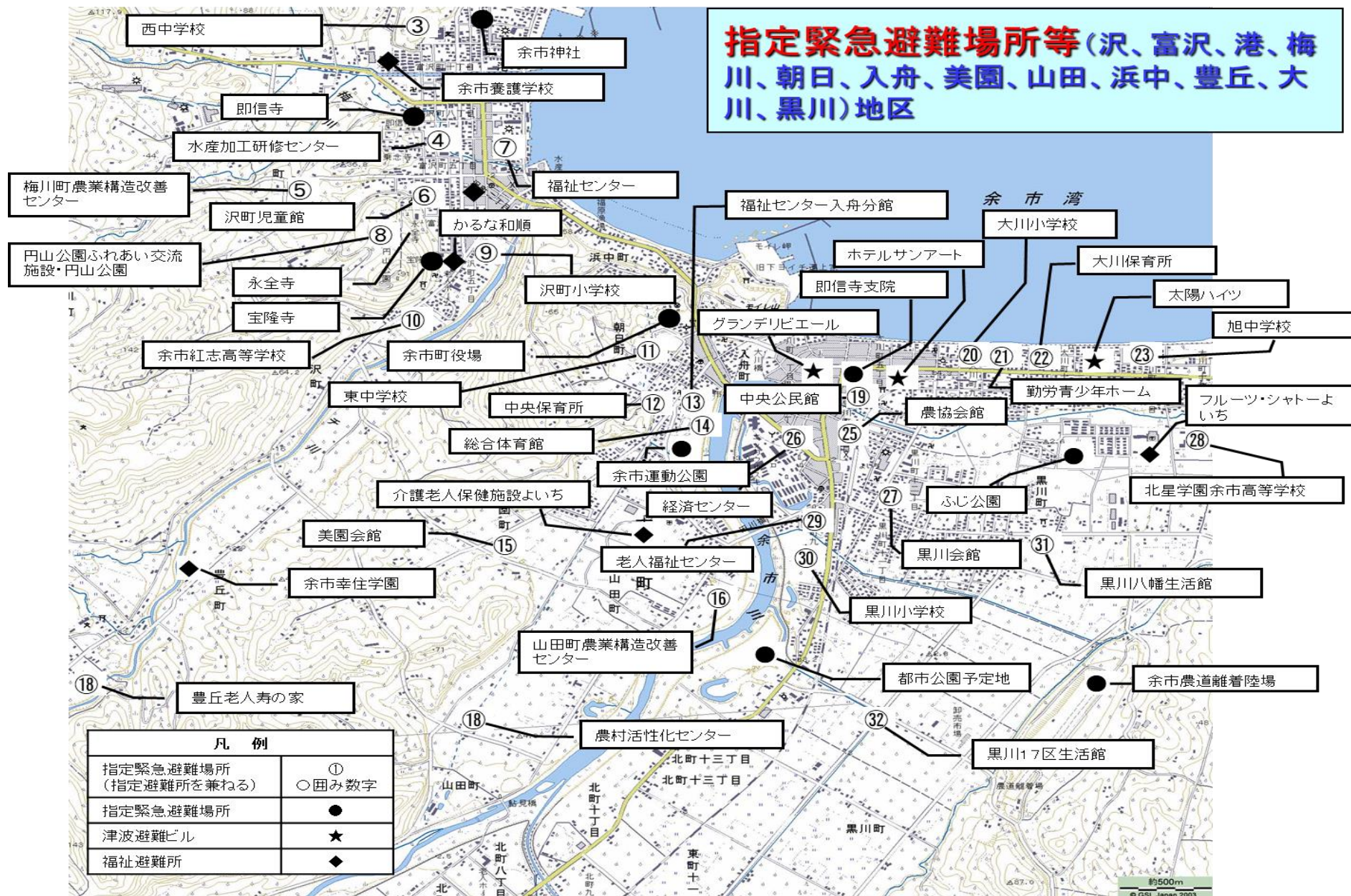
余市町避難所TKBスタンダード（避難所における良好な生活環境の確保のための目標）

| 項目                | 余市町避難所TKBスタンダードの目標                                               |                                                           | 項目      | 余市町避難所TKBスタンダード達成のための実施事項                                                 |                                                                             |                                                    |                                                  |                                                               |
|-------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|                   | 36時間以内                                                           | 36時間～7日以内                                                 |         | 発災前                                                                       | 3日以内（初動期）                                                                   |                                                    |                                                  | 3日以降（応急期）                                                     |
| 前提条件              | ・避難所が停電・断水している。<br>・道路：使用可能                                      | ・停電・断水は解消されている。                                           | 共通項目    | ○余市町避難所TKBスタンダードの周知徹底<br>○町備蓄量の把握<br>○民間事業者等との協定の締結促進<br>○備蓄品の充実          | ○避難者数の把握<br>○要配慮者数の把握<br>○業者の被災状況確認<br>○自衛隊災害派遣要請<br>○非常用電源を確保（災対本部、各避難所等）  | ○福祉避難所の開設<br>○支援物資の確保・受入に向けた調整                     | ○余市町避難所TKBスタンダードの概成（不備事項の早期是正）                   | ○余市町避難所TKBスタンダードの達成<br>○避難所における電源設備等の強化<br>○避難所の避難者主導の運営体制本格化 |
| T<br>トイレ・シャワー（衛生） | 概ね50人に1基のトイレ<br>着替え、体の清潔が可能                                      | 概ね20人に1基のトイレ<br>1日1回の入浴                                   | 国・道     | （要望・調整）<br>○簡易トイレ等の導入<br>○多目的トイレの導入                                       | ○簡易トイレ、災害用トイレ等のプッシュ型支援の開始                                                   | ○国のプッシュ型支援発送開始<br>○快適トイレ、トイレトレーラ等の要請               | ○国のプッシュ型支援物資到着<br>○道調整分の支援物資の到着                  | ○国・道のプッシュ型支援の本格化                                              |
|                   | ・簡易トイレ・手洗い場が確保されている。<br>・着替えができて体を清潔にできる空間                       | ・シャワー（風呂）が利用できる。<br>・衣服の洗濯ができる。                           | 町       | ○簡易トイレの備蓄<br>○マンホールトイレ等の導入<br>○多目的トイレの導入<br>○ごみ処理の準備<br>○家庭備蓄の普及啓発        | ○トイレの必要数把握<br>○広域連携の発動<br>○不足分を道へ要請<br>○水の確保<br>○ごみ処分体制構築<br>○衣服、着替えスペースの確保 | ○備蓄しているトイレ等の配置<br>○シャワー設備、洗濯機等の手配、調整               | ○支援物資の受入れ<br>○全避難所に快適トイレの配置完了<br>○シャワー設備、洗濯機等の設置 | ○民間入浴施設、自衛隊開設入浴施設等への送迎（シャトルバスの運行）                             |
| K<br>キッチン（栄養）     | 栄養に配慮した温かい食事                                                     |                                                           | 国・道     | （要望・調整）<br>○キッチンカー協会、事業者等の情報                                              | ○食材等のプッシュ型支援の開始<br>○キッチンカー要請                                                | ○食材等の調達<br>○食材等のプッシュ型支援の提供開始                       | ○食材調達の継続<br>○食材等のプッシュ型支援の継続                      |                                                               |
|                   | ・1～2食目 備蓄用ゼリー<br>・3食目 アルファ化米食等<br>・4～5食目 レトルト食品（主食とおかずがついた食事の提供） | ・避難所において作り立ての食事の提供（炊き出しによる）                               | 町       | ○栄養に配慮した食事提供のための計画<br>○キッチンカー協会、事業者等との協定締結<br>○地域内のキッチンカー業者、弁当業者等の把握、連携構築 | ○備蓄ゼリーの提供<br>○流通備蓄による食料確保、提供<br>○広域連携、流通備蓄による食料確保（炊き出し準備）                   | ○流通備蓄食の提供<br>○弁当等による主食、副食の提供                       | ○給食支援要領の整備（避難所格差の有無、食事内容、量等）<br>○栄養士等の派遣         | ○栄養士等による栄養指導<br>○避難者で協力した避難所における調理の本格化                        |
| B<br>ベッド等（睡眠）     | 必要な寝床の確保                                                         | 暑さ・寒さの調和                                                  | NPO・民間等 | ○連携構築<br>○被災者支援要領の調整、計画の作成                                                | ○給食支援要領の調整開始<br>○炊出しの準備                                                     | ○炊出しによる食事（主食、副食）の提供準備                              | ○炊出しによる食事の提供開始<br>○キッチンカーの配置、提供開始                | ○キッチンカーの支援継続<br>○避難所等での調理支援                                   |
|                   | ・必要数が確保されかつ1世帯1空間のパーティションを設置<br>・快適なベッドの提供                       | ・適度な温度が保たれている。<br>（夏季には扇風機、スポットクーラー、冬季にはジェットヒーター、ストーブの設置） | 国・道     | （要望・調整）<br>○段ボールベッド業者等の情報、連携構築<br>○省スペースで保管可能な段ボールベッドの模索                  | ○寝具（段ボールベッド等）のプッシュ支援開始                                                      | ○寝具（段ボールベッド等）のプッシュ支援到着<br>○不足分の国への要請               | ○プッシュ型支援の継続                                      |                                                               |
|                   |                                                                  |                                                           | 町       | ○各避難所のレイアウト（段ボールベッド、パーティションの設置に対応）の見直し<br>○寝具等の備蓄                         | ○備蓄品の提供<br>○広域連携の発動<br>○不足分を道に要請<br>○避難所内のレイアウト                             | ○各避難所への段ボールベッド等の配置<br>○パーティションの設置<br>○不足分の把握、道への要請 | ○避難所への段ボールベッド、パーティションの設置完了                       |                                                               |

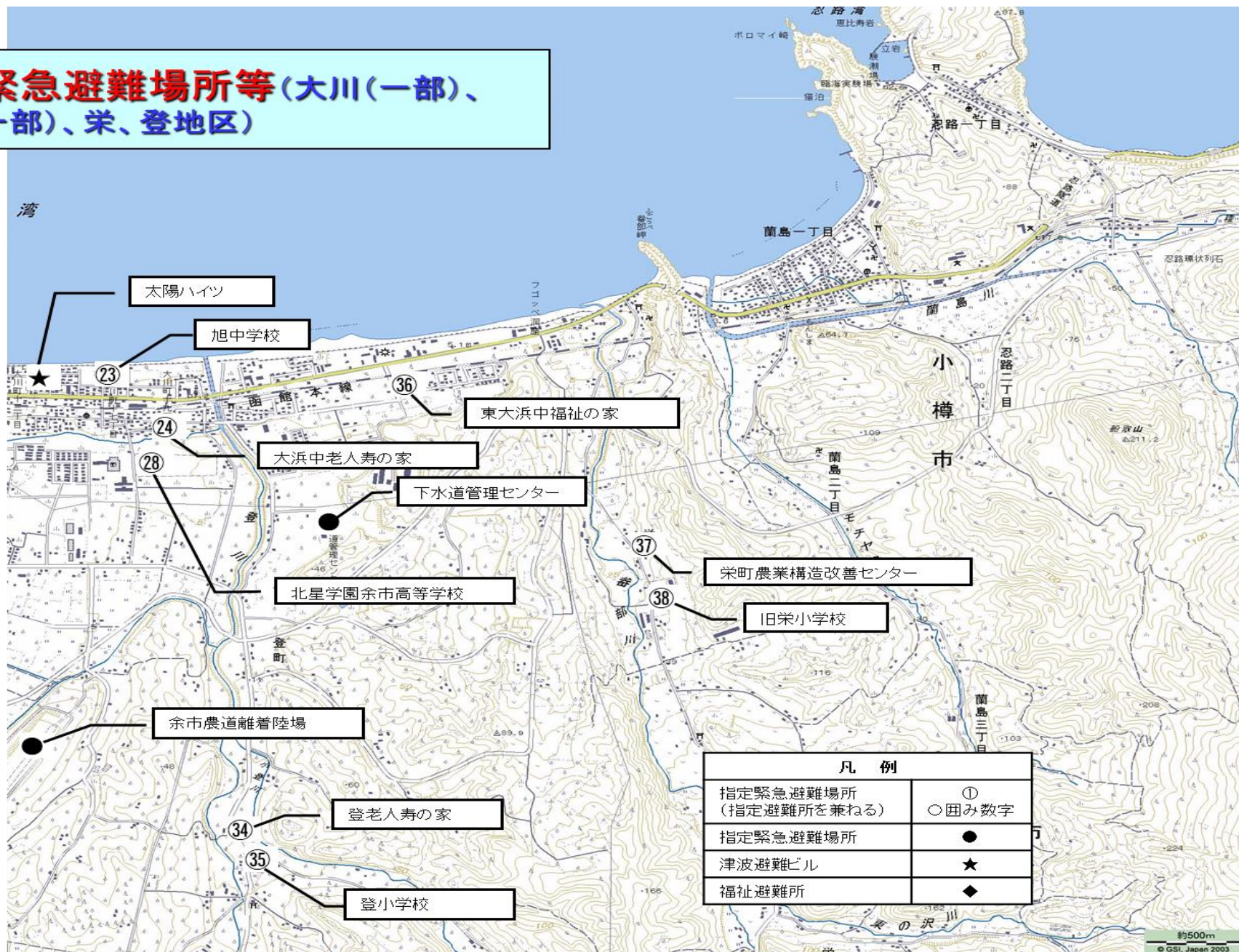
第1回避難所アセスメント調査実施

第2回避難所アセスメント調査実施





# 指定緊急避難場所等(大川(一部)、 黒川(一部)、栄、登地区)





# 第3章 災害時備蓄計画



## 第3章 目次表

### 第3章 災害時備蓄計画

|                  |      |
|------------------|------|
| 第1節 基本的な考え方      | 3-1  |
| 1 備蓄の形態          | 3-1  |
| 2 想定する災害         | 3-1  |
| 3 備蓄の考え方         | 3-1  |
| 第2節 公的備蓄         | 3-3  |
| 1 食料及び水          | 3-3  |
| 2 生活必需品          | 3-4  |
| 3 避難所等資機材        | 3-4  |
| 4 備蓄目標と目標設定の考え方  | 3-5  |
| 第3節 流通備蓄         | 3-8  |
| 1 流通備蓄に関する協定一覧   | 3-8  |
| 2 道が締結した防災に関する協定 | 3-8  |
| 第4節 家庭、事業所等による備蓄 | 3-9  |
| 1 家庭備蓄           | 3-9  |
| 2 事業者等の備蓄        | 3-9  |
| 別表「余市町備蓄品整備年次計画」 | 3-10 |



## 第3章 災害時備蓄計画

### 第1節 基本的な考え方

町は、備蓄に関する基本的な考えを次のとおり取りまとめ、この基本的な考え方に基づき備蓄を推進する。

#### 1 備蓄の形態

備蓄の形態は次のとおりとする。

##### (1) 公的備蓄

大規模災害や局地的な災害時に備えて必要な物資を避難所等に配備する等、町が主体として推進する備蓄

##### (2) 流通備蓄

災害時に備えて、民間事業者等との連携協定及び相互応援協定等の締結により、災害時に不足する食料等を避難所等へ迅速に配分する等により、民間事業者と連携して推進する備蓄

##### (3) 家庭等における備蓄

自らの命は自ら守る防災の基本に基づき、平常時から災害に備え、各家庭や事業所等において食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄することによる備蓄

### 2 想定する災害

第1章第2節「余市町に想定される災害」による。

### 3 備蓄の考え方

#### (1) 備蓄の目標

第2章第4節「避難体制整備計画」に基づき、発災後、48時間以内に避難者に対し、清潔なトイレ、温かい食事、快適なベッドを提供することを備蓄の目標とする。

また、1週間以内に入浴機会（シャワーを含む。）の提供を追求する。

#### (2) 備蓄の区分

##### ア 備蓄区分A

計画的に備蓄を推進し、必要数を確保するもの

##### イ 備蓄区分B

流通備蓄により広域防災連携、相互応援協定等に基づき民間事業者等の助力・支援を受け必要数を確保するもの

##### ウ 備蓄区分C

発災直後に必要な一定数を確保し、不足分を国及び道に対してプッシュ型支援を要請し必要数を確保するもの

#### (3) 備蓄の重点期間等

##### ア 重点期間

発災後36時間とする。

##### イ 重点期間設定の理由

過去に発生した地震の応急対策における実績、内閣府による「物資調達・輸送調整等支援システム」の稼働開始の状況を踏まえ、発災2日目の中途以降（36時間以降）から、順次、国や道及び道内外の他市町村からの物資の支援が見込めるため。

(4) 目標達成の具体的実施事項

ア 衛生(トイレ)

発災後、国や道に対しコンテナ型トイレの設置を速やかに要望するとともに、備蓄重点期間36時間においても、清潔なトイレ環境を提供するため、各避難所に組立式の簡易トイレ等を努めて多く公的備蓄する。

イ 栄養(キッチン)

発災後36時間以降から、避難者に対し温かい食事が提供できるよう、関係事業者や団体等との協定締結を促進するとともに、NPO団体、ボランティア団体等との炊出し支援等の協議を行い可能な限り追求する。

また、当面の備蓄重点期間5食分のうち、広域防災連携による事業者からの流通備蓄の活用を踏まえ、町の公的備蓄により3食、流通備蓄により2食として本計画を定めるものとする。

この際、各避難所の炊出し等に必要な調理器具等の整備についても推進するものとする。

また支援の停滞等の不測の事態を想定し、公的備蓄の対応期間の延長を広域防災連携の促進など、あらゆる手段を講じ追求していくものとする。

ウ 睡眠(ベッド)

快適なベッドとして、組立が簡単で強度もある段ボールベッドを採用し、発災後48時間以内に、全避難者が避難所等の床面に直接寝る状態を解消(床面からの避難促進)するため、国や道に対し段ボールベッドの支援を要請する。

その際、円滑に段ボールベッドへ移行できるよう、必要量の一部(配備目標の約10%)を公的備蓄として備蓄し、所要の避難所へ輸送するものとする。

また、より快適性を追求するため高機能シュラフの備蓄も推進する。

エ 入浴機会の提供

ライフラインの復旧状況を踏まえ、民間入浴施設等との協定締結等により避難者に対する入浴機会の提供を追求する。

また簡易シャワー設備等を国及び道に対して支援を要請し、各避難所においても入浴可能な環境の提供を追求する。

オ その他の備蓄

感染症対策に必要な資機材の備蓄を優先し、避難生活の長期化を視野に入れて選定し、備蓄するものとする。また高額な資機材については、民間事業者との協定等を活用し必要な都度リースする等、効率的に備蓄計画を推進することに留意する。

(5) 避難者数の算出

北海道留萌沖地震の被害想定から、避難者数は避難所外を含め4,617人と想定されている。域外への避難も想定され、避難所に避難する3,001人を基礎として過去の災害時における食料提供実績から1.2を乗じて想定避難者数を3,602人と定める。

## (6) 避難者の属性

年齢区分に応じた備蓄品目の選定から避難者の属性を年齢区分ごとに定める必要があり、本町の令和3年10月31日現在の年齢別人口比率より算出

| 区 分          | 人 数              | 属 性 等                                                 |
|--------------|------------------|-------------------------------------------------------|
| 乳児（0歳）       | 16人              |                                                       |
| 幼児（1歳、2歳）    | 1歳：16人<br>2歳：17人 |                                                       |
| 一般男女（3歳～74歳） | 2,773人           | ・12歳から50歳女性：676人<br>・要介護認定3以上：18人<br>男女比率（男性8人、女性10人） |
| 高齢者（75歳以上）   | 780人             |                                                       |
| 合 計          | 3,602人           |                                                       |

## (7) 備蓄品の保管（備蓄の体制）

発災直後の混乱期に対応するために必要な備蓄品を保管に適する場所を有する町内各地区12か所の指定避難所に分散配置し、災害発生直後における混乱期の対応を容易にするとともに、残余の備蓄品は、旧栄小学校体育館に集中保管し、必要な避難所に必要量を順次輸送する。

## ○ 備蓄品を保管する指定避難所及び想定収容者数

| 番号 | 地 区 名                                     | 施設名      | 想定収容者数     |
|----|-------------------------------------------|----------|------------|
|    |                                           |          | (1.65㎡/1人) |
| ①  | 西部地区<br>(豊浜町、潮見町、白岩町、沢町、<br>富沢町、港町、梅川町)   | 西中学校     | 2,060人     |
| ②  |                                           | 福祉センター   | 380人       |
| ③  |                                           | 沢町小学校    | 1,570人     |
| ④  | 大川地区<br>(大川町)                             | 中央公民館    | 1,110人     |
| ⑤  |                                           | 大川小学校    | 1,610人     |
| ⑥  |                                           | 勤労青少年ホーム | 230人       |
| ⑦  |                                           | 旭中学校     | 2,240人     |
| ⑧  | 黒川地区<br>(黒川町、朝日町、入舟町、美園<br>町、山田町、浜中町、豊丘町) | 黒川小学校    | 2,820人     |
| ⑨  |                                           | 総合体育館    | 1,570人     |
| ⑩  |                                           | 東中学校     | 2,110人     |
| ⑪  | 登・栄地区<br>(登町、栄町)                          | 登小学校     | 550人       |
| ⑫  |                                           | 旧栄小学校    | 530人       |

## 第2節 公的備蓄

## 1 食料及び水

乳児食、一般食及び飲料水を備蓄する。

| 区 分 | 品 目                | 対象年代              |
|-----|--------------------|-------------------|
| 乳児食 | ①液体ミルク             | 乳児                |
| 一般食 | ②備蓄用ゼリー（アレルギー対応）   | 全年代<br>（乳児、幼児を除く） |
|     | ③玄米スープセット          |                   |
|     | ④玄米リゾット            |                   |
|     | ⑤みそ汁（インスタント）       |                   |
|     | ⑥塩分補給用ゼリー（アレルギー対応） |                   |
|     | ⑦おかゆレトルト           | 幼児、高齢者            |
| 飲料水 | ⑧保存用飲料水            | 全年代               |

## 2 生活必需品

生活必需品については、避難所生活を行う上で、生活開始当初から必要不可欠と考えられる物資について備蓄する。

| 品 目          |             |
|--------------|-------------|
| ①寝袋（高機能シュラフ） | ⑥紙おむつ（乳幼児用） |
| ②エマージェンシーシート | ⑦紙おむつ（大人用）  |
| ③段ボールベッド     | ⑧おしりふき      |
| ④ほ乳瓶（使い捨て）   | ⑨トイレットペーパー  |
| ⑤生理用品        |             |

## 3 避難所等資機材

初期救助活動や避難所運営等、地域における応急対策活動に必要と考えられる資機材及び災害用トイレを備蓄する。

### (1) 避難所資機材

| 区 分             | 品 目                | 区 分                  | 品 目               |
|-----------------|--------------------|----------------------|-------------------|
| 救護用資機材          | ①救急箱（50人用）         | 発 電 機 等              | ⑩発電機（ディーゼル）       |
|                 | ②簡易担架              |                      | ⑪発電機燃料携行缶         |
|                 | ③災害用車いす            |                      | ⑫LEDランタン          |
| 給食・給水用<br>資 機 材 | ④調理器具セット           | 照 明 設 備 等            | ⑬ラジオライト           |
|                 | ⑤調理用ガスコンロ          |                      | ⑭LED投光器（三脚スタンド付き） |
|                 | ⑥カセットコンロ（ガスボンベ付き）  |                      | ⑮LED投光器（バルーン型）    |
|                 | ⑦アルミ食器セット（カトラリー含む） |                      | ⑯ヘッドライト           |
|                 | ⑧給水パック（6ℓ）         |                      | ⑰懐中電灯             |
| 暖房用資機材          | ⑨移動式灯油ストーブ         | 避 難 所 運 営 用<br>資 機 材 | ⑱組立式リヤカー          |
|                 | ⑩ジェットヒーター          |                      | ⑲ブルーシート           |
|                 | ⑪灯油用ポリタンク          |                      | ⑳防災用ベスト           |
|                 | ⑫貼るカイロ             |                      | ㉑ハンド型メガホン         |
|                 | ⑬業務用扇風機            |                      | ㉒簡易ベッド            |
| 発 電 機 等         | ⑭コードリール            | そ の 他                | ㉓簡易間仕切り           |
|                 | ⑮発電機（ガソリン）         |                      | ㉔土のう袋             |

### (2) 災害用トイレ

| 品 目                  |                 |
|----------------------|-----------------|
| ①災害用マンホールトイレ         | 便槽、マンホール、個別処理対応 |
| ②札幌式ユニバーサルトイレ（車いす対応） |                 |
| ③マルチ対応型トイレ（車いす対応）    |                 |
| ④マルチ対応型トイレ（一般・兼用）    |                 |
| ⑤簡易トイレ収納袋（スケットイレ）    | 個別処理用           |

### (3) 感染症対策に必要な資機材

避難所における感染症対策に必要なマスク、アルコール消毒液などをはじめ、避難者の体調を把握するための非接触型体温計、管理スタッフ等の防護具セットなど各避難所に備蓄する。

| 品 目         |           |
|-------------|-----------|
| ①マスク        | ③非接触型体温計  |
| ②感染対策防護具セット | ④アルコール消毒液 |

## 4 備蓄目標と目標設定の考え方

## (1) 食料及び水

| 品 目                       | 対象年齢       | 目標数量                 | 目標設定の考え方                                                          |
|---------------------------|------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①液体ミルク<br>(200ml/本)       | 乳 児        | 128本<br>(200ml缶)     | 重点期間内授乳回数：8回(1.5日)<br>16人×1本(200ml缶)×8回=128本<br>※1箱24本：6箱(144本)   |
| ②備蓄用ゼリー<br>(100g/個)       | 全年代        | 14,212個              | 2個/食、1日2食<br>3,553人×2個×2食=14,212個                                 |
| ③玄米スープセット                 | 一般男女       | 1,777食<br>※1         | 一般男女(3,553人)、1食(1回)<br>3,553人×1食/2(選択制)=1,777食                    |
| ④玄米リゾット                   |            | 1,777食<br>※2         | 一般男女(3,553人)、1食(1回)<br>3,553人×1食/2(選択制)=1,777食                    |
| ⑤みそ汁(インスタント)<br>(約100g/個) | 全年代        | 3,553食               | 1個/食、1日1食<br>3,553人×1個×1食=3,553個                                  |
| ⑥塩分補給用ゼリー<br>(100g/個)     |            | 3,553個               | 1個/食、1食分<br>3,553人×1個=3,553個                                      |
| ⑦おかゆレトルト                  | 幼 児<br>高齢者 | 813食                 | 高齢者780人、幼児1歳16人、2歳17人<br>813人×1個×1食=813食                          |
| ⑧飲料水<br>(500ml/本)         | 全年代        | 16,209ℓ<br>(32,418本) | 1日3ℓ、重点期間36時間(1.5日)<br>3,602人×3ℓ×1.5=16,209ℓ<br>(500ml換算=32,418本) |

※1、※2については2種の選択性とする。

## (2) 生活必需品

| 品 目                       | 対象年齢         | 目標数量                                         | 目標設定の考え方                                                                                                                                                              |
|---------------------------|--------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①寝袋<br>(高機能シュラフ)          | 全世代          | 3,602枚                                       | 1枚/1人(乳幼児も同様)<br>3,602人×1枚=3,602枚                                                                                                                                     |
| ②エマージェンシーシート              |              |                                              |                                                                                                                                                                       |
| ③段ボールベッド                  |              | 3,602台                                       | 1台/1人(乳幼児も同様)<br>3,602人×1台=3,602台                                                                                                                                     |
| ④ほ乳瓶(使い捨て)                | 乳 児<br>0 歳   | 128本                                         | 8本/1.5日<br>16人×8本=128本                                                                                                                                                |
| ⑤生理用品                     | 12歳～50歳(女性)  | 6,760枚                                       | 対象者(676人)に対し1日5枚を2日分<br>676人×5枚×2日分=6,760枚                                                                                                                            |
| ⑥紙おむつ(乳幼児用)               | 乳幼児<br>0歳～2歳 | Mサイズ<br>336枚<br>Lサイズ<br>368枚<br>ビッグ<br>368枚  | 1人あたり8枚/日として<br>・0歳：Mサイズ、1歳：Lサイズ、2歳：ビッグとして設定<br>・予備として各年代の人数の30%を考慮(各サイズ予備30%)<br>0歳：(16人+予備5人)×8枚×2日分=336枚<br>1歳：(17人+予備6人)×8枚×2日分=368枚<br>2歳：(17人+予備6人)×8枚×2日分=368枚 |
| ⑦紙おむつ(大人用)                | 要介護認定3以上の方   | Sサイズ<br>240枚<br>Mサイズ<br>208枚<br>Lサイズ<br>144枚 | 1人あたり8枚/日として2日分<br>3,602人×必要者割合(0.005)=18人<br>男女比率から男性8人、女性10人<br>・Sサイズ：女性10人(+予備5人)<br>・Mサイズ：男性8人(+予備5人)<br>・Lサイズ：必要者の1/2(9人)で算定                                     |
| ⑧おしりふき                    | 紙おむつ使用者      | 67袋                                          | 使用者<br>乳幼児(49人)+大人用おむつ使用者(18人)×1袋=67袋                                                                                                                                 |
| ⑨トイレットペーパー<br>(100m/1ロール) | 全世代          | 361<br>ロール                                   | 1人あたり 5m/日、1ロール100m<br>3,602人×5m×2日分÷100m=361ロール                                                                                                                      |

## (3) 避難所等資機材

## ア 避難所資機材

| 区分                | 品 目                     | 備蓄目標数             | 目標設定の考え方                     |                |
|-------------------|-------------------------|-------------------|------------------------------|----------------|
| 救護用<br>資機材        | ①救急箱（５０人用）              | 38セット             | 各避難所に１セット<br>※北後志広域防災連携により補完 |                |
|                   | ②簡易担架                   | 38台               | 各避難所に１台<br>※日本福祉用具供給協会により補完  |                |
|                   | ③災害用車いす                 | 38台               | 各避難所に１台<br>※日本福祉用具供給協会により補完  |                |
| 給食・<br>給水用<br>資機材 | ④調理器具セット                | 56セット             | 調理器具のない避難所（28か所）<br>に対し２セット  |                |
|                   | ⑤調理用ガスコンロ               | 28セット             | 調理器具のない避難所（28か所）<br>に対し１セット  |                |
|                   | ⑥カセットコンロ（ガスボンベ付き）       | 76セット             | 各避難所に２セット                    |                |
|                   | ⑦アルミ食器セット<br>（カトラリーを含む） | 3,602セット          | 全想定避難者分                      |                |
|                   | ⑧給水パック（6ℓ）              | 950個              | 各避難所に25個（150ℓ）<br>※断水時の調理用給水 |                |
| 暖房用<br>資機材        | ⑨移動式灯油ストーブ              | 114台              | 各避難所に３台                      |                |
|                   | ⑩ジェットヒーター               | 76台               | 各避難所に２台                      |                |
|                   | ⑪灯油用ポリタンク               | 190個              | 設置ストーブ、ジェットヒーター<br>に対し１個設置   |                |
|                   | ⑫貼るカイロ                  | 380箱              | 各避難所に10箱                     |                |
|                   | ⑬業務用扇風機<br>（サーキュレーター兼用） | 76台               | 各避難所に２台                      |                |
| 発 電 機<br>等        | ⑭コードリール                 | 76台               | 各避難所に２台                      | （株）日立建機日本よりリース |
|                   | ⑮発電機（ガソリン）              | 76台               | 各避難所に２台                      |                |
|                   | ⑯発電機（ディーゼル）             | 76台               | 各避難所に２台                      |                |
|                   | ⑰発電機燃料携行缶               | ガソリン76缶<br>軽油 76缶 | 各発電機に燃料<br>種別ごと１缶            |                |
| 照 明<br>設 備 等      | ⑱ＬＥＤランタン                | 114台              | 各避難所に３台                      |                |
|                   | ⑲ラジオライト                 | 114台              | 各避難所に３台                      |                |
|                   | ⑳ＬＥＤ投光器（三脚スタンド付き）       | 114台              | 各避難所に３台<br>※（株）日立建機日本よりリース   |                |
|                   | ㉑ＬＥＤ投光器（バルーン型）          | 114台              | 各避難所に３台<br>※（株）日立建機日本よりリース   |                |
|                   | ㉒ヘッドライト                 | 190個              | 各避難所に５個（運営者用）                |                |
|                   | ㉓懐中電灯                   | 190個              | 各避難所に５個（運営者用）                |                |

| 区 分      | 品 目                           | 備蓄目標数       | 目標設定の考え方                   |
|----------|-------------------------------|-------------|----------------------------|
| 避難所運営資機材 | ②④組立式リヤカー                     | 38台         | 各避難所に1台                    |
|          | ②⑤ブルーシート(2.7m×5.4m、3.6m×3.6m) | 各サイズ<br>38袋 | 各避難所に各サイズ1袋<br>(13枚～15枚入り) |
|          | ②⑥防災用ベスト                      | 380着        | 各避難所10着(運営職員、ボランティア用)      |
|          | ②⑦ハンド型メガホン                    | 76台         | 各避難所2台                     |
|          | ②⑧簡易ベッド                       | 190台        | 各避難所5台(各避難所運営者用)           |
|          | ②⑨簡易間仕切り(ファミリールーム)            | 1,801個      | 1ルーム2名収容                   |
| その他      | ③⑩土のう袋                        | 1,500袋      | 風水害対策用(一括管理)               |

※ 数量は備蓄上の基準(目標)とし、実配備数は避難所の規模(収容人数等)により増減するものとする。

#### イ 災害用トイレ

過去の災害、国際基準等から、必要数を算定するとともに、車いすに対応する多目的トイレについても考慮し、多目的トイレ設備のない避難所に設置を目標とする。

重点期間以降、国及び道に対し仮設トイレの設置を要望するとともに、トレーラータイプの多目的トイレの設置を要望する。

また、女性用対男性用の割合3:1を基準として設置する。

#### ○ トイレの個数等

避難者約50人あたり1基

トイレの平均的な使用回数 1日5回

| 品 目                                            | 設置<br>目標数         | 設置の基準                                                            |
|------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------|
| ①災害用マンホールトイレ<br>④マルチ対応型トイレ(一般・兼用型)             | 72基               | 想定避難者数÷50人=設置数<br>3,602÷50人=72基<br>※女性用:男性用=54基:18基を基準           |
| 車いす対応型トイレ<br>②札幌式ユニバーサルトイレ<br>③マルチ対応型トイレ(車いす用) | 31基               | 多目的トイレ設備のない避難所に1基<br>31基(車いす対応トイレ整備済:全38避難所中7避難所)                |
| ⑤簡易トイレ収納袋(スケットイレ)                              | 36,020個<br>(361箱) | 想定避難者数×1日の平均回数×日数=所要数<br>3,602人×5回×2日分=36,020個<br>スケットイレ(100枚/箱) |

#### ウ 感染症対策に必要な資材

| 品 目          | 備蓄目標数                 | 品 目       | 備蓄目標数        |
|--------------|-----------------------|-----------|--------------|
| ①マスク         | 避難者<br>1枚/日<br>3,602枚 | ④アルコール消毒液 | 開設避難所<br>50本 |
| ②感染症対策防護具セット | 開設避難所<br>50セット        |           |              |
| ③非接触型体温計     | 開設避難所<br>25台          |           |              |

## (4) 備蓄の整備計画

別表「余市町備蓄品整備年次計画」により整備を推進するものとする。

## 第3節 流通備蓄

災害時はその発生が予想される段階等、努めて先行的に協定締結済みの事業者等と連携し、効率的に流通備蓄を活用できる体制を確立する。

また平常時から努めて多くの事業者等と災害時における食料等の供給に関する協定の締結を促進し、流通備蓄の実効性を更に向上させる。

## 1 流通備蓄に関する協定一覧

流通備蓄に関する協定締結一覧については、次表のとおり。

令和4年12月現在：余市町との協定

| 協 定 名                            | 協定内容                          | 協 定 先                                                        |
|----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 北後志広域防災連携に係る協定                   | 北後志の地域における産学官連携による人的・物的支援等の実施 | 積丹町、古平町、仁木町、赤井川村、サツドラHD株式会社、BEL・HD株式会社、ベル・データ株式会社、株式会社ワンテーブル |
| 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定           | 発電機、照明設備、仮設トイレ等の建設機材のレンタル     | 日立建機日本株式会社                                                   |
| 災害時における福祉用具等物資の供給・協力に関する協定       | 介護用品、衛生用品、トイレ・おむつ用品等の供給・協力    | 一般社団法人日本福祉用具供給協会                                             |
| 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定           | 石油類の優先給油等                     | 小樽地方石油業協同組合                                                  |
| 災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する協定 | 相互協力、消費生活の安定及び応急生活物資の供給       | イオン北海道株式会社                                                   |
| 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定          | 応急生活物資の供給                     | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン                                            |
| 奈良県五條市との相互応援協定                   | 物資、機材、食料、飲料水などの提供             | 奈良県五條市                                                       |

## 2 道が締結した防災に関する協定

## (1) 災害時における帰宅困難者への支援

地震等の災害により道路交通網や公共交通機関等が途絶した場合に、帰宅することが困難となった通勤者、観光客等の帰宅困難者に対して、帰宅途上の協力店舗において、1 飲料水の確保、2 トイレの使用、3 道路情報等の提供など可能な範囲で協力を受ける。

## 【締結先】

(株)壺番屋、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ファミリーマート、(株)モスフードサービス、(株)ローソン、(株)ダスキン（ミスタードーナッツ店）、(株)セコマ、(株)イオン北海道、DCMホームック(株)

## (2) 災害時における緊急・救援輸送等の支援

災害発生時に道からの要請を受け、航空機、船舶、貨物自動車等により住民等の避難や救援物資の輸送、保管等を実施

【締結先】

航空機：全日本空輸(株)、日本航空(株)・JALエクスプレス、(株)ジェイエア、(株)AIRDO

船舶：日本内航海運組合連合会、北海道旅客船協会

自動車：(公社)北海道トラック協会、北海道地区レンタカー協会連合会、(一社)北海道ハイヤー協会、道内三菱自動車販売会社11社及び三菱自動車工業(株)

倉庫荷役支援：苫小牧地区倉庫協会、小樽倉庫協会、札幌倉庫協会、道北倉庫協会、室蘭地区倉庫協会、北海道港湾協会、道東倉庫協会、北見地区倉庫協会

(3) 災害時における食料・飲料・生活物資等の供給支援

災害発生時に道からの要請を受け、食料品・飲料水・日用品・資機材などの物資の供給・輸送等を実施

【締結先】

北海道生活協同組合連合会、北海道コカ・コーラボトリング(株)、(株)セイコーマート、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、サントリーフーズ(株)、イオン北海道(株)、DCMホームック(株)、日糧製パン(株)、(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート、NPO法人コメリ災害対策センター、コストコホールセールジャパン(株)、東日本段ボール工業組合、ウォレットジャパン

(4) 災害時における石油類燃料等の供給等

災害発生時に道からの要請を受け、緊急車両等や災害対策上重要な施設、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ石油類を優先供給

【締結先】

北海道石油業協同組合連合会

(5) 災害時における寝具や日用品等の提供

災害時等において、道から要請を受け寝具や日用品等の供給及び輸送の実施

【締結先】

(株)ニトリホールディングス(石狩DCより)

## 第4節 家庭、事業所等による備蓄

### 1 家庭備蓄

近年全国各地で雨による災害が頻発し、地域の食料供給が途絶えることが発生している中、各家庭における食料等の備蓄を促し、不測の事態に対し当面の食料を自ら補うことができる持続性が重要である。

町は、防災ガイドマップ等により家庭備蓄の意義等について周知するとともに、あらゆる機会を捉え普及し、3日分以上の家庭備蓄を促進していく。

### 2 事業者等の備蓄

事業者等は、災害時において来場者や従業員等の安全確保を第一に取り組むとともに、帰宅が困難な場合や、事業継続を行うために必要な備蓄を行うものとする。

特にライフラインについては、復旧のめどが立つまでには数日を要することも考慮し、3日分以上の食料の確保、及び従業員等の安全を確保する対策について準備するものとする。

余市町備蓄品整備年次計画

| 整備の方針           |                   | 想定避難者の支援に必要な備蓄品について整備する。整備に際しては、公的に備蓄を推進するもの、流通備蓄として民間事業者の助力及び相互応援協定等により必要数を確保するもの、当面の必要数を確保し国及び北海道に支援を要請し必要数を確保するものに区分し備蓄を推進する。公的備蓄については、中期的視野（5か年計画）とし、財源の有効活用を図るとともに、効率的かつ必要な物資を早期に確保することに重視する。 |                                                      |                      |                               |                |                |                |                |                 |          |                                   |
|-----------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|----------|-----------------------------------|
|                 |                   | 品名                                                                                                                                                                                                 | 備蓄の考え方                                               | 配備目標                 | 令和5年度末<br>現在数                 | 令和6年度<br>2024年 | 令和7年度<br>2025年 | 令和8年度<br>2026年 | 令和9年度<br>2027年 | 令和10年度<br>2028年 | 備蓄<br>区分 | 支援依頼先等                            |
| 食料<br>及び<br>飲料水 |                   | ①液体ミルク                                                                                                                                                                                             | 乳児数（0歳：16人）×（200㎖／缶×1）×授乳回数（8回：1.5日）＝128本（200㎖）      | 200㎖缶：128本           | 120㎖缶：408本<br>（200㎖換算：244.8本） | 144本           | 144本           | 144本           | 144本           | 144本            | A        | 24本／箱                             |
|                 |                   | ②備蓄用ゼリー                                                                                                                                                                                            | 想定避難者数（3,553人）×給食数（2袋／1食）×給与回数（2回）＝14,212袋           | 14,212個              | 11,360個                       | 560            | 560            | 640            | 640            | 640             | A        | 80個／箱                             |
|                 |                   | ③玄米スープセット                                                                                                                                                                                          | 一般男女数（3,553人）×1個×給与回数（1回）／2（2種の選択）＝1,777食            | 1,777食               | 280食                          | 280            | 400            | 400            | 400            | 320             | A        | 40食／箱                             |
|                 |                   | ④玄米リゾット                                                                                                                                                                                            | 一般男女数（3,553人）×1個×給与回数（1回）／2（2種の選択）＝1,777食            | 1,777食               | 300食                          | 300            | 400            | 400            | 400            | 300             | A        | 25食／箱                             |
|                 |                   | ⑤おかゆレトルト                                                                                                                                                                                           | 高齢者（780人）＋幼児（1歳、2歳：33人）×1個×給与回数（1回）＝813食             | 813食                 | 180食                          | 180            | 120            | 120            | 120            | 120             | A        | 30食／箱                             |
|                 |                   | ⑥みそ汁（インスタント）                                                                                                                                                                                       | 想定避難者数（3,602人）×給食数（1個／1食）×給与回数（1回）＝3,602個            | 3,602食               | 1,370食                        | 600            | 780            | 780            | 780            | 720             | A        | 60食／箱                             |
|                 |                   | ⑦塩分補給用ゼリー                                                                                                                                                                                          | 想定避難者数（3,602人）×給与回数（1回）＝3,602個                       | 3,602個               | 1,440袋                        | 560            | 800            | 800            | 800            | 720             | A        | 80個／箱                             |
|                 |                   | ⑧飲料水                                                                                                                                                                                               | 想定避難者数×1日3ℓ×日数（1.5日）＝16,209ℓ（500㎖換算＝32,418本）         | 32,418本<br>（10,806本） | 5,844本                        | 2,664          | 1,032          | 1,032          | 1,032          | 1,032           | A        | 24本／箱（保存期間10年保存水）公的備蓄整備10年周期      |
|                 |                   |                                                                                                                                                                                                    |                                                      | 21,612本              | 3,624本                        | 3600           | 3600           | 3600           | 3600           | 3600            | ※        | 24本／箱（R Sにより整備）                   |
| 生活<br>必需品       |                   | ①寝袋（高機能シュラフ）                                                                                                                                                                                       | 想定避難者数（3,602人）×1枚＝3,602枚                             | 3,602枚               | 1,016枚                        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | 日本赤十字社北海道支部（代替毛布含む。）              |
|                 |                   | ②エマージェンシーシート                                                                                                                                                                                       | 想定避難者数（3,602人）×1枚＝3,602枚                             | 3,602枚               | 1,620枚                        | 496            | 496            | 495            | 495            | 0               | A        |                                   |
|                 |                   | ③段ボールベッド                                                                                                                                                                                           | 想定避難者数（3,602人）×1台＝3,602台                             | 3,602台               | 360台                          | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        | ブッシュ型支援依頼（優先順位A）                  |
|                 |                   | ④ほ乳瓶（使い捨て）                                                                                                                                                                                         | 乳児（0歳）数（16人）×授乳回数（8回／1.5日）＝128本                      | 128本                 | 1,060本                        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | A        |                                   |
|                 |                   | ⑤生理用品                                                                                                                                                                                              | 対象者676人（12歳～50歳女性数）×5枚×2日分＝6,760枚                    | 6,760枚               | 675枚                          | 0              | 0              | 675            | 0              | 0               | B        | 15枚／袋 北後志広域防災連携により補完              |
|                 |                   | ⑥紙おむつ（乳幼児用）                                                                                                                                                                                        | 0歳：Mサイズ（16人＋予備5人）×8枚×2日分＝336枚                        | M：336枚               | M：986枚                        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | A        | 58枚／袋                             |
|                 |                   |                                                                                                                                                                                                    | 1歳：Lサイズ（16人＋予備5人）×8枚×2日分＝336枚                        | L：336枚               | L：748枚                        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | A        | 44枚／袋                             |
|                 |                   |                                                                                                                                                                                                    | 2歳：ビック（17人＋予備6人）×8枚×2日分＝386枚                         | ビック：386枚             | ビック：646枚                      | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | A        | 38枚／袋                             |
|                 |                   |                                                                                                                                                                                                    | 3,602人×必要者割合（0.005）＝18人（男性8人、女性10人）                  | S：240枚               | S：68枚                         | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | 34枚／袋 日本福祉用具供給協会から支援              |
|                 |                   | ⑦紙おむつ（大人用）                                                                                                                                                                                         | Sサイズ：女性10人（予備5人） 15人×8枚×2日分＝240枚                     | M：208枚               | M：90枚                         | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | 30枚／袋 日本福祉用具供給協会から支援              |
|                 |                   |                                                                                                                                                                                                    | Mサイズ：男性8人（予備5人） 13人×8枚×2日分＝208枚                      | L：144枚               | L：78枚                         | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | 26枚／袋 日本福祉用具供給協会から支援              |
|                 |                   | ⑧おしりふき                                                                                                                                                                                             | おむつ等使用者に対し1袋（80枚入り）                                  | 67袋                  | 70袋                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | A        |                                   |
|                 |                   | ⑨トイレットペーパー                                                                                                                                                                                         | 想定避難者数×必要量（5m／1日）×日数（2日）÷100（1ロール）＝361ロール            | 361ロール               | 372ロール                        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | A        | 12ロール／袋                           |
| 避難所<br>資機材      | 救護用<br>資機材        | ①救急箱（50人用）                                                                                                                                                                                         | 各避難所（38か所）×設置数（1セット）＝38セット                           | 38セット                | 19                            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | 北後志広域防災連携により補完                    |
|                 |                   | ②簡易担架                                                                                                                                                                                              | 各避難所（38か所）×設置数（1台）＝38台                               | 38台                  | 12台                           | 0              | 0              | 5              | 5              | 5               | A        | 消耗品の補充を継続（1回／3年）                  |
|                 |                   | ③災害時用車いす                                                                                                                                                                                           | 各避難所（38か所）×設置数（1台）＝38台                               | 38台                  | 12台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | 日本福祉用具供給協会より提供                    |
|                 | 給食・<br>給水用<br>資機材 | ④調理器具セット                                                                                                                                                                                           | 調理器具のない避難所（28か所）×設置数（2セット）＝56セット                     | 56セット                | 35セット                         | 6              | 5              | 5              | 5              | 0               | A        |                                   |
|                 |                   | ⑤調理用ガスコンロ                                                                                                                                                                                          | 調理設備のない避難所（28か所）×設置数（1セット）＝28セット                     | 28セット                | 17セット                         | 3              | 3              | 3              | 2              | 0               | A        |                                   |
|                 |                   | ⑥カセットコンロ（ガスボンベ付き）                                                                                                                                                                                  | 各避難所（38か所）×設置数（2セット）＝76セット                           | 76セット                | 51セット                         | 7              | 6              | 6              | 6              | 0               | A        |                                   |
|                 | 暖房用<br>資機材        | ⑦アルミ食器セット（カトラリー付き）                                                                                                                                                                                 | 想定避難者数（3,602人）×1セット＝3,608セット                         | 3,602セット             | 1000セット                       | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | 北後志広域防災連携により補完                    |
|                 |                   | ⑧給水パック（6ℓ）                                                                                                                                                                                         | 各避難所（38か所）×25個（150ℓ）＝950個 ※断水時の調理用給水                 | 950個                 | 1000個                         | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | A        |                                   |
|                 |                   | ⑨移動式灯油ストーブ                                                                                                                                                                                         | 各避難所（38か所）×設置数（3台）＝114台                              | 114台                 | 72台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 | 発電機等<br>資機材       | ⑩ジェットヒーター                                                                                                                                                                                          | 各避難所（38か所）×設置数（2台）＝76台                               | 76台                  | 13台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ⑪灯油用ポリタンク                                                                                                                                                                                          | 設置ストーブ（114台）、ジェットヒーター（76台）に対し各1個設置                   | 190個                 | 36個                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        | ブッシュ型支援依頼<br>（冬季に災害が発生した場合：優先順位A） |
|                 |                   | ⑫貼るカイロ                                                                                                                                                                                             | 各避難所（38か所）×設置数（10箱）＝380箱                             | 380箱                 | 220箱                          | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 | 照明<br>設備等         | ⑬業務用扇風機（サーキュレータ兼用）                                                                                                                                                                                 | 各避難所（38か所）×設置数（2台）＝76台                               | 76台                  | 44台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ⑭コードリール                                                                                                                                                                                            | 各避難所（38か所）×設置数（2台）＝76台                               | 76台                  | 41台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        |                                   |
|                 |                   | ⑮発電機（ガソリン）                                                                                                                                                                                         | 各避難所（38か所）×設置数（2台）＝76台                               | 76台                  | 24台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        |                                   |
|                 | 避難所<br>運営用<br>資機材 | ⑯発電機（ディーゼル）                                                                                                                                                                                        | 各避難所（38か所）×設置数（2台）＝76台                               | 76台                  | 0                             | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | 日立建機よりリース（協定による）                  |
|                 |                   | ⑰発電機燃料携行缶                                                                                                                                                                                          | 各発電機燃料種別（ガソリン76台、ディーゼル76台）ごとに1缶設置                    | ガソリン用 76缶<br>軽油用 76缶 | 24缶<br>0                      | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        |                                   |
|                 |                   | ⑱LEDランタン                                                                                                                                                                                           | 各避難所（38か所）×設置数（3台）＝114台                              | 114台                 | 37台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ⑲ラジオライト                                                                                                                                                                                            | 各避難所（38か所）×設置数（3台）＝114台                              | 114台                 | 34台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ⑳LED投光器（三脚スタンド付き）                                                                                                                                                                                  | 各避難所（38か所）×設置数（3台）＝114台                              | 114台                 | 38台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | ブッシュ型支援依頼（優先順位C）                  |
|                 |                   | ㉑LED投光器（バルーン型）                                                                                                                                                                                     | 各避難所（38か所）×設置数（3台）＝114台                              | 114台                 | 0                             | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | B        | （株）日立建機日本よりリース対応<br>（協定による。）      |
|                 |                   | ㉒ヘッドライト                                                                                                                                                                                            | 各避難所（38か所）×設置数（5個）＝190個                              | 190個                 | 87台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ㉓懐中電灯                                                                                                                                                                                              | 各避難所（38か所）×設置数（5個）＝190個                              | 190個                 | 58台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ㉔組立式リヤカー                                                                                                                                                                                           | 各避難所（38か所）×設置数（1台）＝38台                               | 38台                  | 5台                            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ㉕ブルーシート                                                                                                                                                                                            | 各避難所（38か所）に各サイズ1袋（A：13枚入り2.7m×5.4m、B：15枚入り3.6m×3.6m） | A：38袋<br>B：38袋       | 12袋（156枚）<br>12袋（180枚）        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        | ブッシュ型支援依頼（優先順位C）                  |
|                 |                   | ㉖防災用ベスト                                                                                                                                                                                            | 各避難所（38か所）×設置数（避難所運営職員、ボランティア用10着）＝380着              | 380着                 | 120着                          | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ㉗ハンド型メガホン                                                                                                                                                                                          | 各避難所（38か所）×設置数（2台）＝76台                               | 76台                  | 24台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ㉘簡易ベッド                                                                                                                                                                                             | 各避難所（38か所）×設置数（5台）＝190台                              | 190台                 | 88台                           | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        |                                   |
|                 |                   | ㉙簡易間仕切り（ファミリールーム）                                                                                                                                                                                  | 想定避難者数（3,602人）÷1ルーム収容人数（2人）＝1,801個                   | 1,801個               | 265個                          | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        | ブッシュ型支援依頼（優先順位A）                  |
|                 |                   | ㉚土のう袋                                                                                                                                                                                              | 風水害対策用（毎年1,500袋準備）                                   | 1,500袋               | 450袋                          | 1,500          | 1500           | 1500           | 1500           | 1500            | A        | 止水対策用                             |
| 災害用<br>トイレ      |                   | ①災害用マンホールトイレ                                                                                                                                                                                       | 想定避難者数（3,602人）÷定数（50人）＝72基（マルチ対応型トイレを併用して整備）         | 36基                  | 12基                           | 7              | 7              | 8              | 8              | 8               | A        | ④マルチ対応型トイレを併用して整備                 |
|                 |                   | ②札幌式ユニバーサルトイレ                                                                                                                                                                                      |                                                      |                      | 2基                            | マルチ対応型トイレに換装   |                |                |                |                 |          |                                   |
|                 |                   | ③マルチ対応型トイレ（車いす用）                                                                                                                                                                                   | 多目的トイレ設備のない避難所（31か所）に各1基                             | 31基                  | 20基                           | 3              | 3              | 3              | 0              | 0               | A        |                                   |
|                 |                   | ④マルチ対応型トイレ（一般兼用）                                                                                                                                                                                   | 想定避難者数（3,602人）÷定数（50人）＝72基（災害用マンホールトイレと併用して整備）       | 36基                  | 22基                           | ①簡易トイレと併用して整備  |                |                |                |                 |          |                                   |
|                 |                   | ⑤簡易トイレ収納袋（スケルトイレ）                                                                                                                                                                                  | 想定避難者数（3,602人）×1日の平均回数（5回）×日数（2日）＝36,020個            | 36,020個              | 3,800個                        | 0              | 0              | 0              | 0              | 0               | C        | ブッシュ型支援依頼（優先順位A）                  |

# 第4章 災害応急対策 計画



## 第4章 目次表

### 第4章 災害応急対策計画

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| 第1節 非常配備体制の配備基準             | 4-1  |
| 1 災害応急対策の基本方針               | 4-1  |
| 2 応急活動体制                    | 4-3  |
| 第2節 動員計画                    | 4-9  |
| 1 要員の配備、動員の伝達方法             | 4-9  |
| 2 緊急参集                      | 4-9  |
| 3 連絡体制の強化                   | 4-11 |
| 第3節 情報の収集・伝達及び報告            | 4-11 |
| 1 情報の収集・伝達                  | 4-11 |
| 2 気象情報の収集・伝達                | 4-11 |
| 3 被害情報の収集・伝達及び報告            | 4-17 |
| 第4節 災害広報計画                  | 4-22 |
| 1 災害広報の要領                   | 4-22 |
| 2 安否情報の提供                   | 4-22 |
| 3 被災者相談所の開設                 | 4-23 |
| 第5節 災害通信計画                  | 4-23 |
| 1 災害通信の連絡方法                 | 4-23 |
| 2 NTT一般加入電話による通信（災害時優先電話）   | 4-24 |
| 3 電報による通信                   | 4-24 |
| 4 公衆通信設備以外の通信               | 4-26 |
| 5 通信途絶の連絡方法                 | 4-26 |
| 第6節 避難、救助、救出及び救護計画          | 4-26 |
| 1 避難実施責任者及び措置内容             | 4-26 |
| 2 避難措置における助言                | 4-27 |
| 3 避難指示等の周知                  | 4-28 |
| 4 避難の実施                     | 4-28 |
| 5 救出・救助計画                   | 4-33 |
| 6 救護計画                      | 4-34 |
| 第7節 行方不明者の搜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画 | 4-36 |
| 1 実施責任者                     | 4-36 |
| 2 行方不明者の搜索                  | 4-36 |
| 3 行方不明者発見後の収容及び処置           | 4-36 |
| 4 遺体の安置及び処置                 | 4-37 |
| 5 遺体の埋（火）葬                  | 4-37 |

|      |                 |      |
|------|-----------------|------|
| 第8節  | 交通応急対策計画        | 4-39 |
| 1    | 交通応急対策の実施       | 4-39 |
| 2    | 道路の交通規制         | 4-39 |
| 3    | 緊急輸送のための交通規制    | 4-39 |
| 4    | 放置車両対策          | 4-41 |
| 第9節  | 生活救援計画          | 4-41 |
| 1    | 生活救援            | 4-41 |
| 2    | 給水計画            | 4-41 |
| 3    | 食料供給計画          | 4-44 |
| 4    | 衣料、生活必需品等物資供給計画 | 4-46 |
| 第10節 | ライフラインの応急対策計画   | 4-47 |
| 1    | ライフラインの確保       | 4-47 |
| 2    | 上水道             | 4-47 |
| 3    | 下水道             | 4-47 |
| 4    | 電力施設            | 4-48 |
| 5    | 電話施設（電気通信事業者等）  | 4-48 |
| 6    | 石油類燃料確保及び供給     | 4-49 |
| 第11節 | 保健衛生・防疫対策計画     | 4-49 |
| 1    | 被災地の保健衛生        | 4-49 |
| 2    | 被災地の防疫活動        | 4-50 |
| 3    | 感染症対策           | 4-50 |
| 4    | 指定避難所等の防疫指導     | 4-51 |
| 第12節 | 廃棄物等処理計画        | 4-51 |
| 1    | 災害時の廃棄物の種類      | 4-52 |
| 2    | 一般廃棄物処理における全体像  | 4-52 |
| 3    | 災害廃棄物の発生量の推計    | 4-52 |
| 第13節 | 家庭動物（ペット）等対策計画  | 4-53 |
| 1    | 実施責任者           | 4-53 |
| 2    | 家庭動物（ペット）等の取扱い  | 4-53 |
| 3    | 災害時における同行避難     | 4-53 |
| 第14節 | 自衛隊への災害派遣要請     | 4-54 |
| 1    | 災害派遣の要請         | 4-54 |
| 2    | 災害派遣活動          | 4-55 |
| 3    | 自主派遣            | 4-55 |
| 4    | 派遣要請先           | 4-55 |
| 5    | 派遣調整先           | 4-55 |
| 第15節 | 広域受援計画          | 4-58 |
| 1    | 受援の態勢           | 4-58 |

|      |                  |      |
|------|------------------|------|
| 2    | 国、道、市町村間の応援・受援活動 | 4-58 |
| 3    | 道内市町村間の職員派遣の調整   | 4-59 |
| 4    | 都府県からの応援の受入れ     | 4-59 |
| 5    | 災害ボランティアの受入れ     | 4-59 |
| 6    | 支援物資等の受入れ・輸送     | 4-60 |
| 第16節 | 災害救助法の適用         | 4-61 |
| 1    | 災害救助法の適用基準       | 4-61 |
| 2    | 減失世帯の算定基準        | 4-62 |
| 3    | 災害救助法の適用手続き      | 4-62 |
| 4    | 救助の実施と種類         | 4-62 |
| 第17節 | 住宅対策計画           | 4-63 |
| 1    | 実施責任者            | 4-63 |
| 2    | 実施の方法            | 4-63 |
| 3    | 資材等の斡旋、調達        | 4-65 |
| 第18節 | 被災建築物安全対策計画      | 4-65 |
| 1    | 応急危険度判定の実施       | 4-66 |
| 2    | 基本的事項            | 4-66 |
| 第19節 | 大規模停電対策計画        | 4-67 |
| 1    | 基本方針             | 4-67 |
| 2    | 災害広報             | 4-67 |
| 3    | 応急活動体制           | 4-67 |
| 4    | 応急電力対策           | 4-68 |



## 第4章 災害応急対策計画

町は、災害時において災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害情報の収集、警戒及び災害時の迅速な対応を行うべく、事態に応じて非常配備体制に移行し災害対策本部を設置する等、町民、近隣自治体、道、指定地方行政機関及び関係機関等の協力を得ながら警戒活動や応急活動等を実施する。

### 第1節 非常配備体制の配備基準

#### 1 災害応急対策の基本方針

- (1) 町は、災害・事故（以下「災害等」という。）による被害等の発生が予想される場合又は災害等が発生した場合において、災害等の情報収集、警戒及び災害等発生時の迅速な対応を行うため、非常配備体制に移行する。非常配備体制又は配備基準は次のとおりとする。

#### 非常配備体制の配備時期、基準等

| 区 分       | 第1非常配備                                                                     | 第2非常配備<br>(災害対策連絡会議)                                               | 第3非常配備<br>(災害対策本部)                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配 備 時 期   | ○ 気象業務法に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報を受け警戒が必要と判断されるとき。<br>○ その他、特に町長が必要と認めたとき。 | ○ 局地的な災害等の発生が予想される場合又は災害等が発生した場合<br>○ 細部は、第2非常配備（災害対策連絡会議）設置基準による。 | ○ 災害等の発生により広域にわたる被害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想される場合で本部長が当該非常配備を指令した場合<br>○ 細部は、第3非常配備（災害対策本部）設置基準による。 |
| 配 備 の 内 容 | 特に関係のある部課等の少数人数で情報収集及び連絡調整が円滑にできる体制とする。<br>次の動員体制に円滑に移行できる体制とする。           | 関係各部課等の所要の人員をもって当てるもので直ちに非常活動が開始できる体制とする。                          | 災害対策本部の全員をもって当てるもので状況によりそれぞれの災害応急活動が実施できる体制とする。                                                       |
| 配 備 要 員   | 情報収集、連絡調整及び警戒等に必要の人員                                                       | 各部課で活動等に必要の人員                                                      | 全 員                                                                                                   |

#### (2) 目標管理型災害対応（災害対応業務の一般的手順）

災害対応においては平素の業務の延長ではなく、意思決定においても大きく異なることから、災害対応の目標を設定し、目標達成に必要な対応方針を決定し、戦略的に広報を行う目標管理型災害対応を災害対応業務の一般的手順とする。

このため、緊急幹部会議、災害対策連絡会議、災害対策本部員会議などの主要な結節時において災害対応の目標及び目標達成に必要な対応方針等を以下の手順（プロセス）で決定する。

#### ア 目標管理型災害対応の重要事項

- (ア) 災害対応を行う関係者全員が共通の認識を保持する。  
(イ) 目標が明確な災害対応計画を構築する。  
(ウ) 戦略的な広報を実施する。

イ 目標管理型災害対応のプロセス

(ア) 状況認識その1 (現状認識)

災害の発生により、現場はいま、どのような状態になっているのかなど、現在の状況について正しく理解、認識する。

(イ) 状況認識その2 (将来の状態予測)

現状のまま何も処置しなければ、今後 (将来) どのような状況になるのかを考察 (予測) する。

(ウ) 目標設定

予測した将来の状態を回避するためには「いつまでに、何をしなければならぬか」を明確にし、それを目標とする。

(エ) 対応方針の決定

設定した目標を達成するために何を実施すれば良いのかを考察し、対応方針を列挙する。重複する項目がある場合は優先順位を判断し決定する。

(オ) 戦略的広報

目標、対応方針を周知するために、見通しや協力要請を明確かつ具体的に発信する。

ウ 各プロセスにおける重要事項

(ア) 状況認識 (現状認識及び将来の状況予測)

災害対応を行うすべての部局が、統合・分析された情報に基づき統一的な状況を認識する。

a 可能な限り多くの情報を収集する。

b 収集した情報は断片的事実であるので、統合、分析、情報類推を行い、全体を俯瞰したうえで将来の状況を予測する。

(イ) 目標設定

被災地 (被災者) をいつまでに、どのような状態に (改善) するなどのあるべき姿を設定する。

a 災害対応に関わるすべての関係者が共有しやすいように具体的で単純明快に設定する。

b 全庁だけの目標ではなく、被災社会全体として目指す目標であることを意識して設定する。

(ウ) 対応方針の決定

目標達成に貢献するために、災害対応に関わる全ての関係者が共有すべき大局的な方針であり、災害対応としてやるべきことを示すものであり、手法を定めるものではないことに留意する。

(エ) 戦略的広報

a 災害対応の目標と対応方針を明確に示す。

(a) 被害状況・業務リスト・漠然とした意思表示ではなく、大局的な方針を明示する。

(b) 優先する課題が何かを明示する。

b 将来の災害対応の見通しを明確にする。

見通しの明確化により、被災者に安心感・信頼感の付与が可能となる。

c 関係機関・団体、町民からの協力 (実施してほしいこと) を仰ぐ。

町民、NPO、NGO、ボランティアや民間企業からの協力を助長する。

エ 目標管理型災害対応の留意点

(ア) 目標が評価可能であること。

- (イ) 目標達成の手段に多様性があること。  
 (ウ) 目標が単純明快で大局的であること。

## 2 応急活動体制

### (1) 緊急幹部会議

町長は、災害等による被害等の発生が予想される場合で、必要と認める場合、緊急幹部会議を招集し、応急活動体制の初動に万全を期する。

なお緊急幹部会議の構成（参集範囲）については、当該災害等の内容により柔軟に定めるものとする。

### (2) 第1非常配備

ア 町長は、災害対策連絡会議の設置に至らない程度の災害等が発生又は災害等の発生が予想される場合で情報の収集、関係部署との連絡調整及び必要な警戒等を実施する必要がある場合に第1非常配備に移行する。

#### イ 第1非常配備の移行基準

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 地 震   | 余市町内で震度4の地震が発生、もしくは観測されたとき。     |
| 津 波   | 北海道日本海沿岸北部で津波注意報が発表されたとき。       |
| そ の 他 | 各種気象情報において警報等を受け、警戒が必要と判断されるとき。 |

ウ 第1非常配備の構成は、所管する部署の長が決定するほか、緊急幹部会議で定めるものとする。

エ 第1非常配備は、災害等の発生の危険が解消した場合、又は災害対策連絡会議若しくは災害対策本部が設置された場合は、第1非常配備を廃止するものとする。

### (3) 第2非常配備（災害対策連絡会議）

ア 町長は、次の基準に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として第2非常配備に移行し、災害対策連絡会議を設置し、局地的な応急活動を実施、若しくは応急活動を準備する場合、又は情報の収集、関係部署との連絡調整及び必要な警戒を実施する。

|         |             |                                                                                                                                   |
|---------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地 震     |             | 余市町内で震度5弱の地震が発生、もしくは観測されたとき。                                                                                                      |
| 津 波     |             | 北海道日本海沿岸北部で津波警報が発表されたとき。                                                                                                          |
| 風 水 害   |             | 1 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。<br>2 住宅の床上浸水又は全半壊等の被害、若しくは人的被害の発生が予想されるとき。<br>3 孤立集落、避難者の発生等が予想されるとき。<br>4 交通機関の障害又は生活基盤の被害の発生が予想されるとき。 |
| 雪 害     |             | 1 住宅の被害又は人的被害の発生が予想されるとき。<br>2 孤立集落、避難者の発生等が予想されるとき。<br>3 交通機関の障害又は生活基盤の被害が予想されるとき。                                               |
| 大 事 故 等 | 海 上 災 害     | 1 油等が流出し、漁業や環境への被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。<br>2 人命の救助・救出活動が必要な場合<br>3 事故により物流に影響が生じ、対策が必要なとき。                                        |
|         | 航 空 災 害     | 1 航空機の離着陸事故等により人的被害が発生したとき。<br>2 小型航空機等の墜落事故が発生したとき。                                                                              |
|         | 鉄 道 災 害     | 1 事故により、人命の救助・救出活動が必要なとき。                                                                                                         |
|         | 道 路 災 害     | 2 事故により物流に影響が生じ、対策が必要なとき。                                                                                                         |
|         | 危 険 物 等 災 害 | 家屋、施設や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。                                                                                                     |
|         | 大 規 模 火 災   |                                                                                                                                   |
|         | 林 野 火 災     | 1 消火活動の難航が予想されるとき。<br>2 家屋、施設や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。                                                                             |
|         | 大規模停電災害     | 大規模な停電が発生し、復旧の長期化が予想され対策が必要なとき。                                                                                                   |

The organizational chart of the Yamanashi Prefectural Government is structured as follows:

- 本 部 長** (Governor)
  - 町 長** (Mayor)
    - 副 本 部 長** (Deputy Governor)
      - 副 町 長** (Deputy Mayor)
        - 本 部 長 直 轄 班** (Directly Controlled Class)
          - 副 本 部 長** (Deputy Governor)
            - 活動の焦点となる応急対策に必要な部署 (Departments necessary for emergency measures that are the focus of activities)
        - 現 地 災 害 対 策 本 部** (Local Disaster Response Main Department)
          - 本 部 長 が 指 名 す る 者 (Person designated by the Minister)
          - 災害対策本部員（本部長が指名する者） (Disaster Response Main Department Member (Person designated by the Minister))
          - 必要な部外機関の一部 (Part of the necessary external organizations)

The chart also shows the following departments and committees under the Governor's direct control:

- 総 務 対 策 班** (General Policy Class)
  - 総 務 部 長 (General Affairs Minister)
  - 総務部 (General Affairs Department)
- 民 生 対 策 班** (Welfare Policy Class)
  - 民 生 部 長 (Welfare Minister)
  - 民生部 (Welfare Department)
- 総合政策対策班** (Comprehensive Policy Policy Class)
  - 総合政策部長 (Comprehensive Policy Minister)
  - 総合政策部 (Comprehensive Policy Department)
  - 余市町農業委員会事務局 (Yamanashi Town Agriculture Committee Secretariat)
- 建設水道対策班** (Construction Water Supply Policy Class)
  - 建 設 水 道 部 長 (Construction Water Supply Minister)
  - 建設水道部 (Construction Water Supply Department)
- 教育文教対策班** (Education Culture Policy Class)
  - 教 育 部 長 (Education Minister)
  - 余市町教育委員会 (Yamanashi Town Education Committee)
- 支 援 総 括 班** (Support Summary Class)
  - 会 計 管 理 者 (Accounting Manager)
  - 会計課 (Accounting Section)
  - 余市町議会議務局 (Yamanashi Town Council Secretariat)
  - 余市町選挙管理委員会事務局 (Yamanashi Town Election Management Committee Secretariat)
  - 余市町監査委員事務局 (Yamanashi Town Audit Committee Secretariat)

※ 関係部外機関等 町長の要請による。 (※ Involvement of related external organizations etc. at the request of the Mayor.)

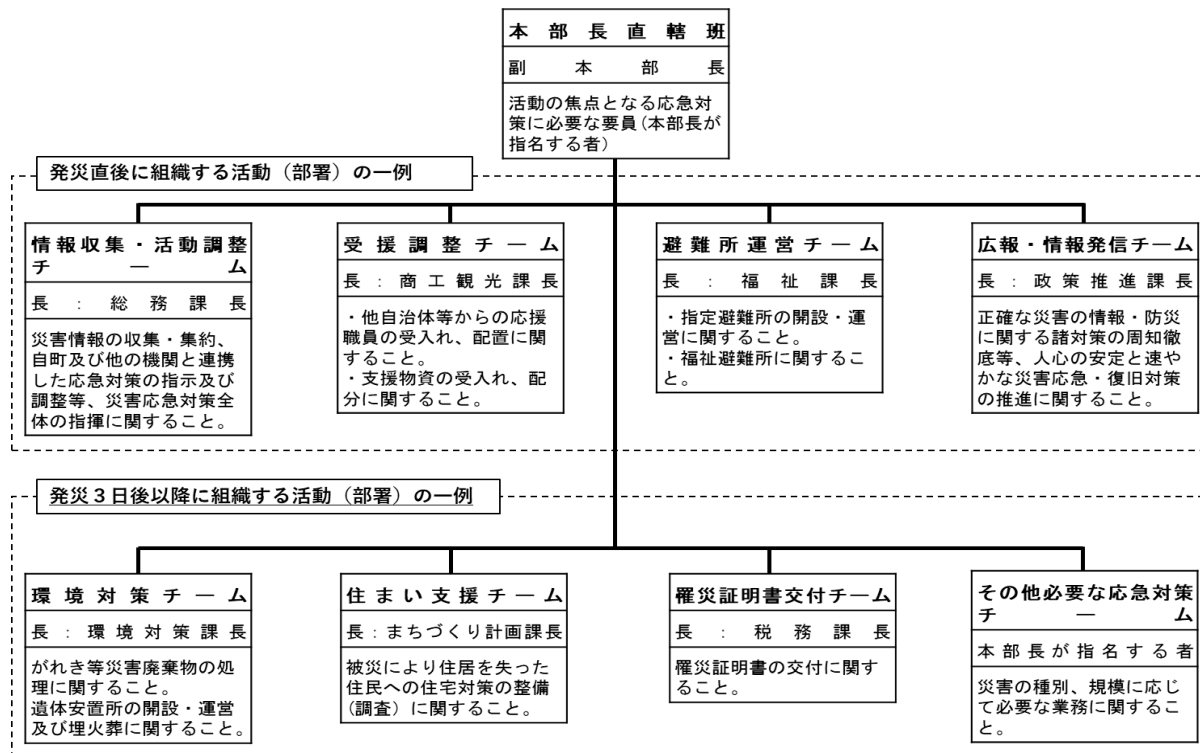
4 - 4

(イ) 本部長直轄班は、災害の種類、規模及び活動の態様などにより焦点となる応急活動を主管部署を基幹として横断的に組織化を図り、機能的かつ効率的に応急活動を推進することを目的として設置する。

要員の編成については、主管部署を基幹とし、必要に応じ各対策班より要員を増員し編成するものとする。

応急活動の焦点については、発災からの時間の経過に伴い変化していくため、その組織化については時間の経過に伴い柔軟に対応するものとする。

### 本部長直轄班の組織・役割



※ 活動の焦点に応じた応急対策については、本部員会議で決定し、調整については情報収集・活動調整チームが実施する。

### (ウ) 対策班

対策班については、余市町災害対策本部条例(昭和37年条例第36号)によるものとし、その事務分掌については、表1によるものとする。

### ウ 災害対策本部の機能

#### (ア) 設置場所

原則として、役場庁舎3階会議室に設置する。本部員会議についても同場所において開催する。

#### (イ) 本部員会議

災害対策本部の特に重要な機能は本部会議であり、災害対応に関する様々な事項を検討して、災害対応の戦略を総合的に決定する。本部会議は、本部長、副本部長、各対策班長(各部長)、各対策係長(各課長)及び必要に応じて、関係部外機関等の長等をもって構成し、住民に対する避難指示、応援要請といった重要事項の意思決定、各対策班・対策系の活動調整、関係部外機関等の活動及び連絡調整、町民等に対する広報事項、内容の決定等を行うものとする。

#### エ 複合災害発生時の体制

複合災害の発生により、非常配備体制に係る災害対策本部等及び原子力災害対策本部等を同時期に設置した場合において各対策本部等は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡調整のための相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとし、可能な限り双方の活動を連携させ統合的に運用できるように努めるものとする。

表1 災害対策本部の各対策班（係）の所掌事務

| 対策班         | 所掌事務内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担 当 部 署                  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 総 務<br>対策班  | 1 災害対策本部の運営及び本部員会議に関する事。<br>2 本部長指示、命令の伝達に関する事。<br>3 本部会議、その他防災関係機関に対する要請及び連絡調整に関する事。<br>4 各対策班所管の予防対策、被害状況、応急対策等の実施状況、その他災害活動に必要な情報の取りまとめに関する事。<br>5 各対策班との連絡調整に関する事。<br>6 各対策班の配備人員の把握及び調整（他自治体等からの応援を含む。）に関する事。<br>7 防災行政無線の運用に関する事。<br>8 自衛隊の派遣要請に関する事。<br>9 災害予算の編成及び経理に関する事。<br>10 応急資材の調達に関する事。<br>11 公用車の運行管理に関する事。<br>12 災害活動従事者に対する食料の調達に関する事。<br>13 救援活動の記録に関する事。<br>14 災害救助法適用に必要な災害調査に関する事。<br>15 被災者台帳の作成に関する事。<br>16 被害状況の調査及び報告に関する事。<br>17 罹災証明書の交付に関する事。<br>18 その他、本部長が特に命じたこと。         | 総 務 部                    |
| 民 生<br>対策班  | 1 避難所の開設及び被災者の援護に関する事。<br>2 住民の避難に関する事。<br>3 災害医療活動に協力する日赤等との連絡調整に関する事。<br>4 応急仮設住宅への入退居に関する事。<br>5 応急救援金品等、生活必需品の配分に関する事。<br>6 被災者、救援協力者の食料供給に関する事。<br>7 被災者相談所の開設に関する事。<br>8 被災者及び被災地域の防疫等、環境衛生保持に関する事。<br>9 被災者の健康管理に関する事。<br>10 被災者の医療及び助産の確保に関する事。<br>11 医師会、その他医療機関との連絡調整に関する事。<br>12 災害時の医薬品、その他医療機関との連絡調整に関する事。<br>13 遺体の収容、安置、その他衛生材料の供給調達に関する事。<br>14 災害時の公害調査及び公害情報の収集に関する事。<br>15 その他、本部長が特に命じたこと。                                                                                            | 民 生 部                    |
| 総合政策<br>対策班 | 1 営農施設、作物等、林野、家畜の災害に関する予防・応急・復旧対策及び被害調査に関する事。<br>2 海面の監視に関する事。<br>3 水産施設の災害に関する予防・応急・復旧対策及び被害調査に関する事。<br>4 被災農家の援護対策に関する事。<br>5 被災漁家の援護対策に関する事。<br>6 被災農畜産物・家畜及び被災林野の病虫害異常発生における防疫に関する事。<br>7 種苗及び家畜飼料の確保に関する事。<br>8 林野災害に関する予防・応急・復旧対策及び被害調査に関する事。<br>9 被災商工観光業者の災害に関する予防・応急・復旧対策及び被害調査に関する事。<br>10 被災商工観光業者の援護に関する事。<br>11 観光客（外国人を含む。）の避難に関する事。<br>12 被災者に対する食料、衣料等の生活必需品、燃料、その他の物資の供給計画に関する事。<br>13 災害時の労務供給計画に関する事。<br>14 災害時の物価等の抑制に関する事。<br>15 災害に関する各種情報発信及び町民に対する広報に関する事。<br>16 その他、本部長が特に命じたこと。 | 総 合 政 策 部<br>余市町農業委員会事務局 |

(つづき)

| 対策班         | 所掌事務内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 担当部署                                           |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 建設水道<br>対策班 | 1 土木関係施設災害の予防・応急・復旧対策及び被害調査に関する<br>こと。<br>2 公共施設（建築物）の予防・応急・復旧対策及び被害調査に<br>関すること。<br>3 交通不能箇所の調査及び迂回路等通行路線の決定に関する<br>こと。<br>4 災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。<br>5 災害時の土木建設用機械等の運用計画に関すること。<br>6 災害応急資材の調達配分に関すること。<br>7 海岸の被害調査及び応急復旧対策に関すること。<br>8 浸水対策に関すること。<br>9 被災地における建築制限に関すること。<br>10 災害住宅融資に関すること。<br>11 避難所、応急仮設住宅の建築に関すること。<br>12 災害復旧対策工事にに関すること。<br>13 建築物の被害調査に関すること。<br>14 上水道施設の災害の予防・応急・復旧対策及び被害調査に<br>関すること。<br>15 災害時における給水計画に関すること。<br>16 下水道施設の災害の予防・応急・復旧対策及び被害調査に<br>関すること。<br>17 その他、本部長が特に命じたこと。 | 建設水道部                                          |
| 教育文教<br>対策班 | 1 文教施設（文化財を含む。）の災害予防・応急・復旧対策及び<br>被害調査に関すること。<br>2 被災時における教職員の動員に関すること。<br>3 児童・生徒に対する避難指示等の伝達に関すること。<br>4 被災児童・生徒に対する援護及び応急教育対策に関すること。<br>5 被災児童・生徒に対する医療及び防疫に関すること。<br>6 その他、本部長が特に命じたこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 余市町教育委員会                                       |
| 支援<br>総括班   | 1 各対策班への必要に応じた協力に関すること。<br>2 その他、本部長が特に命じたこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 会計課<br>余市町議会事務局<br>余市町選挙管理委員会事務局<br>余市町監査委員事務局 |

## オ 第3非常配備（災害対策本部）の設置基準

| 災害種別             |        | 設置基準                                                                                                                                           |
|------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震               |        | 1 余市町内で震度 <u>5 強</u> 以上の地震が発生、もしくは観測されたとき。<br>2 地震による被害が発生した時、又は発生するおそれがあるとき。                                                                  |
| 津波               |        | 1 北海道日本海沿岸北部で大津波警報が発表されたとき。<br>2 津波による被害が発生した時、又は発生するおそれがあるとき。                                                                                 |
| 風水害              |        | 1 特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪)が発表されたとき。<br>2 多くの住宅又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。<br>3 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。<br>4 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 |
| 雪害               |        | 1 特別警報(暴風雪・大雪)が発表されたとき。<br>2 多くの住宅又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。<br>3 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。<br>4 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。      |
| 大<br>事<br>故<br>等 | 海上災害   | 1 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。<br>2 人命の救助・救出活動の難航が予想されるとき。<br>3 多くの死傷者が発生したとき。                                                  |
|                  | 航空災害   | 1 航空機の墜落炎上等により、大規模な航空事故による災害が発生したとき。<br>2 人命の救助・救出活動の難航が予想されるとき。                                                                               |
|                  | 鉄道災害   | 1 被害が大規模なとき。                                                                                                                                   |
|                  | 道路災害   | 2 人命の救助・救出活動の難航が予想されるとき。                                                                                                                       |
|                  | 危険物等災害 |                                                                                                                                                |
|                  | 大規模火災  |                                                                                                                                                |
|                  | 林野火災   | 1 火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。<br>2 人命の救助・救出活動の難航が予想されるとき。                                                                                    |
| 大規模停電災害          |        | 他の災害・事故と複合的に発生し、被害や停電の影響が拡大し長期化が予想されるとき。                                                                                                       |

## カ 災害対策本部の設置の通知及び公表

災害対策本部を設置した場合は、直ちに全職員に庁内放送、グループウェア、チャットツール、電話等の手段により通知するとともに、速やかに防災関係機関、報道機関及び町民に対し迅速な手段をもって通知（周知）する。また、庁舎玄関前の適切な位置に掲示板を掲げる。

## キ 災害対策本部の廃止

本部長は、次のいずれかに該当する場合、災害対策本部を廃止する。

- (ア) 予想された災害等の危険が解消されたとき。
- (イ) 災害等に対する応急対策活動が概ね完了したとき。

## (6) 現地災害対策本部

ア 本部長は、災害対策本部を設置した場合において、より迅速・的確な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、災害対策本部事務の一部を行う組織として現地災害対策本部を設置することができる。

### イ 組織・構成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、災害対策本部員、その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。

また、現地の状況に応じ必要な部外機関の一部の機能を現地災害対策本部に置くよう要請するものとする。

ウ 現地災害対策本部は、災害対策本部の現地機関として以下の事務を行う。

(ア) 被害状況、被災地の対応状況及び広域的支援状況の把握並びにこれらに関する情報の関係機関への通報、本部等への報告

(イ) 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達、被災地で活動する関係機関との調整及び災害対策本部の決定事項の現地への広報

(ウ) 人員、物資の輸送及び供給に関する連絡、調整

(エ) 避難者の収容についての連絡、調整

エ 現地災害対策本部の廃止

本部長は、現地災害対策本部の活動が概ね完了したと認めたときは現地災害対策本部を廃止するものとする。

## 第2節 動員計画

災害応急対策活動に必要な要員を配備し、応急対策の体制を確立するための動員の計画は本計画によるものとする。

### 1 要員の配備、動員の伝達方法

#### (1) 勤務時間内

ア 勤務時間内に非常配備体制に移行する場合、町長の指示により総務部長は各部長に非常配備を通知する。

イ 各部長は速やかに所属職員に通知するとともに、指揮監督を行い、所定の応急措置を実施する態勢を整える。

ウ 伝達は、電話等の手段による。

#### (2) 勤務時間外

ア 日直、又は連絡担当者は、防災関係機関、団体等から災害の発生又は発生のおそれのある異常現象等の情報を受けた場合、直ちに総務課長に連絡する。

イ 総務課長は総務部長に当該事象、情報を報告し、総務部長は町長、副町長に報告のうえ、対応の指示により非常配備に移行する場合はその旨を各部長に通知する。

ウ 各部長は、所管部署の応急対策に必要な人員に通知し、指揮監督を行い所定の応急措置を実施する態勢を整える。

エ 伝達は、電話等の手段による。

## 2 緊急参集

#### (1) 勤務時間外（休日等を含む。）における緊急参集

職員は、勤務時間外（休日等を含む。）において動員（以下、本節内において「参集」という。）の指示を受けた場合又は災害が発生し若しくは災害の発生のおそれがある情報を入手したときは、自らの判断で登庁し、所要の配備につくものとする。また公用、私用を問わず、町外に在る職員については、速やかに帰町するものとする。

(2) 参集の区分

- ア 1次参集者  
余市町内に居住する職員
- イ 2次参集者  
余市町外に居住する職員

(3) 参集条件

- ア 余市町災害対策本部が設置された情報を入手した場合は、全職員は直ちに参集する。
- イ 余市町内で「震度5弱以上」の地震が観測された場合、北海道日本海沿岸北部に「津波警報」が発表された場合は、該当する職員は参集する。
- ウ 「震度5強以上の地震」が発生した場合、北海道日本海沿岸北部に「大津波警報」が発表されたときは、全職員は参集の指示を待つことなくできる限り早期に参集する。

(4) 参集手段

安全かつ迅速に参集できる手段による。登庁経路が途絶し、他に迂回路等がない場合においては、所属の上司に報告し、自宅等、安全が確保された場所で待機するものとする。

(5) 参集時の留意事項

ア 安全確保及び確認

- (ア) 家族を含めた安全を確保、家族等の安否を確認した後に参集する。自身や家族の負傷、又は家族等の安否が確認できず、やむを得ず参集できない場合は、速やかに所属の上司に報告する。
- (イ) 自宅等及び近隣の安全を確認する。海岸付近にあって津波の被害が予想される場合は、直ちに避難し安全を確保するとともに、所属の上司に状況を報告する。

イ 参集時（登庁時）の服装・携行品

- (ア) 応急対策活動等に支障のない安全な服装（余市町防災服等）、ヘルメット等（頭部の保護）とする。
- (イ) 発災から24時間以内の飲料水及び非常用食料を準備し携行する。
- (ウ) 必要な用具等についてはリュックサック等で携行し、両手を開放した状態とする。

ウ 参集時の留意事項

- (ア) 参集にあたっては、経路上の安全確保に留意しつつ、被災状況、災害情報の入手に努め、入手した情報は所属の上司、又は災害対策本部に報告する。
- (イ) 緊急参集の指示の確認のため（登庁の必要性等）、電話回線確保の観点から役場への電話による問い合わせを行わないよう努めるものとする。

(6) 2次参集者の参集

- ア 参集における登庁時の経路上の安全が確保、又は安全を確認できる場合においては、1次参集者と同様に直ちに参集するものとする。
- イ 登庁時の経路上の安全が確保できない、又は安全が確認できない場合は、所属する上司に報告し、自宅等の安全が確保された場所において待機するものとする。
- ウ 待機時間においても自ら情報収集に努め、登庁が可能となった場合、速やかに登庁するものとする。

(7) 自宅等待機の要件

1次参集者、2次参集者を問わず、次の場合は自宅等安全が確保された場所等で待機するものとする。

- ア 自宅周辺で、津波浸水等のおそれがあり、避難行動が必要な場合
- イ 自身の家族等が死亡した場合
- ウ 自身、又は家族等が負傷し、治療又は入院の必要がある場合
- エ 子の保育、親の介護などにより在宅の必要がある場合
- オ その他、必然的かつ合理的な理由がある場合

### 3 連絡体制の強化

各部は、非常配備の際の緊急連絡網について整備するとともに、電話回線の途絶に備えた複数の手段による連絡体制を強化するものとする。

## 第3節 情報の収集・伝達及び報告

### 1 情報の収集・伝達

災害時の各種の情報（被害情報など）の災害情報等の収集連絡は、適切な応急対策を実施する基本となるものである。

道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報収集のための組織、手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報を収集し、相互に情報の共有化を図ることに留意する。

特に被災地の状況に関する情報等については、現地で活動する防災関係機関との連携に留意するとともに、積極的に職員を派遣する等、正確な情報を収集するように努める。

### 2 気象情報の収集・伝達

#### (1) 警報等

札幌管区気象台において発表される特別警報、警報、注意報及び情報をいう。

#### (2) 概 要

| 区 分                | 定 義                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 早期注意情報（警報級の可能性）    | 警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として「高」、「中」の2段階で発表、警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す「高」だけではなく、可能性が高くないが一定程度認められることを表す「中」も発表、大雨、高潮に関して「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要がある警戒レベル1となり、最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。 |
| 注 意 報              | 災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報                                                                                                                                                                                                                       |
| 警 報                | 重大な災害が起こるおそれがある場合、警戒を呼び掛けて行う予報                                                                                                                                                                                                                   |
| 特 別 警 報            | 警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼び掛ける。                                                                                                                                                                         |
| 府県（石狩・空知・後志地方）気象情報 | 気象の予報等について、特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表する。                                                                                                                                                              |
| 土砂災害警戒情報           | 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報                                                                                                                                       |
| 記録的短時間大雨情報         | 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したときに府県気象情報の一種として発表される                                                                                                  |
| 竜巻注意情報             | 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、竜巻等の発生する可能性が高まっている領域を対象に気象庁が発表する。また、竜巻発生ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は、発表から約1時間である。発表後速やかに防災機関や報道機関に伝達される。                               |

## (3) 特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準（対象地域：余市町）

| 警 報 区 分 | 現 象 の 種 類           | 基 準                                                        |                                                                                 |
|---------|---------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 特 別 警 報 | 大 雨                 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合                          |                                                                                 |
|         | 暴 風                 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の<br>温帯低気圧により                              | 暴風が吹くと予想される場合                                                                   |
|         | 高 潮                 |                                                            | 高潮になると予想される場合                                                                   |
|         | 波 浪                 |                                                            | 高波になると予想される場合                                                                   |
|         | 暴 風 雪               | 数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合                    |                                                                                 |
|         | 大 雪                 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                                    |                                                                                 |
| 警 報     | 大 雨                 | 浸 水 害                                                      | 表面雨量指数基準 11                                                                     |
|         | 大 雨                 | 土 砂 災 害                                                    | 土壌雨量指数基準 140                                                                    |
|         | 洪 水                 | 流域雨量指数基準                                                   | 余市川流域=33 登川流域=11.3 脊部川流域=9.5,<br>スッチ川流域=13.1 梅川流域=8 湯内川流域=8.5                   |
|         | 暴 風                 | 平均風速                                                       | 陸 上 18m/s<br>海 上 25m/s                                                          |
|         | 暴 風 雪               | 平均風速                                                       | 陸 上 16m/s 雪による視程障害を伴う<br>海 上 25m/s 雪による視程障害を伴う                                  |
|         | 大 雪                 | 降雪の深さ                                                      | 12時間降雪の深さ50cm                                                                   |
|         | 波 浪                 | 有義波高                                                       | 6.0m                                                                            |
|         | 高 潮                 | 潮位                                                         | 1.5m                                                                            |
|         | 大 雨                 | 表面雨量指数基準<br>土壌雨量指数基準                                       | 6<br>86                                                                         |
|         | 洪 水                 | 流域雨量指数基準<br>複合基準*1                                         | 余市川流域=26.4 登川流域=9 脊部川流域=7.6,<br>スッチ川流域=10.4 梅川流域=6.4 湯内川流域=6.8<br>梅川流域=(5, 5.1) |
| 注 意 報   | 強 風                 | 平均風速                                                       | 陸 上 13m/s<br>海 上 15m/s                                                          |
|         | 風 雪                 | 平均風速                                                       | 陸 上 11m/s 雪による視程障害を伴う<br>海 上 15m/s 雪による視程障害を伴う                                  |
|         | 大 雪                 | 降雪の深さ                                                      | 12時間降雪の深さ30cm                                                                   |
|         | 波 浪                 | 有義波高                                                       | 3.0m                                                                            |
|         | 高 潮                 | 潮位                                                         | 0.7m                                                                            |
|         | 雷                   | 落雷等により被害が予想される場合                                           |                                                                                 |
|         | 融 雪                 | 70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計                                 |                                                                                 |
|         | 濃 霧                 | 視程                                                         | 陸 上 200m<br>海 上 500m                                                            |
|         | 乾 燥                 | 最小湿度30% 実効湿度60%                                            |                                                                                 |
|         | な だ れ               | ①24時間降雪の深さ30cm以上<br>②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上                |                                                                                 |
|         | 低 温                 | 5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続<br>11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い |                                                                                 |
|         | 霜                   | 最低気温3℃以下                                                   |                                                                                 |
|         | 着 氷                 | 船体着氷：水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s                                 |                                                                                 |
|         | 着 雪                 | 気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続                                   |                                                                                 |
|         | 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報 | 1時間雨量                                                      | 80mm                                                                            |

\*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表わす。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指数

土壌雨量指数：降った雨により土砂災害の危険度を把握するための指数

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指数

## (4) 雨、雪に関する50年に一度の値（対象地：余市町）

| 区 分 | 50年に一度の値        |
|-----|-----------------|
| 雨   | 48時間降水量（mm） 237 |
|     | 3時間降水量（mm） 86   |
|     | 土壌雨量指数（SWI） 163 |
| 雪   | 積雪深（cm） 205     |

(5) 5段階の警戒レベルと防災気象情報の関係

| 警戒<br>レベル | 住民がとるべき行動      |                    | 気象庁の情報                       |                           |                |                          |                  |                       |         |
|-----------|----------------|--------------------|------------------------------|---------------------------|----------------|--------------------------|------------------|-----------------------|---------|
|           |                |                    | 大雨に<br>関する情報                 | 高潮に<br>関する情報              |                | 危険度<br>分布                | 洪水に<br>関する<br>情報 | 相当<br>する警<br>戒レ<br>ベル |         |
| 5         | 緊急<br>安全確保     | 命の危険、<br>直ちに安全確保   | 大 雨<br>特別警報                  |                           |                |                          |                  |                       | 5<br>相当 |
| 4         | 避難指示           | 危険な場所から<br>全員避難    | 土砂災害<br>警戒情報                 | 高潮<br>警報                  | 高潮<br>特別<br>警報 | 極めて<br>危 険<br>非常に<br>危 険 | 氾濫<br>危険<br>情報   |                       | 4<br>相当 |
| 3         | 高齢者等<br>避難     | 危険な場所から<br>高齢者等は避難 | 大雨警報<br>洪水警報                 | 警報に切り替える<br>可能性の高い<br>注意報 |                | 警 戒<br>(警報<br>級)         | 氾濫<br>警戒<br>情報   |                       | 3<br>相当 |
| 2         | 自らの<br>避難行動を確認 |                    | ※大雨警報に切り替<br>える可能性が高い<br>注意報 | 高 潮<br>注意報                |                | 注 意<br>(注意報<br>級)        | 氾濫<br>注意<br>情報   |                       | 2<br>相当 |
|           |                |                    | 大雨注意報<br>洪水注意報               |                           |                |                          |                  |                       |         |
| 1         | 災害への<br>心構えを確認 |                    | 早期注意情報<br>(警報級の可能性)          |                           |                |                          |                  |                       |         |

(6) 気象情報の伝達

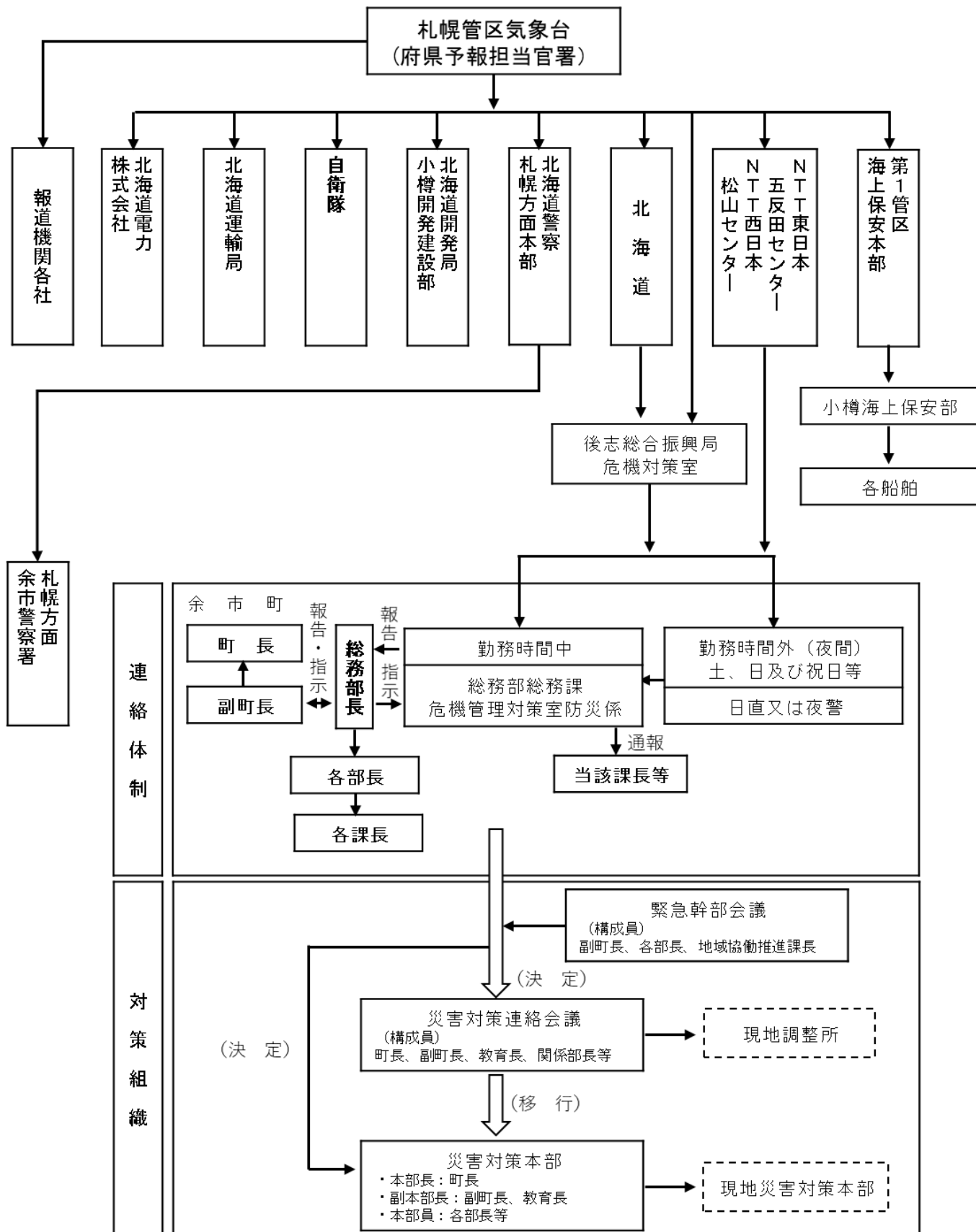
ア 伝達の系統

注意報、警報等並びに気象に関する情報等の伝達については、迅速かつ的確に入手及び伝達を行い、必要な情報については防災関係機関及び町民に通知・通報及び伝達するものとする。

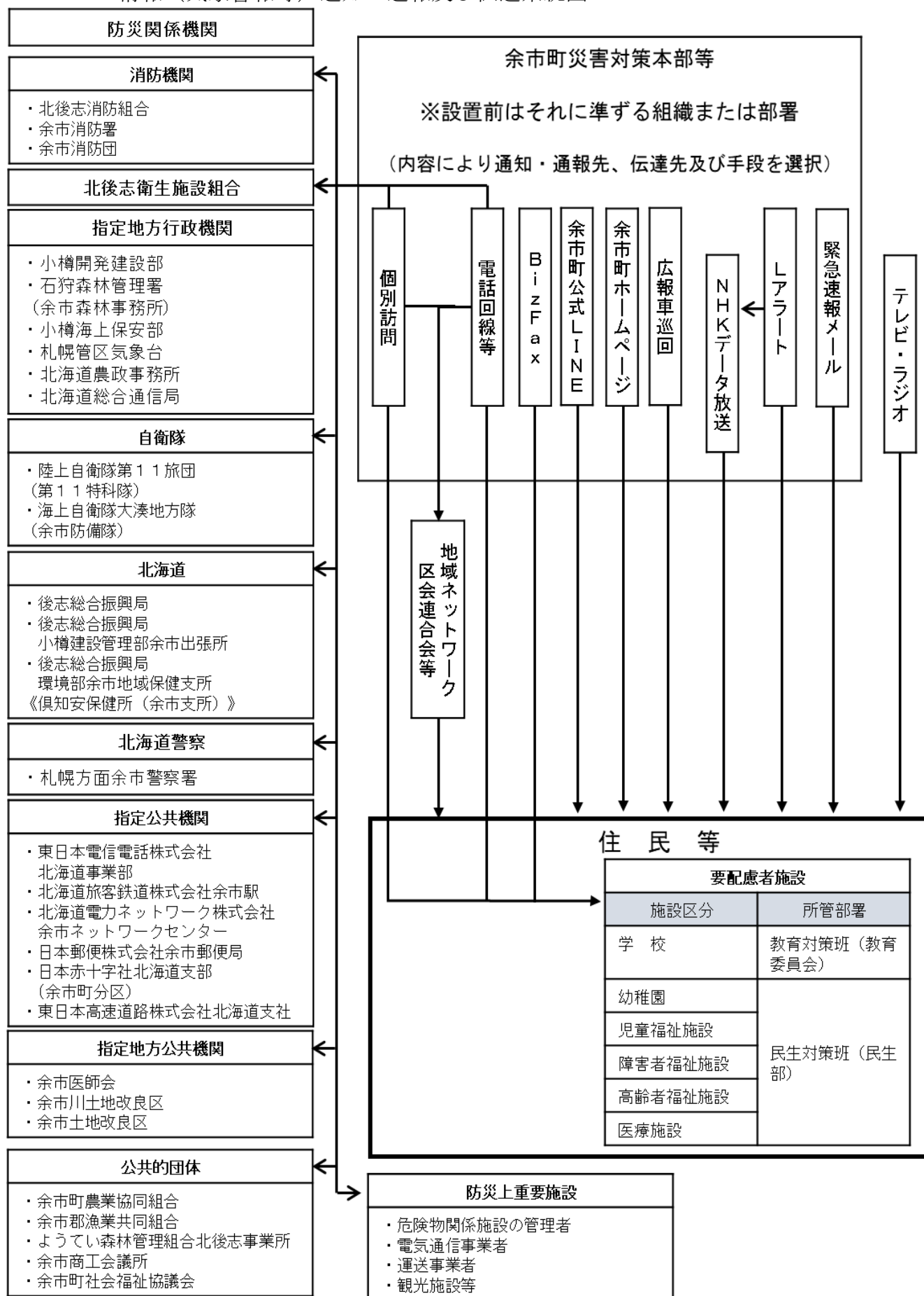
イ 伝達の方法

電話、緊急速報メール、ホームページへの掲載、SNS（余市町LINE公式アカウント）の活用、広報車の巡回等、状況に応じ最も有効かつ効果的な方法、手段によるものとする。

ウ 情報（気象警報等）伝達系統図(連絡体制及び対策組織)



## エ 情報（気象警報等）通知・通報及び伝達系統図



(参考) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

| 警戒<br>レベ<br>ル                                                     | 状<br>況               | 住<br>民<br>が<br>取<br>る<br>べ<br>き<br>行<br>動 | 行<br>動<br>を<br>促<br>す<br>情<br>報<br>(<br>避<br>難<br>情<br>報<br>等<br>) | 警<br>戒<br>レ<br>ベ<br>ル<br>相<br>当<br>情<br>報 | 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報                     |                                            |                                       |                                              |                                 |                    |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------|--------------------|
|                                                                   |                      |                                           |                                                                    |                                           | 洪水等に関する情報                                      |                                            |                                       | 土砂災害に<br>関する情報<br><br>(下段:土砂災害の<br>危険度分布)    | 高潮に<br>関する情報                    |                    |
|                                                                   |                      |                                           |                                                                    |                                           | 水位情報が<br>ある場合<br><br>(下段:国管理河川の<br>洪水の危険度分布※1) | 水位情報が<br>ない場合<br><br>(下段:洪水警報<br>の危険度分布)   | 内水氾濫に<br>関する情報                        |                                              |                                 |                    |
| 5                                                                 | 災害発<br>生又は<br>切迫     | 命の危険<br>直ちに安全確保！                          | 緊急安全確保<br>(必ず発令されるものではない)                                          | 5<br>相当                                   | 氾濫発生情報<br><br>(危険度分布:黒<br>(氾濫している可能性))         | 大雨特別警報<br>(浸水害)※2<br><br>危険度分布:黒<br>(被害切迫) | 大雨特別警報<br>(土砂災害)<br>危険度分布:黒<br>(被害切迫) | 高潮氾濫発生情報※3                                   |                                 |                    |
| 市町村は、災害レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する |                      |                                           |                                                                    |                                           | 4<br>相当                                        | 氾濫危険情報<br><br>(危険度分布:紫<br>(氾濫危険水位超過相当))    | 危険度分布:紫<br>(危険)                       | 内水氾濫<br>危険情報<br>(水位周知下水<br>道において発表<br>される情報) | 土砂災害警戒情報<br><br>危険度分布:紫<br>(危険) | 高潮特別警報※4<br>高潮警戒※4 |
| 3                                                                 | 災害の<br>おそれ<br>あり     | 危険な場所から<br>高齢者等は避難※                       | 高齢者等避難                                                             | 3<br>相当                                   | 氾濫警戒情報<br><br>(危険度分布:赤<br>(避難判断水位超過相当))        | 洪水警報<br><br>危険度分布:赤<br>(警戒)                |                                       | 大雨警報(土砂災<br>害)<br><br>危険度分布:赤                | 高潮警戒に切り<br>替える可能性に言<br>及する高潮注意報 |                    |
| 2                                                                 | 気象<br>状況<br>悪化       | 自らの避難行動を<br>確認する                          | 洪水、大雨、<br>高潮注意報                                                    | 2<br>相当                                   | 氾濫注意情報<br><br>(危険度分布:黄<br>(氾濫注意水位超過))          | 危険度分布:黄<br>(注意)                            |                                       | 危険度分布:黄<br>(注意)                              |                                 |                    |
| 1                                                                 | 今後気象<br>状況悪化<br>のおそれ | 災害への心構えを<br>高める                           | 早期注意情報                                                             | 1<br>相当                                   |                                                |                                            |                                       |                                              |                                 |                    |

※高齢者等以外の人も、必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報)  
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1) HPIに公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。

※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

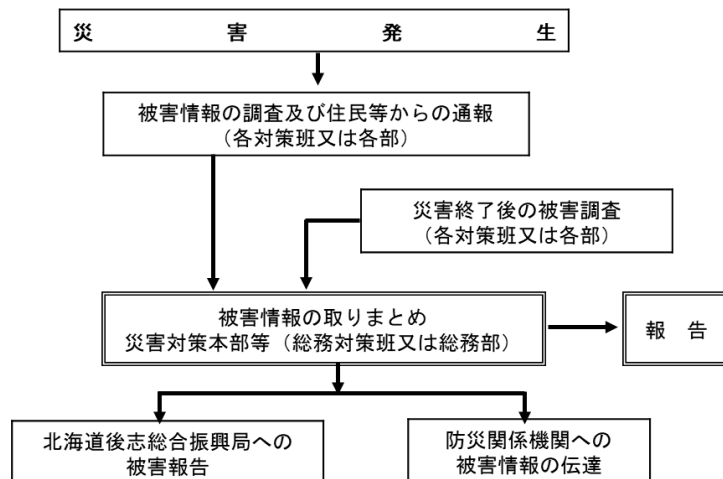
※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4) 高潮警戒は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警戒を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

### 3 被害情報の収集・伝達及び報告

#### (1) 被害情報の流れ



#### (2) 被害情報の収集・提供

災害等が発生した場合、あらゆる手段を用い被害状況の把握に努めるとともに、必要な情報については、住民等に提供する。

特に災害発生直後については、避難所の開設状況など避難に関する情報、交通、道路情報、ライフラインの情報などについては、他の情報に優先して提供するものとする。

#### (3) 被害状況の調査

ア 被害状況調査は、各対策班長が行うものとし、その分掌は災害対策本部の各対策班所掌事務のとおりとする。

イ 被害状況は総務対策班が取りまとめるものとする。

#### (4) 被害情報等の報告

被害情報等の報告責任者は総務対策班長とし、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、後志総合振興局長に報告するものとする。

| 災害情報等報告取扱要領                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告を後志総合振興局長に報告するものとする。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 報告の対象                                                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人的被害、住家被害が発生したもの。</li> <li>2 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。</li> <li>3 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。</li> <li>4 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町が軽微であっても後志総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。</li> <li>5 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。</li> <li>6 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。</li> <li>7 その他、特に指示があった災害</li> </ol>                                                                                      |
| 報告の種類及び内容                                                         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報<br/>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに報告するものとする。<br/>この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。</li> <li>2 被害状況報告<br/>被害状況報告は、次の区分で行う。ただし指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。<br/>（1）速 報：被害発生後、直ちに件数のみ報告する。<br/>（2）中間報告：被害状況が判明次第報告し、その後報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合は、その指示による。<br/>（3）最終報告：応急措置が完了した後、15日以内に報告する。</li> <li>3 その他の報告<br/>災害の報告は、1項及び2項によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。</li> </ol> |
| 報告の方法                                                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行う。</li> <li>2 被害状況報告のうち、最終報告は文書により報告するものとする。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## (5) 被害状況の判定基準

被害状況の判定基準については次のとおりとする。

| 被害区分  |           | 判 断 基 準                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①人的被害 | 死 者       | <p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>1 当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>2 他市町村の者が本町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）</p> <p>3 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、本町の調査と警察調査が一致すること。</p>                                     |
|       | 災 害 関 連 死 | <p>当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病より死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと求められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。</p>                                                                                                               |
|       | 行 方 不 明   | <p>当該災害で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>死者欄の2項、3項を参照</p>                                                                                                                                                                                                              |
|       | 重 傷 者     | <p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のある者</p> <p>1 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>2 死者欄の2項、3項を参照</p>                                                                                                                                         |
|       | 軽 傷 者     | <p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のある者</p> <p>1 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>2 死者欄の2項、3項を参照</p>                                                                                                                                        |
|       |           |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ②住家被害 | 住 家       | <p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>1 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>2 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍共に半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>3 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず、全てを住家とする。</p>                                            |
|       | 世 帯       | <p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。</p>                                                                                                                                      |
|       | 全 壊       | <p>住家が、その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。</p> <p>被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p> |
|       | 半 壊       | <p>住家が、その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。</p> <p>被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>                                   |
|       | 一 部 損 壊   | <p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。</p> <p>被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>                                                                                                                                   |
|       | 床 上 浸 水   | <p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。</p>                                                                                                                           |
|       | 床 下 浸 水   | <p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。</p>                                                                                                                                                                               |

## (つづき)

| 被害区分   |                     | 判 断 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③非住家被害 | 非 住 家               | <p>非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>1 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>2 その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>3 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>4 被害額の算出は、住家に準ずる。</p> |
| ④農業被害  | 農 地                 | <p>農地被害は、田畑が流出・埋没等のため、農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>1 流出とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>2 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては、5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>3 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>4 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>                        |
|        | 農 作 物               | <p>農作物が農地の流出、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>1 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>2 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>3 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>                                                                                               |
|        | 農 業 用 施 設           | 頭首工、ため池、水路、排水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。                                                                                                                                                                                                                                                          |
|        | 共 同 利 用 施 設         | 農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。                                                                                                                                                                                                        |
|        | 営 農 施 設             | 農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。                                                                                                                                                                                                                                                    |
|        | 畜 産 被 害             | 施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|        | そ の 他               | 上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ⑤土木被害  | 河 川                 | <p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>                                                                                                                                                                                        |
|        | 海 岸                 | <p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>                                                                                                                                                                                                |
|        | 砂 防 設 備             | <p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>                                                                                                                                                                                      |
|        | 地 す べ り 防 止 施 設     | <p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>                                                                                                                                                                                                           |
|        | 急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 | <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で、復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>                                                                                                                                                                                            |
|        | 道 路                 | <p>道路法に基づき、道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>                                                                                                                                                                                                    |
|        | 橋 梁                 | <p>道路法に基づき、道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>                                                                                                                                                                                          |
|        | 港 湾                 | <p>港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
|        | 漁 港                 | <p>漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設</p>                                                                                                                                                                                                                                                         |
|        | 下 水 道               | <p>下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|        | 公 園                 | <p>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。</p>                                                                                                                                                                                                              |

| 被害区分      |                   | 判 断 基 準                                                                                                          |
|-----------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥水産被害     | 漁 船               | 動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。<br>1 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取扱う。<br>2 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。 |
|           | 漁 港 施 設           | 外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業共同組合の維持管理に属するもの                                                                              |
|           | 共 同 利 用 施 設       | 水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で、漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。          |
|           | そ の 他 施 設         | 上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう<br>・被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。                                                            |
|           | 漁 具 （ 網 ）         | 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。<br>・被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。                                                                   |
|           | 水 産 製 品           | 加工品、その他の製品をいう。<br>・被害額の算出は、被害を受けなかったとしたらしたならば得たであろう金額を推定積算すること。                                                  |
| ⑦林業被害     | 林 地               | 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。                                                                                            |
|           | 治 山 施 設           | 既設の治山施設等をいう。                                                                                                     |
|           | 林 道               | 林業経営基盤整備の施設道路をいう。                                                                                                |
|           | 林 産 物             | 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。                                                                                       |
|           | そ の 他             | 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。                                                                          |
| ⑧衛生被害     | 水 道               | 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。                                                                         |
|           | 病 院               | 病院、診療所、助産所等をいう。                                                                                                  |
|           | 清 掃 施 設           | ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。                                                                                         |
|           | 火 葬 場             | 火葬場をいう。                                                                                                          |
| ⑨商工被害     | 商 業               | 商品、原材料等をいう。                                                                                                      |
|           | 工 業               | 工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。                                                                                           |
| ⑩公立学校施設被害 |                   | 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係は、その他の項目で扱う。）                                              |
| ⑪社会教育施設被害 |                   | 図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設                                                                                             |
| ⑫社会福祉施設被害 |                   | 老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。                                     |
| ⑬その他      | 鉄 道 不 通           | 汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害をいう。                                                                                        |
|           | 鉄 道 施 設           | 線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。                                                                                               |
|           | 被 害 船 舶<br>（漁船除く） | ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。                                 |
|           | 空 港               | 空港法第2条の規定による空港をいう。                                                                                               |
|           | 水道（戸数）            | 上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。                                                                                 |
|           | 電話（戸数）            | 災害により通話不能となった電話の回線数をいう。                                                                                          |
|           | 電気（戸数）            | 災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。                                                                                      |
|           | ガス（戸数）            | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。                                                                             |
|           | ブロック塀等            | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。                                                                                            |
|           | 都 市 施 設           | 街路等の都市施設をいう。                                                                                                     |
|           | そ の 他             | 上記の項目以外のもので、特に報告を要すると思われるもの。                                                                                     |

## 第4節 災害広報計画

災害時、特に地震災害時などにおいては、各種の状況が不明、かつ情報が錯綜することなどから、流言等による混乱の防止を図り、町民等の適切な判断による行動を支援するため、必要となる状況や情報等を各種の手段を通じて迅速に広報するよう努めるものとする。

### 1 災害広報の要領

#### (1) 実施責任者

総務対策班長（総務部長）が災害情報の発表及び広報を行う。

#### (2) 広報の要領

ア 報道機関（テレビ（データ放送を含む。）、ラジオ及び新聞社等）への情報提供をはじめ、緊急速報メールの使用、広報車両の巡回による周知、ホームページ等への掲載、SNS（余市町LINE公式アカウント等）の活用、関係職員等による個別訪問、印刷物の配布など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行う。

この際、発信する公式な情報について統制を行い誤情報等の発信による混乱の防止に万全を期す。また、災害情報共有システム（Lアラート）で発信される災害関連情報等の活用にも努めるとともに、情報の地図化等による情報伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 広報にあたっては、第3節第2項（6）エ「情報（気象警報等）通知・通報及び伝達系統図」に準じて行うものとする。

ウ 町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等、積極的に協力するものとする。

エ 災害時の情報伝達にあたっては、要配慮者等に対する情報の伝達について十分配慮する。

オ 町は、北海道防災情報システムのメールサービスや、災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用するとともに、北海道を通じて、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求める等により、効果的な情報提供を実施する。

また、災害現場等において、被災した住民及び一般住民等の意見、要望及び相談を聴き、災害応急対策へ反映させるものとする。

#### (3) 広報上の留意事項

町は、防災関係機関、町内の事業者等から各種の情報を継続的に収集し、災害の時的区分に応じ、被災した住民及び一般住民等に必要な災害情報の発信に留意するとともに、情報の更新を適切に行う等、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

#### (4) 災害情報の共有

町は、各防災機関と連携するとともに、応急対策を実施する各防災関係機関相互間の連携についても留意し、それぞれの広報計画に基づく災害広報を実施する。

この際、発信する情報については災害対策本部会議において共有し、認識の統一に留意するものとする。

### 2 安否情報の提供

#### (1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人、その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別・照会理由等を明らかにして行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険被保険者証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード（通知カー

ドは不可)、在留カード、特別永住者証明書(外国籍の方)、写真付き身体障害者手帳等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

| 区分 | 照会者と照会に係る被災者との間柄                                          | 照会に係る被災者の安否情報                                              |
|----|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| a  | ・被災者の同居の親族<br>(婚姻の届出をしないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) | ・被災者の居所<br>・被災者の負傷若しくは疾病の状況<br>・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| b  | ・被災者の親族(aに掲げる者を除く。)<br>・被災者の職場の関係者その他の関係者                 | ・被災者の負傷又は疾病の状況                                             |
| c  | ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者                  | ・被災者について保有している安否情報の有無                                      |

エ 町は、前ウ項にかかわらず、照会に係る被害者の同意があるときなど一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

## (2) 安否情報を回答するにあたっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、道、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- エ 被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 3 被災者相談所の開設

民生対策班は、被災者相談所を開設し被災者の生活相談に応じるものとする。

## 第5節 災害通信計画

### 1 災害通信の連絡方法

| 災害対策本部に対する連絡方法          | 災害対策本部から北海道<br>(後志総合振興局に対する報告) |
|-------------------------|--------------------------------|
| 1 NTT一般加入電話利用(携帯電話を含む。) | 1 NTT一般加入電話利用(携帯電話を含む。)        |
| 2 無線通信施設利用(地方行政無線移動局)   | 2 北海道総合行政情報ネットワーク              |
| 3 車両使用(徒歩)による口頭報告       | (道防災無線)                        |

※ 北海道総合行政情報ネットワーク：地域衛星通信ネットワーク(LASCOMネット)通信衛星を利用した通信網を介し全国の地方公共団体を結ぶもの(災害に強い通信網)

・電話、ファクシミリ等の個別通信、直通通信、画像伝送、データ伝送及び映像伝送

## 2 NTT一般加入電話による通信（災害時優先電話）

### （1）災害時優先電話

災害等が発生した場合に、被災地への安否の確認やお見舞いの電話等で通話が集中することから、災害時の救援、復旧活動や公共の秩序を維持するために必要な通話を確保するため、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通話について優先的に取り扱うものとする。

### （2）利用上の留意事項

通話の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われるもので、優先的に利用できるのは、発信時（電話をかける）のみ利用可能

### （3）登録一覧表

| No. | 電話番号         | 登録名 | 設置場所等      |               |
|-----|--------------|-----|------------|---------------|
|     |              |     | 施設名        | 住所            |
| 1   | 0135-22-2075 | 余市町 | 旭中学校       | 大川町16丁目1      |
| 2   | 0135-22-2159 | 余市町 | 中央保育所      | 美園町43番地36     |
| 3   | 0135-22-3686 | 余市町 | 黒川小学校      | 黒川町9丁目147     |
| 4   | 0135-22-3086 | 余市町 | 西中学校       | 梅川町339        |
| 5   | 0135-22-3293 | 余市町 | 東中学校       | 朝日町71         |
| 6   | 0135-22-3525 | 余市町 | 登小学校       | 登町1015        |
| 7   | 0135-22-3887 | 余市町 | 大川小学校      | 大川町10丁目1      |
| 8   | 0135-22-5877 | 余市町 | 役場（除雪センター） | 朝日町26         |
| 9   | 0135-22-6228 | 余市町 | 福祉センター     | 富沢町5丁目13      |
| 10  | 0135-22-3941 | 余市町 | 沢町小学校      | 沢町4丁目22       |
| 11  | 0135-22-6952 | 余市町 | 下水道管理センター  | 登町136         |
| 12  | 0135-23-2145 | 余市町 | 余市町役場（総務課） | 朝日町26         |
| 13  | 0135-23-3711 | 余市町 | 余市消防署      | 黒川町6丁目25-2    |
| 14  | 0135-23-4338 | 余市町 | 福祉センター入舟分館 | 入舟町400        |
| 15  | 0135-23-4731 | 余市町 | 役場（浄水場）    | 山田町654-1      |
| 16  | 0135-23-5210 | 余市町 | 総合体育館      | 入舟町420番地1     |
| 17  | 0135-23-5001 | 余市町 | 中央公民館      | 大川町4丁目143番地13 |
| 18  | 0135-23-5673 | 余市町 | 沢町児童館      | 富沢町3丁目46      |
| 19  | 0135-23-5939 | 余市町 | 勤労青少年ホーム   | 大川町10丁目6番地2   |
| 20  | 0135-23-6015 | 余市町 | 大川保育所      | 大川町12丁目3番地2   |
| 21  | 0135-23-7118 | 余市町 | 老人福祉センター   | 黒川町9丁目61-4    |

## 3 電報による通信

### （1）伝送及び配送の順序

| 区 分     | 伝 送 の 順 序                                                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非常扱いの電報 | 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のため必要な事項を内容とする電報は、他の電報に先立って伝送及び配達される。 |
| 緊急扱いの電報 | 非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報である。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先される。                                        |

### （2）非常扱い、緊急扱いの電報の利用方法

- ア 「115」番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼出す。
- イ 「非常又は緊急扱いの電報の申込」と告げる。
- ウ あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者（地域協働推進課長）等を告げる。
- エ 届出先（相手先）、通信文（内容）を申し込む。

### （3）非常扱い、緊急扱いの通信内容及び利用機関等

- ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う

| 連番 | 電 報 の 内 容                                                | 利 用 機 関 等                                            |
|----|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1  | 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの。             | ・ 気象機関相互間                                            |
| 2  | 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項 | ・ 水防機関相互間<br>・ 消防機関相互間<br>・ 水防機関と消防機関相互間             |
| 3  | 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項                                     | ・ 消防機関相互間<br>・ 災害救助機関相互間<br>・ 消防機関と災害救助機関相互間         |
| 4  | 鉄道、その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他の輸送の確保に関し、緊急を要する事項    | ・ 輸送の確保に直接関係のある機関相互間                                 |
| 5  | 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項                       | ・ 通信の確保に直接関係がある機関相互間                                 |
| 6  | 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項                    | ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間                              |
| 7  | 秩序の維持のため緊急を要する事項                                         | ・ 警察機関相互間<br>・ 防衛機関相互間<br>・ 警察機関と防衛機関相互間             |
| 8  | 災害の予防又は救援のため必要な事項                                        | ・ 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間 |

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

| 連番 | 電 報 の 内 容                                                                         | 利 用 機 関 等                                                                                |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 火災、集団的疾病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項 | ・ 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（ア項の表中8欄に掲げる者を除く。）<br>・ 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前項の機関との間         |
| 2  | 治安の維持のため緊急を要する事項                                                                  | ・ 警察機関相互間<br>・ 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間                                        |
| 3  | 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの。                                                  | 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間                                                                     |
| 4  | 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項                                               | ・ 船舶と別に定めた病院相互間                                                                          |
| 5  | 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供、その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項                                 | ・ 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間<br>・ 預貯金業務を行う緊急機関相互間<br>・ 国又は地方公共団体の機関相互間（ア項の表、本項の表に掲げる者を除く。） |

注）非常扱いの電報、又は緊急扱いの電報を発信するときは、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出る。

#### 4 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外により通信を行う場合は、次の通信施設並びに北海道地方非常通信協議会（事務局：北海道総合通信局無線通信部施設課）加入無線局の協力を求めて、通信の確保を図るものとする。

| 設置期間                            | 設置の種類           | 通信範囲              | 利用の手続き方法 |
|---------------------------------|-----------------|-------------------|----------|
| 余市町                             | 北海道防災行政無線       | 全道各市町村及び道並びに道出先機関 | 口頭申請     |
| 余市消防署                           | 消防専用電話<br>業務用無線 | 余市町の区域内           |          |
| J R 余市駅                         | 鉄道電話            | 全国 J R 機関相互       |          |
| 余市警察署                           | 警察電話            | 全国警察機関相互          |          |
|                                 | 警察無線            | 余市警察署～道警本部        |          |
|                                 | 移動無線            | 札幌方面本部区域内         |          |
| 北海道電力ネットワーク株式会社<br>余市ネットワークセンター | 北海道電力専用有線       | 全道各事業所相互          |          |
|                                 | 業務用無線（車載）       | 余市町の区域内           |          |

#### 5 通信途絶の連絡方法

有線、無線の使用が不能な場合は、車両等により連絡員を派遣するなど臨機の措置を講ずるものとする。

### 第6節 避難、救助、救出及び救護計画

災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については本計画の定めるところによる。

#### 1 避難実施責任者及び措置内容

災害等の発生により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため避難指示のほか、避難行動要支援者等に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

##### (1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに昨今の災害事例等を勘案し、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要であると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

エ 水防管理者としての指示（水防法第29条）

町長は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。その際、避難のため立ち退くことを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、札幌方面余市警察署長にその旨を通知する。

(2) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（後志総合振興局長）又は知事の命を受けた道の職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（後志総合振興局長）は、洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れについては、町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置が実施できない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、道の計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(3) 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官又は海上保安官は、(1)のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認める時には、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(4) 自衛官（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

## 2 避難措置における助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要がある

と認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努めるものとする。

さらに、町は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

### 3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に町民等に伝達するため、避難指示等の発令にあたり、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、町民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮する。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所等、必要な場合経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

#### ○警戒レベルと住民がとるべき行動

| 警戒レベル  | 住民がとるべき行動                                                                                             | 住民に行動を促す情報                |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
|        |                                                                                                       | 避難情報等                     |
| 警戒レベル5 | 指定緊急場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。                                                               | 緊急安全確保<br>※必ず発令される情報ではない。 |
| 警戒レベル4 | 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。                                                                         | 避難指示                      |
| 警戒レベル3 | ・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。<br>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 | 高齢者等避難                    |
| 警戒レベル2 | 災害に備え自らの避難行動を確認する。                                                                                    | 大雨・洪水・高潮注意報               |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。                                                                                          | 早期注意情報                    |

### 4 避難の実施

#### (1) 基本的考え方

町からの避難に関する指示や情報がなくとも、町民は自らの判断で災害発生のおそれや生命の危険を感じたら安全を確保できる場所に立退き避難を行うものとする。特に地震など突発的な災害の場合は自らの判断が重要である。

台風、低気圧の接近等による大雨が予測される場合においては、比較的早い段階か

らテレビ等の各種手段で入手した気象情報、災害に関する情報などから、避難先の確認や避難に向けた準備をしておくことが重要である。また高齢者等避難、避難指示を見聞きしたら速やかに立退き避難等を開始する。

この際、近隣の住民に対する声かけなどに留意する。

## (2) 避難の具体的な行動

### ア 災害時の行動（地震など突発的な災害を除く。）

台風、低気圧の接近等により災害の発生の危険度がある程度予測される場合の避難の具体的な行動については以下の4つの行動があるが、避難とは難を避けることにあり、小中学校や公民館等に行くことだけが避難ではないことについてあらゆる機会を通じ、町民に周知し災害時における安全の確保について判断の選択肢の拡大に努めるものとする。

#### (ア) 指定避難所への立退き避難

町からの避難情報に応じ、開設している指定避難所等へ立退き避難を行う。

#### (イ) 安全な地域の親戚・知人宅への立退き避難

町内、町外を問わず、安全が確保されている地域に居住する親戚・知人宅へ立退き避難を行う。

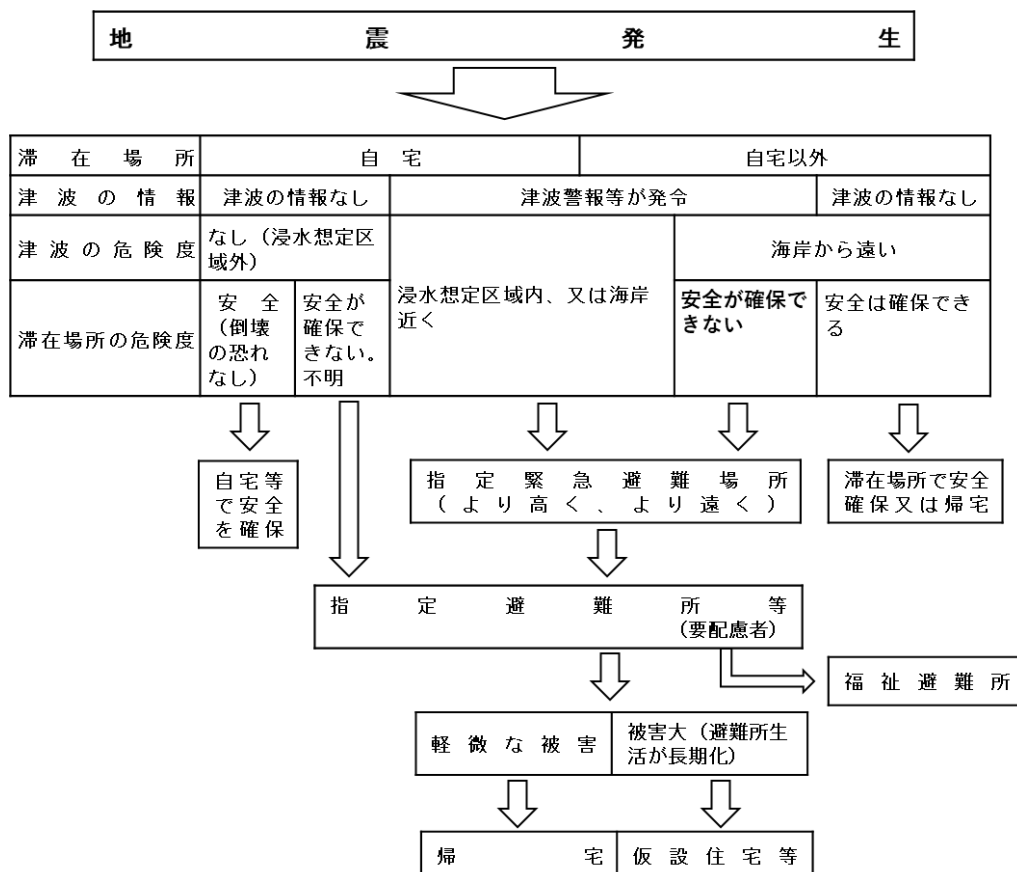
#### (ウ) 安全な地域のホテル・旅館等への立退き避難

安全が確保されている地域に立地しているホテル、旅館等の宿泊施設に立退き避難する。

#### (エ) 緊急安全確保措置（屋内安全確保）

洪水等による浸水の危険があっても、家屋が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない、想定される浸水深より居室は高い、水が引くまで水・食料などの備えが十分あるといった条件を満たす場合、自宅等で安全を確保する。

### イ 地震など突発的に発生する災害の場合



## (3) 避難経路の確保

警察官又は消防職員、町職員は、住民等が迅速かつ安全に避難できるよう、避難経路を確保するため、交通を妨げ、又は通行の障害となる荷物等の運搬、又は自動車の運転を制止するほか、通行の支障となるものの排除に努めるものとする。

## (4) 避難者の誘導

災害時に避難者を円滑・適切に安全な場所へ避難させるための誘導は、次により行う。

ア 避難誘導者は、町の職員、消防職員・団員、警察官等とする。

イ 避難誘導者は必要により腕章、ビブス等の表示を装着し、また夜間においてはライト等を所持する。

ウ 避難誘導者は、避難者の誘導にあたり、常に次の事項に留意し行動する。

(ア) 避難経路の安全度及び道路状況について、常に注意し、危険を認め支障があると判断した場合は、直ちに避難者を迂回させ他の安全な道路及び場所に誘導する。

(イ) 避難者の混乱を避けるため、その地域の実状に応じて安全な避難経路を2箇所以上設定し避難誘導を行う。

(ウ) 指定緊急避難場所や指定避難所等及び避難先、避難経路、その他注意事項を避難者に告げる。

エ 災害対策本部は、避難誘導を実施する場合、道路の状況により可能な場合は、広報車等により伝達するほか、要所に誘導員を配置して避難誘導を行う。

## (5) 警戒区域の設定

災害時において、延焼火災や洪水等により緊急避難の必要があるときは、発令者は警戒区域を設定し、災害対策従事者以外の立入を制限、若しくは禁止するほか、住民等に対して立退きを命ずる。

なお、災害時における警戒区域の発令者及び設定要件等は、次のとおりとする。

| 発 令 者          | 設 定 の 要 件                                                   | 根 拠 法 令               |
|----------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 本 部 長<br>(町 長) | 災害時において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認める場合                    | 基本法第63条               |
| 警 察 官          | 上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町職員が現場にいないとき、若しくは町長から要求があったとき。      |                       |
| 自 衛 官          | 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、町長又はその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他に職務を行う者がいないとき。 |                       |
| 消 防 職 員        | 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定                                    | 消防法第36条において準用する同法第28条 |

## (6) 入院患者の避難対策

災害の発生により、入院患者が緊急に避難する必要がある場合は、各医療施設において、次により迅速かつ適切な措置を講ずるように努める。

## ア 地震等発生時の措置

迅速かつ的確に施設及び地域の安全を確認するとともに、入院患者に災害状況を周知し、恐怖心、不安感の解消に努める。

また、あらかじめ避難方法の策定や患者の収容先病院の確保等に努めるとともに避難のための輸送車両及び搬送用の担架、並びに必要な資機材の確保に努める。

## イ 避難行動の措置

被災の状況や、事態の推移から避難が必要と判断した場合は、患者の病状等の区

別に応じ健康管理に必要な職員を同行させ、所定の指定避難所等や他の安全な施設に移送する。

この際、災害の状況等を患者に周知し、患者が個々に行動しないように注意する。

#### (7) 児童・生徒及び幼児の避難対策

小学校、中学校、高等学校の学校長等は、次の事項に留意し、児童・生徒を迅速、適切かつ安全に避難させなければならない。

このため、平常時から、児童・生徒の避難について教育等を行うとともに、避難のための訓練等を行うよう努める。

なお、保育所、幼稚園の幼児の避難方法については、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒の避難方法に準じる。

##### ア 第一次避難

###### (ア) 地震等発生時の対応

職員等は、地震発生時、児童・生徒に対し、状況に応じた適切・的確な安全を確保するための行動指示を行い緊急避難に備える。

###### (イ) 地震発生後の措置

職員等は、地震発生後、児童・生徒を速やかにグラウンドに誘導・避難・集合させ、人員の確認を行うとともに、施設内を巡回し、次の事項を行う。

a 児童・生徒の掌握（逃げ遅れている児童・生徒の有無）

b すべての火気の消火、電源の切断、ガス栓の密閉等の火災発生の防止

c 避難旗、呼笛、児童・生徒を掌握するための出欠簿等、非常用携行品の携行

##### イ 第二次避難

学校長等は、第一次避難を完了した際、地域の被災状況等を把握し、その場所以外に移動させることが必要と判断したときは、あらかじめ確認（指定）している緊急避難場所や指定避難所等へ速やかに児童・生徒を誘導し収容する。

避難行動は、学級単位で可能な限り小集団に区分するとともに、各集団に教職員を配置し、避難中は団体で行動し離脱するものが発生しないよう配慮する。

##### ウ 避難場所等に収容後の行動

学校長等は、所定の避難場所に児童・生徒を収容した後に次の措置を行う。

###### (ア) 保護者に対する連絡

###### (イ) 町（災害対策本部）、警察等への通報

##### エ 解散、帰宅させる場合の措置

災害の状況から、児童・生徒を解散、帰宅させることが適当と判断された場合は、保護者に連絡、調整し確実に引き渡すことを原則とする。

#### (8) 指定避難所の開設

ア 大規模な地震災害等が発生した場合、住宅の倒壊やライフライン等の途絶により多くの住民が自宅等における生活ができなくなることが想定される。このことから町は、速やかに指定避難所を開設するとともに職員を配置し、情報の収集や避難者の受入れ等を行い、被災者に対する迅速な対応を実施する。

このため、開設する指定避難所はあらかじめ指定した公共施設等とし、平常時から災害応急対策用品等を備蓄する。

イ 町が指定した場所が被害を受け、指定避難所として使用不能となった場合、若しくは指定避難所に収容しきれなくなった場合等には、災害対策本部（民生対策班）に報告・調整し、収容可能な他の指定避難所に収容する。

ウ 町は、必要に応じ要配慮者のため福祉避難所を開設するものとする。

エ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

オ 町は、避難所において収容人数を超過することがないように、平時から町のホームページやSNS等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

カ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に道に報告し、道を通じ国と情報を共有するように努めるものとする。

#### (9) 指定避難所の運営

ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うため、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、区会等及び避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

イ 町は、避難所開設・運営訓練等を通じ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

ウ 町は、指定避難所の生活環境について、第2章第4節「避難体制整備計画」に基づき実施し、その実態とニーズ把握に努めるものとする。

エ 町は、指定避難所ごとに受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

オ 町は、指定避難所の運営に際して、プライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、外国人等の避難についても考慮する。またペットとともに避難所へ避難するペット同行避難者は、避難所のルールのもとにペットの飼育管理を行うことが必要であり、ペットのための専用スペースを確保するよう努めるものとする。

カ 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用トイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

キ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

ク 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提

供できるよう、栄養管理士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊出しや、事業者等からの食料等の調達その他、学校等公共施設の調理設備を活用するなど体制の構築に努めるものとする。

ケ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

コ 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとするほか、必要に応じ避難者の健全な住生活の早期確保のために応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等、指定避難所の早期解消に努める。

#### (10) 広域避難

##### ア 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

##### イ 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

##### ウ 道外への広域避難

(ア) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

(イ) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

(ウ) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

(エ) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときには、(ア)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

##### エ 避難者の受入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

##### オ 関係機関の連携

(ア) 道、町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 5 救出・救助計画

町は、災害等によって生命、身体の危険な状態になった者の救出・救助に関し、町をはじめとする救出・救助機関は迅速な救出・救助活動を実施する。活動に際しては各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。

また、被災地域の住民は、可能な限り救出・救助活動に参加し、被災者の早期救出・救助に努めるものとする。

(1) 救出・救助関係機関

ア 余市町

必要により編成する捜索・救助班

イ 北海道警察

余市警察署

ウ 北後志消防組合

余市消防署、余市消防団

エ 第一管区海上保安本部

小樽海上保安部

オ 北海道

後志総合振興局

カ その他

自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊等

(2) 住民等による救出・救助活動

地震発生時など、火災の同時多発と延焼及び被災地域の広範囲化が予想されることから、町をはじめとする救出・救助機関のみでは、対応が困難なことが予測されるため、近隣住民による自主的な救出・救助活動を促進する。

この際、救出・救助にあたる住民は、自己の安全確保に留意し、二次的な被害を防止する。

(3) 被災地域における救出・救助活動

町は、救出・救助関係機関と緊密に連携し、被災地域を巡回し、救出・救助を要する者を発見した場合は、救出・救助に関する資機材を有効に活用し、速やかに要救出・救助者の救出・救助に努め、救出・救助が困難又は危険と判断するときは速やかに消防などの救出・救助機関へ連絡するものとする。

また、協力を得られる住民との連携、他の救出・救助機関連携に留意する。

(4) 海上における救出・救助活動

災害等により海上における遭難者等が発生した場合は、速やかに小樽海上保安部に情報提供等を行い、巡視船、航空機等により海上における遭難者等を救出・救助する。

## 6 救護計画

(1) 救助の実施主体

ア 災害救助法が適用されない場合

災害時における医療活動を実施するため、町が実施主体となり、余市医師会の協力を得て医療救護を行う。

イ 災害救助法が適用された場合

道又は知事から委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施主体となり実施し、町はこれを補助する。

ただし、災害救助法第13条第1項の規定により、事務委任を受けた救助については町が実施主体となて行う。

(2) 医療救護の対象者

ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

イ 災害により医療救護を必要とする者

ウ 災害発生の日の前後1週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

(3) 医療救護所

医療救護、助産を行うため、災害の状況により町内における医療機関のうちから、医療救護所を指定するものとする。

医療救護所を指定、開設した場合は、直ちに住民等に周知するものとする。

(4) 救護班の編成

救護班の派遣を必要とする場合は、民生対策班を主体として、余市医師会の協力を得て医師、看護師等をもって編成し、医療救護にあたるものとする。

また、大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合は、トリアージ（治療の優先度の判定）を実施し、適切な処置を実施するほか、道に対し応援を要請するものとする。

ア 余市医師会

「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

イ 医療機関

社会福祉法人北海道事業協会余市病院等の協力を得るが、状況により災害拠点病院である小樽市立病院に支援要請を行うものとする。

ウ 要治療者等の搬送

重症患者等の医療機関への搬送は原則として余市消防署などの消防機関が実施するものとする。

ただし、消防機関の救急車両等で対応できない場合は、救護班の確保した車両で行うものとする。

また、道路の損壊等により陸路の搬送が困難な場合は、道が所有するヘリコプター等を要請する。

エ 医薬品等の確保

医療救護所等で必要な医薬品・医療資機材・暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は事業者等から調達により確保する。

医薬品等の不足が生じた場合は、道、町及び関係機関が締結している民間事業者等に対し要請を行い、必要な医薬品等について調達する。

オ 災害派遣医療チーム（北海道DMAT）

(ア) 出動基準

災害救助法第2条に定める救助が必要な場合、又は北海道DMATが出動する必要があると認めた場合

(イ) DMATの出動

知事の指定病院の長に対する要請又は指定病院の長の判断により出動

(ウ) DMATの編成

a 指定病院の職員等をもって編成する。

b 1チーム医師1名、看護師2名、業務調整員1名により編成することを基本とする。

(エ) DMATの活動内容

a 災害現場におけるトリアージ

b 災害現場におけるメディカルコントロール

c 災害現場での医療情報の収集と伝達

d 広域搬送基地等での医療支援

e その他、災害現場での救命活動に必要な措置

(5) 助産師

助産が必要な妊産婦を救助する際は、医療機関に連絡するほか助産師の協力を依頼

する。

(6) 救護班等の派遣の要請

町長は、必要に応じ、知事に対し、医療救護に関する救護班等の派遣を要請するほか、医薬品の不足、医療資機材等の不足、使用不能等の状況が生じた場合においても、それらの確保について機を失せず要請するものとする。

(7) 保健指導等

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等を活用し保健指導及び栄養指導等を行うものとする。

## 第7節 行方不明者の搜索、遺体の収容、処置及び埋葬計画

この計画は、災害等により行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者）の搜索並びに遺体の収容、処置及び埋葬を円滑に実施することを目的とする。

### 1 実施責任者

(1) 町長

災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

(2) 警察官

(3) 海上保安官

### 2 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

町長は、余市警察署、余市消防署の協力を要請するとともに、状況により自衛隊、海上及び沿岸部の搜索にあたっては海上保安本部等の協力を得て実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 行方不明者相談所の開設

民生対策班は行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者に関する情報を避難者名簿等と照合し、なお不明な者について搜索・救助隊へ通知する。

(4) 搜索の方法

行方不明者に関する情報により、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、部外防災関係機関と搜索地域、要領について協議を行い搜索・救助を行う。

### 3 行方不明者発見後の収容及び処置

(1) 負傷者の収容

速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

医師法（昭和23年法律第201号）に基づき、速やかに医師の検案を受け、警察官又は海上保安官による遺体見分調書を作成後、遺体の引き渡しを受けたときは、直ちに遺体収容施設に搬送・収容するものとする。

## 4 遺体の安置及び処置

### (1) 遺体の処置手続

発見された遺体については警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）により、警察官又は海上保安官の所要の死体見分調書等を作成した後、遺族又は町長へ引き渡すものとし、町長はその後必要に応じ遺体の処置を実施するものとする。

### (2) 遺体の安置

#### ア 納棺、葬祭用品等の確保

「災害時における葬祭用品の供給に関する協定」に基づき納棺用品、葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。

#### イ 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

#### ウ 遺体の一時安置所（遺体収容施設）の開設

災害発生箇所、災害の規模等により、当該災害において使用しない指定避難所を遺体収容施設として開設する。

その際、一時安置所（遺体収容施設）開設の旨の広報を実施し、身元の確認及び遺体引受人を確認する。

#### エ 遺体調書及び遺体台帳の作成

遺体見分書を引き継いだ遺体について遺体調書（第1号様式）を作成し、棺に氏名等を添付する。

#### オ 遺体の引渡

遺族、その他により遺体の引取りの申出があった場合は、遺体調書により整理の上、引き渡すものとする。

#### カ 火葬に関する相談窓口の開設

遺体の一時安置所において、火葬に関する相談窓口を開設し手続きなどの相談に応じる、その際に遺体調書等をもとに火葬許可証を容易に発行できる体制を構築する。

#### キ 身元不明の遺体に対する措置

遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定によって処置する。

## 5 遺体の埋（火）葬

身元の判明しない遺体、又は遺体の引受人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの等に対しては、遺体調書に必要事項を付記し、町長（災害対策本部長）の許可を得て応急的な遺体の埋葬を実施する。

また納骨は遺族が行うものとするが、身元不明の遺骨は、1年以内に引取り人が判明しない場合、身元不明者取扱として町長が実施する。

(第1号様式)

## 遺 体 調 書

|                         |                     |                                         |  |                  |            |                 |    |
|-------------------------|---------------------|-----------------------------------------|--|------------------|------------|-----------------|----|
| 安置所名                    |                     |                                         |  | 受付番号             |            |                 |    |
| 搜索収容者                   |                     |                                         |  |                  |            |                 |    |
| 遺体の種別                   |                     | 1 身元不明遺体      2 遺体引受人のない遺体      3 その他   |  |                  |            |                 |    |
| 遺体発見日時                  |                     | 年      月      日 (      )      時      分頃 |  |                  |            |                 |    |
| 遺体発見場所                  |                     |                                         |  |                  |            |                 |    |
| 遺体の身元                   | 本 籍                 |                                         |  |                  |            |                 |    |
|                         | 住 所                 |                                         |  |                  |            |                 |    |
|                         | 氏 名                 |                                         |  | 性別               | 男      ・ 女 |                 | 年齢 |
|                         | 識別事項（着衣、所持品、身長、体格等） |                                         |  |                  |            |                 |    |
| 遺族、その他関係者               | 現住所<br>(避難先)        | 連絡先      (      )                       |  |                  |            |                 |    |
|                         | 氏 名                 | (死亡者との続柄)                               |  |                  |            |                 |    |
|                         | 遺体の<br>引受け          |                                         |  |                  |            |                 |    |
|                         | 遺体の<br>引取り          |                                         |  |                  |            |                 |    |
| 検 視 ( 見 分 )<br>日      時 |                     | 年      月      日<br>時      分             |  | 検 視 ( 見 分 )<br>者 |            |                 |    |
| 検 案 日 時                 |                     | 年      月      日<br>時      分             |  | 検 案 医 師          |            |                 |    |
| 火 葬 許 可 証<br>交 付 日      |                     | 年      月      日                         |  | 火 葬 日            |            | 年      月      日 |    |
| (所持品の処理)                |                     |                                         |  |                  |            | (備考)            |    |

## 第8節 交通応急対策計画

### 1 交通応急対策の実施

- (1) 町が管理している道路で災害等が発生した場合は、道路の啓開に努めるとともに、道路構造の保全と交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害になることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両、その他の物件の占有者、管理者に対して当該車両、その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、前項による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないうとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

### 2 道路の交通規制

- (1) 道路交通網の把握

災害等が発生した場合、道路管理者及び所轄警察署長は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況についてその実態を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止、又は制限を実施する必要の有無

- (2) 交通規制の実施

道路管理者及び所轄警察署長は次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施する時は、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難な時は、現場警察官等の指示によりこれを行う。

- (3) 関係機関との連携

道路管理者及び所轄警察署長が交通規制により、通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

### 3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

- (1) 通知

北海道公安委員会（北海道警察）（以下「道公安委員会」という。）は緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

- (2) 緊急通行車両の確認手続き

- ア 道公安委員会は、車両の使用者等の申出により当該車両が応急対策に必要な物資

の緊急車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

a 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次について行うものとする。

(a) 警報の発表及び伝達、並びに高齢者等避難、避難指示に関する事項

(b) 消防、水防、その他の応急措置に関する事項

(c) 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項

(d) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(e) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(f) 清掃、防疫、その他保健衛生に関する事項

(g) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(h) 緊急輸送の確保に関する事項

(i) その他災害の発生の防御、又は拡大の防止のための措置に関する事項

b 指定行政機関等が活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 規制除外車両

道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続き

a 道公安委員会は、車両の使用者の申出により当該車両が規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取扱い、交通規制の対象から除外する。

b 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

c 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前a項に定める自衛隊車両であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない

イ 事前届出制度

a 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

(a) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

(b) 医薬品・医療機関・医療用資機材等を輸送する車両

(c) 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

(d) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

b 事前届出制度の普及

道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

#### 4 放置車両対策

- (1) 道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

### 第9節 生活救援計画

#### 1 生活救援

災害が発生した場合、食料、飲料水、生活用水及び生活必需品等を確保することは、被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえで極めて重要である。

このため、関係機関とその備蓄する食料及び生活必需品等の供給や物資の調達・輸送に関し物資調達・輸送調達等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお生活救援内容及び主たる所掌対策班は次のとおりである。

| 対策項目          | 活動内容                                | 所掌対策部                |
|---------------|-------------------------------------|----------------------|
| 飲料水・生活用水の供給   | 飲料水・生活用水の給水                         | 建設水道対策班              |
| 食料・生活必需品等の供給  | 食料、生活必需品（備蓄品、救援物資、流通品）の受入れ、避難者等への供給 | 民生対策班                |
| 食料・生活必需品等の確保  | 食料、生活必需品（救援物資、流通品）確保                | 総合政策対策班              |
| 支援物資の輸送等に係る調整 | 支援物資の輸送等に係る調整                       | 総務対策班<br>（受援・輸送調整等係） |

#### 2 給水計画

##### (1) 水道施設の概要

本町の水道施設は、余市川の伏流水を水源とする余市川系統、豊丘中の川を水源とする豊丘系統、豊浜町の湯内川支流を水源とする豊浜系統、登町の湧き水を水源とする東部系統、栄町の地下水を水源とする栄系統の5つの系統でそれぞれ水道施設を構成

| 系統    | 水道施設    | 計画浄水量                  |
|-------|---------|------------------------|
| 余市川系統 | 余市川浄水場  | 7,800m <sup>3</sup> /日 |
| 豊丘系統  | 豊丘浄水場   | 2,100m <sup>3</sup> /日 |
| 豊浜系統  | 豊浜浄水場   | 330m <sup>3</sup> /日   |
| 東部系統  | 東部地区浄水場 | 231m <sup>3</sup> /日   |
| 栄系統   | 栄地区浄水場  | 230m <sup>3</sup> /日   |

(2) 余市管設備協会

余市管設備協会の協力を得て、必要な資機材を調達する。

| 余市管設備協会       |             |         |
|---------------|-------------|---------|
| 業者名           | 所在地         | 電話番号    |
| 株式会社 高橋配管設備   | 黒川町7丁目78番地  | 22-5571 |
| 株式会社 関組       | 富沢町5丁目53番地  | 22-4782 |
| 株式会社 堀川管工設備工業 | 港町197番地3    | 23-3032 |
| 中山建設株式会社      | 沢町1丁目10番地   | 22-5194 |
| 株式会社 石渡管工設備   | 富沢町7丁目24番地1 | 23-6953 |

(3) 応急給水

応急給水

災害等の発生により水道施設に被害が生じ、広範囲で長期間の断水が発生した場合においても、応急給水により水の供給を継続する。

ア 臨時給水所

応急給水は、指定避難所や病院、防災拠点などの重要給水施設のほか、住民の水運搬距離を考慮し、あらかじめ給水拠点となる臨時給水所を指定する。

## ○余市町臨時給水所一覧

| 主な対象地区                   |    | 給水所            | 対象人数   | 住 所           |
|--------------------------|----|----------------|--------|---------------|
| 栄地区                      | 1  | 旧栄小学校          | 200    | 栄町645番地       |
|                          | 2  | 栄地区浄水場         | 100    | 栄町1550番地4     |
|                          | 3  | フゴッペ洞窟地先、国道沿い  | 300    | 栄町87番地地先      |
|                          | 4  | 東大浜中福祉の家       | 600    | 栄町399番地104    |
|                          | 5  | 鶴亀温泉           | 500    | 栄町22番地1       |
| 大川地区                     | 6  | 旭中学校           | 600    | 大川町16丁目1番地    |
|                          | 7  | 大川保育所          | 500    | 大川町12丁目3番地2   |
|                          | 8  | 大川小学校          | 600    | 大川町10丁目1番地    |
|                          | 9  | 大浜中老人寿の家       | 500    | 大川町19丁目23番地   |
|                          | 10 | 大川13丁目公園       | 500    | 大川町13丁目24番地   |
|                          | 11 | ツルハドラッグ        | 600    | 大川町8丁目100番地1  |
|                          | 12 | 中央公民館          | 600    | 大川町4丁目143番地   |
|                          | 13 | ダイト地先、河口港街路沿い  | 500    | 大川町2丁目34番地    |
| 黒川地区                     | 14 | 黒川小学校          | 500    | 黒川町9丁目147番地   |
|                          | 15 | 町営住宅黒川団地 公園    | 500    | 黒川町880番地      |
|                          | 16 | 黒川17区生活館       | 500    | 黒川町1224番地     |
|                          | 17 | パブ スコットランド地先   | 500    | 黒川町2丁目106番地   |
|                          | 18 | 黒川町営駐車場        | 500    | 黒川町3丁目118番地   |
|                          | 19 | 黒川町八幡生活館       | 500    | 黒川町572番地3     |
|                          | 20 | イオン余市店         | 700    | 黒川町12丁目62番地1  |
|                          | 21 | セイコーマート余市黒川店地先 | 700    | 黒川町15丁目21番地10 |
|                          | 22 | 共栄団地ふれあい公園     | 700    | 黒川町17丁目4番地    |
|                          | 23 | 北星学園余市高等学校     | 700    | 黒川町19丁目2番地1   |
|                          | 24 | 札幌トヨタ自動車(株)地先  | 500    | 黒川町1990番地1地先  |
|                          | 25 | 登小学校           | 200    | 登町1015番地      |
| 登地区                      | 26 | 東部地区浄水場        | 100    | 登町1978番地6     |
|                          | 27 | 下水道管理センター地先    | 300    | 登町136番地先      |
|                          | 28 | 東中学校           | 500    | 朝日町71番地       |
| 朝日・入舟・<br>美園・山田・<br>浜中地区 | 29 | 総合体育館          | 500    | 入舟町420番地      |
|                          | 30 | 余市町役場          | 300    | 朝日町26番地       |
|                          | 31 | 中央保育所          | 300    | 美園町43番地36     |
|                          | 32 | モイレ台団地朝日配水場    | 300    | 朝日町43番地       |
|                          | 33 | 林病院            | 400    | 山田町50番地       |
|                          | 34 | 山田町農業構造改善センター  | 300    | 山田町326番地      |
|                          | 35 | 農村活性化センター      | 300    | 山田町577番地      |
|                          | 36 | 余市川浄水場         | 300    | 山田町654番地1     |
|                          | 37 | 田中内科           | 300    | 浜中町205番地      |
|                          | 38 | 西中学校           | 600    | 梅川町339番地      |
| 沢・富沢・<br>港・梅川地区          | 39 | 余市郡漁業協同組合      | 500    | 港町148番地       |
|                          | 40 | 株式会社ラルズ西部店地先   | 600    | 富沢町8丁目25番地    |
|                          | 41 | 福祉センター         | 600    | 富沢町5丁目13番地    |
|                          | 42 | 沢町小学校          | 700    | 沢町4丁目22番地     |
|                          | 43 | 余市紅志高等学校       | 500    | 沢町6丁目1番地      |
|                          | 44 | 梅川町農業構造改善センター  | 400    | 梅川町1085番地5    |
|                          | 45 | 梅川加工団地入口       | 500    | 梅川町719番地地先    |
|                          | 46 | 豊丘老人寿の家        | 300    | 豊丘町644番地2     |
| 豊丘地区                     | 47 | 豊丘浄水場          | 200    | 豊丘町423番地1     |
| 白岩地区                     | 48 | 白岩会館           | 40     | 白岩町179番地      |
| 潮見地区                     | 49 | 旧潮見会館広場        | 10     | 潮見町139番地      |
| 豊浜市区                     | 50 | 豊浜生活改善センター     | 100    | 豊浜町329番地1     |
| 合計（臨時給水所総数：50箇所）         |    |                | 21,550 |               |

## イ 応急給水の目標設定

| 発災後の日数      | 目標水量     | 住民の水運搬距離 | 主な給水方法                  |
|-------------|----------|----------|-------------------------|
| 発災～<br>3日まで | 3ℓ／人・日   | 概ね1km以内  | 給水タンク車                  |
| 10日         | 20ℓ／人・日  | 概ね250m以内 | 給水タンク車<br>配水本管付近の仮設給水栓  |
| 15日         | 100ℓ／人・日 | 概ね100m以内 | 上記方法のほか配水支管上の仮設給水栓      |
| 21日         | 250ℓ／人・日 | 概ね10m以内  | 各配管からの各戸給水<br>仮配管からの共用栓 |

## (4) 応急給水の体制強化

## ア 応援受入れ体制の整備と防災訓練

(ア) 大規模な災害等が発生した場合、全国の水道事業者等から多数の応援隊が派遣され、応援隊の宿泊所、駐車場等の施設、燃料や給食等を確保する等、受入体制の整備を実施する。

(イ) 町は、余市川浄水場を災害時の活動拠点とし、浄水場の敷地や設備を活用し受入れ体制を整備する。

(ウ) 応援隊が応急給水や応急復旧を迅速かつ的確に行うことができるよう、作業方針や方法、情報伝達方法等についてあらかじめ定めるとともに、必要となる地図、図面、資料などを準備する。

(エ) 災害時の対応力を強化するため、公益社団法人日本水道協会が実施する「災害時相互応援訓練」等に積極的に参加する。

## イ 運搬給水基地の整備と給水資機材の確保

(ア) 運搬給水の基地となる施設に応急給水設備（消火栓型の応急給水栓）を運搬給水を行う重要給水施設や給水拠点までの距離を考慮し設置を進める。

(イ) 応急給水に必要な仮設給水栓、給水タンク、給水ポリ袋等の資機材の拡充を図り、災害活動拠点となる余市川浄水場に適切に備蓄する。

## ウ 拠点給水施設の整備

災害時に給水拠点となる臨時給水所に対する水運搬が災害発生直後は困難かつ不十分になることが予想されるため、防災公園や学校のグラウンドなどの地下に耐震性貯水槽等の設置を検討する。

## 3 食料供給計画

## (1) 食料供給の対象者

食料を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

## ア 避難所に収容された者

## イ 住宅の被災により炊事のできない者

## ウ 上記以外で避難所以外の場所での生活を余儀なくされた者、又は緊急やむを得ないと判断される者

## エ 災害時において、救助活動、応急措置、その他応急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

## (2) 食料供給計画

## ア 発災時～24時間以内

公的備蓄の交付により提供

イ 24時間以降36時間以内

レトルト食品による主食、副食の提供（民間事業者との連携）

ウ 36時間以降

炊出し食による食事の提供に移行

エ 配慮が必要な避難者への対応

（ア）乳児への対応

期間を通じ、液体ミルク等の人工栄養を提供する。

（イ）咀嚼及び嚥下困難者

ゼリー食品による食料の提供及び被災者の実状に応じた個別調理による対応

（ウ）食物アレルギーのある避難者への対応

食物アレルギー対応食（ゼリー食品及びアルファ化米食品等）の提供を行いつつ努めて早期に食物アレルギー患者を把握し、個別調理が実施できる体制を整備する。

（3）供給食料の調達

ア 町備蓄食料の払出

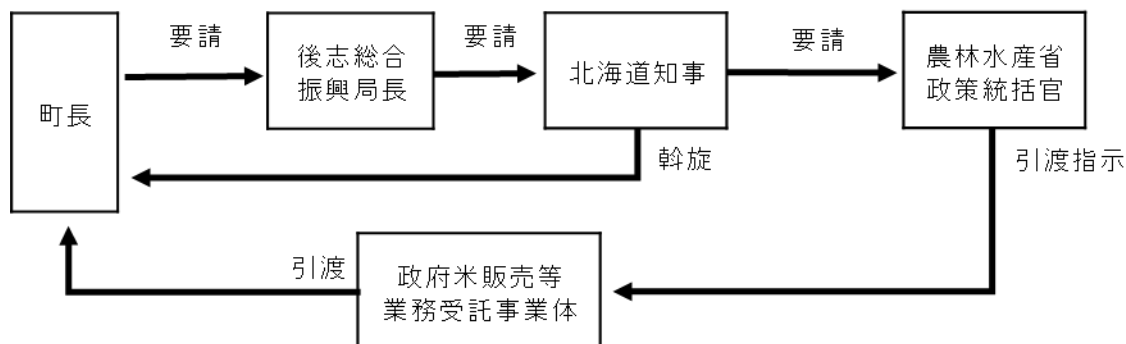
町は、発災後、開設した指定避難所において、公的備蓄品のゼリー食品等を早期に提供するとともに、流通備蓄品の受援について調整を行う。

イ 主食の調達

米穀の調達は、原則として町内の米穀小売業者から購入して行うものとするが、必要数量を確保できない場合は、相互応援協定等に基づいて調達する。

また後志総合振興局長を通じ知事に対し農林水産省政策統括官からの供給を調整する。

米穀の要請



ウ 副食・調味料

副食・調味料の調達は、原則として町が直接調達する。ただし、町内における調達が困難であり、若しくは必要数量を確保できない場合は、相互応援協定に基づいて支援を要請するとともに、後志総合振興局長を通じ知事にその斡旋を要請するものとする。

（4）食料供給の方法

ア 実施責任及び担当部署

被災者に対する食料の供給は、町が実施するものとし、民生対策班がその担当にあたるものとする。

イ 炊出しの実施

（ア）当面は、指定避難所等に備蓄している備蓄食、流通備蓄により入手した食料等によるものとするが、食料を供給する期間がある程度長期にわたることが予想される場合には、各区会、ボランティア、その他支援団体等の協力を得て、炊出し

による食料の配給を行う。

(イ) 炊出しの場所は、原則として調理施設のある公共施設又は指定避難所等において実施するものとする。

状況により当該施設のみで実施が困難であると予想される場合は、その他の施設等を利用するものとする。

#### 4 衣料、生活必需品等物資供給計画

##### (1) 対象者

ア 災害により住宅に被害を受けた者

住宅の被害の程度は、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者を基準とする。

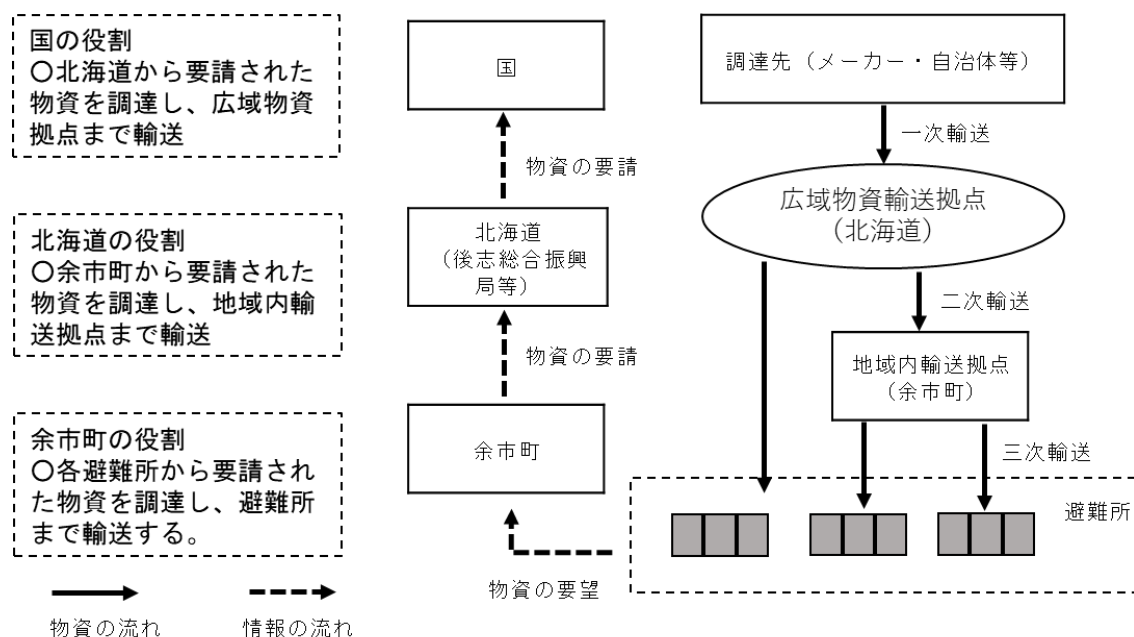
イ 災害により、被服、寝具、その他生活上必要な家財が喪失、棄損し、日常生活を行うことが困難な者

##### (2) 国の支援物資の調達・輸送等

ア 国の支援物資物流の基本的な枠組み

原則として「国→都道府県の物資拠点(広域物資輸送拠点)→市区町村の物資拠点(地域内輸送拠点)→避難所」となっているが、町が地域内輸送拠点の開設が困難な場合、国及び道から避難所へ支援物資を輸送することも想定している。

#### 支援物資の基本的な流れ(プッシュ型支援)



##### イ 物資の需給調整

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、避難所情報及び被災者の支援物資のニーズを的確に把握し入力を行い、国及び道と物資の調達・輸送等に必要な情報を共有する。

##### ウ 物資拠点の適切な選定と運営

町は、災害時における物資拠点の選定について平時から民間事業者等と調整を行い、倉庫等物資拠点に適した施設の利用について、相互応援協定等の締結を推進する。

##### エ 輸送車両の確保

町は、開設した輸送拠点から各避難所へ支援物資を配送する車両の確保について民間輸送事業者等との相互応援協定を締結し、輸送拠点における支援物資の滞留防止に努めるものとする。

## 第10節 ライフラインの応急対策計画

### 1 ライフラインの確保

災害時において、ライフラインの被害は、町民の生活基盤はもとより、町の機能そのものを麻痺させることから、町保有の上下水道施設及び各防災関連機関等の管理する電力、電話及び道路、橋梁等の諸施設の応急復旧が重要であるとともに、応急復旧に使用する緊急車両等の燃料確保、又は冬季における暖房用燃料の確保について平常時から備えることが極めて重要である。

このため、平常時から各防災関係機関等と連携を図り、応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

### 2 上水道

#### (1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持について重大な支障が生じるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等、復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により、他市町村等へ支援を要請する。

エ 住民への広報活動を行う。

#### (2) 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

### 3 下水道

#### (1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命を脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等、復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により、他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等の緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡するとともに、住民等へ広報活動を行う。

## 4 電力施設

北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社（以下「電力事業者」という。）との間に締結している「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」及び「大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書」に基づき、相互に協力を行い、迅速かつ的確に対応し、住民生活の早期安定を図る。

### （1）電力事業者の非常態勢

ア 災害が発生し、相当の設備被害が発生したとき

イ 特別警報が発表されたとき

### （2）災害時の情報共有

町の要請に基づき、災害対策本部等へ情報連絡員が派遣され、相互の連絡体制を確立し、連携して停電情報等の必要な情報の共有に努めるものとする。

その際、共有する主な情報については次のとおりとする。

ア 電力事業者から町に提供する情報

（ア）停電発生時刻、停電地域、停電件数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

（イ）知り得た道路、河川の被害及び樹木倒壊の状況

イ 町が電力事業者から提供する情報

（ア）知り得た道路・河川の被害及び倒木倒壊の状況

（イ）知り得た送電設備・電力設備等の損壊状況

（ウ）住民から提供された停電情報

（エ）道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

（オ）住民が避難している地域、開設している指定避難所等

### （3）応急対策における相互協力

応急活動等における作業の実施にあたり、自らでは対応が困難な場合は、町及び電力事業者双方の施設、資機材、物資、人材等の資源提供について相互に協力を行う。

### （4）停電復旧作業の支援

ア 対象区域

町が管理する道路区域

イ 対象作業

（ア）停電復旧作業の支援の対象とする作業は、停電復旧作業に支障となる樹木、土砂などの障害物の除去作業及び道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業

（イ）前項の作業を町が実施する場合、電力設備が近接し危険が伴う場合は、現場の安全を判断できる技術員の派遣

## 5 電話施設（電気通信事業者等）

### （1）平素の備えによる信頼性向上

電気通信事業者等は、地震、火災、風水害等に強い設備作り、通信伝送路の複数ルート化や24時間365日のネットワーク監視及び制御を行い、災害等の不測の事態が発生しても通信サービスが途絶えないように備える。

### （2）重要通信の確保

電気通信事業者等は、災害時に全国から町に集中する電話を制御し、110番、119番等の緊急通信や重要通信を保護するとともに、指定避難所には町と連携して無料の公衆電話（特設公衆電話）（NTT東日本）を設置し通信を確保する。

### （3）早期復旧

電気通信事業者等は、災害により、設備が被災した場合には、災害対策機器等の活

用や全国からの復旧資機材の調達、復旧要員の確保により、早期回復に努める。

(4) 安否確認

家族や友人などの安否を確認するために、171番に電話をかける「災害用伝言ダイヤル」(NTT東日本)及び携帯電話のネット接続機能を使った「災害用伝言板」(NTTドコモ、KDDI(a u)、ソフトバンク、ワイモバイル)、インターネットを使用する「災害用伝言版(Web171)」(NTT東日本)を迅速に提供する。

## 6 石油類燃料確保及び供給

(1) 実施要領

町は、管理している緊急通行車両の燃料の確保に努めるとともに、災害対策上重要な施設、指定避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類の確保に努め、必要な場合、供給できる態勢を確立するものとする。

(2) 石油類燃料の確保

ア 平常時

(ア) 町は、地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

(イ) 町は、地域の卸売組合、主要業者との災害時における燃料の確保及び供給に関する協定締結を推進する。

(ウ) 部外関係事業者等との連絡調整

町は、小樽地方石油業協同組合、北海道エルピーガス災害対策協議会等と災害時における調達について連絡調整を実施する。

イ 災害時

(ア) 町は、平常時に準備した調達手段に基づき石油類燃料等を確保する。

(イ) 町は、平常時に準備した調達手段により石油類燃料等が確保できない、又はできなくなるおそれがある場合、速やかに道に支援を要請する。

(3) 石油類燃料の供給

町は、確保した燃料を必要な緊急用車両、応急対策を実施する車両、災害対策上重要な施設、指定避難所、医療機関及び社会福祉施設等の要請に基づいて供給する。

供給に際しては、町内の部外施設等の活用、民間事業者による燃料供給等によるものとし、状況に応じ災害対策本部において供給要領について決定する。

## 第11節 保健衛生・防疫対策計画

災害時においては、インフラ等の破壊により衛生状態が悪化し、感染症が蔓延するおそれがあるほか、長期にわたる避難生活により、健康状態が悪化することも予測される。

このため、関係機関等と連携し、感染症の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。

### 1 被災地の保健衛生

(1) 衛生活動

避難所収容者や地域住民に対し、台所、トイレ等の衛生管理、手洗い、手指消毒等の励行を指導する。

(2) 保健活動

避難生活の長期化やライフラインの長期停止により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、健康指導を行う。

- ア 関係機関と連携し、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談に合わせ車中泊避難者へエコノミークラス症候群の対策・予防指導を行う。
- イ 食中毒予防のため、被災者及び災害対策従事者への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。
- ウ 各避難所に備蓄をしている感染症対策の資材等の活用要領について確認するとともに、不足している資材等がないか調査し速やかに補充する。

## 2 被災地の防疫活動

### (1) 防疫班、検病調査班及び検水調査班の編成

| 種 別   | 責 任 者    | 編成基準                                  | 器具・用具         | 備 考           |
|-------|----------|---------------------------------------|---------------|---------------|
| 防疫班   | 民生対策班長   | 民生対策係員                                | その都度準備する。     | 民生対策班が協力・支援する |
| 検病調査班 |          | 医師 1 名<br>保健師（又は看護師） 1 名<br>その他職員 1 名 | 検病調査のため必要な資器材 |               |
| 検水調査班 | 建設水道対策班長 | 水道対策係員                                | 検水のため必要な資器材   |               |

### (2) 消毒の実施

防疫班は、河川施設の被害や、洪水により浸水した地区及び下水道等の破損により被災した地区において、水が引いた後に感染症等が発生しないように消毒剤等を配布し散布を指導する。

### (3) 消毒方法

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の命令による指示があったときは、感染症法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条及び平成30年健感発1227第1号感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについての規定に基づき、薬剤の所要量を確保したうえで、速やかにこれを実施するものとする。

### (4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法第27条第2項及び第28条第2項の規定による知事の命令による指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

### (5) 生活の用に供される水等の使用制限

町は、感染症法第31条第2項の規定により知事から生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止を命じられた場合は、同条第1項で規定された期間中、当該生活の用に供される水の使用を制限し、容器による搬送、ろ水機によりろ過給水等、実情に応じ衛生的な処理を実施し供給する。

### (6) 一般飲用井戸等の管理

飲用水に飲用井戸水等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について指導・徹底する

## 3 感染症対策

町は、知事が行う感染症の発生の状況、動向及び原因の調査並びに健康診断、就業制

限、予防接種、消毒等に協力するものとする。

(1) 知事が行う感染症の動向及び原因調査並びに健康診断への協力（感染症法第15条関係）

ア 地域の住民組織等の協力を得て、感染症予防対策上必要な情報の早期把握に努める。

イ 検病調査の結果、必要があるときは、感染症法第17条に基づき行われる健康診断に協力するものとする。

ウ 知事が行う感染症の病原体を保有していないことの確認調査への協力を行うものとする。

エ 知事が行う就業制限（感染症法第18条関係）に対する協力

(2) 臨時予防接種

町は、知事の指示により、感染症の蔓延防止上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して、予防接種を実施するものとする。

(3) 感染症の患者に対する対応

町は、感染症患者、又は病原体保有者が発生したときは、関係機関と連携を図り感染症の患者等の人権に配慮しながら地域に密着した衛生指導、相談業務を行うものとする。

#### 4 指定避難所等の防疫指導

町は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

指定避難所の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

俱知安保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また必要があるときは消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康調査を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残飯、塵埃等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

#### 第12節 廃棄物等処理計画

地震、水害等の自然災害により、発災直後から避難していない世帯からは生活ごみ、避難所からは避難所ごみ、仮設トイレ等からはし尿、被災家屋からは片付けごみ等の災害廃棄物が発生する。これら一般廃棄物の処理は、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から継続的かつ確実に実施されることが極めて重要であることから、町は初動対応を迅速かつ確実に実施するとともに、多様な業務が集中する中で、各対策班との横断的な連携体制を構築し適切に対処するものとする。

## 1 災害時の廃棄物の種類

| 廃棄物の種類         | 説 明                                                                                                          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活ごみ           | 家庭から排出される生活ごみ                                                                                                |
| 避難所ごみ          | 避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い事業系一般廃棄物として管理者が処理する。                                                           |
| し尿<br>(仮設トイレ等) | 仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び相互応援協定等で提供された汲み取り式トイレの総称）や簡易トイレ（災害用携帯簡易トイレ）、避難所からのし尿、家庭から排出されるし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水 |
| 生活ごみ           | 家庭から排出される生活ごみ                                                                                                |
| 片付けごみ等         | 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみ、又は損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物（がれき等産業廃棄物を除く。）                              |

## 2 一般廃棄物処理における全体像

町の一般廃棄物処理における担当部局の対応の全体像は以下のとおり。

## (1) 発生から24時間以内

生活ごみ等の収集運搬の継続可否や災害廃棄物及び避難所ごみ等の発生量を推計するための町全体の被害状況（建物被害等）、道路交通情報、収集運搬車両及び廃棄物運搬車両及び廃棄物処理施設等の被害情報を災害対策本部と連携し収集する。

## (2) 発生から3日以内

この時期までに片付けごみ、避難所ごみ、仮設トイレのし尿の収集運搬の体制を確保するとともに、被災していない地域の生活ごみやし尿の収集運搬体制を維持する。（必要に応じ、収集品目の制限について、可能な範囲で検討する。）

また、仮置場が開設されている場合は、開設概要（場所、受入時間、受入品目等）について、当該住民に周知する。

## (3) 発生から1週間以内

仮置場の適切な管理・運営が実施されるよう、体制を構築する。仮置場などの管理業務については、他の自治体や建設事業者等への委託を早期に行い、町は処理方針や計画の策定、事業者、関係団体等との連絡調整、契約手続き等の事務全般を推進させることを重視する。

## (4) 発生から3週間

初動対応以降の処理方針を検討するため、災害廃棄物及び避難所ごみ等の発生量を推計するための情報収集体制を継続するとともに、今後の災害廃棄物処理のスケジュールと処理・処分の方法についての検討を開始する。

## 3 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物等の発生量の推計は、町の建物被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）に発生量原単位（トン／棟、トン／世帯）を乗じて算出する。

| 被害の程度 | 発生原単位     | 発生原単位の設定に用いられたデータ       |
|-------|-----------|-------------------------|
| 全 壊   | 117トン／棟   | 東日本大震災における岩手県及び宮城県の処理実績 |
| 半 壊   | 23トン／棟    |                         |
| 床上浸水  | 4.6トン／世帯  | 既往研究成果に基づく設定            |
| 床下浸水  | 0.62トン／世帯 |                         |

## (参考) 留萌沖地震被害想定による災害廃棄物の推計

| 被害の程度 | 被害想定   | 発生原単位    |
|-------|--------|----------|
| 全 壊   | 297棟   | 34,749トン |
| 半 壊   | 1,101棟 | 25,323トン |
| 合 計   |        | 60,072トン |

## 第13節 家庭動物（ペット）等対策計画

災害時における家庭動物（ペット）等の取扱いは、本計画によるものとする。

## 1 実施責任者

## (1) 町

町は、被災地における迷走犬等の保護、収容等の管理を行うものとする。

## (2) 道

後志総合振興局は、町が行う被災地における家庭動物（ペット）等の取扱いに関し、状況に応じて助言、支援等を行うものとする。

## 2 家庭動物（ペット）等の取扱い

(1) 飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。

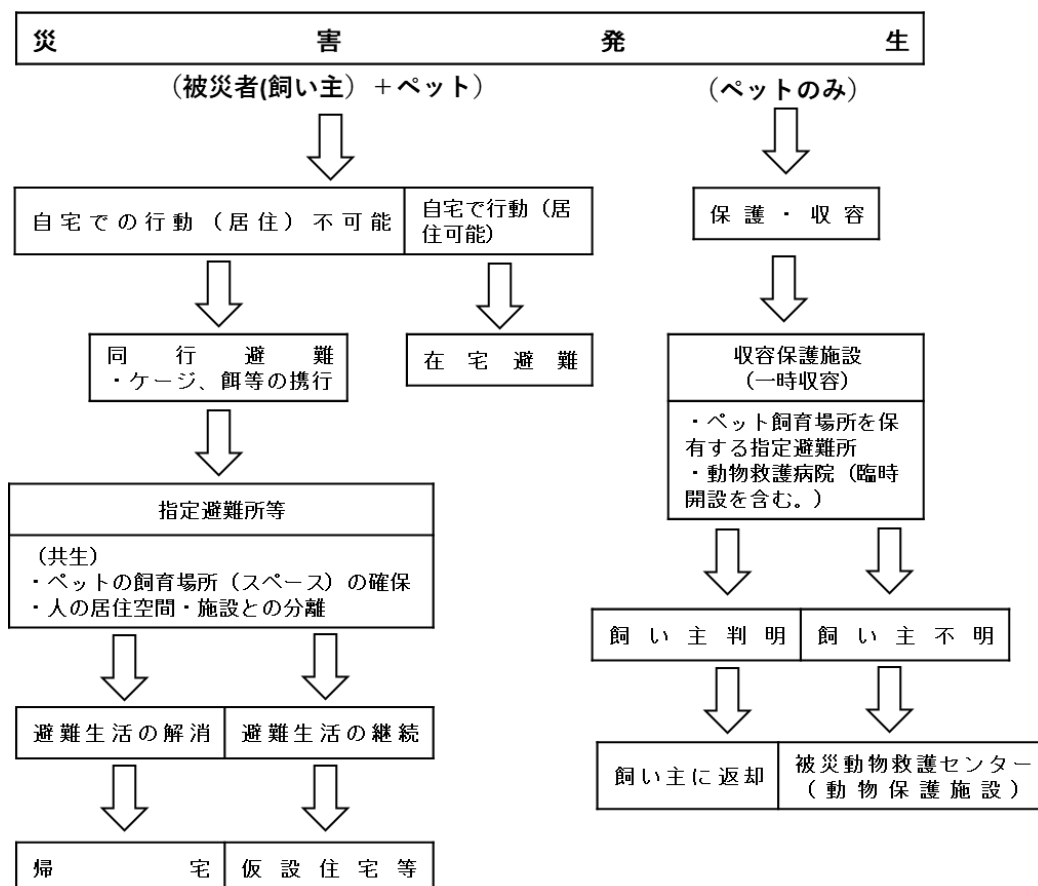
(2) 災害時において、町は関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

## 3 災害時における同行避難

## (1) 同行避難

災害時に飼い主が飼育している家庭動物（ペット）等を同行し指定緊急避難場所、指定避難所、又はその他の避難先に安全に避難することをいう。

## (2) 災害時における家庭動物（ペット）等救護フロー



## 第14節 自衛隊への災害派遣要請

### 1 災害派遣の要請

災害に際して必要な応急対策を実施するため、基本法第68条の2の規定に基づき知事（後志総合振興局長）に対して自衛隊の派遣要請を求める。

#### （1）派遣要請基準

天変地異、その他の災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、町の組織等を動員しても不可能又は困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に、派遣要請を求める。なお、派遣要請にあたっては、公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。）緊急性（差し迫った必要性があること。）代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。）を判断基準とする。

#### （2）派遣要請要領

町長は、自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、派遣要請依頼書（第2号様式）を知事（後志総合振興局長）へ提出する。この際、本町の災害派遣隊区担当部隊の陸上自衛隊第11特科隊、並びに本町に基地を置く海上自衛隊余市防備隊との連携を密にするとともに、災害情報の提供を行う。

被災の状況により、文書で派遣要請を行うことが困難な場合は、口頭又は電話等により要請を実施した後、速やかに派遣要請のための文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（後志総合振興局長）に対して要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を直接災害派遣隊区担当部隊長に通知することができる。なおこの場合、事後手続きとして、知事（後志総合振興局長）に派遣要請依頼書を提出する。

#### （3）自衛隊の受入れに関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が円滑に実施できるように努める。

ア 災害対策本部（現地災害対策本部を含む。）に自衛隊の連絡幹部等が派遣された場合は、連絡・調整等のため必要とする町の施設や電話等の使用について便宜を図るものとする。また、自衛隊が活動する現地に、必要に応じ町の責任者を立ち会わせる等、自衛隊の活動に支障をきたさないよう自衛隊の現地指揮官と十分に協議を行い決定するものとする。

イ 応急復旧に必要な機器等については町が準備し、多数の車両、施設等が展開できる活動拠点をあらかじめ定めるなど、自衛隊の活動が速やかに開始されるように留意する。

ウ 自衛隊の活動に対しては、住民が積極的に協力をするよう配慮すること。

#### （4）撤収要請

町長は、災害の救援活動等が終了し、自衛隊の派遣がなくなつた場合、又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに知事（後志総合振興局長）に災害派遣部隊の撤収要請依頼書（第3号様式）を提出する。この際、撤収を要請する理由及び撤収要請日時を明らかにするものとする。

#### （5）経 費

ア 次の経費は、派遣部隊を受入れた町が負担する。

（ア）資材費及び機器借上料

（イ）電話料及びその施設費

（ウ）電気料

(エ) 水道料

(オ) くみ取り料

イ その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合にはこれを利用することができる。

## 2 災害派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次によるものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他、協議の上決定した活動

## 3 自主派遣

地震規模や災害の状況等により、特に緊急を要し、知事（後志総合振興局長）の派遣要請を待ついとまがないと認められる場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定に基づき、自衛隊は要請を待つことなく部隊を派遣することができる。

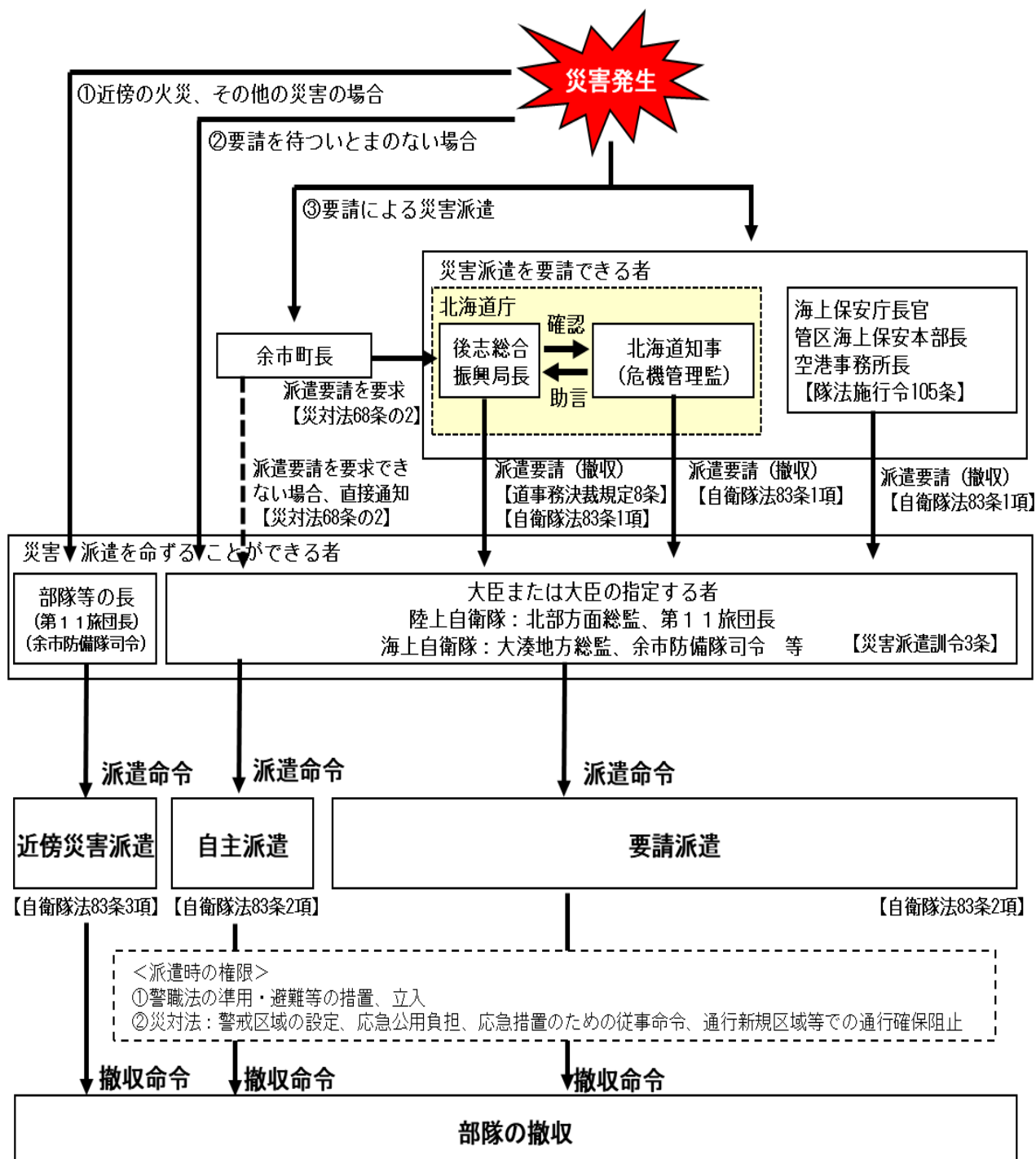
## 4 派遣要請先

| 担当機関名                 | 連絡窓口 | 所在地                      | 電 話                   |
|-----------------------|------|--------------------------|-----------------------|
| 後志総合振興局<br>地域創生部危機対策室 | 防災係長 | 〒044-8588<br>倶知安町北1条東2丁目 | 0136-23-1345<br>内2191 |

## 5 派遣調整先

| 担当機関名         | 連絡窓口                     | 所在地                                      | 電 話                                             |
|---------------|--------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊第11旅団司令部 | 第3部長<br>(防衛班長)<br>(防衛幹部) | 〒005-0008<br>札幌市南区真駒内17番地<br>陸上自衛隊真駒内駐屯地 | 011-581-3191<br>平日昼間：<br>内2132<br>休日夜間<br>内2300 |
| 陸上自衛隊第11特科隊   | 第3科長<br>(火力調整幹部)         |                                          | 011-581-3191<br>内2603<br>内2681                  |
| 海上自衛隊余市防備隊    | 防備科長                     | 〒046-0024<br>余市町港町国有地                    | 23-2243<br>内221                                 |

(参考) 北海道における自衛隊災害派遣要請の流れ



(第2号様式)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>北海道知事<br/>○ ○ ○ ○ 様</p> <p style="text-align: center;">自衛隊災害派遣の要請について</p> <p>このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 災害の状況及び派遣を要請する事由</li><li>2 派遣を希望する期間</li><li>3 派遣を希望する区域及び活動内容<br/>(1) 区域 (※別紙資料として区域図を添付)</li><li>(2) 活動内容</li><li>4 派遣部隊が展開できる場所 (※詳細図を添付)</li><li>5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項</li><li>6 連絡責任者<br/>所属：余市町総務部総務課<br/>職・氏名：主幹 ○ ○ ○ ○<br/>電話：0 1 3 5 - 2 1 - 2 1 4 2 (直通)</li></ol> | <p>(文書記号)<br/>年 月 日</p> <p>余市町長<br/>○ ○ ○ ○</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|

(第3号様式)

|                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>北海道知事<br/>○ ○ ○ ○ 様</p> <p style="text-align: center;">自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について</p> <p>このことについて、次のとおり自衛隊災害派遣部隊の撤収を要請願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 撤収を希望する区域</li><li>2 撤収日時</li><li>3 撤収を必要とする理由</li></ol> | <p>(文書記号)<br/>年 月 日</p> <p>余市町長<br/>○ ○ ○ ○</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|

## 第15節 広域受援計画

大規模な災害が発生した場合、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域受援対策については、本計画の定めるところによる。

## 1 受援の態勢

## (1) 基本方針

町において、大規模災害が発生した場合に、国、道及び道内自治体からの受援の受入れを円滑に行うため、必要な場合、余市町災害対策本部内の総務対策班に受援・輸送調整係を設置する。

## (2) 受援・輸送調整係の組織

ア 受援・輸送調整係に係長及び係員を置く

イ 係長は、課長級の職員をもって充てる。

ウ 係員は、各対策班からの要員により構成する。

## (3) 応援・輸送調整係の担当業務は次のとおりとする。

ア 人的応援・受援に関すること

(ア) 道に対する人的応援の要請

(イ) 応援職員等の受入れ、各対策班への配置

イ 支援物資（食料、水、生活必需品等）の輸送に関すること

(ア) 支援物資の調達に係る調整

(イ) 支援物資の受入れに関する担当部署との調整

## 2 国、道、市町村間の応援・受援活動

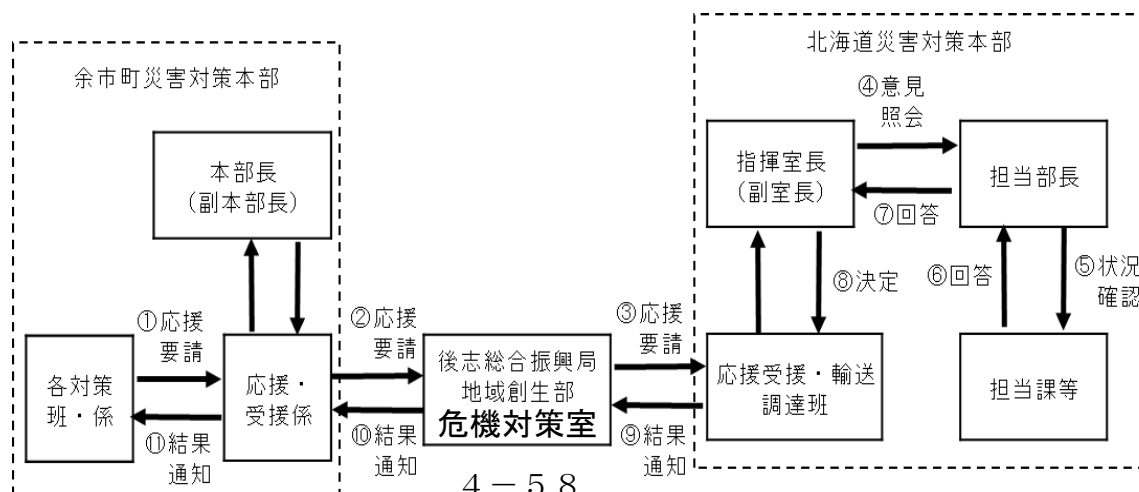
## (1) 道職員の町への派遣

ア 道との円滑な情報連絡や災害応急対策を行うため、道から町に派遣される職員（以下「道応援職員」という。）については、北海道災害時応援・受援マニュアルのほか、道及び市町村相互の応援等に関する協定等に基づき派遣される。

イ 道に対し、災害応急対策に係る人的応援の要請については、道災害対策本部に設置される災害対策本部指揮室内に設置される応援受援・輸送調達班に対して、後志総合振興局地域創生部危機対策室を経由して行うものとする。

ウ 道応援職員は、自己完結型で活動する。

エ 基本フロー図



### 3 道内市町村間の職員派遣の調整

#### (1) 基本方針

道内市町村から町に派遣される職員（以下「市町村応援職員」という。）は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」等に基づき派遣される。

#### (2) 市町村応援職員の派遣要請

市町村応援職員の派遣を要請する場合（後志総合振興局内の市町村又は他の振興局の市町村）は、後志総合振興局地域創生部地域政策課を経由して行う。後志総合振興局内の町村に対して、後志総合振興局地域創生部危機対策室を経由するいとまがない場合等は、直接町村間で調整を行い、事後に後志総合振興局地域創生部地域政策課にその旨を連絡するものとする。

#### (3) 費用負担

他で取扱いが定まっているものを除き、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき決定するものとする。

### 4 都府県からの応援の受入れ

#### (1) 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣

##### ア 北海道東北ブロック内の応援職員の派遣の要請及び受入（第1段階支援）

道（応援受援・輸送調整班）は、道及び道内市町村による応援職員の派遣だけでは町において災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、北海道東北ブロック幹事道県を通じて北海道東北ブロック内の県及び市町村に対し、町への応援職員の派遣について協力を依頼する。

また支援に際して、対口支援団体の協議及び決定は、道（応援受援・輸送調整班）が行い、決定事項について町に連絡する。

##### イ 全国の地方公共団体による応援職員の派遣の要請及び受入（第2段階支援）

町は、対口支援団体による応援職員の派遣だけでは町において完結して災害対応業務を実施することが困難な場合、道（応援受援・輸送調達班）に全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）を要請する。道は必要性に関する確保調整本部等との協議を行い、決定した事項を町に速やかに伝達する。

##### ウ 応援職員派遣制度に基づく総括支援チームの派遣要請

町は、町が実施する災害マネジメントの支援（本部長への助言、幹部職員との調整、被害状況や応援職員のニーズ把握等）を受けることが必要な場合、道（応援受援・輸送調達班）に対し、応援職員派遣制度に基づく総括支援チームの派遣を要請するものとする。

#### (2) 費用負担

他で取扱いが定まっているものを除き、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき決定する。

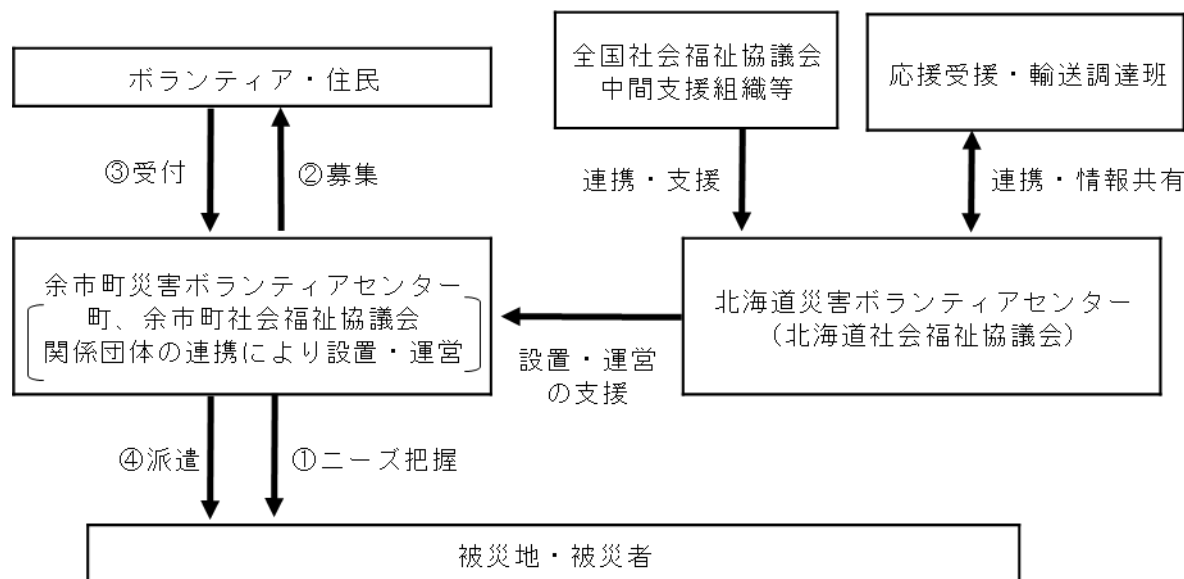
### 5 災害ボランティアの受入れ

#### (1) 基本方針

町における災害ボランティアセンターの設置・運営にあたっては北海道災害ボランティアセンターの支援を受け、余市町社会福祉協議会、関係団体の連携により行い、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災

地の早期復旧に向けボランティアの受入れ体制の確保に努める。

## (2) 基本フロー図



## (3) 災害ボランティアセンターの活動等

災害時に余市町災害ボランティアセンターは、災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、それぞれ次の活動を行う。

### ア 被災者ニーズへの対応

ニーズへの受付・相談、被災世帯調査、潜在ニーズの発掘等

### イ ボランティアのコーディネート

ボランティアの募集、円滑なボランティア活動への配慮（受付、オリエンテーション、活動調整、安全・健康管理等）

### ウ 資金、資機材等の調達、管理・運用

活動資金の調達、資機材の調達・調整

### エ 中長期的な被災者支援と復興に向けたプランニング

災害ボランティアセンター閉所の検討と生活支援への移行

### オ その他、必要な活動

## (4) 災害ボランティアへの配慮

ボランティアの受入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

## 6 支援物資等の受入れ・輸送

### (1) 基本方針

ア 支援物資の受入れや配分及びその輸送等に係る関係機関との調整については、本部長の指示のもと受援・輸送調整係が担当することとし、対策本部内で情報共有を行う。

イ 支援物資の受入れにあたっては、形状やサイズなどの情報を含めた在庫管理を行うとともに、被災地への支援物資の輸送状況の把握に努める。

ウ 物資集積拠点における支援物資の管理にあたっては、町が管理している公共施設等を活用するとともに、協定を締結している民間事業者等と連携し効率的な管理に努める。

- エ 支援物資の輸送にあたっては、町が協定を締結している運送事業者等と連携のうえ、迅速かつ効率的な輸送に努める。
- オ 支援物資の受入れ、在庫管理、輸送を効率的に行うため、必要に応じて災害対策本部内に運送事業者の専門家を招集する。
- カ 町は、備蓄物資や物資拠点について、備蓄品管理システム及び物資調達・輸送調整等支援システムに予め登録し、備蓄量等を管理するとともに、発災時には、原則として当該システムを活用し、国や道、他の市町村、物資供給事業者、運送事業者等と物資の流通を管理できるよう、日頃から操作の習熟に努める。
- (2) 想定される物資の支援形態
- ア 町が締結している協定に基づく他の自治体、民間事業者からの支援
- イ 国からのプッシュ型の支援
- ウ 道が締結している協定に基づく企業や団体等からの支援
- エ 協定に基づかない企業や団体等からの支援
- ※ 管理の適正化を図るため、原則、個人による小口の支援物資は受け付けない。
- (3) 物資集積拠点等
- ア 受援・輸送調整係は、発災後の状況等に応じて地域の施設等を物資集積拠点に位置づけるものとする。
- イ 受援・輸送調整係は、物資集積拠点における連絡調整等のため、必要に応じ、職員を派遣するとともに、災害ボランティアの活用について検討する。
- (4) 航空機による輸送
- 支援物資の輸送に関し緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、次の事項を明らかにし、災害時応援協定において協定を締結している航空事業者並びに道に対しヘリコプター等の派遣を要請し、支援物資等の輸送を行う。
- ア 派遣を必要とする理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を必要とする場所及び資機材
- エ その他必要な事項

## 第16節 災害救助法の適用

### 1 災害救助法の適用基準

災害時において、災害救助法に基づき行う応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全のため有効な緊急の措置であることから、災害救助法の適用が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を行う。

なお、災害救助法の適用は原則として同一の原因による災害で、市町村又は都道府県の被害が一定の基準に達した場合に適用となる。

本町における適用基準は、次のいずれか一つに該当する場合である。

(災害救助法施行令（最終改正：令和3年5月10日政令第153号）

| 指標となる被害項目                          | 滅失した世帯の数                          | 該当条項                      |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 町内の住家が滅失した世帯の数                     | 町 50世帯以上                          | 第1条の1<br>(別表第1)           |
| 北海道の住家が滅失した世帯の数、そのうち町内の住家が滅失した世帯の数 | 北海道全体で2,500世帯以上滅失し、町において25世帯以上が滅失 | 第1条の2<br>(別表第2)<br>(別表第3) |

(つづき)

| 指標となる被害項目                              | 滅失した世帯の数                        | 該当条項            |
|----------------------------------------|---------------------------------|-----------------|
| 北海道内の住家が滅失した世帯の数、そのうち町内の住家が滅失した世帯の数    | 北海道全体で12,000世帯以上滅失し町内でも多数の世帯が滅失 | 第1条の3<br>(別表第4) |
| 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合 | 多数の世帯が滅失<br>※                   | 第1条の3           |
| 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合       | ※                               | 第1条の4           |

※ 北海道知事が厚生労働大臣と事前協議を行う場合がある。

## 2 滅失世帯の算定基準

### (1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯が基準となり半壊等についてはみなし換算を行う。

| 区 分     | 住家被害状況                            | 滅失1世帯とする換算世帯 |
|---------|-----------------------------------|--------------|
| 滅失住家1世帯 | 全壊（全焼・流失）                         | 1世帯          |
|         | 半壊（半焼）                            | 2世帯          |
|         | 床上浸水<br>（土砂の堆積により一時的に居住不能となった世帯数） | 3世帯          |

### (2) 住家被害程度の認定

住家被害程度の認定における、概ねの基準は次のとおりとする。

| 被害の区分         | 被害の基準                                                                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住家の滅失         | 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のも。     |
| 住家の半壊・半焼等     | 住家の損壊、損失、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 |
| 住家の床上浸水・土砂の堆積 | 上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。                                    |

## 3 災害救助法の適用手続き

災害による町内の被害の程度が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は直ちに後志総合振興局長を経由し、その旨を知事に報告する。

その場合、次に掲げる事項を口頭、又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を申請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) すぐにとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- (6) その他、必要な事項

## 4 救助の実施と種類

知事は、町が災害救助法適用となった場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

この際、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長に対し、個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

| 救助の種類                 | 実施期間                                              | 実施者区分                                |
|-----------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 避難所の設置                | 7日以内                                              | 町長、日赤道支部                             |
| 応急仮設住宅の供与             | 20日以内に着工<br>建設工事完了後3ヶ月以内<br>※特定行政庁の許可を受け2年以内に延長可能 | 対象者、対象箇所の選定：町長<br>設置：道（ただし、委任した際は町長） |
| 炊き出し、その他による食品の供与      | 7日以内                                              | 町長                                   |
| 飲料水の供給                | 7日以内                                              | 町長                                   |
| 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内                                             | 町長                                   |
| 医療                    | 14日以内                                             | 医療班：道、日赤道支部（ただし委任した際は町長）             |
| 助産                    | 分娩の日から7日以内                                        |                                      |

| 救助の種類       | 実施期間                     | 実施者区分    |
|-------------|--------------------------|----------|
| 災害にかかった者の救出 | 3日以内                     | 町長       |
| 住宅の応急修理     | 1ヶ月以内                    | 町長       |
| 学用品の給与      | 教科書等：1ヶ月以内<br>文房具等：15日以内 | 町長       |
| 埋葬          | 10日以内                    | 町長       |
| 遺体の搜索       | 10日以内                    | 町長       |
| 遺体の処理       | 10日以内                    | 町長・日赤道支部 |
| 障害物の除去      | 10日以内                    | 町長       |

## 第17節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理は本計画によるものとする。

### 1 実施責任者

町は、災害の為住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む）が必要な場合、その設置は知事が行う。

### 2 実施の方法

#### （1）避難所

町は、災害により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を収容・保護するため公共施設等を利用し避難所を開設するものとする。

#### （2）公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### （3）応急仮設住宅

災害救助法が適用され、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

##### ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自

らの資力では住宅を確保できないものとする。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、知事から委任を受け町長が行うものとする。

ウ 応急仮設住宅の設置

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。ただし知事から委任された場合は、町長が行う。

エ 建設戸数（借上げを含む。）

町は、必要戸数等について知事に要請し、決定する。

オ 規模、構造、存続期間及び費用

（ア）規模、構造

建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て、又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度、その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

（イ）存続期間

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は借上げに係る契約を締結）を完了した後、3ヶ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

（ウ）費用

災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町に委任する。

キ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）等の受入に配慮するものとする。

（4）住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

（ア）住宅が半壊、又は半焼し又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

（イ）大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じ行う。

ウ 修理の範囲と費用

（ア）応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等、日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

（イ）費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

（5）災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のうちいずれかに達した場合に滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- b 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- c 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(イ) 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- b 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときには道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

- a 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であること。
- b 月収214,000円以下（当該災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が余市町営住宅条例（平成9年条例第18号）で定める金額を超えないこと。
- c 現に同居、又は同居しようとする親族があること。
- d 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

- a 建設、買取を行う場合は、当該公営住宅の建設、買取に要する費用の2/3  
ただし、激甚災害の場合は3/4
- b 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5

### 3 資材等の斡旋、調達

(1) 町は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

(2) 道は、町から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

## 第18節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

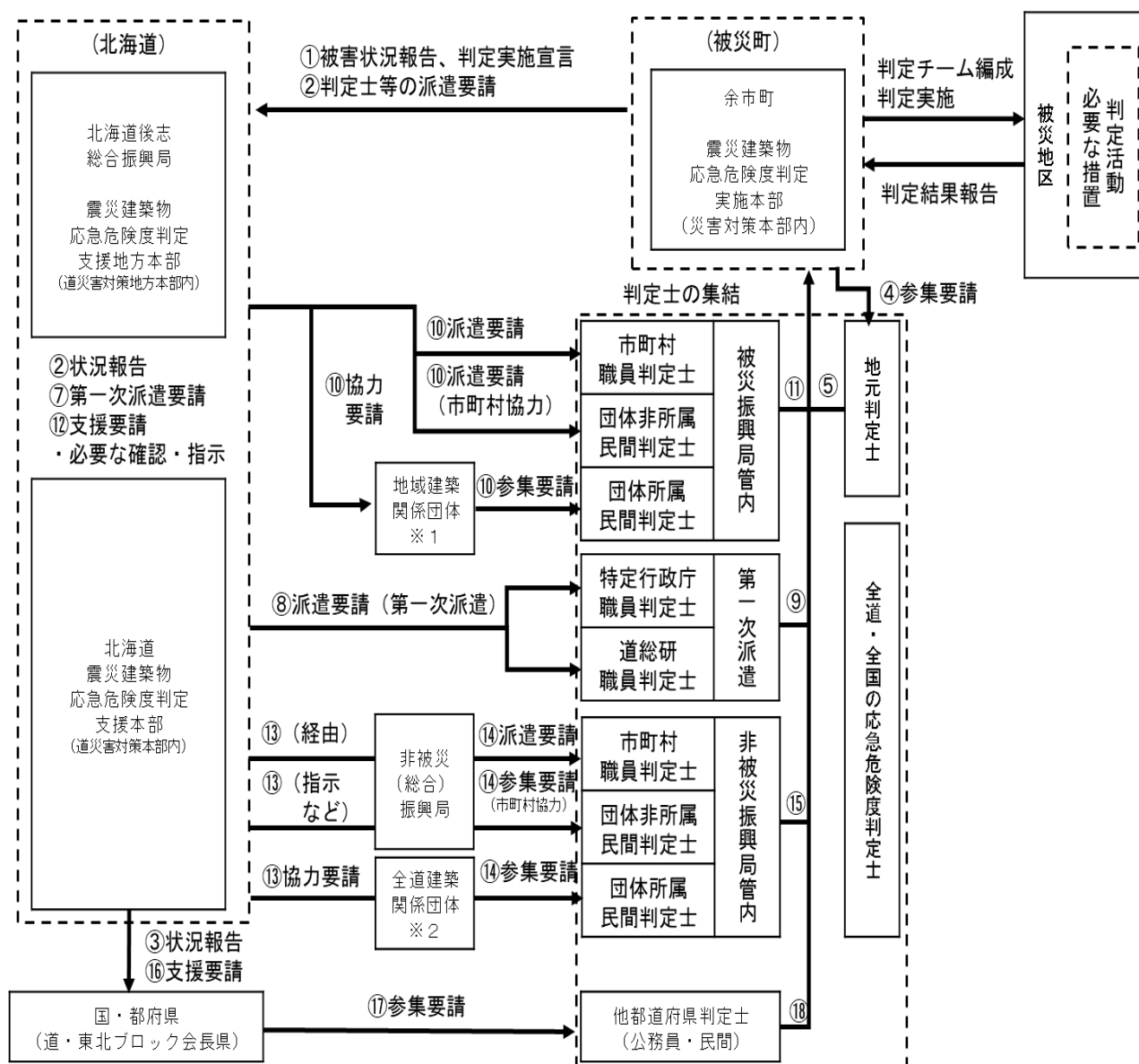
## 1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

### (1) 活動体制

道及び町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会〇〇支部）

※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

## 2 基本的事項

### (1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により、判定対象を限定することができる。

### (2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性に

ついて、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

### (3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤：「危険」、黄：「要注意」、緑：「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

| 区 分   | 判定の内容                                    |
|-------|------------------------------------------|
| 危 険   | 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入ができない。 |
| 要 注 意 | 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入が可能である。    |
| 調 査 済 | 建築物の損傷が少ない場合である。                         |

## 第19節 大規模停電対策計画

### 1 基本方針

災害等の発生により、大規模な停電が発生した場合、町民の生命、身体、財産に被害が生じること、又は生じるおそれが予測され、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため防災関係機関が実施する各種の応急対策を含めて本計画によるものとする。

### 2 災害広報

#### (1) 実施要領

町は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第4節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

#### (2) 実施事項

町は、地域住民や帰宅困難者などからの問合せ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また情報提供は、必要に応じ多言語で実施する等、外国人に対しても十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

### 3 応急活動体制

- (1) 町は、大規模停電発生時、災害の発生状況に応じた応急活動体制により、必要な地域に係る大規模停電応急対策を実施する。
- (2) 災害応急対策の実施にあたっては、電力事業者との間において締結した「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」、「大規模災害時における停電復旧作業の支援に関する覚書」に基づき、両者と緊密に連携し実施するものとする。

## 4 応急電力対策

### (1) 緊急的な電力対策

ア 町は、大規模停電発生時には直ちに、町内の重要施設の非常用電源の設置・稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設を把握し電源車及び発電機等の配備先の候補案を作成する。また電力事業者の電源車等の配備が必要な場合、道に対して配備の要請を行う。

イ 役場庁舎における電力対策については、第8章「業務継続計画」による。

### (2) 通信機器等の充電対策

町は、関係機関等と連携し、必要に応じスマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器を有する被災者に対し、庁舎等、管理施設などを開放し、電源の提供や充電機器等の提供に努める。

### (3) 緊急的な電力の確保

町は、電力事業者による電源車のほか、日立建機日本株式会社との間において締結した「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に基づき、発電機等を要請する等、応急電力対策に必要な電力を確保するものとする。

# 第5章 風水害・土砂 災害等対策計画



## 第5章 目次表

### 第5章 風水害・土砂災害等対策計画

|     |                                   |      |
|-----|-----------------------------------|------|
| 第1節 | 用語の定義                             | 5-1  |
| 1   | 河川の指定に関する用語の定義                    | 5-1  |
| 2   | 水位に関する用語の定義                       | 5-1  |
| 第2節 | 風水害等に関する責務の大綱及び組織                 | 5-1  |
| 1   | 風水害等に関する責務の大綱                     | 5-1  |
| 2   | 安全配慮                              | 5-2  |
| 3   | 町の水防組織                            | 5-2  |
| 第3節 | 風水害・土砂災害等の想定                      | 5-3  |
| 第4節 | 水防施設                              | 5-3  |
| 1   | 町内の気象（雨量等）観測局                     | 5-3  |
| 2   | 町内各河川の水位観測の状況                     | 5-3  |
| 3   | 水門等の設置場所及び構造                      | 5-3  |
| 第5節 | 通信計画                              | 5-3  |
| 1   | 通信連絡                              | 5-3  |
| 2   | 水防信号                              | 5-4  |
| 3   | 通信伝達系統図                           | 5-4  |
| 第6節 | 風水害等対策                            | 5-5  |
| 1   | 国土交通大臣又は知事が行う洪水に関する水位情報の通知及び周知    | 5-5  |
| 2   | 水防警報                              | 5-8  |
| 3   | 監視及び警戒                            | 5-9  |
| 4   | 水防団（消防団）の非常配備及び配備の解除              | 5-10 |
| 5   | ダム・水門等の操作                         | 5-11 |
| 6   | 避難及び立退き                           | 5-11 |
| 7   | 河川管理者の協力及び援助                      | 5-12 |
| 8   | 下水道管理者の協力                         | 5-12 |
| 第7節 | 土砂災害対策計画                          | 5-13 |
| 1   | 土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 5-13 |
| 2   | 土砂災害対策                            | 5-13 |
| 3   | 警戒区域内の要配慮者施設の対策                   | 5-16 |
| 第8節 | 高潮対策                              | 5-16 |
| 1   | 高潮とは                              | 5-16 |
| 2   | 高潮発生メカニズム                         | 5-16 |

|   |                               |      |
|---|-------------------------------|------|
| 3 | 高潮に対して危険な地域                   | 5-16 |
| 4 | 高潮注意報・警報                      | 5-16 |
| 5 | 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動 | 5-17 |
| 6 | 避難情報の発令基準                     | 5-17 |

|     |                          |      |
|-----|--------------------------|------|
| 別表1 | 水門等の設置場所及び構造             | 5-18 |
| 別表2 | 樋門・樋管・排水機場等位置図           | 5-19 |
| 別表3 | 洪水を対象とした避難指示等発令着目型タイムライン | 5-20 |

## 第5章 風水害・土砂災害等対策計画

この計画は、水防法第4条の規定により知事から指定された指定水防管理団体である余市町が、同法第33条第1項の規定に基づき、本町の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定した「余市町水防計画」を含め、台風や低気圧の接近に伴う大雨、により、余市町の地域に係る河川、沼の洪水等の水害、暴風による風害、高潮による水害、地震に伴う津波による水害（以下「風水害等」という。）及び土石流や急傾斜地の崩壊及び地すべり等の土砂災害を警戒・防御するとともにこれらによる被害を軽減することを目的とする。

### 第1節 用語の定義

#### 1 河川の指定に関する用語の定義

水位周知河川(水防法第13条)

知事が洪水予報河川以外の河川で洪水により、町民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。知事は水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。本町では余市川が水位周知河川に指定されている。

#### 2 水位に関する用語の定義

##### (1) 氾濫注意水位

水防団待機水位を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。

##### (2) 避難判断水位

町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

##### (3) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

### 第2節 風水害等に関する責務の大綱及び組織

#### 1 風水害等に関する責務の大綱

水防法に定める水防に係りのある機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

| 機関名     | 各機関の責務                                                          |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 余 市 町   | 水防法第3条の規定に基づき、町の区域における水防を十分果たすべき責任を有する。                         |
| 北後志消防組合 | 水防法及びこれに基づく余市町地域防災計画の定めるところに準じ、消防機関の出動等、水災時の応急対策に関すること。         |
| 余市消防署   |                                                                 |
| 余市消防団   | 消防団は水防団としての機能を有するものとし、その配置状況等は消防組織に準ずる。                         |
| 札幌管区气象台 | 水防法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項の規定に基づき、水防活動用気象注意報、水防活動用気象警報の発表に関すること。 |

(つづき)

| 機関名                                                | 各機関の責務                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道                                                | 1 町が行う水防が十分に効果を発揮するように指導に努めること。                                                                                                                   |
| 後志総合振興局                                            | 2 水防法第16条第3項の規定により、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を町に通知すること。                                                                                                     |
| 後志総合振興局<br>小樽建設管理部<br>余市出張所                        | 1 洪水の危険が切迫した場合において、水災を防御し又はこれによる被害を軽減する措置をとること。<br>2 道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量水位を必要に応じ町に通知すること。                                                    |
| 後志総合振興局<br>保健環境部余市<br>地域保健支所<br>《倶知安保健所<br>(余市支所)》 | 1 水災時における被災者の応急治療、被災地の防疫指導並びに感染症予防活動を実施すること。<br>2 防疫薬剤の確保及び供給を図ること。                                                                               |
| 北海道警察札幌方面<br>余市警察署                                 | 1 水災等の情報の収集、人心安定のための広報活動の実施及び水防活動用予警報の伝達について協力を行うこと。<br>2 危険区域居住者等の避難誘導、被害者の救助等について協力を行うこと。<br>3 火災時における水防活動用の車両の優先通行の確保、交通秩序の維持、各種犯罪の取り締まりを行うこと。 |
| 町民（居住者等）                                           | 水防法第24条の規定に基づき、余市町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、町長又は余市消防署長から水防に従事することを求められたときは、これに従うこと。                                                                  |

## 2 安全配慮

風水害等のいずれにおいても、水防団等水防活動に従事するもの（以下「従事者」という。）は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、従事者は次に掲げる事項により安全を確保するものとする。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも使用可能な通信機器を携行又はその他の手段を確立する。
- (3) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (4) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (5) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を決定し、事前に徹底する。

## 3 町の水防組織

町は、風水害等（水防）に関係のある警報・注意報等の発表のおそれがあると認められるときから、風水害等のおそれがなくなつたと認められるときまで、第4章第1節「非常配備体制の配備基準」に定めるところにより水防に関する事務を処理するものとし、災害対策本部が設置された場合は同本部の一部としてその事務を処理する。

## 第3節 風水害・土砂災害等の想定

第1章第2節「余市町に想定される災害」による。

## 第4節 水防施設

## 1 町内の気象（雨量等）観測局

| 所在地         |         | 観測データ |    |    |    |    |    |
|-------------|---------|-------|----|----|----|----|----|
| 地先名         | 管理者     | 雨量    | 気温 | 湿度 | 積雪 | 風速 | 日照 |
| 余市消防署構内     | 余市消防署   | ○     | ○  | ○  |    | ○  |    |
| 中の川樋門       | 小樽建設管理部 | ○     |    |    |    |    |    |
| 東部地区浄水場隣    | 小樽建設管理部 | ○     |    |    |    |    |    |
| 役場建設課車庫     | 余市町     |       |    |    | ○  |    |    |
| 豊丘町         | 札幌管区气象台 | ○     | ○  |    | ○  | ○  | ○  |
| ヌッチ川小峠橋     | 小樽建設管理部 | ○     |    |    |    |    |    |
| 余市ダム        | 農林水産課   | ○     | ○  |    |    |    |    |
| 豊浜（R 2 2 9） | 小樽開建    | ○     |    |    |    |    |    |
| 豊浜地区浄水場     | 水道課     | ○     |    |    |    |    |    |
| 余市川浄水場      | 水道課     | ○     |    |    |    |    |    |
| 湯内川         | 小樽建設管理部 | ○     |    |    |    |    |    |
| 冷水峠         | 小樽建設管理部 | ○     | ○  |    |    | ○  |    |

## 2 町内各河川の水位観測の状況

| 河川名  | 水位計             | カメラ設置 | 雨量計 |
|------|-----------------|-------|-----|
| 湯内川  | 危機管理型水位計（湯内橋地先） | ○     | ○   |
| 梅川   | 危機管理型水位計（富沢橋先）  | ○     |     |
| ヌッチ川 | 水位観測（中島橋地先）     | ○     |     |
| 余市川  | 水位観測（黒川樋門内水）    |       |     |
| 余市川  | 水位観測（余市中の川樋門外水） |       |     |
| 余市川  | 水位観測（余市川鮎見橋）    | ○     |     |
| 登川   | 危機管理型水位計（大登橋）   | ○     |     |
| 畚部川  | 水位観測（向ヶ丘橋付近）    |       |     |

## 3 水門等の設置場所及び構造

別表1のとおり

## 第5節 通信計画

## 1 通信連絡

風水害対策において通信を維持すべき防災関係機関及び要配慮者利用施設については次のとおりである。

## (1) 防災関係機関

第1章第5節「防災関係機関及び町民等の役割」による。

## (2) 要配慮者利用施設

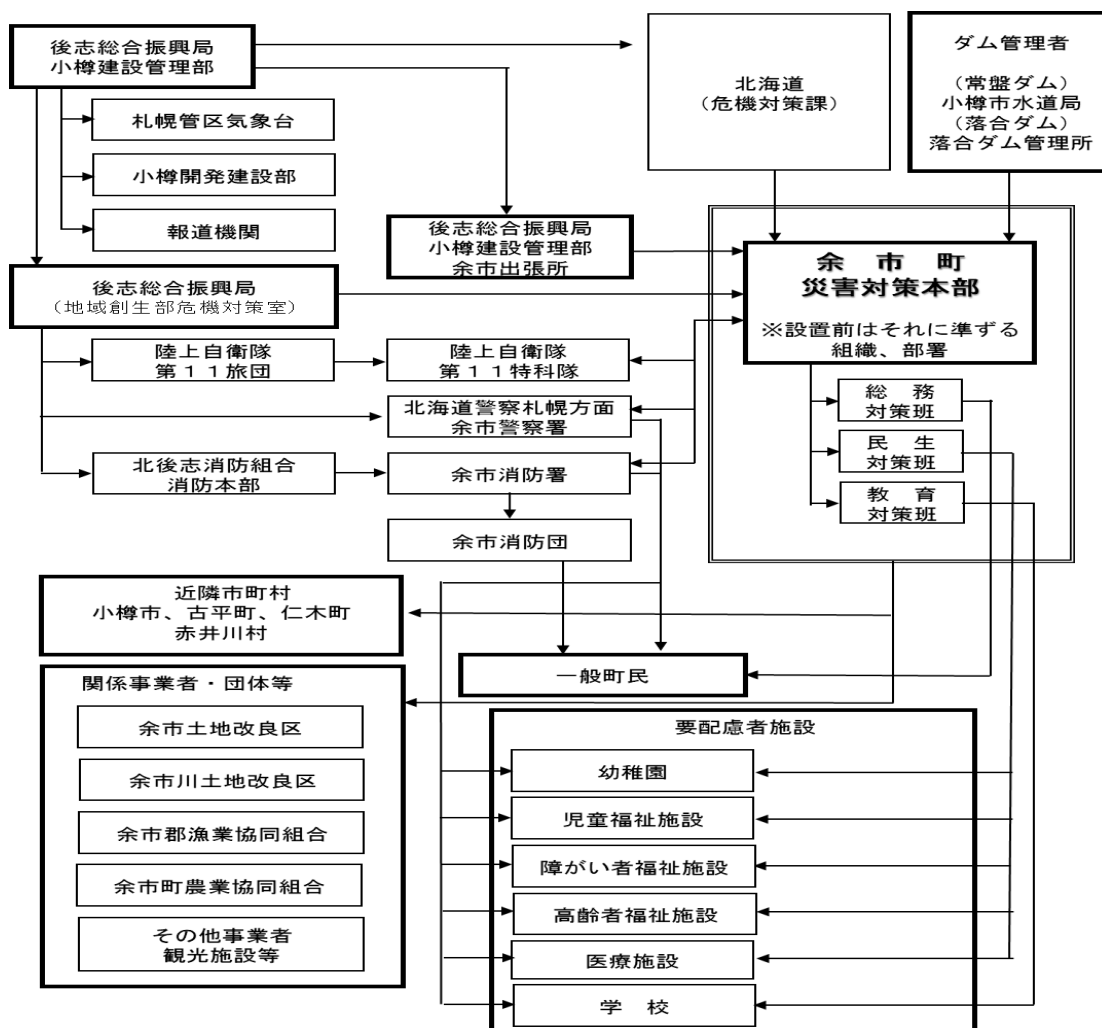
第2章第5節「避難行動要支援者対策計画」による。

## 2 水防信号

水防信号は、水防法第20条の規定により知事が定めたものを用いるものとし、その信号は次のとおりである。

|      | 警鐘信号                                                                                                                             | サイレン信号                                       | 摘 要                               |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------|
| 第1信号 | ○休止 ○休止 ○休止                                                                                                                      | 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒—15秒<br>○— 休止 —○— 休止 —○— 休止  | 氾濫注意水位に達したことを知らせる信号               |
| 第2信号 | ○—○—○ ○—○—○                                                                                                                      | 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒<br>○— 休止 —○— 休止 —○— 休止     | 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号 |
| 第3信号 | ○—○—○—○ ○—○—○—○                                                                                                                  | 10秒 5秒 10秒 10秒 5秒 10秒<br>○— 休止 —○— 休止 —○— 休止 | 余市町の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号      |
| 第4信号 | 乱 打                                                                                                                              | 1分 5秒 1分 5秒<br>○— 休止 —○— 休止                  | 必要と認める区域内の居住者等に避難のため立ち退くことを知らせる信号 |
| 備 考  | ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は上記に準じて取り扱う。<br>1 信号は適宜の時間継続すること。<br>2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。<br>3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。 |                                              |                                   |

## 3 通信伝達系統図



## 第6節 風水害等対策

町は、風水害の発生に係る情報、気象情報等により、本町に洪水等による災害の発生のおそれがあると認められるときは、その危険が解消するまでの間において、対応する非常配備体制により、水防活動进行处理するものとする。

非常配備体制については、第4章第1節「非常配備体制の配備基準」によるものとする。

## 1 国土交通大臣又は知事が行う洪水に関する水位情報の通知及び周知

水防法第13条第2項により、知事は同法第10条第2項、第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自ら指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第9条第2項に規定する指定区間の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに道の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するものとされており、本町では余市川がこれに該当する。

## (1) 指定河川・基準水位観測所・水位周知区間及び実施機関

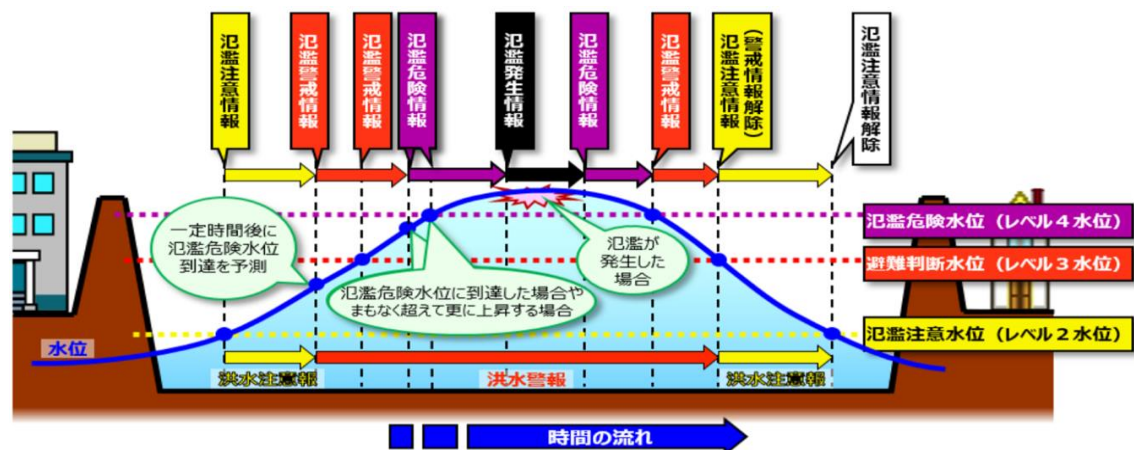
水防法第13条第2項の規定に基づき、道が通知する水位情報の内容、発表基準は次のとおりである。

| 指定河川 |     | 基準水位観測所 |                    | 水位周知区間                                     | 実施機関               |
|------|-----|---------|--------------------|--------------------------------------------|--------------------|
| 水系   | 河川名 | 名称      | 所在地                |                                            |                    |
| 余市川  | 余市川 | 都       | 余市郡赤井川村都           | 自 余市郡赤井川村<br>明治4番地1地<br>先の金橋下流端<br><br>至 海 | 後志総合振興局<br>小樽建設管理部 |
|      |     | 然別      | 余市郡仁木町然別           |                                            |                    |
|      |     | 鮎見橋     | 余市郡仁木町北町<br>8—23地先 |                                            |                    |

## (2) 指定河川洪水予報の標題、発表基準及び発表時のとるべき対応

| 洪水予報の標題（種類）          | 発表基準                                                             | 町・町民に求める行動の段階                                             |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 余市川氾濫発生情報<br>（洪水警報）  | 氾濫の発生<br>（氾濫水の予報）                                                | ・ 氾濫水への警戒を求める段階<br>【警戒レベル5相当】                             |
| 余市川氾濫危険情報<br>（洪水警報）  | ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれる場合<br>・ あるいは氾濫危険水位に到達した場合 | ・ いつ氾濫してもおかしくない状態<br>・ 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階<br>【警戒レベル4相当】 |
| 余市川氾濫警戒情報<br>（洪水警報）  | ・ 一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合<br>・ あるいは避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合    | ・ 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階<br>【警戒レベル3】                     |
| 余市川氾濫注意情報<br>（洪水注意報） | ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合                                    | ・ 氾濫の発生に対する注意を求める段階<br>【警戒レベル2】                           |

## (参考) 各種情報と水位の関係図 (イメージ)



## (3) 指定河川洪水予報と取るべき行動の基準

| 情 報    | とるべき行動                                                                                                                                                                                         | 警戒レベル    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 氾濫発生情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>町が警戒レベル5「緊急安全確保」を発令する判断材料となる情報であり、災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当</li> <li>災害がすでに発生している状況、命の危険が迫っており直ちに身の安全を確保する。</li> </ul>                                 | 警戒レベル5相当 |
| 氾濫危険情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>町が警戒レベル4「避難指示」を発令する目安となる情報であり危険な場所からの避難が必要である警戒レベル4に相当</li> <li>災害が想定されている区域等では、町からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくとも自ら避難の判断を行う。</li> </ul>              | 警戒レベル4相当 |
| 氾濫警戒情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>町が警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する目安となる情報であり、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>災害が想定されている区域等では、町からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外も避難の準備を行ったり自ら避難の判断を行う。</li> </ul> | 警戒レベル3相当 |
| 氾濫注意情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> <li>ハザードマップ等により災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。</li> </ul>                                                                      | 警戒レベル2相当 |

## (4) 基準水位観測所の水位に関する諸元

| 河川名  | 所 在 地                                                                                                                                                                                  |          |         | 水 位            |        |        |        |         |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|----------------|--------|--------|--------|---------|
|      | 観測所                                                                                                                                                                                    | 地先名      | データ管理者  | 計画高水位<br>H・W・L | 氾濫危険水位 | 避難判断水位 | 氾濫注意水位 | 水防団待機水位 |
| 余市川  | 都                                                                                                                                                                                      | 金橋～大正橋付近 | 小樽建設管理部 | 139.3          | 139.65 | 139.03 | 138.95 | 138.31  |
|      | 然別                                                                                                                                                                                     | 然別橋付近    |         | 26.72          | 26.72  | 26.42  | 25.19  | 23.95   |
|      | 鮎見橋                                                                                                                                                                                    | 新鮎見橋地先   |         | 5.74           | 3.87   | 3.76   | 2.83   | 2.06    |
| ヌッチ川 | 中島橋                                                                                                                                                                                    | 中島橋地先    |         | 7.41           | 7.41   | —      | 6.36   | 5.43    |
| 畚部川  | 向ヶ丘橋                                                                                                                                                                                   | 向ヶ丘橋地先   |         | —              | 28.93  | —      | 28.53  | 28.17   |
| 備 考  | 1 余市川の避難判断水位、氾濫危険水位等については、避難に要する時間、過去の急激な水位上昇などの値を考慮し定めているが、余市川以外の河川についてはこの限りではない。<br>2 ヌッチ川、畚部川については周知された水位をもって、避難判断を実施する。<br>3 湯内川、梅川、登川については、危機管理型水位計により、堤防天端からの高さを観測し、危険水位、氾濫開始を判断 |          |         |                |        |        |        |         |

## (5) 指定河川以外の河川に関する予報

指定河川洪水予報の発表対象ではない河川についても気象庁が発表する洪水警報及

び洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）などを活用し札幌管区気象台及び小樽建設管理部など関係機関と連携を密に保持して、情報を収集し、指定河川と同様の対応行動判断の目安とする。

(6) 避難情報の発令の基準（余市川 鮎見橋水位観測所）

| 区 分                           | 避難情報発令の基準（目安）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【警戒レベル3】</b><br><br>高齡者等避難 | 1 鮎見橋の水位が避難判断水位（3. 7 6 m）に到達した場合<br>2 鮎見橋の観測水位が一定の水位（2. 8 3 m：氾濫注意水位）を超えた状態で次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合<br>①上流域の都、然別観測所の水位が急激に上昇している場合<br>②洪水キキクルの危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合<br>③上流域（赤井川村）で大量又は強い降雨が見込まれる場合<br>（参考：赤井川村 観測史上1位の降水量 4 8 mm／1時間）<br>3 堤防に軽微な漏水、・浸食等が発見された場合<br>4 強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻に発令）                                                                                                          |
| <b>【警戒レベル4】</b><br><br>避難指示   | 1 鮎見橋の観測水位が氾濫危険水位（3. 8 7 m）に到達した場合<br>2 鮎見橋の観測水位が一定の水位（3. 7 6 m：避難判断水位）を超えた状態で次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合<br>①上流域の然別観測所、都観測所の水位が急激に上昇している場合<br>②洪水キキクルの危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準値を大きく超過する場合）<br>③上流域（赤井川村）で大量又は強い降雨が見込まれる場合<br>（例：上流域で4 0 mm／1時間 以上）<br>3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合<br>4 常盤ダム、落合ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合<br>5 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過が予想される場合。<br>6 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 |
| <b>【警戒レベル5】</b><br><br>緊急安全確保 | （災害が切迫）<br>1 鮎見橋の観測水位が氾濫開始相当水位である5. 7 4 mに達した場合<br>2 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。<br>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫の為、発令対象区域を限定する。）<br>（災害発生を確認）<br>4 堤防の決壊や越水、溢水が発生した場合                                                                                                                                                                                                                       |
| 備 考                           | 余市川以外の河川については、上記判断基準に準じ気象情報（洪水キキクルの危険度分布、水位情報（危機管理型水位計設置河川においては堤防天端からの高さ）により、避難情報の発令を判断する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

別表2 「洪水を対象とした避難指示着目型タイムライン」

## 2 水防警報

### (1) 水防警報とは

水防法第16条により、河川が所定の水位に到達した際に、防災機関（水防団や消防機関）の出動の指針とするために発表されるもの。

### (2) 水防警報の種類

#### ア 河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

| 種類 | 内 容                                                                                                                                   | 発表基準                                                      |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 待機 | 1 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。<br>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象情報、警報等及び河川状況により必要と認める時                                  |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。                                                         | 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認める時                               |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。                                                                                                               | 洪水注意報等により、または、水位、流量、その他の河川状況により氾濫注意水位を超えるおそれがある時          |
| 指示 | 水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。                                                          | 洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。                  |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。                                                                              | 氾濫注意水位以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認める時 |
| 情報 | 雨量、水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。                                                                                                    | 状況により必要と認める時                                              |
| 備考 | 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。                                                                                                   |                                                           |

#### イ 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

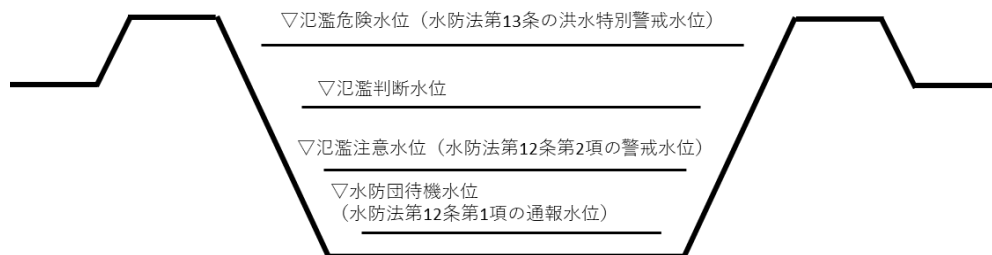
知事は、知事が指定した海岸・河川について水防警報を発表したときは、町及び水防に関係のある機関に通知するものとする。

津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。ただし次の（ア）～（ウ）のように移動可能時間が取れる場合のみ発表する。

- （ア）日本近海における地震発生で震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- （イ）日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- （ウ）遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

| 種類 | 内 容                     | 発表基準                                                           |
|----|-------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 大津波警報又は津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認められる時                  |
| 解除 | 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。   | 巡視等により被害が確認されなかったとき、または、応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認める時 |

(参考) 各基準水位



| 水 位     | 内 容                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水防団待機水位 | 水防団が出動のため待機する水位であり、水防法第12条第1項に規定する「通報水位（指定水位）」に対応する。量水標の水位が通報水位を超えるときは関係者に通報                               |
| 氾濫注意水位  | 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であり、水防法第12条第2項に規定する「警戒水位」に対応する。水防団が出動を準備する目安となる水位                                       |
| 避難判断水位  | 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であり、市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位                                                             |
| 氾濫危険水位  | 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位であり、水防法第13条第1項、第2項に規定する「洪水特別警戒水位」に対応する。市町村長の避難指示の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考となる水位 |

(3) 水防警報の通知

水防法第16条の規定に基づき、水防警報の通知を受けたときは、水防関係機関へ通知するものとする。

| 指定河川 |     |    |                                                               | 水防警報区 |
|------|-----|----|---------------------------------------------------------------|-------|
| 河川名  | 観測所 |    |                                                               |       |
| 余市川  | 都   | 左岸 | 自 余市郡赤井川村字明治4番地1地先の金橋下流<br>至 余市郡仁木町大江3丁目684番地地先の大江橋上流端        |       |
|      |     | 右岸 | 自 余市郡赤井川村字都181番地3地先の金橋下流端<br>至 余市郡仁木町大江2丁目1200番地2地先の大江橋上流端    |       |
|      | 然別  | 左岸 | 自 余市郡仁木町大江3丁目684番地地先の大江橋上流端<br>至 余市郡仁木町然別11番地先のJR橋下流端         |       |
|      |     | 右岸 | 自 余市郡仁木町大江2丁目1200番地2地先の大江橋上流端<br>至 余市郡仁木町西町11丁目133番地地先のJR橋下流端 |       |
|      | 鮎見橋 | 左岸 | 自 余市郡仁木町然別1番地先のJR橋下流端<br>至 海                                  |       |
|      |     | 右岸 | 自 余市郡仁木町西町11丁目133番地地先のJR橋下流端<br>至 海                           |       |

### 3 監視及び警戒

(1) 常時監視

町長並びに河川、海岸堤防及びダム等の管理者（以下、この章において「町長等」という。）は関係区域及び施設の監視員を定めて、随時担当区域内的の河川等の堤防及び樋門等を巡視させるものとする。

監視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに町長に報告するものとし、町長は、当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

(2) 非常警戒

町長等は、非常配備を命じたときは、防災関係機関に対し通知するとともに、監視員を増員し、重要水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ち

に後志総合振興局長、又は小樽建設管理部長に報告するとともに速やかに応急対策活動を実施するものとする。

監視員の巡視に際し、特に注意すべき事項は次のとおりである。

ア 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ

イ 川側堤防斜面で水あたりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）

ウ 堤防上面の亀裂又は沈下

エ 堤防から水があふれている状況

オ 排水・取水門の両袖又は底部からの漏水と扉の閉まり具合

カ 橋梁、その他の構築物と堤防の取付部分の異常

キ ダム等については、特に次の事項に注意する。

（ア）貯水池内の河岸又は周辺の地すべり等の崩落状況

（イ）流入施設及び浮遊物の状況

（ウ）取水施設、余水吐、放水路等の状態

### （3）警戒区域の設定

水防法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、関係者以外の者に対し、その区域への立入を禁止、若しくは制限し、又はその区域からの立退きを命じることができるものとする。

### （4）警察官の警戒区域の設定

前項に定める場所において、消防機関に属するものがないとき、又はこれらの者から要求があったときには、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### （5）報告

警戒区域を設定した場合には、直ちに町長、消防機関の長及び警察署長にその旨を報告するものとする。

## 4 水防団（消防団）の非常配備及び配備の解除

### （1）水防団の非常配備

町長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）、消防機関に出動させ又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次表のとおり。

| 配置区分 | 配置基準                                                                                 | 配備体制                                                                                                   |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 待 機  | 風水害等に関係ある気象の予報、注意報が発表されたとき。                                                          | 水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態に置く。                               |
| 準 備  | 1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。<br>2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき。 | 水防団（消防団）の団長は、所定の詰め所に集合し、資器材及び器具の整備点検、佐合院の配備計画にあたり、排水ポンプ場、樋門等の水防上重要な工作物のある場所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員を出動させる。 |
| 出 動  | 1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき<br>2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。                              | 水防団（消防団）全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。                                                                           |
| 解 除  | 町長が解除の指令をしたとき。                                                                       |                                                                                                        |

### （2）配備の解除

水防団（消防団）の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり町長が配備解除の指令を行ったときとする。それまでは水防団（消防団）員は自らの

判断等により部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また使用した資器材は、手入れを行い所定の位置に設備する。

## 5 ダム・水門等の操作

### (1) ダム及び水門等の管理者

気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき的確な操作を行うものとする。

### (2) 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門、閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門、閘門の管理者は、大津波警報等の津波高潮の発生に係る警報・注意報が発令された場合には、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

### (3) 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡することになっており、町はこれらの情報を入手した際は、迅速に関係機関、住民等に迅速に連絡するものとする。

### (4) 連絡系統

第4章第3節「情報の収集・伝達及び報告」に従って情報を伝達し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽くして迅速、確実に伝達する。

## 6 避難及び立退き

### (1) 避難のための立退きの指示

水防法第29条の規定により町長は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、第4章第6節「避難、救助、救出及び救護計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のため立退くべきことを指示するものとし、余市警察署長にその旨を通知するものとする。

この際、夜間に避難のための立退きを行うことが予想される場合には、状況に鑑み早期に判断し、避難者の安全確実な避難のための立退きを実施できるよう留意するものとする。

### (2) 警察官による避難のための立退きの指示

警察官は、町長が避難のための立退きを指示することができないと認める時、又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

尚、警察官が避難のための立退きを指示した場合には、町長に速やかに通知するものとする。

### (3) 報告

町長は、前項による避難のための立退きを指示した場合は、速やかに知事（後志総合振興局長）へ報告するものとし、同指示を解除した場合についても同様とする。

## 7 河川管理者の協力及び援助

北海道開発局長又は知事（以下「河川管理者」という。）は自らの業務等に照らし可能な範囲で、町が行う水防のための活動への協力及び援助を行う。

### （1）河川管理者の協力

- ア 町に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 町に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び町から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- ウ 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- エ 重要水防箇所の合同点検の実施
- オ 町が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- カ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- キ 町及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

### （2）河川管理者の援助

- ア 町長に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- イ 町長に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ウ 町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- エ 町が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

## 8 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、町が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- （1）町に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- （2）町に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
- （3）町が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）町及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （5）町及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

## 第7節 土砂災害対策計画

### 1 土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

#### （1）土砂災害警戒情報とは

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援できるよう、対象となる市町村を特定して、警戒を呼び掛ける情報であり、都道府県と気象庁が共同で発表する情報

#### （2）土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報であり、常時10分毎に更新し、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたときにどこで危険度が高まっているかを把握することができる。避難に係る時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて、「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険度を表示する。

#### （3）避難情報の発令対象とする土砂災害

##### ア 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象

##### イ 土石流

山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象

### 2 土砂災害対策

#### （1）基本的考え方

災害対応力の向上・充実により、総合的な土砂災害対策を実施し、土砂災害による「犠牲者ゼロ」「逃げ遅れゼロ」を目指す。

#### （2）重視事項

実効性の高い警戒避難体制の確立・促進の重視事項は以下のとおり。

ア 土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を活用した避難のための立退き判断の実施

イ 住民に情報を確実に知らせる対策の推進

ウ 災害発生切迫性がわかる情報提供や緊急時の情報伝達体制の整備

エ 早めの避難を実現するための住民の防災意識の向上

オ 関係部外機関との連携の確立

## (3) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の活用

| 相当する警戒レベル | 区分（色）・判定基準   |                                                | 状 況                                              | 避難情報            | 住民等の行動                                                                                                  |
|-----------|--------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5<br>相当   | 災害切迫<br>（黒）  | 大雨特別警報<br>土砂災害の指標<br>に用いる基準に<br>実況で到達          | 命に危険が及ぶ土砂<br>災害が切迫、土砂災<br>害が既に発生してい<br>る可能性が高い状況 | 緊急安全<br>確保<br>※ | 命の危険、直ちに<br>身の安全を確保す<br>る。                                                                              |
| 4<br>相当   | 危 険<br>（紫）   | 2時間先までに<br>土砂災害警戒情<br>報の基準に到達<br>すると予想         | 命に危険が及ぶ土砂<br>災害がいつ発生して<br>もおかしくない状況              | 避難指示            | 土砂災害警戒区域<br>等の外へ避難す<br>る。                                                                               |
| 3<br>相当   | 警 戒<br>（赤）   | 2時間先までに<br>大雨警報（土砂<br>災害）の基準値<br>に到達すると予<br>測  | 土砂災害への警戒が<br>必要な状況                               | 高齢者等<br>避難      | ・ 高齢者等は土砂<br>災害警戒区域等の<br>外へ避難する。<br>・ 高齢者等以外の<br>方も普段の行動を<br>見合わせ始めたり<br>、避難の準備を<br>行う等、自ら避難<br>の判断を行う。 |
| 2<br>相当   | 注 意<br>（黄）   | 2時間先までに<br>大雨注意報（土<br>砂災害）の基準<br>値に到達すると<br>予想 | 土砂災害への注意が<br>必要な状況                               | —               | ハザードマップ等<br>により避難行動を<br>確認するとともに<br>、今後の情報や<br>周囲の状況、雨の<br>降り方に留意す<br>る。                                |
| —         | 今後の情<br>報に留意 | —                                              | —                                                | —               | 今後の情報や周囲<br>の状況、雨の降り<br>方に留意                                                                            |

※緊急安全確保は、必ず発令される情報ではない。また、警戒レベル5相当情報が出たからといって、必ず緊急安全確保が発令されるわけではない。

## (4) 避難情報の発令基準

| 区 分                | 基 準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 対象区域                                                                                                                                                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | 1 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】となった場合<br><br>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合<br><br>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過が予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】に切り替える可能性が高い場合（夕刻時点で発令）                                                                                                                     | ・北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等<br><br>・事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等<br><br>・左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | 1 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】が発表された場合<br>2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】となった場合<br><br>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）<br>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）<br><br>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合<br><br>※夜間・未明であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 | ・土砂災害危険度情報において「危険（紫）」【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等<br><br>・左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等<br><br>・当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）                          |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | （災害が切迫）<br>1 大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報[土砂災害]】が発表された場合<br><br>（災害発生を確認）<br>2 土砂災害が発生した場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等<br><br>・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）                                                    |

・重要な情報については、札幌管区气象台、小樽建設管理部との間で相互に情報交換を行う。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、気象台等が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえていた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「うす紫（非常に危険）」【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。

・立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で、当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報[土砂災害]】に切り替える可能性が言及されている場合）

※避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報発令時点から求める必要がある。

### 3 警戒区域内の要配慮者施設の対策

#### (1) 警戒区域内の要配慮者施設

第2章第5節「避難行動要支援者対策計画」

#### (2) 避難体制

警戒レベル2相当情報入手時より、当該施設との情報の共有を図り、早期避難体制を確立させるとともに、警戒レベル3相当の情報を入手したならば、高齢者等避難情報を発令し各施設の避難確保計画に基づき避難を開始させる。

この際、夜間に避難を行うことにより、安全を確保することができない場合、当該施設との連絡を密に行い、早期避難を実現させる。

#### (3) 当該施設の避難確保計画及び避難訓練

警戒区域内の要配慮者施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいた避難訓練を実施するものとする。

## 第8節 高潮対策

### 1 高潮とは

台風等強い低気圧が来襲すると、波が高くなると同時に海面の水位も上昇し、これを高潮という。高潮も波の一種であるが、周期が数時間と非常に長いため、波というより海の水位が全体的に上昇する現象となる。海水のボリュームがけた違いに大きく、一旦浸水が始まると、低地には浸水被害が一気に広がる。

### 2 高潮発生のメカニズム

高潮は、大気圧の低下に伴い海面が吸い上げられる「吸い上げ」と呼ばれる現象によるものがあり、大気圧が1hPa低下すると海面は約1cm上昇する。

また湾の奥に強風により海水が吹き寄せられ海水面が上昇する「吹き寄せ」により発生するものもあり、風速が速いほど、湾の長さが長いほど、湾の奥の水深が浅いほど海水面の上昇が大きくなる。

これらに加え、砕波する場所より岸側においては、「ウェーブセットアップ」という砕波による海水面の上昇が加わる。

### 3 高潮に対して危険な地域

水防法第13条の3及び第14条の3に基づく高潮浸水想定区域の指定、高潮特別警戒水位の設定は、現在本町の海岸部は該当する区域、水位等は指定されていないが、台風等の規模や進路により、海岸部においてはどこでも発生する可能性があるため、津波浸水想定区域で浸水が想定されている区域については警戒が必要である。

### 4 高潮注意報・警報

| 区 分       | 内 容                                             |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 高 潮 注 意 報 | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想した時に発表     |
| 高 潮 警 報   | 台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表 |
| 高潮特別警報    | 数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想されるときに発表          |

## 5 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

| 区 分                | 立退き避難が必要な居住者等に求める行動                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | ○危険な場所から高齢者等は避難<br>・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。<br>・高齢者等以外の人にも必要に応じ出勤等の外出を控える等、普段の行動を見合わせたり避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなる。局地的に低い土地の居住者等はこのタイミングで避難することが望ましい。 |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | ○危険な場所から全員避難<br>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。                                                                                                                                                                        |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | ○命の危険、直ちに安全確保<br>・指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合、緊急安全確保する。                                                                                                                                                                |

## 6 避難情報の発令基準

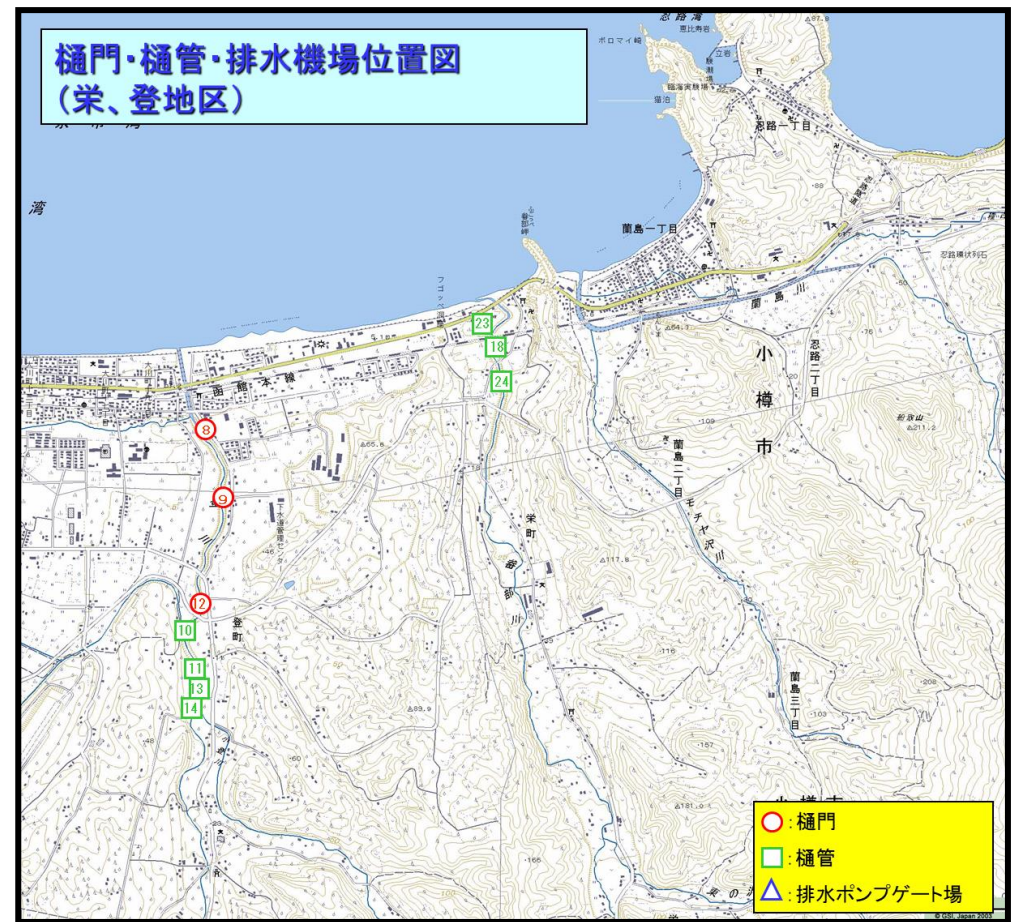
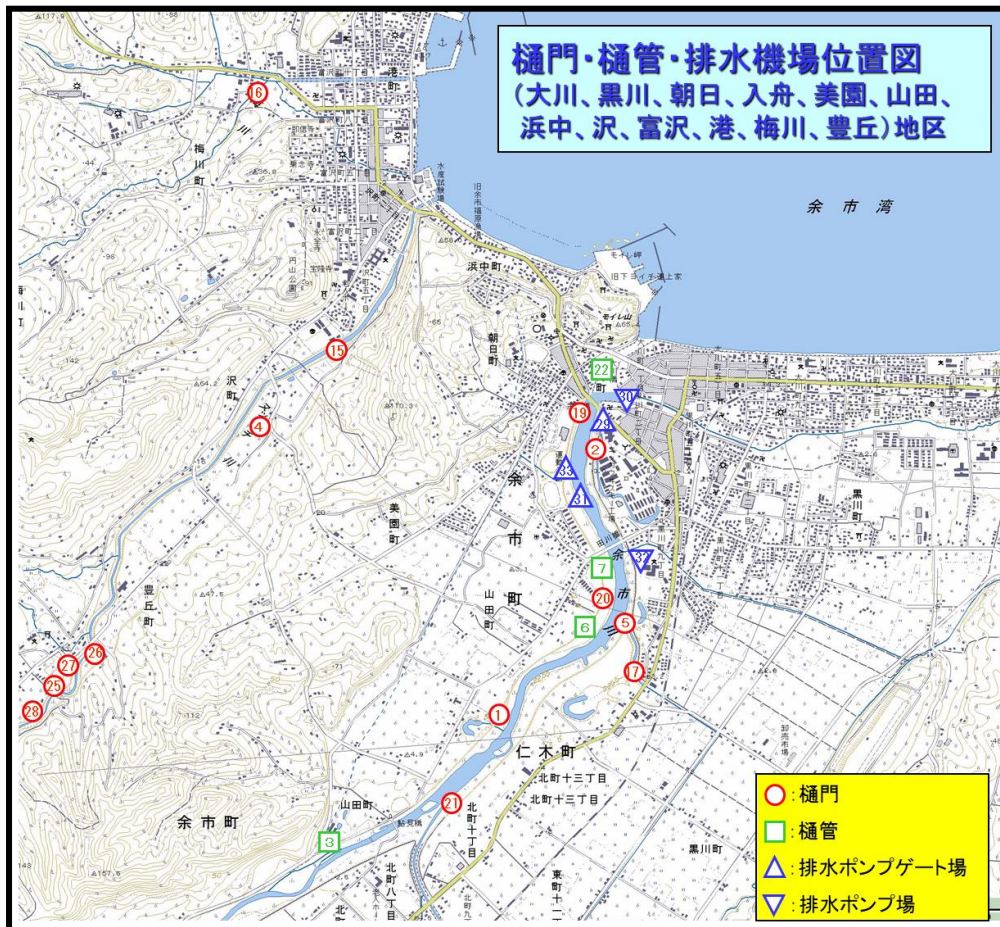
| 区 分                | 基 準<br>(次のいずれかに該当した場合に発令する)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に気象庁が発表）</li> <li>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で台風の暴風域が余市町にかかると予想されている、又は台風が余市町に接近することが見込まれる場合</li> <li>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</li> <li>4 過去最大級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ol> |
| 【警戒レベル4】<br>避難指示   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</li> <li>2 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</li> </ol>                                                                                                               |
| 【警戒レベル5】<br>緊急安全確保 | <p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水門、樋門等の異常が確認された場合</li> </ol> <p>（災害発生を確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 海岸護岸等が倒壊した場合</li> <li>3 異常な越波・越流が発生した場合</li> </ol>                                                                                                                                                                   |

## 水門等の設置場所及び構造

令和2年2月現在

| 図面<br>番号 | 名 称           | 水系名  | 河川名   | 左右<br>岸別 | 設 置 場 所            | 施設管理者 | 断面形状                                                                                                              | 操作機構      | ゲート数 | 操作監督員                    |
|----------|---------------|------|-------|----------|--------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------|--------------------------|
| 01       | 吉川地先排水樋管      | 余市川  | 余市川   | 左        | 吉川地先               | 北海道   | $\phi 0.9 \times 14.50$                                                                                           | 手動        | 1    |                          |
| 02       | ニッカ地先排水樋門     | 余市川  | 余市川   | 右        | ニッカ工場地先            | 北海道   | $4.0 \times 2.0 \times 15.80$                                                                                     | エンジン      | 2    |                          |
| 03       | 余市漁組ふ化場地先排水樋管 | 余市川  | 余市川   | 左        | ふ化場地先              | 北海道   | $\phi 1.0 \times 1.0 \times 13.40$                                                                                | 手動        | 1    |                          |
| 04       | 左 1.9 排水樋門    | ヌッチ川 | ヌッチ川  | 左        | 富塚地先               | 北海道   | $1.0 \times 1.0 \times 11.10$                                                                                     | 手動        | 1    |                          |
| 05       | 中の川地先排水樋門     | 余市川  | 余市川   | 右        | 多目的広場地先            | 北海道   | $4.0 \times 2.3 \times 20.70$                                                                                     | 手動        | 1    |                          |
| 06       | 藤本地先排水樋管      | 余市川  | 余市川   | 左        | 藤本地先               | 北海道   | $\phi 0.6 \times 16.60$                                                                                           | 手動        | 1    |                          |
| 07       | 渡辺地先排水樋管      | 余市川  | 余市川   | 左        | 渡辺地先               | 北海道   | $\phi 1.0 \times 14.70$                                                                                           | 手動        | 1    |                          |
| 08       | 山田地先排水樋門      | 登 川  | 登 川   | 右        | 山田地先               | 北海道   | $1.0 \times 1.0 \times 13.00$                                                                                     | 手動        | 1    |                          |
| 09       | 久保地先排水樋門      | 登 川  | 登 川   | 右        | 久保地先               | 北海道   | $1.25 \times 1.25 \times 7.90$                                                                                    | 手動        | 1    |                          |
| 10       | 1 号地先排水樋管     | 登 川  | 登 川   | 右        | 三浦地先               | 北海道   | $\phi 0.6 \times 9.00$                                                                                            | 手動        | 1    |                          |
| 11       | 2 号地先排水樋管     | 登 川  | 登 川   | 右        | 西條地先               | 北海道   | $\phi 0.6 \times 10.00$                                                                                           | 手動        | 1    |                          |
| 12       | 3 号地先排水樋門     | 登 川  | 登 川   | 右        | 安芸地先               | 北海道   | $1.0 \times 1.0 \times 13.00$                                                                                     | 手動        | 1    |                          |
| 13       | 4 号地先排水樋管     | 登 川  | 登 川   | 左        | 西條地先               | 北海道   | $\phi 0.6 \times 9.00$                                                                                            | 手動        | 1    |                          |
| 14       | 西條地先排水樋管      | 登 川  | 登 川   | 右        | 西條地先               | 北海道   | $\phi 0.6 \times 7.00$                                                                                            | 手動        | 1    |                          |
| 15       | 中島川排水樋門       | ヌッチ川 | ヌッチ川  | 右        | 今記念館地先             | 北海道   | $1.5 \times 1.5 \times 7.20$                                                                                      | 手動        | 1    |                          |
| 16       | 中村地先取水樋門      | 梅 川  | 梅 川   | 右        | 中村地先               | 北海道   | $1.3 \times 1.3 \times 7.20$                                                                                      | 手動        | 1    |                          |
| 17       | 松下地先排水樋門      | 余市川  | 余市中の川 | 右        | 松下地先               | 北海道   | $1.2 \times 1.2 \times 8.50$                                                                                      | エンジン      | 1    |                          |
| 18       | No. 4 排水樋管    | 畚部川  | 畚部川   | 右        | 出葉地先               | 北海道   | $\phi 1.0 \times 7.00$                                                                                            | 手動        | 1    |                          |
| 19       | 中村川地先排水樋門     | 余市川  | 余市川   | 左        | 図書館地先              | 北海道   | $1.75 \times 1.75 \times 17.10$                                                                                   | エンジン      | 1    |                          |
| 20       | 山田地先排水樋門      | 余市川  | 余市川   | 右        | 山田地先               | 北海道   | $1.2 \times 1.2 \times 16.70$                                                                                     | 手動        | 1    |                          |
| 21       | 長谷部地先排水樋門     | 余市川  | 余市川   | 左        | 長谷部地先              | 北海道   | $2.0 \times 2.0 \times 13.90$                                                                                     | 手動        | 1    |                          |
| 22       | 入舟排水樋管        | 余市川  | 余市川   | 左        | 藤平地先               | 北海道   | $\phi 1.0 \times 10.40$                                                                                           | 手動        | 1    |                          |
| 23       | 左 0. 6 排水樋管   | 畚部川  | 畚部川   | 左        | 菊地地先               | 北海道   | $\phi 1.0 \times 7.00$                                                                                            | 手動        | 1    |                          |
| 24       | No. 3 排水樋管    | 畚部川  | 畚部川   | 左        | 北後志衛生施設組合地先        | 北海道   | $\phi 1.0 \times 7.00$                                                                                            | 手動        | 1    |                          |
| 25       | 左 4. 1 排水樋門   | ヌッチ川 | ヌッチ川  | 左        | 東洋実業地先             | 北海道   | $1.0 \times 1.0 \times 10.80$                                                                                     | 手動        | 1    |                          |
| 26       | 右 3. 7 排水樋門   | ヌッチ川 | ヌッチ川  | 右        | 東洋実業地先             | 北海道   | $1.0 \times 1.0 \times 11.00$                                                                                     | 手動        | 1    |                          |
| 27       | 左 3. 9 排水樋門   | ヌッチ川 | ヌッチ川  | 左        | 東洋実業地先             | 北海道   | $1.25 \times 1.25 \times 10.00$                                                                                   | 手動        | 1    |                          |
| 28       | 左 4. 3 排水樋門   | ヌッチ川 | ヌッチ川  | 左        | 東洋実業地先             | 北海道   | $1.25 \times 1.25$                                                                                                | 手動        | 1    |                          |
| 29       | 余市橋樋門ポンプゲート場  | 余市川  | 余市川   | 右        | 黒川町 6 丁目 4 番地 1    | 北海道   | 横軸水中軸流ポンプ $\phi 400 \text{ mm} \times 0.24 \text{ m}^3/\text{s} \times \text{揚程 } 2.1\text{m} \times 11\text{Kw}$ | 水中<br>ポンプ | 1    | (管理運営委託)<br>建設水道部<br>建設課 |
| 30       | 旧登川排水ポンプ場     | 余市川  | 余市川   | 右        | 黒川町 1 丁目 2 番地 3 地先 | 北海道   | 横軸軸流ポンプ $\phi 1200 \text{ mm} \times 3.0 \text{ m}^3/\text{s} \times \text{揚程 } 2.0\text{m} \times 99\text{Kw}$   | エンジン      | 3    |                          |
| 31       | 山田川ポンプゲート場    | 余市川  | 余市川   | 左        | 山田町 3 2 番地 3 6 地先  | 北海道   | 横軸水中軸流ポンプ $\phi 700 \text{ mm} \times 1.06 \text{ m}^3/\text{s} \times \text{揚程 } 2.3\text{m} \times 55\text{Kw}$ | 手中<br>ポンプ | 1    |                          |
| 32       | 黒川排水ポンプ場      | 余市川  | 余市川   | 右        | 黒川町 9 丁目 9 1 番地 4  | 北海道   | 横軸斜流ポンプ $\phi 1500 \text{ mm} \times 4.5 \text{ m}^3/\text{s} \times \text{揚程 } 2.4\text{m} \times 145\text{Kw}$  | エンジン      | 3    |                          |
| 33       | 美園川ポンプゲート場    | 余市川  | 余市川   | 左        | 山田町 3 2 番地 4 4 地先  | 北海道   | 横軸水中軸流ポンプ $\phi 700 \text{ mm} \times 0.85 \text{ m}^3/\text{s} \times \text{揚程 } 1.9\text{m} \times 30\text{Kw}$ | 水中<br>ポンプ | 2    |                          |

樋門・樋管・排水機場等位置図



洪水を対象とした避難指示等発令着目型タイムライン

| 警戒レベル等 | 水位情報                                            | 気象情報                                                                                                   | 小樽建設管理部                                                                                                                                          | 余市町                                                                                                                                                                                                              | 住民等                                                                                                                                                                                      |
|--------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 状況等    | 余市川鮎見橋<br>水位観測所<br>水位の上昇                        | 【警戒レベル1】<br>早期注意情報（警報級の可能性）<br>○台風情報<br>○石狩・空知後志地方気象情報<br>○台風に関する説明会（札幌管区気象台）                          | ○「早期注意情報（警報級の可能性）」を確認<br>○施設（構門等）の点検・操作確認<br>○協力機関の体制確認<br>○工事実施中の請負業者への連絡<br>○流域雨量指数（6時間先までを予想）確認<br>○洪水キキクル（3時間先までを予想）確認                       | ○防災関連システム等による気象情報の収集<br>○気象庁「早期注意情報（警報級の可能性）」を確認（気象台ホットラインによる詳細確認）<br>○気象庁「台風情報」等の確認<br>○防災体制の確認<br>○排水機場・排水ポンプ施設の点検・操作確認<br>○小、中学校の休校等の検討・判断                                                                    | ○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報、警報等の確認<br>○指定緊急避難場所、指定避難所等の確認（経路等）                                                                                                                              |
| レベル1   | 水防団待機水位<br>(水位2.06m)<br>水防警報（待機）水位<br>(水位2.45m) |                                                                                                        | （第1非常配備）<br>本部は、水防警報及び水位情報に関する発表を関係出張所等、地域政策課、本庁（維持管理防災係）に通知<br>水防警報（待機）<br>後志総合振興局 地域政策課<br>○流域雨量指数、洪水キキクルを随時確認<br>○（必要に応じ）河川利用者に注意喚起           | 緊急幹部会議（情報共有）<br>第1非常配備<br>余市町公式LINE、HP等で注意喚起<br>○地域協働推進課、建設課の連携による情報収集<br>○水防区域の監視・警戒<br>○河川水位、雨量、降水短時間予報を確認（流域雨量指数、洪水キキクルを随時確認）                                                                                 | 最悪の事態を想定心構えを高める<br>○防災グッズ（非常持出品）等の準備<br>○家族との連絡方法の確認<br>○指定緊急避難場所、指定避難所等の確認                                                                                                              |
| レベル2   | 氾濫注意水位<br>(レベル2水位)<br>(水位2.83m)                 | 【警戒レベル2】<br>洪水注意報                                                                                      | 【警戒レベル2相当情報（洪水）】<br>氾濫注意情報<br>水防警報（準備）<br>後志総合振興局 地域政策課<br>○応急対策用資機材の準備<br>○通信・輸送の確保（災害対策地方連絡本部設置に伴い）<br>（第2非常配備）<br>○被災情報の提供<br>○（必要に応じ）応急対策の実施 | ◆氾濫注意水位に達し、引き続き水位の上昇のおそれ<br>第2非常配備<br>○災害対応職員の確保及び配備<br>○水防区域の監視・警戒強化<br>○洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設に情報伝達<br>○指定避難所の開設検討・開設準備<br>○情報収集の継続、避難対象地区の特定<br>○深夜・早朝に避難が必要になる場合は、高齢者等避難の区域を特定し、発令を判断<br>○自衛隊（第11特科隊、余市防備隊）へ情報提供 | ○外出の中止（帰宅）<br>○家族の動向確認<br>○避難の準備（高齢者等）<br>○氾濫に関する情報に注意<br>○SNS等上の流言飛語（デマ等）に注意、公的機関の発信する情報を収集                                                                                             |
| レベル3   | 避難判断水位<br>(レベル3水位)<br>(水位3.76m)                 | 【警戒レベル3相当情報】<br>洪水警報<br>【警戒レベル3相当情報】<br>洪水キキクルで「警戒」（赤）が出現し、一定の水位（氾濫注意水位2.83m）を越えた状態                    | （災害対策地方本部設置に伴い）<br>（第3非常配備）<br>【警戒レベル3相当情報（洪水）】<br>氾濫警戒情報<br>水防警報（出動）<br>後志総合振興局 地域政策課                                                           | ◆警戒レベル3相当情報入手（避難判断水位）<br>第3非常配備<br>判断基準（目安）<br>高齢者等避難<br>○指定避難所の開設<br>○余市署、余市消防署（消防団）と連携し、高齢者等の避難を誘導<br>○避難状況の把握<br>○情報収集の継続                                                                                     | ◆高齢者等避難、避難指示の伝達<br>○電話又はFAX<br>○北海道防災システムへの入力<br>○TV放送<br>○ラジオ放送<br>○エリアメール<br>○緊急速報メール<br>○広報車の巡回<br>○消防車の巡回<br>○公式LINE<br>○ホームページ<br>○個別訪問<br>危険な場所から高齢者等は避難<br>○避難の準備（高齢者以外）<br>○自主避難 |
| レベル4   | 氾濫危険水位<br>(レベル4水位)<br>(水位3.87m)                 | 【警戒レベル4相当情報】<br>洪水キキクルで「非常に危険」（うす紫）が出現し、一定の水位（避難判断水位3.76m）を越えた状態<br>または台風等が立退き避難が困難となる暴風雨を伴い接近・通過すること。 | 【警戒レベル4相当情報（洪水）】<br>氾濫危険情報<br>水防警報（指示）<br>後志総合振興局 地域政策課                                                                                          | ◆警戒レベル4相当情報入手（氾濫危険水位）<br>災害対策本部員会議等（避難指示発令）<br>判断基準（目安）<br>避難指示<br>○関係防災機関と連携し住民の避難誘導<br>○避難状況の把握（避難所の開設）<br>○避難者に対する支援<br>○情報収集の継続                                                                              | 危険な場所から全員避難<br>○立退き避難、又は屋内安全確保<br>○緊急安全確保<br>避難完了                                                                                                                                        |
| レベル5   | 越水・灌水発生<br>(水位4.28m)<br>計画高水位到達<br>(水位5.74m)    | 【警戒レベル5相当情報】<br>大雨特別警報（浸水害）                                                                            | 【警戒レベル5相当情報（洪水）】<br>氾濫危険情報<br>後志総合振興局 地域政策課<br>○破堤の恐れなど重大な事象が判明<br>○氾濫の発生及びその状況<br>○被災状況の把握                                                      | 緊急安全確保<br>○被災状況の把握<br>○住民の避難状況の把握<br>○避難者に対する支援の継続<br>○必要に応じ自衛隊の派遣を要請                                                                                                                                            | 命の危険直ちに安全確保<br>○未避難者の緊急危険<br>○屋内での安全確保（上層階への避難等）<br>避難指示等解除                                                                                                                              |

# 第 6 章 地震・津波 災害対策計画



## 第6章 目次表

### 第6章 地震・津波災害対策計画

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 第1節 地震・津波災害予防計画       | 6-1  |
| 1 町民の心構え              | 6-1  |
| 2 地震・津波に関する防災知識の普及    | 6-4  |
| 3 火災予防計画              | 6-4  |
| 第2節 地震・津波災害対策計画       | 6-5  |
| 1 災害対策本部等の設置          | 6-5  |
| 2 地震動警報等・津波警報等の種類及び内容 | 6-5  |
| 3 情報収集及び伝達            | 6-10 |
| 4 通信連絡対策              | 6-12 |
| 5 広報活動                | 6-12 |
| 6 避難対策                | 6-13 |
| 7 津波に関する対策            | 6-13 |
| 8 地盤の液状化現象に関する対策      | 6-15 |
| (参考資料) 気象庁震度階級関連解説表   | 6-16 |
| ・使用にあたっての留意事項         |      |
| ・人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況  |      |
| ・木造建物（住宅）の状況          |      |
| ・鉄筋コンクリート造建物の状況       |      |
| ・地盤・斜面等の状況            |      |
| ・大規模構造物への影響           |      |
| (参考資料) 緊急地震速報（警報）について | 6-19 |



## 第6章 地震・津波災害対策計画

地震災害が複合的、広域的災害であるという特殊性を有し、町民の生活全般に大きな影響を及ぼすことから、地震災害に的確、迅速に対処するため必要な事項について本計画で定める。

### 第1節 地震・津波災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、道、町及び防災関係機関は、災害対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

#### 1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、平成30年9月の北海道胆振東部地震等の経験を踏まえ、町民は自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する活動を行うことが必要である。

##### (1) 家庭における措置

###### ア 平常時の心得

- (ア) 地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所、連絡方法等を確認すること。
- (イ) がけ崩れ、津波に注意すること。
- (ウ) 建物の補強、家具の固定をすること。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
- (オ) 飲料水や消火器の用意をすること。
- (カ) 地域の防災訓練、防災講話、防災学習会等に積極的に参加すること。
- (キ) 隣近所と地震時の協力について話し合うこと。
- (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行うこと。

###### イ 地震発生時の心得

- (ア) 頭を保護し、頭上からの落下物、倒伏などから身を守り、適切に安全な場所に避難する。
- (イ) 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて慌てずに、まず身の安全を確保する。
- (ウ) その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火せず、揺れがおさまってから消火する。
- (エ) 慌てて戸外に飛び出さず、出口を開放し、避難が必要な場合は安全を確認の上戸外へ移動する。
- (オ) 海岸部等、海に近い地域にいる場合は、地震による津波の情報を入手する。不明な場合は津波が来襲すると認識して速やかに安全な場所に避難する。

(カ) 避難する際、狭い路地、塀のわき、崖、川べりに近寄らない。

(キ) 山崩れ（地すべり）、崖崩れに注意する。

(ク) 避難は徒歩を原則に持ち物はリュックサック等で携行し、両手は開放する。

(ケ) 情報は公的機関の発表する正しい情報を入手し、流言飛語に惑わされない。

## (2) 職場における措置

### ア 平常時の心得

(ア) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

(イ) 消防計画により避難訓練を実施すること。

(ウ) ロッカー等重量物の転倒防止、上部からの物品等の落下防止措置をとること。

(エ) 重要書類等の非常持出品を確認すること。

(オ) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

### イ 地震発生時の心得

(ア) 第一に自身の安全を確保する。

(イ) 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて慌てずに、まず自身の安全を確保する。

(ウ) 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。

(エ) 職場の消防計画等に基づき行動する。

(オ) 情報は公的機関の発表する正しい情報を入手し、流言飛語に惑わされない。

(カ) 近くの職場同士で協力し合う。

(キ) エレベーターの使用は避ける。

(ク) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また危険物車両等の運行は自粛すること。

## (3) 集客施設の利用時に取るべき措置

ア 揺れを感じたときは身の安全を確保し、特に頭を保護する。

イ 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。

ウ 慌てて出口・階段等に殺到しない。

エ 吊り下がっている照明等の下からは退避する。

## (4) 街など屋外でとるべき措置

ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。

イ ビルからの壁、看板、割れたガラス等の落下に備え、ビル等のそばから離れる。

ウ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

## (5) 運転者のとるべき措置

### ア 走行中の場合

(ア) 走行中に緊急地震速報を確認した場合は、後続の車両からの追突を避けるためハザードランプを点灯するなど注意喚起を行い、緩やかに道路の左側、路肩などに停止させる。

(イ) 走行中に大きな揺れを感じた際は、急ハンドル、急ブレーキを避け、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(ウ) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を入手し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

(エ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキー（エンジンキーを有しない車両についてはそれに類するもの。）はつけたままとして、窓は閉め、ドアはロックしないようにする。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないようにする。

イ 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、がれきの散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しない。

(6) 津波に対する心得

ア 町民

(ア) 津波が発生した際に影響をうけることが予想される地域に居住又は行動している場合は、地震が発生したら津波に関する公的な機関の信頼できる情報を入手する。

この際、津波の第一波は数十分で到達することを念頭において、不明な場合は津波が来襲するものとして速やかに、指定緊急避難場所等へ避難する。

指定緊急避難場所等へ避難する時間的余裕がない場合には、津波避難ビル、又はコンクリート製の堅牢な建物の可能な限り高層階等、できるだけ高い場所に避難する。

(イ) 指定緊急避難場所、津波避難ビル又は高台等の安全が確保できる場所に避難したら、公的な機関の発表する信頼できる警報・注意報解除の情報を入手するまで警戒を緩めることなくその場にとどまり、指定避難所への移動又は自宅等に戻ることをしないようにする。

特に流言飛語による根拠のない楽観的な情報には、人間の特性上、惑わされてしまう傾向があるので特に注意する。

イ 船舶関係者

(ア) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり行動する。

a 津波到達時間まで時間の余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

b 津波到達時間まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

(イ) 情報は公的機関の発表する正しい情報をラジオ、テレビ及び無線等から入手し流言飛語に惑わされない。

(ウ) 津波は繰り返し来襲するので、警報・注意報解除まで警戒を緩めず港湾等には近づかない。

ウ 漁業地域関係者

(ア) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

(イ) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一時避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

(ウ) 避難判断は独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

## 2 地震・津波に関する防災知識の普及

### (1) 防災業務従事者への周知

防災業務に従事する職員等関係者に対して、地震・津波災害に関する知識の周知徹底を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

### (2) 町民への普及・啓発

町民に対しては、次により防災知識の普及・啓発を図るものとする。

#### ア 普及方法

(ア) 防災訓練の実施及び防災関連行事の開催

(イ) 町ホームページ、SNS（余市町LINE公式アカウント）の活用

(ウ) 広報誌への掲載

(エ) パンフレット等の配布

(オ) 防災講話、防災学習会等の開催

#### イ 啓発内容

(ア) 防災計画の内容

(イ) 過去の災害例

(ウ) 地震情報、緊急地震速報、津波警報・注意報、津波情報の内容

(エ) 平素の心得

(オ) 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得

(カ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常用持出品の準備

(キ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止

(ク) 災害情報の正確な入手方法

(ケ) 要配慮者への配慮

(コ) その他必要な事項

## 3 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

### (1) 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、消防機関は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱い及び耐震自動消火装置付の器具等を使用するよう指導を強化する

### (2) 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町及び消防機関は、地域及び職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

ア 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の正しい取扱い方法を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

イ 宿泊施設、商業施設、病院等医療施設など一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、設備点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### (3) 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

ア 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

イ 消防用設備等の点検及び適正な維持管理の指導を強化する。

## 第2節 地震・津波災害対策計画

地震・津波による災害に迅速かつ的確に対処するための応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 1 災害対策本部等の設置

町長は、地震による災害が発生し、又は津波来襲のおそれがある場合、第4章第1節「非常配備体制の配備基準」により定める設置基準に基づき、災害対策本部等を設置し、防災関係機関と緊密な連携のもとに応急対策を実施する。

### 2 地震動警報等・津波警報等の種類及び内容

#### (1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域、または長周期地震動3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4以上の大きさの地震動が予想される場合は、緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）を特別警報に位置付けられる。

#### (2) 津波警報等の種類及び内容

##### ア 津波警報等の種類

##### (ア) 大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

##### (イ) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

##### (ウ) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

##### イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等の発表時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

## 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| 津波警報等の種類        | 発表基準                                                     | 発表される津波の高さ                     |            | 想定される被害と取るべき行動                                                                     |
|-----------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|                 |                                                          | 数値での発表<br>(津波の高さの予想の区分)        | 巨大地震の場合の発表 |                                                                                    |
| 大津波警報<br>(特別警報) | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合                            | 10m超<br>(10m<予想される津波の最大波の高さ)   | 巨大         | 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。     |
|                 |                                                          | 10m<br>(5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) |            |                                                                                    |
|                 |                                                          | 5m<br>(3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)   |            |                                                                                    |
| 津波警報            | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合                       | 3m<br>(1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)   | 高い         | 標高の低い所では津波が遅い、浸水被害が発生する。人はル並みによる流れに巻き込まれる。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。 |
| 津波注意報           | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m<br>(0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m) | (表記しない)    | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。<br>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。          |

## (3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

|      | 情報の種類                     | 発表内容                                                                                                            |
|------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津波予報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表<br>[発表される津波の高さの値は、(2)のイの(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照] |
|      | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報    | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表                                                                                          |
|      | 津波観測に関する情報(※1)            | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表                                                                                              |
|      | 沖合の津波観測に関する情報(※2)         | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)                                                    |
|      | 津波に関するその他の情報              | 津波に関するその他必要な事項を発表                                                                                               |

## (※1) 津波観測に関する情報

## 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 発表内容                         |
|-------------|------------|------------------------------|
| 大津波警報を發表中   | 1m超        | 数値で発表                        |
|             | 1m以下       | 「観測中」と発表                     |
| 津波警報を發表中    | 0.2m以上     | 数値で発表                        |
|             | 0.2m未満     | 「観測中」と発表                     |
| 津波注意報を發表中   | (すべての場合)   | 数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現） |

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を發表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## (※2) 沖合の津波観測に関する情報

## 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

| 津波警報等の発表状況                                                                                                        | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------|
| 大津波警報を發表中                                                                                                         | 3m超           | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表         |
|                                                                                                                   | 3m以下          | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波警報を發表中                                                                                                          | 1m超           | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表         |
|                                                                                                                   | 1m以下          | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波注意報を發表中                                                                                                         | (すべての場合)      | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表         |
| 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応づけが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 |               |                                |

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

## ○ 津波情報を利用するにあたっての留意事項

## ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

## ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

## ③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

## ④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

## (4) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)

| 発表される場合の基準           | 内 容                                                                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 0.2m 未満の海面変動が予想されたとき | 高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表                      |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

## (5) 地震に関する情報の種類と内容

## ア 地震に関する情報

| 地震情報の種類        | 発表基準                                                                                            | 内 容                                                                                                                                                                                |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報           | ・震度 3 以上                                                                                        | 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報                                                                                                                         |
| 震源に関する情報       | ・震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）                                                               | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表                                                                                                        |
| 震源・震度情報        | ・震度 1 以上<br>・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された場合<br>・緊急地震速報（警報）発表時                                     | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表、それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表                                     |
| 各地の震度に関する情報    | ・震度 1 以上                                                                                        | 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表<br>地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震についてはその発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合                                                          | 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分程度で 1 回発表）                                                                                              |
| 遠地地震に関する情報     | ・マグニチュード 7.0 以上<br>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合<br>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。 | 国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表                                                                                           |
| その他の情報         | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など                                                                  | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表                                                                                                                                 |
| 推計震度分布図        | ・震度 5 弱以上                                                                                       | 観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表                                                                                                                                |

| 解説資料等の種類     | 発表基準                                                                                                          | 内 容                                                                                                                                         |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震解説資料（速報版）※ | 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表。<br>・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時<br>・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） | 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料                                                           |
| 地震解説資料（詳細版）  | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表。<br>・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時<br>・北海道で震度5弱以上を観測<br>・社会的に関心の高い地震が発生  | 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 |
| 地震活動図        | ・定期（毎月初旬）                                                                                                     | 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料                                                                 |
| 週間地震概況       | ・定期（毎週金曜）                                                                                                     | 防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度など取りまとめた資料                                                                                                         |

(7) 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

ア 震央地名

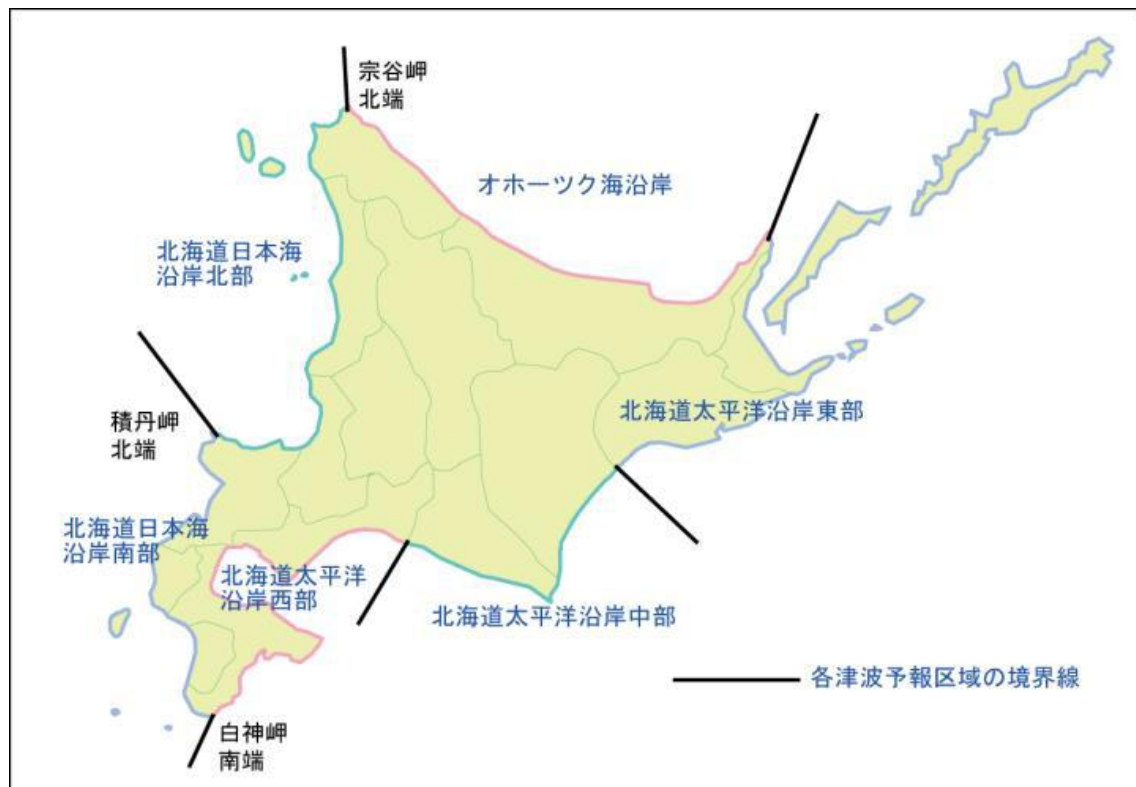


イ 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

1 緊急地震速報で用いる区域等の名称



ウ 津波予報区



3 情報収集及び伝達

(1) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協

会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

## （2）避難指示

津波警報及び津波注意報が発せられたとき、又は海面監視により異常現象を発見したときは、町長は直ちに住民に対し、避難指示を行うとともに、その周知徹底を図るものとする。津波警報等の伝達にあたっては、広報車やサイレン等多様な手段を活用して行うものとする。なお、避難指示の発令基準は、概ね次の条件とする。

ア 報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により津波警報の通知を受けた場合

イ 強い地震を感じたとき（概ね震度5弱以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

ウ 気象業務法施行令第8条の規定により自ら災害に関する警報をした場合

## （3）異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

また、通報を受けた町長は速やかに後志総合振興局及び札幌管区気象台及び関係機関団体等に通報するものとする。

ア 異常気象

（ア）地震に関する事項

頻発地震、異常音響及び地変

（イ）水象に関する事項

異常潮位又は異常波浪

イ 通報系統

第4章第3節「情報の収集・伝達及び報告」による。

## （4）道（国（消防庁経由）を含む）への被災状況等の報告

ア 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告するものとする。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告するものとする。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 町は、119番通報の殺到状況時にはその状況等を、道及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国への報告に努める。

エ 町は、発災後の次の情報等について報告することに留意する。

（ア）災害の状況及び応急対策の概要

発災後速やかに通報

(イ) 災害対策本部の設置の有無

災害対策本部等を設置したとき直ちに通報

(ウ) 被害の概要及び応急復旧の見通し

被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

(エ) 被害の確定報告

被害状況が確定したとき。

ウ 道及び国への被害状況の報告については、第4章第3節「情報の収集・伝達及び報告」の定めるところによる。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常の報告先】

| 時 間 帯             |       | 平日（9：30～18：15）   | 平日（左記時間帯以外）・休日             |
|-------------------|-------|------------------|----------------------------|
| 報 告 先             |       | 消防庁応急対策室         | 消防庁宿直室<br>(消防防災・危機管理センター内) |
| N T T回線           | 電 話   | 03-5253-7527     | 03-5253-7777               |
|                   | F A X | 03-5253-7537     | 03-5253-7553               |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク※ | 電 話   | 048-500-90-49013 | 048-500-90-49102           |
|                   | F A X | 048-500-90-49033 | 048-500-90-49036           |

※北海道総合行政情報ネットワーク電話機で通話可能

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

| 報 告 先             |       | 消防庁災害対策本部・情報集約班<br>(消防防災・危機管理センター内) |
|-------------------|-------|-------------------------------------|
| N T T回線           | 電 話   | 03-5253-7510                        |
|                   | F A X | 03-5253-7553                        |
| 地域衛星通信<br>ネットワーク※ | 電 話   | 048-500-90-49175                    |
|                   | F A X | 048-500-90-49036                    |

※北海道総合行政情報ネットワーク電話機で通話可能

#### 4 通信連絡対策

地震災害に対し、効果的な応急対策を実施するために必要な情報収集伝達を迅速かつ正確に行うものとする。その方法は、第4章第5節「災害通信計画」に定めるところによるものとする。

#### 5 広報活動

広報活動については、第4章第4節「災害広報計画」によるほか、次によるものとする。

(1) 広報の準備

広報車等の諸設備は、緊急時においても直ちに出勤できるよう、平常時から点検整備を行い、初動広報の万全を期するものとする。

(2) 広報内容

広報内容の主たるものは、次のとおりとする。

ア 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）

イ 避難について（高齢者等避難、避難指示の状況、指定避難所の位置、経路等）

ウ 交通・通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

エ 火災状況（発生箇所、避難等）

オ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

- カ 医療救護所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ケ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

## 6 避難対策

### （1）避難指示

町長は、地震の発生に伴う災害により住民に危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、第4章第6節「避難、救助、救出及び救護計画」に定めるところにより、速やかに避難先を明示して避難のための指示を行うものとする。

なお、指定避難所の開設については、各施設の安全を確認のうえ行うものとする。

### （2）指定避難所の運営

指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。町は、避難者の状況を早期に把握し、指定避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシー確保等に配慮するものとする。

また、町は指定避難所の運営に関して住民組織等の協力を得るものとする。

## 7 津波に関する対策

津波警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策に関しては、次のとおりとする。

### （1）津波情報等の収集に関する対策

ア 防災関係機関は、地震を感じた場合は、即時にテレビ、ラジオの聴取体制を確立し、的確な情報収集に努めるものとする。

イ 町は、気象台の発表する津波予報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、潮位観測など海面の監視並びに警戒にあたり、異常発見に努めるものとする。

津波に関する状況の把握には経済対策班があたり、余市消防署、余市消防団、余市郡漁業協同組合等の協力を得て的確な情報収集を行うものとする。監視にあたっては、避難時間を確保した上で安全な場所から監視を行うものとする。

ウ 各対策班は、強い地震により所管する関係施設の損壊が予想される場合は、直ちに職員を関係施設に派遣し、巡回調査を実施するものとする。

### （2）津波情報等の伝達に関する対策

ア 町及び各防災関係機関は、津波予報及び海面監視情報等を早期に掌握し、広報車、消防車、鐘、サイレン等により、各沿岸地域、河川流域周辺を重点として、迅速、的確な情報伝達活動を実施し、テレビ、ラジオ及び町からの情報に注意するよう呼びかけるものとする。

## ○鳴鐘、サイレン等による標識

(予報警報標識規則 別表第1 (第3条関係) 及び別表第2 (第4条関係))

| 標識の種類                 | 標 識               |                                                        |
|-----------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|
|                       | 鐘 音               | サイレン                                                   |
| 津波注意報標識               | (3点と2点の斑打)<br>    | サイレン 10秒      サイレン 10秒<br><br>(2秒休止)                   |
| 津波警報標識                | (2点)<br>          | サイレン 5秒      サイレン 5秒<br><br>(6秒休止)                     |
| 大津波警報標識               | (連点)<br>          | サイレン 3秒      サイレン 3秒      サイレン 3秒<br><br>(2秒休止) (2秒休止) |
| 津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識 | (1点2個と2点との斑打)<br> | サイレン 10秒      サイレン 約1分<br><br>(3秒休止)                   |

※鳴鐘、サイレン吹鳴の反復は適宜とする。

イ 津波情報の伝達にあたり、津波の発生、襲来が確実視された場合は、規模の大小に拘わらず、海浜及び河川周辺からの早期退避を併せて呼びかけるものとする。

## (3) 避難指示に関する対策

ア 町は、津波注意報が発表された場合は、潮位の測定及び海面監視を行い、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、地域住民に対して避難に関する必要な措置をとるとともに、海浜及び河川の遊客（釣人、遊泳者等）に対する避難の伝達を行うものとする。

イ 町は、津波警報が発表された場合は、時機を失することなく、直ちに沿岸地域住民に対し、広報車、消防車、口頭等あらゆる方法により避難指示の伝達を行うものとする。

ウ 避難指示にあたっては、津波警報の内容、海面の状態、地震による護岸等の損壊状況等から総合的に判断し、沿岸の要避難地域を優先的に行うものとする。なお、避難先については、第4章第6節「避難、救助、救出及び救護計画」に定める指定緊急避難場所を指定するものとする。

エ 前各項の伝達は、町内区会及び余市郡漁業協同組合等の協力を得て、組織的に行うものとする。

オ 津波警報等の情報が入手できない場合も、覚知した震度に応じ避難指示を行うものとする。

## (4) 避難指示の発令基準

| 避難指示                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表                                                                                                                                                                                                                                     |
| 2 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合                                                                                                                                                                           |
| <p>※遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報</p> <p>我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁から津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。</p> |

## 8 地盤の液状化現象に関する対策

道、町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し効果的な液状化対策を推進する。

(平成21年3月31日改定)

○ 使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の1階に設置した震度計による観測値です。  
この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また中高層建物の上層階では一般に地表よりも揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用 語                      | 意 味                                                                        |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| まれに<br>わずか<br>大半<br>ほとんど | 極めて少ない。めったにない。<br>数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。<br>半分以上。ほとんどよりは少ない。<br>全部ではないが、全部に近い |
| が(も)ある、が(も)いる            | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないが、その数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用                   |
| 多くなる                     | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。                                              |
| さらに多くなる                  | 上記の「多くなる」と同じ意味、下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用                                 |

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震 度<br>階 級 | 人の体感・行動                                                     | 屋内の状況                                             | 屋外の状況                            |
|------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------|
| 0          | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。                                      | —                                                 | —                                |
| 1          | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。                             | —                                                 | —                                |
| 2          | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。                | 電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。                              | —                                |
| 3          | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。                               | 電線が少し揺れる。                        |
| 4          | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。            | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |

| 震度階級 | 人の体感・行動                                                 | 屋内の状況                                                                                      | 屋外の状況                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 弱  | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。                               | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがある。道路に被害が生じることがある。                                        |
| 5 強  | 大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。                   | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちる物が多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。                                | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6 弱  | 立っていることが困難になる。                                          | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。                                                  | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。                                                              |
| 6 強  | 立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにも翻弄され動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。                                                             | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。                                     |
| 7    |                                                         | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。                                                         | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。                                  |

## ○ 木造建物（住宅）の状況

| 震度階級 | 木造建物（住宅）                     |                                                                          |
|------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|      | 耐震性が高い                       | 耐震性が低い                                                                   |
| 5 弱  | —                            | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。                                                |
| 5 強  | —                            | 壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。                                                   |
| 6 弱  | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。    | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6 強  | 壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。       | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。                               |
| 7    | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。                                                     |

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね1981（昭和56）年以前は耐震性が低く、1982（昭和57）年以降は耐震性が高い傾向がある。しかし構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。2008（平成20）年岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度階級 | 鉄筋コンクリート造建物                                                |                                                                   |
|------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|      | 耐震性が高い                                                     | 耐震性が低い                                                            |
| 5 強  | —                                                          | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                                      |
| 6 弱  | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。                               | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                         |
| 6 強  | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。                                  | 壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。<br>1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7    | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。<br>1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。<br>1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。      |

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいもののほど耐震性が高い傾向があり、概ね1981(昭和56)年以前は耐震性が低く、1982(昭和57)年以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ○ 地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 地盤の状況                | 斜面等の状況                              |
|------|----------------------|-------------------------------------|
| 5 弱  | 亀裂※1や液状化※2が生じることがある。 | 落石や崖崩れが発生することがある。                   |
| 5 強  |                      |                                     |
| 6 弱  | 地割れが生じることがある。        | 崖崩れや地すべりが発生することがある。                 |
| 6 強  | 大きな地割れが生じることがある。     | 崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊※3が発生することがある。 |
| 7    |                      |                                     |

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(参考資料6) ライフライン・インフラ等への影響

|                |                                                                                                                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガス供給の停止        | 安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。<br>さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。※                                                           |
| 断水、停電の発生       | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※                                                                                                                             |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる)                                                                |
| 電話等通信の障害       | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(輻輳)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害発生時に、通信事業者により、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止      | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。                                                                                      |

※ 震度6弱程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。(余市町は、ガス供給についてプロパンガスによる戸別供給のため、この限りではない。)

## ○ 大規模構造物への影響

|                       |                                                                                      |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 石油タンクのスロッシング          | 長周期地震動※により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり火災などが発生したりすることがある。       |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 |

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間が長くなることがある。

## (参考資料) 緊急地震速報(警報)について

## 1 緊急地震速報(警報)とは

## (1) 緊急地震速報のしくみ

- ・地震が発生すると、震源からは揺れが波となり地面を伝わる。これを地震波という。
- ・地震波にはP波とS波があり、P波の方がS波より早く伝わる特質があり、強い揺れによる被害をもたらすS波はあとから伝わってくる。
- ・地震波の伝わる速度の差を利用して、先に伝わるP波を検知した段階でS波が伝わってくる前に危険を知らせるもの。

## (2) 緊急地震速報の特性

- ・緊急地震速報は、地震が発生してから、その揺れを検知し、解析して発表する情報であり、一般的に、緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、数秒から長く数十秒程度と極めて短く、場合によっては緊急地震速報が強い揺れの到達に間に合わないこともある。

## (3) 緊急地震速報の入手方法

気象庁が、平成19年10月1日から、一般向けに提供を開始

- ア テレビやラジオによる放送
- イ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)
- ウ 携帯電話 等

## 2 緊急地震速報の発表条件と対象地域

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| 発 表 条 件 | 震度5弱以上を予測した場合<br>または<br>長周期地震振動階級3以上を予測した場合 |
| 対 象 地 域 | 震度4以上を予測した地域<br>または<br>長周期地震動階級3以上を予想した地域   |

※令和5年2月以降、最大震度5弱以上を予測した場合に加え、長周期震度階級3以上を予想した場合にも発表

## 3 長周期地震動とは

大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れを長周期地震動といい、震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたり大きく揺らすことがある。

| 階 級 | 揺れの状況                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4   | ○立っていることができず、這わないと動くことができない揺れに翻弄される。<br>○キャスター付き家具等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある。                 |
| 3   | ○立っていることが困難になる。<br>○キャスター付き家具が大きく動く。固定していない家具が移動することもあり、不安定なものは倒れることがある。                                      |
| 2   | ○室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらな<br>いと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。<br>○キャスター付き家具等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落<br>ちることがある。 |
| 1   | ○室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。<br>○ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる                                                          |



# 第7章 原子力災害対策 計 画



## 第7章 目次表

## 第7章 原子力災害対策計画

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 第1節 総 則                          | 7-1  |
| 1 計画の目的                          | 7-1  |
| 2 計画の性格                          | 7-1  |
| 3 計画の基本方針                        | 7-1  |
| 4 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲         | 7-1  |
| 5 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 | 7-2  |
| 6 原子力災害に至らない事故への対応               | 7-2  |
| 7 防災関係機関の事務又は業務の大綱               | 7-3  |
| 第2節 原子力災害事前対策                    | 7-5  |
| 1 泊発電所における予防措置の責務                | 7-5  |
| 2 原子力防災体制の整備                     | 7-5  |
| 3 長期化に備えた動員体制の整備                 | 7-6  |
| 4 緊急事態応急対策拠点施設の整備等               | 7-6  |
| 5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携             | 7-6  |
| 6 放射性物質による環境汚染への対処のための整備         | 7-6  |
| 7 避難収容活動体制の整備                    | 7-7  |
| 8 通信連絡体制の整備                      | 7-8  |
| 9 緊急時モニタリング活動協力体制の整備             | 7-9  |
| 10 原子力災害医療活動協力体制の整備              | 7-9  |
| 11 防災資機材の整備                      | 7-9  |
| 12 防災対策資料の整備                     | 7-9  |
| 13 原子力防災に関する知識の普及と啓発             | 7-9  |
| 14 防災業務関係者の人材育成                  | 7-10 |
| 15 原子力防災訓練の実施                    | 7-10 |
| 第3節 緊急事態応急対策                     | 7-11 |
| 1 緊急事態の区分、内容                     | 7-11 |
| 2 事故状況等の把握及び通報連絡                 | 7-11 |
| 3 一般通信回線が使用できない場合の対処             | 7-13 |
| 4 防護措置決定の流れ                      | 7-13 |
| 5 各事態における応急活動体制と活動内容             | 7-13 |
| 6 防護措置を実施する応急活動体制と活動内容           | 7-17 |
| 7 広報及び指示伝達                       | 7-17 |
| 8 緊急時モニタリング活動                    | 7-18 |
| 9 安定ヨウ素剤の服用                      | 7-18 |
| 10 飲食物の摂取制限                      | 7-18 |
| 11 救急医療体制                        | 7-18 |
| 12 防災業務関係者の防護対策                  | 7-19 |
| 13 緊急輸送活動及び必需物資の調達               | 7-19 |

|    |                           |      |
|----|---------------------------|------|
| 14 | 生活必需物資の調達                 | 7-20 |
| 15 | 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 | 7-20 |
| 16 | 感染症対策                     | 7-20 |

|     |                                 |      |
|-----|---------------------------------|------|
| 第4節 | 退避等措置計画                         | 7-20 |
| 1   | 防護対策の実施                         | 7-21 |
| 2   | 緊急事態区分を判断するEALの枠組みに基づく防護対策の実施基準 | 7-21 |
| 3   | OILに基づく防護措置                     | 7-22 |

|     |                           |      |
|-----|---------------------------|------|
| 第5節 | 原子力災害中長期対策                | 7-31 |
| 1   | 緊急事態解除宣言後の対応              | 7-31 |
| 2   | 現地事後対策連絡会議の出席等            | 7-31 |
| 3   | 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 | 7-31 |
| 4   | 放射性物質による環境汚染への対処          | 7-31 |
| 5   | 各種制限措置等の解除                | 7-31 |
| 6   | 損害賠償の請求等に必要な資料の作成         | 7-31 |
| 7   | 被災者等の生活再建等の支援             | 7-32 |
| 8   | 風評被害等の影響の軽減               | 7-32 |
| 9   | 被災中小企業等に対する支援             | 7-32 |
| 10  | 心身の健康相談体制の整備              | 7-32 |
| 11  | 物価の監視                     | 7-32 |
| 12  | 原子力事業者の災害復旧対策             | 7-33 |

|     |                          |      |
|-----|--------------------------|------|
| 別添1 | 「緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」 | 7-35 |
| 別添2 | 「OILと防護措置について」           | 7-38 |

## 第7章 原子力災害対策計画

### 第1節 総 則

#### 1 計画の目的

この計画は、基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社が設置する泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生じる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策について、道、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災対策に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって町民等の安全を図ることを目的とする。

なお、この計画は、放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

#### 2 計画の性格

この計画は、基本法第40条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「北海道地域防災計画」の「原子力防災計画編」及び原災法第6条の2第1項に規定する「原子力災害対策指針」に基づくとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図った上で作成したものである。

また、この計画は基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）等の変更により修正の必要があると認めた場合はこれを修正するものとする。

#### 3 計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

この計画においては、原子力災害の特殊性に鑑み、町民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、万が一の原子力災害に備えて迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。

#### 4 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

北海道地域防災計画（原子力防災計画編）によると、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心としておおむね半径5キロメートル圏の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）とおおむね半径30キロメートル圏の緊急防護措置を準備する区域（UPZ）とされていて、本町は、原子力災害に関する地域防災計画を作成すべき町村とされている。

これにより、泊発電所から半径30キロメートル圏外を含めた町内全域を「原子力災害対策重点区域」とする。

## 5 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### (1) 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、U P Zにおいては、確率的影響のリスクを低減するため、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

- ・情報収集事態（泊村（所在村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて（別添1）

※E A L：緊急時活動レベル（原子力施設等の状態に基づく緊急事態の判断基準）

注）原災法が改正されるまで、本計画では、次のとおり原子力災害対策指針で定める緊急事態区分等の用語を使用する。

| 緊急事態区分               | 原災法等の用語                     |
|----------------------|-----------------------------|
| 警戒事態 E A L (A L)     | 警戒事象                        |
| 施設敷地緊急事態 E A L (S E) | 特定事象（原災法第10条）               |
| 全面緊急事態 E A L (G E)   | 原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条） |

※（AL）=Alert、（SE）=Site area Emergency、（GE）=General Emergency

### (2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、空間放射線量率等に基づく防護措置の実施基準であるO I L（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

O I Lと防護措置について（別添2）

## 6 原子力災害に至らない事故への対応

道は、原子力災害に至らない事故についても、住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時から放射線監視体制を整備するとともに原子力事業者と自治体との協定などに基づく原子力事業者からの異常時における連絡があった場合、関係町村や原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、町は、周辺住民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

## 7 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町、北後志消防組合、道、札幌方面余市警察署、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者の防災関係機関が処理すべき原子力災害に関する事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

| 名 称              | 事務又は業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 余 市 町            | 1 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。<br>2 防災業務関係者に対する研修に関すること。<br>3 原子力防災訓練の実施に関すること。<br>4 通信連絡設備の整備に関すること。<br>5 防災資機材の整備に関すること。<br>6 防災対策資料の整備に関すること。<br>7 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。<br>8 原子力災害警戒本部の設置に関すること。<br>9 原子力災害対策本部の設置に関すること。<br>10 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。<br>11 町民等に対する広報及び指示伝達に関すること。<br>12 町民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。<br>13 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。<br>14 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。<br>15 放射性物質に汚染された物資の除去及び除染作業に対する協力に関すること。<br>16 各種制限措置の解除に関すること。<br>17 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。<br>18 業務継続計画の作成、運用に関すること。                                                                                                                                               |
| 余 市 町<br>教育委員会   | 1 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること。<br>2 退避等に係る公立学校施設の使用に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 北 後 志<br>消 防 組 合 | 1 町民等に対する広報、退避の誘導等に関すること。<br>2 傷病者の救急搬送に関すること。<br>3 消防職（団）員に対する原子力防災の教育訓練に関すること。<br>4 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。<br>5 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 北 海 道            | 1 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。<br>2 防災業務関係者に対する研修に関すること。<br>3 原子力防災訓練の実施に関すること。<br>4 通信連絡設備の整備に関すること。<br>5 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。<br>6 原子力災害医療設備等の整備に関すること。<br>7 防災資機材の整備に関すること。<br>8 防災対策資料の整備に関すること。<br>9 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。<br>10 原子力災害警戒本部の設置に関すること。<br>11 災害対策本部の設置に関すること。<br>12 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。<br>13 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること。<br>14 緊急時モニタリングに関すること。<br>15 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。<br>16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること。<br>17 原子力災害医療活動に関すること。<br>18 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。<br>19 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。<br>20 各種制限措置の解除に関すること。<br>21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。<br>22 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。 |
| 札幌方面<br>余市警察署    | 1 町民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。<br>2 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること。<br>3 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

(つづき)

| 名 称                      | 事務又は業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 衛 隊                    | 1 緊急時モニタリングの支援に関すること。<br>2 被害状況等の把握に関すること。<br>3 避難の救助に関すること。<br>4 行方不明者等の捜索・救助に関すること。<br>5 消防活動に関すること。<br>6 救護に関すること。<br>7 人員及び物資の緊急輸送に関すること。<br>8 避難退域時検査等に関すること。<br>9 生活支援等その他災害応急救援活動に関すること。                                                                                                                                                                                                       |
| 小樽海上保安部                  | 1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。<br>2 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。<br>3 避難者の海上輸送に関すること。<br>4 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 小樽開発建設部<br>小樽道路事務所       | 国道の通行確保に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 石狩森林管理署<br>余市森林事務所       | 国有林野の山地災害対策に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 札幌管区气象台                  | 1 気象情報の把握及び通報連絡に関すること。<br>2 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 北海道農政事務所                 | 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 北海道総合通信局                 | 1 通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。<br>2 非常通信協議会の運営に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 北海道旅客鉄道株式会社（余市駅）         | 救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 日本郵便株式会社（余市郵便局）          | 1 郵便輸送及び郵便業務運営の確保に関すること。<br>2 郵便の非常取扱に関すること。<br>3 郵便局の窓口を利用した広報活動に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 東日本電信電話株式会社（北海道事業部災害対策室） | 電気通信の確保に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 東日本高速道路株式会社北海道支社         | 高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他管理を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 余市医師会                    | 医療救護に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 公共的団体                    | 余市郡漁業協同組合、余市町農業協同組合、学校法人及び医療法人等の公共的団体及び防災上重要な施設管理者は原子力災害時には防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 北海道電力株式会社                | 1 泊発電所の防災体制の整備に関すること。<br>2 泊発電所の災害予防に関すること。<br>3 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。<br>4 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。<br>5 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。<br>6 防災資機材の整備に関すること。<br>7 防災対策資料の整備に関すること。<br>8 被害状況等の把握及び情報の提供に関すること。<br>9 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。<br>10 泊発電所施設内の応急対策に関すること。<br>11 緊急時モニタリングの実施に関すること。<br>12 避難退域時検査等の実施に関すること。<br>13 道、町及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。<br>14 汚染の除去等に関すること。<br>15 災害復旧に関すること。 |

## 第2節 原子力災害事前対策

この節は、基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 1 泊発電所における予防措置の責務

#### (1) 泊発電所における安全確保

原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び自治体との協定等を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により町民等に影響が及ぶことがないように安全確保を図るものとする。

#### (2) 泊発電所における防災体制の確立

原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、原子力事業者防災業務計画の作成をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。

### 2 原子力防災体制の整備

#### (1) 余市町防災会議

余市町防災会議は、原子力防災に関する計画を検討し、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。

#### (2) 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議

道及び泊村(所在村)は、原災法第7条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、その計画を修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し、協議を開始するものとする。この場合、道は直ちに泊村(所在村)を除く関係町村(以下「関係周辺町村」という。)に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺町村の意見を聴き原子力事業者との協議に反映させるものとする。

町は、泊発電所原子力事業者防災業務計画の修正について、自らの地域防災計画と整合性を保つなどの観点から意見を申し出るものとする。

#### (3) 原子力防災要員等の届出の受理

町は、原子力事業者が原災法第8条、第9条及び第11条の規定に基づき道に対し届出をした次に掲げる書類について、道からそれらの写しの送付を受けて、泊発電所の防災体制を把握するものとする。

ア 原子力防災組織の原子力防災要員の現況

イ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出

ウ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況

#### (4) 泊発電所に関する安全確保

道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体の協定に基づき異常時における連絡があった場合は、その事故の状況を踏まえ、本町を含む関係町村や原子力防災専門官、上席放射線防災専門官等と連携し、環境放射線モニタリング体制の強化など必要な措置を講ずるものとする。

また、原子力事業者は、平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。

(5) 広域的な応援体制の整備

ア 防災関係機関相互の連携

町は、道、関係市町村及び防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し緊密な連携を図るものとする。

イ 広域的な活動協力体制

町は、原子力防災対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ高度かつ専門的な知識を必要とすることから、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

(6) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

北後志消防組合消防本部は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時における「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるように日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制等の整備に努めるものとする。

(7) 自衛隊活動拠点

町は、道と協力し、原子力災害時において自衛隊の活動が円滑に行われるよう、活動拠点（ヘリポート、港湾等を含む。）の確保などを行うものとする。

3 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、道及び関係町村、関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

4 緊急事態応急対策拠点の整備等

(1) 町は、国、道及び関係町村、原子力事業者と連携して、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策等拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するよう努めるものとする。

(2) 町は、国、道及び関係町村、原子力事業者と平常時より協力し、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持及び管理するものとする。

(3) 町は、国、道及び関係町村、原子力事業者と連携して、オフサイトセンターが使用不能の場合において、寿都町総合文化センター及び喜茂別町農村環境改善センターを代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保しておくものとする。

なお、事態の進展や複合災害の状況等によっては、必要に応じて北海道後志総合振興局又は北海道庁をオフサイトセンターの代替として活用するものとする。

5 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、道と連携を図るものとする。

6 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

町は国、道、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚

染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された物の保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。

## 7 避難収容活動体制の整備

### （1）避難所等の確保等

#### ア 避難所の確保

町は、避難が長期化することを想定し、避難所における良好な生活環境の維持に努めるとともに、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮し、道の支援を受けて旅館又はホテル等を避難所として確保するものとする。

また、町は、道の協力のもと、避難所となる旅館又はホテル等と受入れに係る協定等を締結するなど、避難体制の整備に努めるものとする。

#### イ 一時滞在場所の確保

町は、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要とされる場合に備え、札幌市スポーツ交流施設コミュニティドーム「つどーむ」（札幌市東区栄町885番地1、電話 011-784-2106）において、一時滞在場所の設置や避難者の受入れができるよう札幌市東区役所（総務企画課）と、連携し、具体的な避難・受入方法の手順等を定めるよう努めるものとする。

#### ウ 仮設住宅の建設に向けた整備

町は、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能性を把握するなど道が行う供給体制の整備に協力するものとする。

#### エ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、国、道及び関係町村と連携し、町民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど、避難誘導資機材等の整備に努めるものとする。

#### オ 指定避難所における屋内退避

町は、原子力災害と同時に発生した地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、町内の指定避難所において屋内退避を実施させるものとし、町内の指定避難所の利用が困難な場合、道に対し、隣接する市町村の避難所等の利用について調整を要請するものとする。

#### カ 物資の備蓄

町は、道と連携し、指定避難所における屋内退避の用に供するため、避難生活に必要な物資等の備蓄については、第3章「災害時備蓄計画」によるものとする。

### （2）要配慮者等に対する配慮

ア 町は、要配慮者及び一時滞在者（以下「要配慮者等」という。）への対応を強化するため、防護措置の実施にあたっては、原子力災害の特殊性に留意し、次の事項について十分配慮するものとする。

（ア）要配慮者等を適切に避難誘導し安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

（イ）要配慮者等に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

（ウ）避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制を整備する。

（エ）放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒の避難について十分配慮する。

（オ）災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する

介護保険施設、障害者支援施設等と同種若しくは類似の施設等に避難先が確保できるよう、当該施設等に対して、施設等間における利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

イ 町は、道の協力のもと要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に対する情報伝達体制や避難誘導体制を整備するとともに、個別計画の策定等に努めるものとする。

ウ 病院等医療機関は、道及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。なお、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法について定めておくものとされている。

エ 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設等の管理者は、道及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとし、特に入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備を図るものとする。

### (3) 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設は、道及び町と連携し、原子力災害時における児童、生徒及び学生の安全を確保するために、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法についての避難計画を作成するものとする。

### (4) 観光客等の安全確保体制の充実

町は、道と連携して、原子力災害対策重点区域内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者（以下「観光客等」という。）の安全が確保されるよう宿泊事業者や観光事業者（以下「宿泊事業者等」という。）に対し、原子力災害時の対応を取りまとめた「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」を周知するほか、研修会の開催や防災訓練の実施、多言語対応の動画・パンフレットなど啓発用資料の作成・配布等により、原子力災害時の対応等について、宿泊事業者等や国際協力団体等への普及啓発を進め、観光客等の安全確保体制の充実を図るものとする。

### (5) 町民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避及び避難のための立退きの指示等を行った場合において、町民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制を整備するものとする。なお、町民等の避難状況を確実に確認するため、町が指定した避難所以外に避難する場合があることに留意する。

### (6) 避難所・避難方法等の周知

町は、避難所、避難退域時検査場所、避難方法（バス等で避難する場合の集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）及び屋内退避の方法について、日頃から町民等への周知徹底を図るものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずることもあることを併せて周知するものとする。

## 8 通信連絡体制の整備

### (1) 道、町及び関係町村等の通信連絡体制の整備

道、町、関係町村及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時より情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、多様な情報発信手段に

よる通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努めるものとする。

また、複合災害に備え、有線系・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど、災害に強い通信連絡体制の充実強化を図るものとする。

## (2) 町民等に対する情報伝達体制の整備

道及び町は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、町民の安全確保のための情報を含め、情報伝達について第4章第4節「災害広報計画」によるものとするほか、町民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置などについてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。

## 9 緊急時モニタリング活動協力体制の整備

町は、道が実施する緊急時モニタリング活動に協力するため、モニタリング要員の派遣などの協力体制を整備するものとする。また、モニタリング要員に対しては、定期的に講習会に参加させるなど、緊急時モニタリングの実施に必要な知識を習得させるものとする。

## 10 原子力災害医療活動協力体制の整備

町は、道が実施する原子力災害医療活動について平素から協力体制を整備するものとする。

### (1) 原子力災害医療協力機関等との連携

町は、緊急時における被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療に対応するため、原子力災害医療協力機関である北海道社会事業協会余市病院及び北後志消防組合と連携を図るものとする。

### (2) 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、道及び医療機関等と連携して、町民等への安定ヨウ素剤の配布体制を整備するなど、緊急時において速やかに安定ヨウ素剤の服用が行える体制を構築するものとする。

なお、服用に係る手続きについては、道が別に定めることとしている。

## 11 防災資機材の整備

町は、国及び道と連携し、原子力災害時における退避や避難の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。

## 12 防災対策資料の整備

道及び町は、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策の実施に資するため、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料など防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに原子力災害対策本部等に適切に備え付けるものとする。

## 13 原子力防災に関する知識の普及と啓発

町は、国、道及び防災関係機関と協力して、町民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレットの配布、ホームページなど様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に普及啓発活動を行うものとする。

なお、防災知識の普及啓発活動に際しては、要配慮者へ十分に配慮を行うことにより、

地域において要配慮者を支援する体制の整備を図るものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響、環境放射線モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 要配慮者への支援に関すること。
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- (8) その他原子力防災に必要と認める事項

#### 1 4 防災業務関係者の人材育成

町は、国及び道と連携して、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努めるものとする。また、道が国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について実施する防災業務関係者に対する研修に積極的に参加するものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所等の施設に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時モニタリングに関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療活動に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

#### 1 5 原子力防災訓練の実施

##### (1) 原子力防災訓練の実施

町は、国、道、原子力事業者、関係町村及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を計画的に実施するものとする。

なお、訓練の実施にあたっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し、EALに応じた予防的な防護措置やOILに基づく避難等を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

さらに、訓練を実施した後は、道が行う訓練の事後調査により、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。

ア 災害対策本部等の設置運営訓練

イ 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）運営訓練

ウ 緊急時通信連絡訓練

- エ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療活動訓練
- カ 住民広報訓練
- キ 住民避難訓練

## (2) 国の総合的な原子力防災訓練への参画

町は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関とともに防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。

## 第3節 緊急事態応急対策

### 1 緊急事態の区分、内容

緊急事態の区分及びその主な内容については以下のとおり。

| 区 分                                      | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情 報 収 集 事 態                              | ○泊村において、震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 警 戒 事 態<br>(EAL (AL))                    | ○使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれがある場合<br>○泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合<br>○北海道日本海沿岸南部に大津波警報が発表された場合<br>○重要な故障等(オンサイト総括判断)が発生した場合<br>○原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合                                                                                                                                                                                                                                       |
| 施設敷地緊急事態<br>(原災法第10条事象)<br>(EAL (SE))    | ○敷地境界付近の放射線量が上昇した場合 ( $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上)<br>○通常放出経路(排気筒、放水口及びそれらに類する場所)の気体、液体放射性物質が放出した場合 ( $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射性物質が10分間以上継続して検出)<br>○火災爆発等による管理区域外で放射線が放出した場合 ( $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。)<br>○施設内(原子炉外)臨界事故のおそれがある場合<br>○使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失した場合(燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下)<br>○防護措置の準備及び一部実施が必要な事象が発生した場合                                                   |
| 全 面 緊 急 事 態<br>(原災法第15条事象)<br>(EAL (GE)) | ○敷地境界付近の放射線量が上昇した場合 ( $5 \mu\text{Sv/h}$ が10分間以上継続して検出)<br>○通常放出経路(排気筒、放水口及びそれらに類する場所)の気体、液体放射性物質が放出した場合 ( $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射性物質が10分間以上継続して検出)<br>○火災爆発等による管理区域外で放射線が異常放出した場合 ( $5 \text{mSv/h}$ 以上の放射線量を10分間以上継続して検出)<br>○火災爆発等による管理区域外で放射性物質が異常放出した場合 ( $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射性物質を検出)<br>○施設内(原子炉外)での臨界事故が発生した場合<br>○使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下)・放射線が放出した場合 |

### 2 事故状況等の把握及び通報連絡

泊発電所において、警戒事態等が発生した場合は、道、関係町村及び防災関係機関相互において次のとおり通報連絡を行うとともに、町は、国、道及び原子力事業者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を防災関係機関に随時連絡するな

ど、相互の連絡を密にするものとする。

(1) 情報収集事態発生情報の連絡

町長は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、職員の動員・配備等の必要な体制をとるものとする。

(2) 警戒事態発生情報の連絡

町長は、原子力規制委員会若しくは道から警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えてその準備を開始するものとする。

また、道と連絡を密にして、発電所施設の状況の把握に努めるとともに、応急対策の準備を開始したときは、速やかに防災関係機関に対し通報連絡を行うものとする。

(3) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

ア 原子力防災管理者の通報連絡

町は、原子力事業者の原子力防災管理者より施設敷地緊急事態に該当する事象の発生について所定の様式（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災計画等に関する命令に定める「第10条通報」様式）により通報を受けるものとし、第2報以降は、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報又は事故の推移によっては、随時に通報を受けるものとする。

イ 国の通報連絡

(ア) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報について道、町、防災関係機関及び公衆に連絡するものとする。

町は、原子力規制委員会の要請に基づき屋内退避の準備を行う。

(イ) 原子力運転検査官等現地に派遣された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況を確認し、その結果を国、道及び町に連絡するものとする。

また原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び町に連絡するものとする。

ウ 道の通報連絡

(ア) 道は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値（敷地境界付近等で $5\mu\text{Sv/h}$ ）を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。

(イ) 道は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。

a P A Z 内の町村と同様の情報を U P Z 内の町村に連絡すること

b U P Z 内の町村に連絡する際には、P A Z 内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること

エ 町の通報連絡

町長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について、直ちに防災関係機関の長に対して連絡するものとする。

オ 消防本部の通報連絡

北後志消防組合消防長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（支署）長に通報し必要な指示を行うものとする。

(4) 応急対策活動情報の連絡

ア 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(ア) 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、町及び北後志消

防組合消防本部等に施設の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

(イ) 町長は、道及び防災関係機関との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(ウ) 町は、国の現地事故対策連絡会議及び道との連携を密にするものとする。

イ 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

(ア) 町は、オフサイトセンターに職員を派遣して、国の原子力災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）や道の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、施設の状況、緊急時モニタリング関係情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、町が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

(イ) 町は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

(ウ) 町は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について直ちに、防災関係機関の長に対して連絡するものとする。

### 3 一般通信回線が使用できない場合の対処

町は、地震や津波等の災害の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別に整備されている衛星通信回線を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 4 防護措置決定の流れ

町民等への防護措置については、原子力災害対策指針で定めたEAL及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、緊急事態の区分に応じ、町長が決定する。

なお、町長は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

### 5 各事態における応急活動体制と活動内容

町は、国、道及び原子力事業者等から泊発電所における各種事態の発生通報等を受けた場合、応急活動体制をとり、国及び道の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次表のとおりとする。

| 体制区分                 | 配備体制の基準                                                                                    | 本部等設置            | 配備体制                                                               |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 第1非常配備<br>(情報収集事態)   | 1 原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき<br>2 その他特に町長が必要と認めたとき                     | 連絡会議の設置<br>原子力災害 | 各部長及び各部の代表課の課長など所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。        |
| 第2非常配備<br>(警戒事態)     | 1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき<br>2 その他特に町長が必要と認めたとき                         | 警戒本部の設置<br>原子力災害 | 災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 |
| 第3非常配備<br>(施設敷地緊急事態) | 1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けたとき<br>2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき<br>3 その他特に町長が必要と認めたとき | 対策本部の設置<br>原子力災害 | 災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。                       |

## (1) 第1非常配備（原子力災害連絡会議の設置）

ア 町長は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに次表のとおり第1非常配備体制をとるものとする。

なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するものとする。

| 部名等   | 所掌事務                                                                          |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部   | 1 庁内の連絡調整に関すること。<br>2 災害情報の収集に関すること。<br>3 部内の連絡調整に関すること。<br>4 その他、町長が特に命じたこと。 |
| 民生部   | 1 緊急時モニタリング活動の準備に関すること。<br>2 部内の連絡調整に関すること。<br>3 その他、町長が特に命じたこと。              |
| 総合政策部 | 1 部内の連絡調整に関すること。<br>2 その他、町長が特に命じたこと。                                         |
| 建設水道部 | 1 緊急時モニタリング活動（上水道関係）の準備に関すること。<br>2 部内の連絡調整に関すること。<br>3 その他、町長が特に命じたこと。       |
| 教育委員会 | 1 部内及び学校との連絡調整に関すること。<br>2 その他、町長が特に命じたこと。                                    |

イ 町長は、警戒事態に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除するものとする。

## (2) 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）

ア 原子力災害警戒本部の設置及び組織等

町長は、原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したときは、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、次表のとおり原子力災害警戒本部を設置するものとする。

なお、事態の推移に合わせて、原子力災害対策本部の設置に移行できるよう準備を行うものとする。

| 部名等       | 所 掌 事 務                                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 務 部     | 1 原子力災害警戒本部の設置及び廃止に関する事。<br>2 原子力災害警戒本部の運営及び連絡調整に関する事。<br>3 関係機関との連絡調整に関する事。<br>4 広報に関する事。<br>5 緊急時応急対策の準備に関する事。<br>6 その他、町長が特に命じたこと。 |
| 民 生 部     | 1 緊急時モニタリングに関する事。<br>2 原子力災害医療活動に関する事。<br>3 緊急時応急対策の準備に関する事。<br>4 その他、町長が特に命じたこと。                                                     |
| 総 合 政 策 部 | 1 緊急時応急対策の準備に関する事。<br>2 その他、町長が特に命じたこと。                                                                                               |
| 建 設 水 道 部 |                                                                                                                                       |
| 教 育 委 員 会 |                                                                                                                                       |

## イ 情報の収集及び防災関係機関の活動体制

町長は、警戒事態発生の通報を受けた場合、国及び道との連携を図り、事故の状況把握に努めるものとする。

また、連絡体制の確立等必要な応急活動体制を整えとともに、町が行う応急対策の状況を連絡するなど防災関係機関との連携を密にするものとする。

## ウ 原子力災害警戒本部の廃止

町長は、緊急事態応急活動の必要が無くなったと認めた場合、又は基本法及び原災法に基づく原子力災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、原子力災害警戒本部を廃止するものとする。また、廃止した場合は、その旨を国及び道に連絡するものとする。

## (3) 第3非常配備（原子力災害対策本部の設置）

## ア 原子力災害対策本部の設置

町長は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）した場合は、直ちに第3非常配備体制をとると同時に、基本法及び原災法並びに余市町災害対策本部条例（昭和37年余市町条例第36号）の規定に基づき、次表のとおり原子力災害対策本部を設置するものとする。また、オフサイトセンターにおいて住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行う機能班に所定の職員を迅速に派遣するものとする。

| 部名等           | 所 掌 事 務                                                                                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 務 対 策 班     | 1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。<br>2 災害対策本部の運営及び連絡調整に関する事。<br>3 関係機関との連絡調整に関する事。<br>4 広報に関する事。<br>5 職員の動員、防災資機材の配置に関する事。<br>6 被害状況の調査に関する事。<br>7 その他、本部長が特に命じたこと。 |
| 民 生 対 策 班     | 1 屋内退避施設、バス集合場所、一時滞在場所の設置に関する事。<br>2 避難者の収容に関する事。<br>3 被災地住民登録に関する事。<br>4 緊急時モニタリング活動に関する事。<br>5 町民等の健康相談に関する事。<br>6 その他、本部長が特に命じたこと。                   |
| 総 合 政 策 対 策 班 | 1 生活必需物資の調達、供給に関する事。<br>2 農畜産物、水産物、林産物の出荷等に関する事。<br>3 飲食物の摂取制限に関する事。<br>4 その他、本部長が特に命じたこと。                                                              |
| 建 設 水 道 対 策 班 | 1 避難経路等の確保に関する事。<br>2 緊急輸送に関する事。<br>3 上水道の摂取制限に関する事。<br>4 その他、本部長が特に命じたこと。                                                                              |
| 教 育 文 教 対 策 班 | 1 児童生徒の防護対策に関する事。<br>2 その他、本部長が特に命じたこと。                                                                                                                 |
| 支 援 総 括 係     | 1 各対策班への必要に応じた協力に関する事。<br>2 その他、本部長が特に命じたこと。                                                                                                            |

イ 北海道現地災害対策本部への連絡員の派遣

町長は、災害応急活動の円滑な実施を図るため、知事からオフサイトセンター内に設置する北海道現地災害対策本部への連絡員の派遣要請があった場合は職員を派遣するものとする。

ウ 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席等

町長は、緊急事態の進展に応じて、オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、その指名する職員をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

エ 国等との情報の共有等

町長は、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会において、出席する職員に対し、町が実施する応急対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について随時連絡するなど、国等との連絡・調整、情報の共有を行わせるものとする。

オ 情報の収集及び専門家の派遣要請

町長は、原子力防災専門官から助言等を得るなど国及び道との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

カ 緊急事態応急対策の準備

町長は、施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合は、屋内退避指示の準備、屋内退避施設やバス集合場所、一時滞在場所の開設準備等、必要な応急活動体制を整えるものとする。

キ 防災関係機関等に対する協力要請

町長は、緊急時応急対策の実施にあたって必要に応じて、道及び防災関係機関に対し協力を要請するものとする。

ク 災害対策本部及び現地本部等の廃止

町長は、原子力緊急事態解除宣言が発出され、原子力災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めるとき、又は、原子力災害の危険性が解消したと認めたときは、第3非常配備体制を解除し原子力災害対策本部を廃止するものとする。

なお、廃止した場合は、その旨を国及び道に連絡するものとする。

## 6 防護措置を実施する応急活動体制と活動内容

| 区分              | 体制区分     | 本部設置             | 応 急 活 動 の 主 な 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|----------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報収集事態          | 第1非常配備体制 | 連絡会議の設置<br>原子力災害 | <b>【国及び道等との連携】</b><br>・国（原子力規制委員会原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整<br><b>【事故関連情報の収集】</b><br>・事故情報の収集、管理<br>・緊急時モニタリング情報、気象情報<br><b>【広報等】</b><br>・事故等情報の広報に係る準備<br>・町民等からの問い合わせ対応                                                                                                                                                                                              |
| 警戒事態            | 第2非常配備体制 | 警戒本部の設置<br>原子力災害 | <b>【国及び道等との連携】</b><br>・国、道及び原子力事業者等との連絡調整<br><b>【事故関連情報の収集】</b><br>・事故情報の収集、管理<br>・緊急時モニタリング情報、気象情報<br><b>【広報等】</b><br>・事故等情報に係る広報<br>・町民等相談窓口の設置、運営<br>・報道機関との相互協力<br><b>【緊急時モニタリング】</b><br>・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告）                                                                                                                                                                                         |
| 施設敷地緊急事態・全面緊急事態 | 第3非常配備体制 | 対策本部の設置<br>原子力災害 | <b>【国及び道等との連携】</b><br>・国、道及び原子力事業者等との連絡調整<br>・北海道現地災害対策本部への連絡員の派遣<br>・現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席<br>・国、道への必要な協力の要請等<br><b>【事故関連情報の収集】</b><br>・事故情報の収集、管理<br>・緊急時モニタリング情報、気象情報<br><b>【広報等】</b><br>・事故等情報に係る広報<br>・町民等相談窓口の運営<br>・報道機関との相互協力<br><b>【緊急時モニタリング】</b><br>・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告）<br><b>【防護措置】</b><br>・屋内退避の準備、実施（屋内退避施設への町民等の受入）<br>・要配慮者等の早期避難準備、早期避難<br>・避難のための調整、避難の準備<br>・安定ヨウ素剤の配布準備、配布、服用 |

## 7 広報及び指示伝達

## (1) 伝達手段

町民等に対する広報及び指示伝達は、次の方法によるものとする。なお、町内の防災関係機関へも情報を提供し、町民等への広報及び指示伝達について協力を依頼するものとする。

- ア 広報車（警察・消防含む。）による巡回
- イ 緊急速報メールによる配信
- ウ 町ホームページ
- エ SNS（余市町公式LINEアカウント等）
- オ テレビ、ラジオ等の報道機関による緊急放送

※ 防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファクシミリ等を活用し確実に

に伝達するものとする。

(2) 伝達経路

町民等への広報及び伝達経路は、第4章第4節「災害広報計画」に準じて行うものとする。

(3) 町民問い合わせ窓口

町長は必要に応じ、町民等からの問合せに対応するために窓口を設置し情報提供を行うものとする。

(4) 広報内容

町民等へ広報する内容は、次のとおりとする。なお、広報の実施にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに事故の状況や緊急事態の状況に応じてそれぞれの段階において必要な情報を広報するよう留意するものとする。

ア 事故の概要

イ 発電所における対策状況

ウ 災害の現況及び今後の予測

エ 道、町及び防災関係機関の対策状況

オ 町民等のとるべき措置及び留意事項

カ 避難経路における渋滞情報等

キ その他必要と認める事項

## 8 緊急時モニタリング活動

町長は、知事の要請があったときは、国及び道が実施する緊急時モニタリング活動に協力するため、職員を派遣するとともに、緊急時モニタリングから得られた放射性物質による汚染状況を常時把握するほか、風向、風速など必要な気象状況についても常時収集するものとする。

## 9 安定ヨウ素剤の服用

町は、道と連携し、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示に基づき又は独自の判断により、町民等に対し安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を行うものとする。

なお、配布・服用に際しては、道が別に定める手続きに基づき、原則として医師の関与の下で速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処体制を確保するものとする。

## 10 飲食物の摂取制限

町長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

## 11 救急医療体制

原子力災害医療協力機関である北海道社会事業協会余市病院は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難所等に避難する町民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、必要に応じ、町民等一般傷病者に対する救急医療について、北後志消防組合と連携して対応するものとする。

## 1.2 防災業務関係者の防護対策

道、町、余市警察署、北後志消防組合、小樽海上保安部及びその他の防災関係機関は、避難等の誘導、救出、警備等の応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護服、個人線量計などの必要な資機材の携帯等、安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。

また、被ばくの可能性がある環境下で応急対策に従事する防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関ごとに行うものとし、応急対策活動期間中の放射線防護に係る指標は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策に被ばくの可能性がある環境下で従事する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
- (2) 災害の拡大防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業に被ばくの可能性がある環境下で従事する防災業務関係者の被ばく線量は実効線量で100mSvを上限とする。また作業内容に応じて必要があれば、眼の水晶体については、等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svをあわせて上限とする。

## 1.3 緊急輸送活動及び必需物資の調達

### (1) 緊急輸送活動

#### ア 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として北海道及び防災関係機関と調整して、緊急輸送を行うものとする。

- (ア) 第1順位：人命救助、救急活動に必要な輸送
- (イ) 第2順位：避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- (ウ) 第3順位：緊急事態応急対策を実施するための要員・資機材の輸送
- (エ) 第4順位：住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送
- (オ) 第5順位：その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### イ 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
- (イ) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (ウ) 避難者、負傷者等
- (エ) 屋内退避施設、避難所等を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- (オ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (カ) その他緊急に輸送を必要とするもの

### (2) 緊急輸送体制の確立

ア 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 町は、原子力災害時において実施する災害応急活動が円滑に行われるよう必要な車両等を確保するとともに、町民等の避難に要する車両について、道に対し応援要請するものとする。このうち住民等の避難に要するバスについては、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、道が一般社団法人北海道バス協会に要請し、住民避難用バスを確保するものとする。

ウ 町は、人員、車両の不足や、道路寸断など不測の事態が生じた場合は、道、その他の防災関係機関等に支援を要請するものとする。

### (3) 緊急輸送のための交通確保

#### ア 緊急輸送のための交通確保の基本方針

北海道警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。交通規制に当たっては、PAZなどの緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。また道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を強化するものとする。

#### イ 交通の確保

北海道警察本部は、現地の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、緊急輸送を確保するため、必要に応じ一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この際、必要に応じ、一般社団法人北海道警備業協会との「災害時における交通誘導業務などに関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとするとともに、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連絡を取るものとする。

## 1.4 生活必需物資の調達

### (1) 飲料水及び飲食物の供給

町は、知事から飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示されたときは、道及び防災関係機関の長と協力して応急の措置を講ずるものとする。

### (2) 生活必需物資の調達

町は、退避等の措置を講じた防護対策区域の町民の生活維持のために必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需物資の確保を道に対し要請するものとする。

## 1.5 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化、臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染又は漏えい拡大防止施策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。

道及び町は、原子力事業者及び国が主体となって行う応急対策について支援する。

## 1.6 感染症対策

町は、道と連携し、感染症流行下において原子力災害が発生した場合、道が別に定める「感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針」に基づき、感染症対策を講ずるものとする。

## 第4節 退避等措置計画

本節は、町が町民等の防護対策を実施するに当たり、町民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため定めるものとするほか、OILに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則として定めるものとする。

本節の策定に当たり、避難行動の単位となる対象地区ごとに、次の事項について把握し、

又は定めておくものとする。

- 人口
- 地区の連絡責任者
- バス集合場所（所在地）
- 避難所（所在地）
- コンクリート施設（名称、所在地、収容可能人員）
- 自家用自動車（船舶）数
- 移送を要する推定人員
- その他必要事項

## 1 防護対策の実施

町は、町民等の安全を第一に適切な行動の確保と混乱の防止を図りつつ、緊急事態の区分等に応じ、防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

## 2 緊急事態区分を判断するEALの枠組みに基づく防護対策の実施基準

### （1）警戒事態における措置等

町は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び道と相互に協力して、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等の準備を行う。

- ア 避難ルート、避難先の概要
- イ 移動手段の確保見込み
- ウ その他必要な事項

### （2）施設敷地緊急事態における措置

ア 町は、道の要請に基づき、町民等に対し、帰宅や不要不急の外出を控えることを要請するなど、屋内退避の準備を行う。また、町内に生活拠点をもたない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにUPZ外へ移動するよう呼びかけるものとする。この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

イ 町は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び道と相互に協力して、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど住民避難等の準備を行う。

- （ア）UPZ内の屋内退避の対象者と屋内退避の方針
- （イ）避難ルート、避難先の概要
- （ウ）移動手段の確保見込み
- （エ）その他必要な事項

### （3）全面緊急事態における措置等

ア 道は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合はUPZ内の町に対し、住民の屋内退避の指示を連絡するとともに、緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づく防護措置の準備等を行うよう要請する。

イ 道は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からUPZ内において予防的に避難するよう指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、住民の避難の指示を連絡する。

また、緊急時モニタリング結果等に基づき、国からUPZ内における安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を連絡する。

ウ 町は、町民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画等に基づ

き、町民の避難や屋内退避等の防護対策を実施するものとする。

エ 町は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び道と相互に協力して、放射性物質の放出に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等の準備を行う。

(ア) U P Z 内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針

(イ) 避難ルート、避難先の概要

(ウ) 移動手段の確保見込み

(エ) その他必要な事項

(4) 放射性物質放出後の措置等

ア 国は、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づいて行う避難又は一時移転（以下「避難等」という。）の防護措置の実施について、指示、助言等を行うこととしており、この指示等を行うに当たり、道及びU P Z 内の該当町村に対し、事前に指示案を伝達し、意見を求める。指示案を伝達された道及びU P Z 内の該当町村は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

イ 道は、国から緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき、避難等の指示があった場合には、U P Z 内の該当町村に対し、住民の避難等の指示を連絡するとともに、この避難等の受入先となる市町村に対し、受入れを要請する。また、関係町村等から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難等の対象地域、避難先、判断時期等について助言・調整する。

ウ 町は、町民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、避難計画等に基づき、避難等の受入先となる市町村や避難所となる旅館・ホテル等に受入れを要請するなど、町民の避難等の防護対策を実施するものとする。

### 3 O I Lに基づく防護措置

(1) 避難等の指示

知事は、避難等の防護対策区域を決定したときは、直ちに関係町村長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策区域内の住民等に周知させるとともに、関係町村長の指示に従って行動するよう呼びかけるものとする。なお、内閣総理大臣の指示がある場合は、それに従い、避難等に必要な事項を指示するものとする。

ア 事故の概要

イ 災害の現況と今後の予測

ウ 講じている対策と今後とるべき措置

エ 避難等を行う防護対策区域

オ 避難等にあたっての注意事項

カ 避難経路における渋滞情報等の提供

キ 安定ヨウ素剤の服用に関する事項

ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項

ケ その他必要な事項

(2) 屋内退避

ア 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めるE A Lを踏まえ、国や知事の指示又は独自の判断により屋内退避を実施するものとする。ただし、独自の判断で行う場合は、気象情報（風向、風速など）や緊急時モニタリングの結果などを的確

に把握するものとする。

| 区 分                       | 基 準 等                                        |
|---------------------------|----------------------------------------------|
| 屋 内 退 避 準 備<br>(EAL (SE)) | 施設敷地緊急事態に該当するに至った場合で、国又は知事から指示のあった場合         |
| 屋 内 退 避<br>(EAL (GE))     | 原子力災害緊急事態宣言が発出された場合（全面緊急事態）で、国又は知事から指示のあった場合 |

#### イ 屋内退避の指示等

(ア) 町長は、国又は知事から次のような屋内退避の指示又は通知があったときは、町内防災関係機関の協力を得て、町民等に対して速やかに屋内退避をするよう指示をする。

|                         |                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知事からの屋内退避の指示<br>又は通知の内容 | <input type="radio"/> 事故の概要<br><input type="radio"/> 原子力災害の現況と今後の予測<br><input type="radio"/> 講じている対策と今後とるべき措置<br><input type="radio"/> 屋内退避をとるべき防護対策区域<br><input type="radio"/> その他の必要な事項 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(イ) 町長は、複合的に発生した地震等により家屋における屋内退避が困難な場合には、指定避難所で屋内退避させるものとし、町内の指定避難所の利用が困難な場合は隣接する市町村の指定避難所等の利用について、道に調整を要請するものとする。

(ウ) 町長は、屋内退避を実施している状況のなかで、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができるものとする。

(エ) 町は、町民等に対して第4章第4節「災害広報計画」に定める手段を活用して必要な情報を提供し、災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。

(オ) 町は、屋内退避を実施している指定避難所へ職員を派遣し、退避者の保護にあたらせるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児、児童生徒を優先するものとする。また、自力で退避のできない者などの救出に特に留意するものとする。

(カ) 町は、指定避難所において、屋内退避の措置を講じた場合は、指定避難所の責任者等から報告を受け、町民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。

#### ウ 屋内退避に関する留意事項

町は、屋内退避を実施するときは、町民等に対して次の留意事項を正確、かつ、簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

(ア) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。

(イ) すべての空調設備等を停止し、外気の流入を防止すること。

(ウ) できる限り窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による指示、情報に留意すること。

(エ) 食料品の容器にフタをすること。なお、屋内に保管してある飲食物は摂取しても差し支えない。

(オ) 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別する。

(カ) 電話による問い合わせは控えること。

(キ) 避難する場合に備え、貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、あらかじめ用意すること。

(ク) うわさや憶測に流されず、町や道などからの指示に従うこと。

(ケ) 地震等により自宅等における屋内退避が困難な場合等、指定避難所へ退避する場合は、マスク及び外衣を着用すること。

(コ) 指定避難所においては、相互に扶助協力するとともに、当該避難所への配置職員、当該施設等の管理者又は責任者の指示に従い、冷静に行動すること。

#### エ 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

(ア) 町長は、避難等の指示があった区域内的の町民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な町民で、健康上等の理由から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあつては、当該町民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示するものとする。

(イ) 町長は、前ア項の屋内退避の指示をした場合は、各防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力の要請をするものとする。

(ウ) 町は、道と連携し、前ア項の屋内退避にあたって、医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して町民の防護にあたらせるものとする。

(エ) 町は、国及び道と協議の上、前ア項の屋内退避を行っている町民について、避難先での受入態勢を十分に整えた後に、町民の健康状態に十分配慮し、順次避難等を行うものとする。

#### オ 屋内退避の解除等

町長は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について町民等に指示するものとする。

(ア) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び広報車、緊急速報メール等による町からの指示伝達に留意すること。

(イ) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に実施できるよう協力すること。

(ウ) 町から配布される被災地住民登録票に必要な事項を記載し、町が指定する方法及び期日までに提出すること。

### (3) 避難等

#### ア 避難等の指示基準

町長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は国及び道が実施する緊急時モニタリングによる放射性物質の汚染状況調査の結果が原子力災害対策指針に基づくOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難等又はその準備を指示するものとする。

| 区 分            | 初 期 設 定 値                                |
|----------------|------------------------------------------|
| 避 難 (O I L 1)  | 5 0 0 $\mu$ S v / h (地上1 mで計測した場合の空間線量率) |
| 一時移転 (O I L 2) | 2 0 $\mu$ S v / h (地上1 mで計測した場合の空間線量率)   |

※ 初期設定値：地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

#### イ 避難先及び避難所

(ア) 避難先は、札幌市を基本とする。札幌市に避難できない二次被害等があった場合は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保する。

(イ) 避難所は、札幌市内の旅館・ホテルとする。

#### ウ 一時滞在場所

(ア) 施設名

札幌市スポーツ交流施設 コミュニティドーム (つどーむ)

(イ) 所在地

札幌市東区栄町885番地1

(ウ) 電 話

011-784-2106 (FAX) 011-784-2107

エ 避難の方法

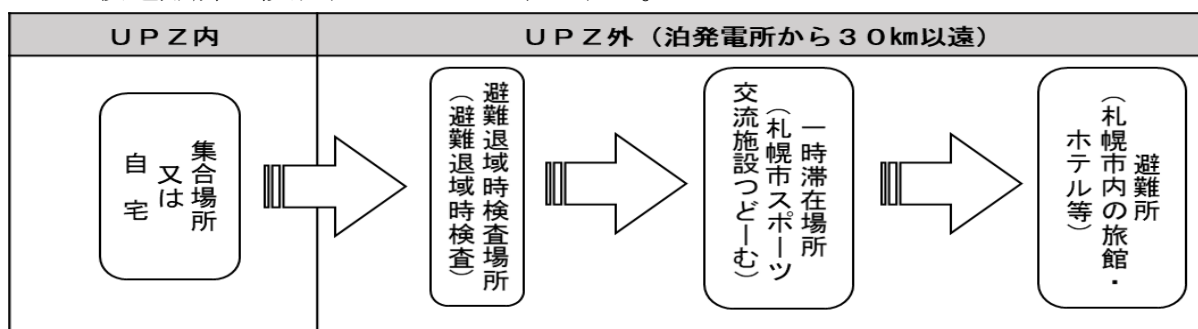
- (ア) 避難等は、バス等による車両輸送、自家用車によるものとし、状況により鉄道輸送、海上輸送、航空輸送によるものとする。
- (イ) 町長は、国から避難指示案を伝達されたときは、あらかじめ把握した避難に必要な情報等を踏まえ当該指示案に対する意見を述べるとともに、道と連携し町民等の避難等に必要な支援を道に対し要請するものとする。
- (ウ) 避難等は、陸路による避難を標準とするが、道路状況（道路寸断、渋滞等）により、陸路による避難が困難な場合は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会において、国や道と協議し、避難手段を決定するものとする。
- (エ) 町は、避難等の措置を実施するにあたって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。  
また、自力で避難等を実施できない者等の救出に、特に留意するものとする。
- (オ) 町は、避難等の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難所における確認等、あらかじめ定められた方法により住民等の避難等の実施状況を確認し、取りまとめるものとする。
- (カ) 町は、OILに基づく避難等の指示を受けた住民に対して、原子力災害対策重点区域の境界周辺等において避難退域時検査を受けるよう周知するものとする。
- (キ) 町は、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者に対して、避難所等において甲状腺被ばく線量モニタリングを受けるよう周知するものとする。

オ 避難経路等

バス（自家用車を含む。）等による車両輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送による避難経路は、次によるものとする。

(ア) 避難経路の基本的な考え方

避難にあたっては、放射性物質の放出状況など必要に応じて緊急時に設置される避難退域時検査場所において避難退域時検査を受けた後、一時滞在場所、その後避難所へ移動することを基本とする。



(イ) バス（自家用車を含む。）等による車両輸送の経路

バス等による避難経路は、次のとおりとする。

なお、自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定する。

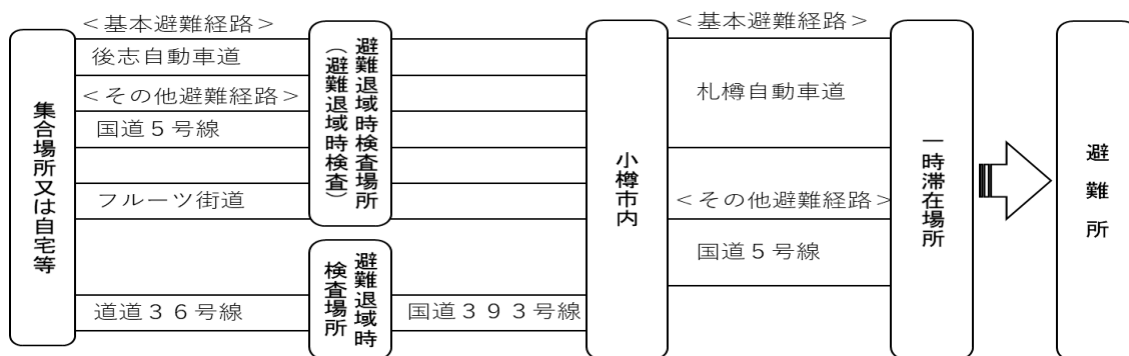
a バス等

自家用車による避難が困難な町民等は、町が指定する集合場所に集合したうえ、町が確保した車両等及び国や道の支援により確保した車両等により、避難を行うものとする。

b 自家用車

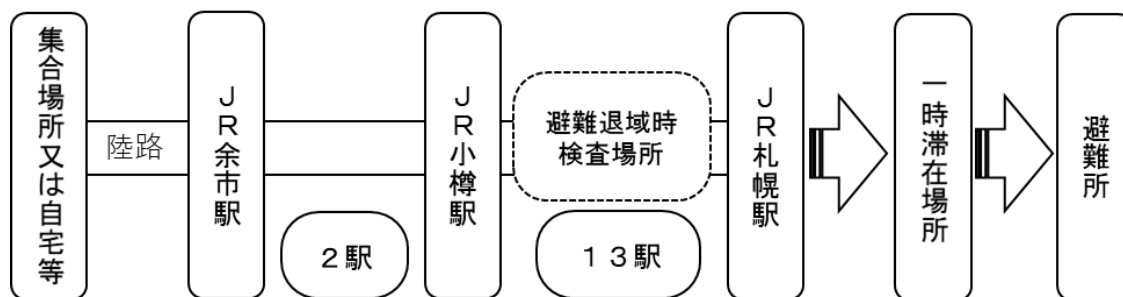
自家用車による避難を行う町民にあっては、町からの指示や警察による誘導、

交通規制などを遵守し、避難を行うものとする。



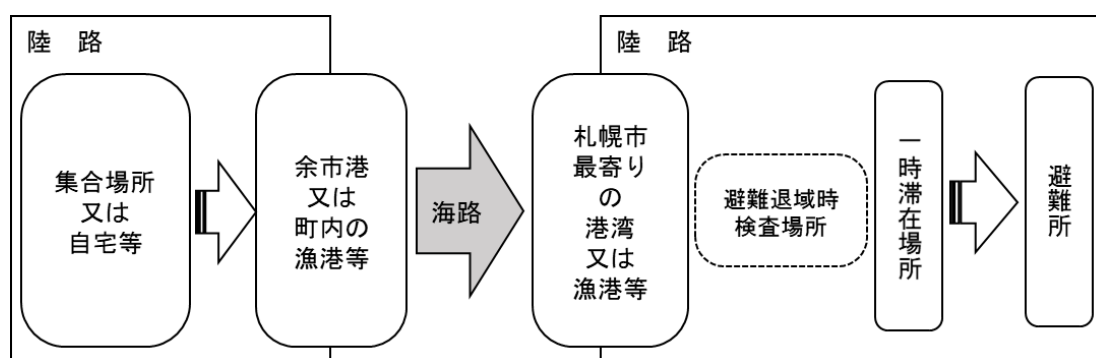
(ウ) 鉄道輸送による避難経路

鉄道輸送により避難する場合は、JR余市駅から乗車することを基本としてその経路は次のとおりとする。



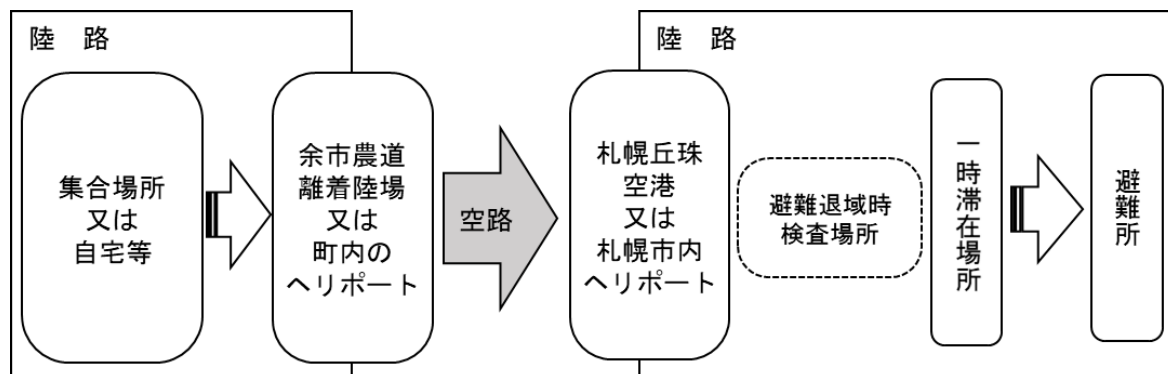
(エ) 海上輸送による避難経路

海上輸送により避難する場合は、余市港、その他町内の漁港等から乗船することを基本としてその経路は次のとおりとする。なお、避難に使用する船舶が余市港又は町内の漁港に入港（接岸）できない場合は、当該船舶まで輸送する船舶の手配にも留意する。



(オ) 航空輸送による避難経路

航空輸送により避難する場合は、ヘリコプター等航空機の機種に対応した離着陸場所から搭乗することを基本としてその経路は次のとおりとする。



【参考】

余市農道離着陸場から丘珠空港までの距離は約50km、所要時間は約20分

(4) 避難等の指示等

ア 避難の準備

町は、原子力緊急事態宣言発出後又は国、道の指示等により、防護対策区域内における避難等の準備を行うものとする。

イ 避難等の指示

(ア) 避難等を決定したときは、一時滞在場所や旅館・ホテルとの受入れに関する調整を図るため、避難所責任者を速やかに派遣するものとする。

(イ) 町は、避難等を決定したときは、防護対策区域内の町民等に対して第4章第4節「災害広報計画」に定める手段を用いて避難等を指示するとともに、防災関係機関にその内容を伝達して協力を要請するものとする。

(ウ) 町は、町民等に対する避難等の措置の実施について、次により行うものとする。

a 避難等のための集合場所、避難退域時検査場所、避難所及び避難経路を決定すること。

b 道及び町の手配した車両で避難する町民等に対して集合場所に集合するよう指示すること。

c 町民等に対し避難等を指示するときは、集合場所、一時滞在場所及び避難所に職員等を派遣して避難者の避難誘導及び保護にあたらせるものとする。

(エ) 町は、避難等の措置を実施するにあたって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するとともに、自力で避難等ができない要配慮者（避難行動要支援者）の救出に特に留意するものとする。

(オ) 集合場所から避難所への町民等の移動が円滑に行われるよう、必要な車両等の確保について、道に対して支援要請を行い、要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けるものとする。

なお、車両が不足した場合は、避難等を必要とする区域内の自家用車を利用して避難する町民等へ協力を要請するものとする。

(カ) 町は、避難のための立退きの指示区域外の町民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報し、防護対策区域内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難等をしないよう徹底し、テレビ、ラジオ等からの情

報にも留意するよう周知するものとする。

- (キ) 町は、避難指示区域内の町民等の避難等の確認を消防及び警察等防災関係機関と連携しながら行うものとする。
- (ク) 町は、町教育委員会等と連携し、迅速かつ安全な園児・児童生徒の避難等に配慮するものとする。
- (ケ) 町は、医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者、見舞客等を迅速かつ安全に他の医療機関へ転院又は避難させるものとし、さらに避難所等での健康管理に十分配慮するものとする。
- (コ) 町は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難等させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。
- (サ) 町は、避難等の実施にあたり周囲の状況等により、避難等のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、道及び防災関係機関とともに屋内退避の検討を行う。

ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

#### ウ 避難等に関する町民等の留意事項

町は、避難等を実施するときは、町民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (ア) 町や関係機関等の指示を確認してから行動すること。
- (イ) マスク及び外衣を着用すること。
- (ウ) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。
- (エ) 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。
- (オ) 火の始末、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (カ) 隣人にも避難等の指示を確認すること。
- (キ) 自家用車による避難が困難な場合は、町が手配した車両等により避難すること。
- (ク) 自家用車等により避難等する場合は、警察官等の誘導や交通規制など指示に従うこと。

#### エ 避難誘導責任者のとるべき措置

- (ア) 避難誘導責任者は、災害対策本部から避難等の指示があった場合は、集合場所等へ速やかに移動し、町民等が円滑に避難できるよう避難誘導にあたるものとする。
- (イ) 避難誘導責任者は、集合場所において、区会等の協力を得て、町民等の保護・確認を行い、町が手配した車両等に乗車させるものとする。
- (ウ) 避難等の誘導にあたっては、的確な指示及び誘導を行い、町民等の混乱の防止を図るものとする。
- (エ) 要配慮者を優先的に避難等させるものとする。
- (オ) 避難誘導責任者は、町民等に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。
- (カ) 避難誘導責任者は、次の事項を処理するものとする。

- a 町が手配した車両により避難した人数等について、随時災害対策本部へ報

告するとともに、その内容を記録しておくこと。

- b 常に災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
- c 町民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に町民等の不安の解消に努めるとともに、町民等の要求の把握に努めること。
- d 町が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
- e 集合場所等及び町民等の衛生の確保に努めること。
- f 町民等の避難等の誘導が終了したときは、災害対策本部の指示により避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。

オ 避難所責任者のとるべき措置

(ア) 避難所責任者は、避難所開設の指示があった場合は、避難所又は一時滞在場所へ速やかに移動し、一時滞在場所及び避難所の施設管理者と受入体制に関する調整や災害対策本部との情報伝達手段の確保を図るなど、避難等の体制を整備するものとする。

(イ) 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な町民等に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

(ウ) 避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。

- a 避難等を行った町民等の人数等について、随時原子力災害対策本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
- b 常に原子力災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
- c 町民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に町民等の不安の解消に努めるとともに、町民等の要求の把握に努めること。
- d 町が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
- e 避難所及び町民等の衛生の確保に努めること。

カ 集合場所等における町民等の留意事項

(ア) 集合場所、避難所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。

(イ) 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に実施できるよう協力するものとする。

(ウ) 被災地住民登録票の記載にあたって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

キ 避難が解除されたときの措置

避難所責任者は、避難等の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について町民等に指示するものとする。

- (ア) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び緊急速報メール等による町からの指示伝達に留意すること。
- (イ) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に実施できるよう協力すること。
- (ウ) 町から配布される被災地住民登録票に必要事項を記載し、町が指定する方法により期日までに町に提出すること。
- (エ) 町が手配した車両等により帰宅すること。

(5) 一時滞在場所の設置

ア 避難先市町村長への要請

町長は、避難等の指示を行った場合において必要があると認めるときは、基本法第67条第1項の規定に基づき、札幌市長に対して避難等の防護対策区域内の町民

等が旅館又はホテル等へ避難等を行うまでの間、一時滞在場所の設置、避難者の受け入れを要請するものとする。

イ 職員の派遣

町長は、知事から周辺市町村への避難等の指示の連絡を受けた場合は、町民等に対しその旨の指示を行い、町民等の輸送に努めるとともに、一時滞在場所に職員を派遣して、避難先市町村との連絡及び避難町民等の保護に当たらせるものとする。

また必要に応じて、道に一時滞在場所の設置及び運営等に対する支援を要請する。

ウ 知事の要請

知事は、避難等の防護対策区域内の町民等が旅館又はホテル等へ避難等を行うまでの間、一時滞在場所が必要であると認める場合は、避難先市町村長に対し、基本法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の一時滞在場所の設置、避難者の受け入れを要請する。

また、知事は町長から、前項の規定に基づく一時滞在場所の設置及び運営等に対する支援の要請があった場合は、当該一時滞在場所へ職員を派遣するなど、必要な支援を行うものとする。

(6) 要配慮者等への対応

ア 児童・生徒等

町長は、児童・生徒等が在校（在校、在園又は在所）時において災害が発生した場合は、事故の進展等緊急事態の状況を考慮し、町教育委員会や関係機関と協議のうえ、下校等適切な措置を講じるものとする。ただし、下校させることが困難なときは、教職員等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等への引き渡しについて適切な措置を講じるものとする。

イ 診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者

車両による避難等が可能な医療機関の入院患者及び社会福祉施設の入所者については、各施設で所有する車両及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行うものとする。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両又はヘリコプターにより搬送するものとする。この場合において、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又は屋内退避施設において屋内退避を行うものとする。

ウ 在宅の要配慮者

車両による避難等が可能な要配慮者にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な要配慮者にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両又はヘリコプターにより搬送するものとする。この場合において、搬送手段が確保されるまでの間は、自宅又は屋内退避施設等において屋内退避を行うものとする。

エ 外国人

泊発電所における事故概要や避難等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や英語等を用いて、適切に情報提供を行うものとし、道に対し必要な支援を要請するものとする。

オ 町外に滞在する町民への対応

災害時に町外に滞在する町民については、道を通じて当該市町村等に対して情報提供を依頼するとともに、必要な保護等支援について要請するものとする。

(7) 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、施設敷地緊急事態発生時には、速やかにUPZ圏外へ移動するよう周知を行うとともに、移動が困難な場合には屋内退避施設等への退避を促すものとする。

この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

## 第5節 原子力災害中長期対策

この節は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、必要と認められるときは、この章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 1 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チーム並びに道と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 2 現地事後対策連絡会議の出席等

町は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、職員を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。

### 3 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び道と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

### 4 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、道、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 5 各種制限措置等の解除

町は、道と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、その実施状況を確認するものとする。

### 6 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

#### (1) 被災住民の登録

町は、屋内退避等の各種措置をとった町民等が原子力災害時にその地域に所在した旨の証明及び避難所等において講じた措置等について、登録を行うものとする。

#### (2) 損害調査の実施

町は、原子力災害時において、次に掲げる事項に起因して町民等が受けた損害について調査するものとする。

- ア 屋内退避、避難等の措置
- イ 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置
- ウ 立入制限措置
- エ その他町長が指示した事項

(3) 健康調査の実施

町は、道と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた区域の町民等に対して、健康調査を実施し、町民等の健康維持を図るものとする。

(4) 諸記録等の作成

町は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置、原子力災害中長期対策措置等を記録するものとする。

## 7 被災者等の生活再建等の支援

(1) 生活再建等の支援体制等

町は、国及び道と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 生活再建施策情報の提供等

町は、国及び道と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村の協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 総合的な生活再建支援の手法の検討

町は、道と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 8 風評被害等の影響の軽減

町は、国、道、関係町村及び関係団体と連携し、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

## 9 被災中小企業等に対する支援

町は、国、道、関係町村及び関係団体と連携し、必要に応じ、災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置し、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うものとする。

## 10 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、道及び医療機関と連携し、町民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。

## 11 物価の監視

町は、国、道及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速や

かにその結果を公表するものとする。

## 12 原子力事業者の災害復旧対策

### (1) 災害復旧計画の作成

原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び町に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとしている。

### (2) 道等が行う災害復旧対策への協力

原子力事業者は、環境放射線モニタリング、除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を、国、道及び町に貸与するものとしている。

### (3) 損害賠償請求等への対応

原子力事業者は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとしている。



※この表は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分を判断するEALの枠組み」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。なお、泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、次の1に該当する。

## 別添1

## 緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

- 1 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。

| 警戒事態を判断するEAL<br>(④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)                                                                                                                                                                                                                                | 緊急事態区分における措置の概要               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。<br>② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。<br>③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。<br>④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。<br>⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。<br>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL                                                                                                                                                                                                                                                                             | 緊急事態区分における措置の概要                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。<br>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。<br>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 |

| 全面緊急事態を判断するEAL                                                                                                                                                                                                                                                      | 緊急事態区分における措置の概要                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。<br>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。<br>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 |

2 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

| 警戒事態を判断するEAL                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 緊急事態区分における措置の概要                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</li> <li>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</li> <li>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</li> <li>④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</li> <li>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> <li>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</li> <li>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>⑬ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>⑭ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</li> <li>⑮ その他、原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を必要と判断した場合</li> </ol> | <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p> |

| 施設敷地緊急事態を判断するEAL                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 緊急事態区分における措置の概要                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</li> <li>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</li> <li>③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</li> <li>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</li> <li>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</li> <li>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</li> <li>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</li> <li>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</li> <li>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</li> <li>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</li> <li>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</li> <li>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</li> <li>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</li> <li>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ol> | <p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |

| 全面緊急事態を判断するEAL                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 緊急事態区分における措置の概要                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子力制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> |

※この表は、原子力災害対策指針で定める「O I Lと防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

**別添2**

## O I Lと防護措置について

|         | 基準の種類           | 基準の概要                                                                                                    | 初期設定値 <sup>※1</sup>                                                                                                         |               |                           | 防護措置の概要                                                     |
|---------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 緊急防護措置  | O I L 1         | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準                                | 500 $\mu$ Sv/h<br>(地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )                                                                    |               |                           | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)                   |
|         | O I L 4         | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準                                                                 | $\beta$ 線：40,000cpm <sup>※3</sup><br>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)<br>$\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】<br>(皮膚から数cmでの検出器の計数率) |               |                           | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。 |
| 早期防護措置  | O I L 2         | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 $\mu$ Sv/h<br>(地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )                                                                     |               |                           | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。              |
| 飲食物摂取制限 | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準                                             | 0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup><br>(地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )                                                      |               |                           | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。                             |
|         | O I L 6         | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準                                                                      | 核種 <sup>※7</sup>                                                                                                            | 飲料水<br>牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他          | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。        |
|         |                 |                                                                                                          | 放射性ヨウ素                                                                                                                      | 300 Bq/kg     | 2,000 Bq/kg <sup>※8</sup> |                                                             |
|         |                 |                                                                                                          | 放射性セシウム                                                                                                                     | 200 Bq/kg     | 500 Bq/kg                 |                                                             |
|         |                 |                                                                                                          | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種                                                                                                       | 1 Bq/kg       | 10 Bq/kg                  |                                                             |
|         |                 |                                                                                                          | ウラン                                                                                                                         | 20 Bq/kg      | 100 Bq/kg                 |                                                             |

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20 cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。
- ※4 他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※5 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※6 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※7 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※9 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※10 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

# 第8章 業務継続計画 （BCP）



## 第8章 目次表

### 第8章 業務継続計画（BCP）

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 第1節 総 則                     | 8－1 |
| 1 業務継続計画策定の意義と目的            | 8－1 |
| 2 業務継続計画の効果                 | 8－1 |
| 3 業務継続の基本方針                 | 8－2 |
| 4 業務継続計画の重要項目               | 8－2 |
| 5 業務継続計画の発動と解除              | 8－3 |
| 第2節 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制  | 8－3 |
| 1 職務の代行順位                   | 8－3 |
| 2 職員の参集体制                   | 8－3 |
| 第3節 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 | 8－4 |
| 1 基本的考え方                    | 8－4 |
| 2 代替施設の条件                   | 8－4 |
| 3 代替施設                      | 8－4 |
| 第4節 電気、水、食料等の確保             | 8－4 |
| 1 電力の確保                     | 8－4 |
| 2 災害対応業務に従事する職員用の飲料水、食料品の確保 | 8－5 |
| 第5節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保策 | 8－5 |
| 1 通信手段の現状                   | 8－5 |
| 2 通信手段の多様化                  | 8－6 |
| 第6節 重要な行政データのバックアップの確保      | 8－6 |
| 第7節 非常時優先業務の選定              | 8－6 |
| 1 全 般                       | 8－6 |
| 2 非常時優先業務の選定                | 8－6 |
| 3 非常時優先業務以外の通常業務            | 8－6 |
| 4 各部局の取組                    | 8－7 |
| （資料）各対策班、各部課の通常業務着手時期       | 8－8 |



## 第8章 業務継続計画（BCP）

### 第1節 総 則

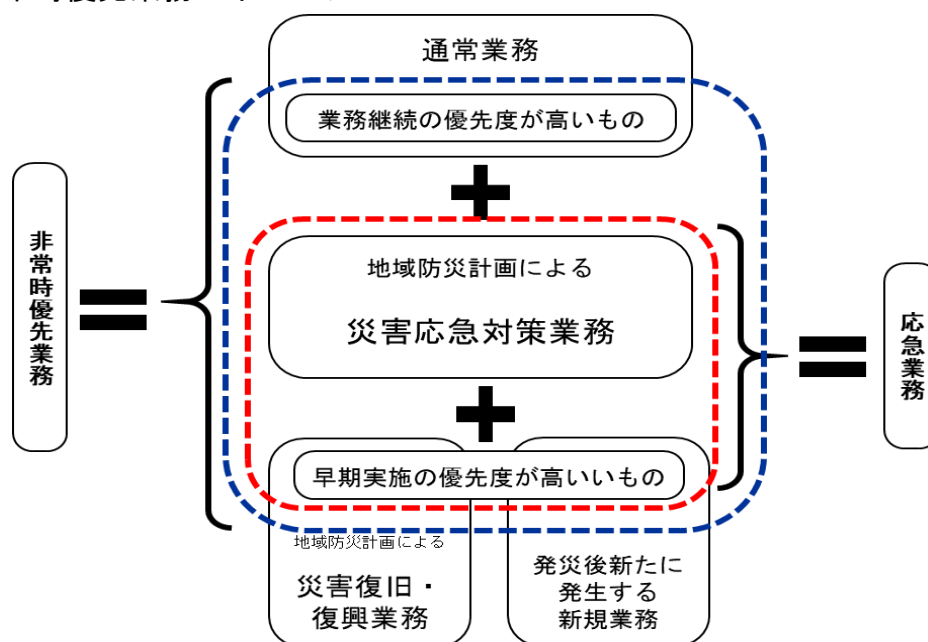
#### 1 業務継続計画策定の意義と目的

地震をはじめとする大規模災害等により、町民生活に深刻な影響を与える非常事態が発生した場合、行政組織として町も被災し、人員、施設、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

この計画は、町内に大きな被害を及ぼす大規模な災害の発生に備え、非常事態時に町の各部局等において実施すべき<sup>※注</sup>応急業務及び継続の優先度の高い通常業務を非常時優先業務（図1）と位置付けるとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、大規模な災害にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

※注 応急業務・・・余市町地域防災計画に基づいて実施する災害応急対策業務、早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務、災害発生後、新たに発生する業務のうち早期実施の優先度の高いもの。

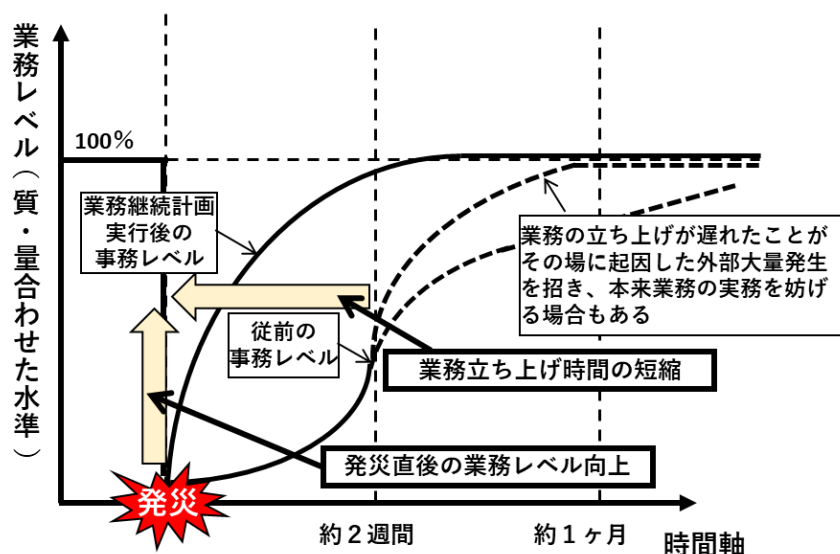
（図1）非常時優先業務のイメージ



#### 2 業務継続計画の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

## ○業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



## 3 業務継続の基本方針

- (1) 町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心に、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務を継続実施するため、必要となる人員、資機材、庁内相互連携体制等を確保するため、業務継続の優先度が高い業務以外の通常業務については、一時的に休止・縮小する。
- (3) 業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務は、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

## 4 業務継続計画の重要項目

業務継続計画の中核となり、その策定にあたって必ず定めるべき特に重要な要素は次表のとおり。

| 要 素                     | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○首長が不在の場合の職務の代行順位 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時における重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠</li> </ul> </li> <li>○災害時の職員の参集体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4章第2節「動員計画」によるものとする。</li> </ul> </li> </ul>      |
| 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本庁舎使用不能時の代替庁舎の指定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による建物の損壊以外の理由も想定</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                  |
| 電気、水、食料等の確保             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○停電時の非常用電源、燃料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応のための必要な設備、機器等への電力供給</li> </ul> </li> <li>○業務を遂行する職員等のための飲料水、食料等確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの飲料水、食料等の調達が不可能な場合も想定</li> </ul> </li> </ul> |
| 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○断線、輻輳等により、固定・携帯電話使用不能時の通信手段 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・発信、連絡調整が必要</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                          |
| 重要な行政データのバックアップ         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務遂行上重要な行政データのバックアップを確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の被災者支援、住民対応に必要</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                            |
| 非常時優先業務の整理              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○非常時に優先して実施すべき業務の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局で実施すべき災害対応業務の明確化</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                               |

## 5 業務継続計画の発動と解除

（1）以下のいずれかの場合、本計画を発動する。

ア 町内で「震度5弱以上」の地震が発生又は町内において大規模な災害等が発生し、災害対策本部が設置されるとともに、町内及び庁舎機能に甚大な被害が生じた場合

イ その他、本部長が必要と認めた場合

（2）発動権限者

本計画の発動権限者は、災害対策本部長（町長）とし、本部長が不在又は連絡不能の場合は、同章第2節第1項に定める職務代行順位表により発動の決定を行う。

なお、災害時には計画発動が流動的になることも予測されるため、発動前であっても必要に応じて初動対応を取り、継続実施すべき非常時優先業務及び停止する業務について適切に対応する。

（3）本計画の対象期間

災害発生により著しく混乱する期間から一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの期間を対象期間とし、概ね1ヶ月と設定する。

（4）発動の解除

本部長は、町における業務資源の不足等に伴う支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の発動を解除する。

ただし、各本部員は解除の前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じ、停止・縮小した業務を順次再開させることができるものとする。

## 第2節 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

### 1 職務の代行順位

（1）町長が不在又は連絡不能時の職務の代行順位は次の通りとする。

| 当該職務             | 職務代行順位           |                  |                    |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|
|                  | 第1順位             | 第2順位             | 第3順位               |
| （災害対策本部長）<br>町 長 | （副本部長）<br>副町長    | （副本部長）<br>教育長    | （総務対策班長）<br>総務部長   |
| （副本部長）<br>副町長    | （副本部長）<br>教育長    | （総務対策班長）<br>総務部長 | （民生対策班長）<br>民生部長   |
| （副本部長）<br>教育長    | （総務対策部長）<br>総務部長 | （民生対策班長）<br>民生部長 | （経済対策班長）<br>総合政策部長 |

（2）各対策班長以下については、各対策班で定めるものとする。

（3）当該職務の対象者と連絡が取れない又は事故等により災害対策本部に参集できない場合等、自動的に職務の代行が行われるものとする。

（4）当該職務の対象者が災害対策本部に参集できない状況であっても、連絡手段が常続的に確保され、状況の伝達等が可能で、直接指示を受けることが可能な場合は、職務の代行は行わないものとする。

（5）職務を代行しても、当該職務の対象者が災害対策本部に参集した時点において、必要な事項の引継ぎを実施し、職務代行前に復帰するものとする。

### 2 職員の参集体制

第4章第2節「動員計画」によるものとする。

## 第3節 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

### 1 基本的考え方

災害の発生により、庁舎の使用ができなくなり役場の機能（特に窓口業務等）が停止する時間を努めて短くするため、代替施設として耐震基準が優れ、電源、通信手段が確保され災害対応及び役場の機能発揮が容易であり、町民の利便性が高いことを考慮して決定する。

この際、移転の間の業務の中断を防止するため、庁舎前の駐車場等を活用して仮施設の展開等に考慮する。

### 2 代替施設の条件

- (1) 耐震基準が優れていること。
- (2) 浸水想定区域外であること。
- (3) 移転が容易（機能停止時間が最小）であること。
- (4) 電源、通信手段が確保できること。
- (5) 町民の利便性が高いこと。

### 3 代替施設

庁舎が万一使用できない場合の代替施設は、町内に所在する町有施設のうち、使用可能な施設を活用することとし、庁舎に近接した耐震、浸水等の影響の少ないと見込まれる東中学校を候補の第1位と想定する。その際、学校機能や指定避難所としての影響がある場合等は、役場機能を分散させ代替施設へ配置することを考慮する。

#### (1) 災害対策本部等の執務室

災害対策本部等の運営拠点となる代替施設は、本部長や副本部長等の災害対策本部員が発災後速やかに参集できる場所が望ましいことや、人員と機器等を配置し初動体制を確立するためにも、災害対策本部等のスペース確保に努める。

#### (2) 各部局等の執務室

各部局等において、非常時優先業務を執行するためのスペース確保に努める。

#### (3) 事務機器等

代替施設で非常時優先業務を執行するための事務機器について、部局ごと確保に努める。

ア 事務機器：電算機（行政情報ネットワーク等）、コピー機など

イ 消耗品：事務消耗品

## 第4節 電気、水、食料等の確保

### 1 電力の確保

#### (1) 停電時の電力供給の現状

庁舎用発電機（地階ボイラー室設置）により、最小限の電力は確保（電算室内の各種サーバー、地域協働推進課の電算機等）するとともに、北海道総合行政ネットワーク及び北海道原子力防災ネットワークについては各々のバックアップ用の発電機により電力を供給し、システムを維持・運用する。

#### (2) 庁舎の電力確保の考え方

庁舎の電源確保については、「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」により、発電機を調達し庁舎内の各部署に電力を供給する。

ア 大型ディーゼル発電機（80～400kVA）

4台（1階フロア（地階も含む）：2台、2階フロア：1台、3階フロア：1台）

参考：定格出力357kW、満タン無給油で約10時間対応可能

イ 中型ディーゼル発電機（10～60kVA）

1台（電算室サーバールーム冷却用（200V））

参考：定格出力50kW（200V）満タン無給油で約24時間対応可能

（3）燃料（発電機用、暖房用）の調達

庁舎用発電機、システムバックアップ用発電機については平時より燃料を満量保管するものとし、発災時の当座使用分を確保する。

又、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき石油類について確保する。

## 2 災害対応業務に従事する職員用の飲料水、食料品の確保

（1）基本的考え方

災害対応業務等に従事する職員に対し、避難者に提供する備蓄食に準じた飲料水、食料品を提供する。

（2）実施要領

ア 発災～24時間以内

備蓄用ゼリー（2食）、アルファ化米及びインスタントみそ汁（各1食）、塩分補給用ゼリー（1食）、飲料水（3ℓ）

イ 24時間～36時間

レトルト食を提供（2食）

ウ 36時間以降

炊出しを実施している避難所との連携、民間ボランティア、防災関係機関等の支援を調整し、炊出しによる食事へ移行する。

## 第5節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

### 1 通信手段の現状

北海道総合行政ネットワーク及び北海道原子力防災ネットワーク（広域イーサネット）により、一般回線が途絶した状況においても、道、後志総合振興局、周辺町村との音声通話は可能であるとともにその他の通信機器により通信手段の多様化を図っている。

（1）北海道総合行政ネットワーク

地上系と衛星系により構成

（2）地上系

道庁、各総合振興局、各振興局、全道各市町村、道出先機関を結ぶ防災光回線と道庁、各総合振興局、各振興局を結ぶマイクロ回線で構成

（3）衛星系

地域衛星通信ネットワークを利用、道庁、各総合振興局、各振興局、全道各市町村、道出先機関相互間のほか、国や全国の地方公共団体と通信が可能

（4）北海道原子力防災ネットワーク（広域イーサネット）

国、北海道原子力防災センター、道庁、後志総合振興局、PAZ、UPZ各町村及び原子力防災関係機関をIP通信網でネットワークを構成、音声通話、画像伝送及びテレビ会議が可能

（5）その他の通信機器

防災携帯電話 15台  
衛星携帯電話 3台  
防災行政無線機(移動系) 28台

## 2 通信手段の多様化

第4章第5節「災害通信計画」による。

## 第6節 重要な行政データのバックアップの確保

一部の行政データを除き、電算室サーバールーム内のサーバー又は外付けハードディスクにバックアップデータを保管。

重要な行政データに関しては、電算室サーバールームが被災した場合においても安全に保管され、継続して業務が実施できるよう、逐次クラウド型サービスの活用を追求する。

## 第7節 非常時優先業務の選定

### 1 全 般

通常業務のうち真に継続が必要な重要業務を抽出するため、発災後、業務停止による「町民に与える影響の重大性」、「どの時点までにどのような対応が必要とされるか」等について業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を選定する。

具体的には、各業務について、業務の中断や業務開始の遅延が「町民の生命、身体、財産の保護」、「業務継続のための環境を維持」、「社会経済活動機能の維持」等に及ぼす影響度を、発災時からの経過時間（24時間、1週間及び一ヶ月を基準とする。）に応じて、当該業務が目標レベルに到達していなかった場合に、町民の生活、経済活動等にどのような影響があるかについて、業務別に評価を行う。

| 区分 | 時間の目安  | 業務選定の考え方                                  |
|----|--------|-------------------------------------------|
| A  | 24時間以内 | 非常時に一時的に業務を停止しても、直ちに（24時間以内）再開しなければならない業務 |
| B  | 1週間以内  | 非常時に一時的に業務を停止しても、早期（1週間以内）に再開しなければならない業務  |
| C  | 1か月以内  | 非常時に一定期間（1か月以内）業務を停止しても、直ちに影響を及ぼさない業務     |
| D  | 1か月以上  | 発災後、1か月以上業務を停止しても、直ちに影響を及ぼさない業務           |

### 2 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定にあたっては、業務継続の基本方針に基づき、町のすべての業務を洗い出し、原則として24時間以内並びに1週間以内に業務を再開しなければならない業務を非常時優先業務として選定する。

### 3 非常時優先業務以外の通常業務

災害時、町は、町民の生命や生活を守るための災害応急対策業務を優先して行うこととなるが、通常業務の中でも町民生活に密接にかかわる業務や町の機能維持業務など継

続の必要性の高い通常業務を継続して実施しなければならない。

このため各部局等は、限られた人的・物的資源を非常時優先業務に投入し業務を継続できるように前号で選定した非常時優先業務以外の通常業務を一時的に休止・縮小するものとする。

#### 4 各部局の取組

各部局においては、本計画の業務継続の基本方針に基づき、非常時優先業務を選定し、業務を遂行する上での課題と対策について整理するものとする。

##### （参考）優先度からみた通常業務の仕分け

| 業務継続の優先度の高い業務（主なもの）  |                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応</li> <li>・インフラ（道路、河川、港湾等）の維持</li> <li>・医療、福祉等のサービスの確保</li> <li>・町民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金等の支給</li> <li>・報道対応</li> <li>・その他、町民の生命、身体、財産の保護に必要不可欠な業務</li> </ul>          |
| 業務継続のための環境を維持する業務    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信基盤の管理運営</li> <li>・財務会計システムの運用管理</li> <li>・職場の安全衛生業務</li> <li>・その他、業務継続のための環境を維持する業務事務</li> </ul>                                                                    |
| 町の経済活動機能の維持に必要な業務    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道その他飲料水供給施設に関する業務</li> <li>・雇用対策及び労働相談</li> <li>・農作物の災害対策</li> <li>・被災者に係る住宅対策に関する業務</li> <li>・町の経済活動に直結する許認可、補助金等に関する業務</li> <li>・その他、町の経済活動機能の維持に必要不可欠な業務</li> </ul> |
| 主な休止・縮小業務            |                                                                                                                                                                                                                 |
| 各部局共通                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務関係事務</li> <li>・福利厚生（職員の感染症対策を除く。）</li> <li>・職員研修</li> <li>・統計調査、調査研究、白書等作成等</li> <li>・緊急性のない団体等の検査、報告聴取</li> <li>・集会・イベント等</li> </ul>                                 |

## (資料) 各対策班、各部課の通常業務着手時期

| 総務対策班 |                               |   |   |   |   |
|-------|-------------------------------|---|---|---|---|
| 総務部   |                               |   |   |   |   |
| 総務課   |                               |   |   |   |   |
| 総務係   |                               | A | B | C | D |
| 1     | 公印の管理に関すること。                  |   | ○ |   |   |
| 2     | 公告式に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 3     | 儀式に関すること。                     |   |   |   | ○ |
| 4     | 渉外に関すること。                     |   |   |   | ○ |
| 5     | 議会及び教育委員会に関すること。              |   | ○ |   |   |
| 6     | 庁中連絡統制に関すること。                 | ○ |   |   |   |
| 7     | 庁中取締り、防火管理及び宿日直に関すること。        | ○ |   |   |   |
| 8     | 旅行命令に関すること。                   |   |   | ○ |   |
| 9     | 町長及び副町長の事務引継ぎに関すること。          | ○ |   |   |   |
| 10    | 寄付の申込みに関すること。（土地及び建物を除く。）     |   |   |   | ○ |
| 11    | 町村会に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 12    | 余市地区暴力追放運動推進協議会に関すること。        |   |   |   | ○ |
| 13    | 男女共同参画に関すること。                 |   |   |   | ○ |
| 14    | 監査委員に関すること。                   |   | ○ |   |   |
| 15    | 行政相談に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 16    | 表彰（他の課に属するものは除く。）に関すること。      |   |   |   | ○ |
| 17    | 条例、規則、その他例規に関すること。            |   |   | ○ |   |
| 18    | 文書の收受及び発送に関すること。              |   | ○ |   |   |
| 19    | 北方領土復帰に関すること。                 |   |   |   | ○ |
| 20    | 余市地方常設法律相談所の開設に関すること。         |   |   | ○ |   |
| 21    | 他の部・課・室・係の分掌に属しないものに関するこ<br>と |   |   |   | ○ |
| 総務課   |                               |   |   |   |   |
| 人事厚生係 |                               | A | B | C | D |
| 1     | 職員の任用、配置、分限及び賞罰に関すること。        |   | ○ |   |   |
| 2     | 職員の給与に関すること。                  |   | ○ |   |   |
| 3     | 職員の研修及び教養に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 4     | 職員の休日休暇及び公務災害に関すること。          |   | ○ |   |   |
| 5     | 職員の保健及び福利に関すること。              |   |   | ○ |   |
| 6     | 職員団体に関すること。                   |   |   | ○ |   |
| 7     | 給与制度の調査研究及び改善に関すること。          |   |   |   | ○ |
| 8     | 職員共済組合に関すること。                 |   | ○ |   |   |
| 9     | 職員退職手当に関すること。                 |   |   |   | ○ |
| 10    | 臨時職員に関すること。                   |   | ○ |   |   |
| 11    | 会計年度任用職員に関すること。               |   | ○ |   |   |
| 12    | 職員の表彰に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 13    | 公平委員会に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 14    | 余市町議員報酬及び特別職給料審議会に関すること。      |   |   |   | ○ |
| 15    | 非常勤職員公務災害補償事務に関すること。          |   | ○ |   |   |
| 16    | その他職員に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 電算管理係 |                               | A | B | C | D |
| 1     | 電子計算器の管理運営に関すること。             | ○ |   |   |   |
| 2     | 電算事務処理の管理運営に関すること。            |   | ○ |   |   |
| 3     | その他電算処理業務に関すること。              |   |   | ○ |   |

| 総務対策班                                                     |   |   |   |   |
|-----------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 総務部                                                       |   |   |   |   |
| 総務課                                                       |   |   |   |   |
| 車両管理係                                                     | A | B | C | D |
| 1 公用車の運行及び管理に関すること。                                       | ○ |   |   |   |
| 交通安全係                                                     | A | B | C | D |
| 1 交通安全計画の樹立及び推進に関すること。                                    |   |   |   | ○ |
| 2 交通安全思想の啓蒙及び普及に関すること。                                    |   |   |   | ○ |
| 3 交通安全施設の設置及び管理に関すること。                                    |   |   |   | ○ |
| 防災係                                                       | A | B | C | D |
| 1 防災等に関する計画及び防災会議に関すること。                                  |   | ○ |   |   |
| 2 防災及び災害対策に関すること。                                         | ○ |   |   |   |
| 3 国民保護に関すること。                                             |   |   |   | ○ |
| 4 自衛隊の募集事務及び連絡調整に関すること。                                   | ○ |   |   |   |
| 行政改革推進係                                                   | A | B | C | D |
| 1 行政改革の推進に関すること。                                          |   |   |   | ○ |
| 財政課                                                       |   |   |   |   |
| 財政係                                                       | A | B | C | D |
| 1 予算の編成に関すること。                                            |   | ○ |   |   |
| 2 財政計画及び起債に関すること。                                         |   |   | ○ |   |
| 3 財政事情の公表に関すること。                                          |   |   | ○ |   |
| 4 地方交付税に関すること。                                            |   | ○ |   |   |
| 5 決算に係る主要な施策の成果報告調整に関すること。                                |   |   | ○ |   |
| 6 支出命令に関すること。                                             |   | ○ |   |   |
| 7 資金計画に関すること。                                             |   |   | ○ |   |
| 8 一時借入金及び運用資金に関すること。                                      |   | ○ |   |   |
| 9 その他財政に関すること。                                            |   |   |   | ○ |
| 契約管財係                                                     | A | B | C | D |
| 1 競争入札参加者の資格審査申請に関する受付及び建設工事請負契約等に関すること。                  |   | ○ |   |   |
| 2 物品の購入、借上、施設管理委託等の契約に関すること。ただし一件の予定価格等が200,000円未満のものを除く。 |   | ○ |   |   |
| 3 その他他課・係に属さない契約に関すること。                                   |   |   |   | ○ |
| 4 地積図簿の管理に関すること。                                          |   | ○ |   |   |
| 5 町有財産（公共用財産を含む。）の総括管理に関すること。                             |   | ○ |   |   |
| 6 町有普通財産（土地、建物、町有林）の管理及び取得処分に関すること。                       |   | ○ |   |   |
| 7 土地及び建物の寄附採納に係る取得事務に関すること。                               |   | ○ |   |   |
| 8 他の係に属さない町有財産の管理に関すること。                                  |   |   |   | ○ |
| 税務課                                                       |   |   |   |   |
| 住民税係                                                      | A | B | C | D |
| 1 町民税、道民税及び軽自動車税の賦課に関すること。                                |   |   | ○ |   |
| 2 法人町民税、市町村たばこ税及び入湯税に関すること。                               |   |   | ○ |   |

| 総務対策班                             |   |   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|---|---|
| 総務部                               |   |   |   |   |
| 税務課                               |   |   |   |   |
| 住民税係                              | A | B | C | D |
| 3 特別徴収義務者の指定に関すること。               |   |   | ○ |   |
| 4 給与支払報告書に関すること。                  |   |   | ○ |   |
| 5 所得証明等に関すること。                    |   | ○ |   |   |
| 6 農業所得事務に関すること。                   |   |   | ○ |   |
| 7 町民税、道民税及び市軽自動車税の相談及び苦情処理に関すること。 |   | ○ |   |   |
| 8 その他町民税、道民税及び軽自動車税に関すること。        |   | ○ |   |   |
| 税務課                               |   |   |   |   |
| 資産税係                              | A | B | C | D |
| 1 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。          |   |   | ○ |   |
| 2 固定資産の評価に関すること。                  |   |   | ○ |   |
| 3 固定資産課税台帳及び名寄帳の整備保管に関すること。       |   |   | ○ |   |
| 4 固定資産課税台帳の閲覧及び証明に関すること。          |   | ○ |   |   |
| 5 固定資産等所在市町村交付金に関すること。            |   |   |   | ○ |
| 6 固定資産税及び都市計画税の相談及び苦情処理に関すること。    |   | ○ |   |   |
| 7 その他固定資産税及び都市計画税に関すること。          |   | ○ |   |   |
| 納税係                               | A | B | C | D |
| 1 町税の納入督促、徴収及び滞納処分に関すること。         |   |   |   | ○ |
| 2 町税の徴収嘱託及び受託に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 3 町税の訴訟及び犯罪事件の審理及び調整に関すること。       |   |   |   | ○ |
| 4 納税思想の普及及び啓発に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 5 町税の口座振替納付に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 6 道民税の取扱いに関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 7 町税の不納欠損処分に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 8 町税決算事務に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 9 納税証明に関すること。                     |   |   | ○ |   |
| 10 徴収嘱託職員に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 11 固定資産評価審査委員会に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 12 その他納税に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 町民対策班                             |   |   |   |   |
| 町民対策係                             |   |   |   |   |
| 福祉課                               |   |   |   |   |
| 戸籍住民係                             | A | B | C | D |
| 1 戸籍に関すること                        |   | ○ |   |   |
| 2 住民基本台帳に関すること。                   | ○ |   |   |   |
| 3 個人番号の登録に関すること。                  | ○ |   |   |   |
| 4 人口動態に関すること。                     |   |   | ○ |   |
| 5 印鑑登録に関すること。                     |   | ○ |   |   |
| 6 埋火葬の許可証の発行に関すること。               | ○ |   |   |   |
| 7 成年被後見人、被保佐人、破産者及び犯罪人に関すること。     |   | ○ |   |   |

| 町民対策班                                      |   |   |   |   |
|--------------------------------------------|---|---|---|---|
| 民生部                                        |   |   |   |   |
| 福祉課                                        |   |   |   |   |
| 戸籍住民係                                      | A | B | C | D |
| 8 身分証明及びその他諸証明に関すること。                      | ○ |   |   |   |
| 9 旅券事務に関すること。                              |   | ○ |   |   |
| 10 家事審判調停関すること。                            |   | ○ |   |   |
| 11 相続税法（昭和25年法律第73号）第58条の通知に関すること。         |   |   | ○ |   |
| 12 臨時運行許可証の交付に関すること。                       | ○ |   |   |   |
| 福祉係                                        | A | B | C | D |
| 1 消費者保護行政に関すること。                           |   | ○ |   |   |
| 2 人権擁護に関すること。                              |   | ○ |   |   |
| 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）に関すること。               |   | ○ |   |   |
| 4 民生、児童、厚生委員に関すること。                        |   | ○ |   |   |
| 5 民生委員会推薦会に関すること。                          |   |   | ○ |   |
| 6 区会活動に関すること。                              |   |   | ○ |   |
| 7 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関すること。            |   | ○ |   |   |
| 8 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関すること。             |   | ○ |   |   |
| 9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に関すること。 |   | ○ |   |   |
| 10 旧軍人軍属の恩給に関すること。                         |   | ○ |   |   |
| 11 戦傷病者及び戦没者遺族並びに未帰還者の留守家族等の援護に関すること。      |   | ○ |   |   |
| 12 引揚者の援護に関すること。                           |   | ○ |   |   |
| 13 行旅人に関すること。                              | ○ |   |   |   |
| 14 福祉団体育成指導に関すること。                         |   |   | ○ |   |
| 15 災害救助に関すること。                             | ○ |   |   |   |
| 16 社会福祉施設建設の補助申請に関すること。                    |   |   | ○ |   |
| 17 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に関すること。 |   | ○ |   |   |
| 18 国民年金に関すること。                             |   | ○ |   |   |
| 19 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関すること。              |   |   | ○ |   |
| 20 老人福祉サービスの実施に関すること。                      |   |   | ○ |   |
| 21 老人福祉施設入所措置に関すること。                       |   |   | ○ |   |
| 22 老人福祉施設建設に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 23 その他社会福祉及び老人福祉に関すること。                    |   |   | ○ |   |
| 子育て・健康推進課                                  |   |   |   |   |
| 健康推進係                                      | A | B | C | D |
| 1 保健活動の企画及び推進に関すること。                       |   | ○ |   |   |
| 2 母子保健に関すること。                              | ○ |   |   |   |
| 3 成人及び高齢者保健に関すること。                         | ○ |   |   |   |
| 4 心の健康づくりに関すること。                           | ○ |   |   |   |
| 5 障がい者の保健指導に関すること。                         | ○ |   |   |   |
| 6 特定疾患の保健指導に関すること。                         | ○ |   |   |   |
| 7 予防接種に関すること。                              |   |   | ○ |   |
| 8 感染症の予防に関すること。                            | ○ |   |   |   |
| 9 地域保健活動の推進に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 10 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。                   |   |   |   | ○ |

| 民生対策班                                      |   |   |   |   |
|--------------------------------------------|---|---|---|---|
| 民生部                                        |   |   |   |   |
| 子育て・健康推進課                                  |   |   |   |   |
| 健康推進係                                      | A | B | C | D |
| 11 後期高齢者健康診査に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 12 児童虐待に関すること。                             | ○ |   |   |   |
| 13 女性の健康問題（DV等）に関すること。                     | ○ |   |   |   |
| 14 栄養改善指導に関すること。                           |   |   | ○ |   |
| 15 歯科保健に関すること。                             |   |   | ○ |   |
| 16 その他健康づくりに関すること                          |   |   |   | ○ |
| 子育て推進係                                     | A | B | C | D |
| 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関すること。               |   | ○ |   |   |
| 2 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に関すること。             |   |   | ○ |   |
| 3 児童手当法（昭和46年法律第73号）に関すること。                |   |   | ○ |   |
| 4 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関すること。           | ○ |   |   |   |
| 5 放課後児童クラブに関すること。                          | ○ |   |   |   |
| 6 その他児童福祉に関すること。                           |   |   |   | ○ |
| 事務係                                        | A | B | C | D |
| 1 健康推進係、栄養指導係に属する予算編成及び経理に関すること。           |   | ○ |   |   |
| 2 健康推進係、栄養指導係に属する業務統計調査に関すること、             |   |   |   | ○ |
| 3 北後志地域保健医療対策協議会に関すること。                    |   | ○ |   |   |
| 4 医師会・歯科医師会との調整に関すること。                     | ○ |   |   |   |
| 5 献血に関すること。                                |   |   | ○ |   |
| 6 救急医療対策に関すること。                            | ○ |   |   |   |
| 7 特定健康診査及び特定保健指導の事務に関すること。                 |   |   |   | ○ |
| 8 後期高齢者健康診査の事務に関すること。                      |   |   |   | ○ |
| 9 その他健康づくりの事務に関すること。                       |   |   |   | ○ |
| 保険課                                        |   |   |   |   |
| 医療係                                        | A | B | C | D |
| 1 国民健康保険運営協議会に関すること。                       |   |   |   | ○ |
| 2 国民健康保険団体連合会に関すること。                       |   |   | ○ |   |
| 3 国民健康保険事業（特定健康診査に関することを含む。）の計画及び運営に関すること。 |   |   | ○ |   |
| 4 国民健康保険税の賦課に関すること。                        |   |   | ○ |   |
| 5 国民健康保険特別会計及び後期高齢者特別会計の予算編成及び経理に関すること。    |   |   | ○ |   |
| 6 国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の決算に関すること。        |   |   |   | ○ |
| 7 国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の資金計画に関すること。      |   |   |   | ○ |
| 8 国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の財政事情の公表に関すること。   |   |   |   | ○ |
| 9 国民健康保険の資格認定に関すること。                       |   | ○ |   |   |
| 10 国民健康保険の給付に関すること。                        |   |   | ○ |   |

| 民生対策班                                       |   |   |   |   |
|---------------------------------------------|---|---|---|---|
| 民生部                                         |   |   |   |   |
| 保険課                                         |   |   |   |   |
| 医療係                                         | A | B | C | D |
| 11 国民健康保険及び後期高齢者医療の事務に係る状況報告等に関する事。         |   |   |   | ○ |
| 12 重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び乳幼児医療費の助成事業に関する事。 |   |   | ○ |   |
| 13 その他医療費の助成事業に関する事。                        |   |   | ○ |   |
| 14 後期高齢者医療の事務に関する事。                         |   |   | ○ |   |
| 介護保険係                                       | A | B | C | D |
| 1 介護保険法（平成9年法律第123号）に関する事。                  |   |   | ○ |   |
| 2 老人保健福祉計画に関する事。                            |   |   |   | ○ |
| 3 介護保険事業計画に関する事。                            |   |   |   | ○ |
| 4 介護保険被保険者の資格管理に関する事。                       |   | ○ |   |   |
| 5 介護保険被保険者の保険料賦課に関する事。                      |   |   |   | ○ |
| 6 介護保険の給付管理等に関する事。                          |   |   | ○ |   |
| 7 介護保険特別会計予算の編成に関する事。                       |   |   | ○ |   |
| 8 介護保険特別会計経理に関する事。                          |   |   | ○ |   |
| 9 介護保険特別会計決算に関する事。                          |   |   |   | ○ |
| 10 介護保険特別会計資金計画に関する事。                       |   |   |   | ○ |
| 介護認定係                                       | A | B | C | D |
| 1 北後志地区介護認定審査会運営に関する事。                      |   |   | ○ |   |
| 2 要介護認定に関する事。                               |   | ○ |   |   |
| 環境対策課                                       |   |   |   |   |
| 廃棄物対策係                                      | A | B | C | D |
| 1 一般廃棄物の処理規則及び指導に関する事。                      |   | ○ |   |   |
| 2 産業廃棄物の規制及び指導に関する事。                        |   |   | ○ |   |
| 3 廃棄物の再資源化及び減量化に関する事。                       |   | ○ |   |   |
| 4 クリーンセンターの維持管理に関する事。                       | ○ |   |   |   |
| 5 北後志衛生施設組合に関する事。                           |   |   | ○ |   |
| 6 北しりべし廃棄物処理広域連合に関する事。                      |   |   | ○ |   |
| 7 その他廃棄物対策に関する事。                            |   |   |   | ○ |
| 環境衛生係                                       | A | B | C | D |
| 1 環境保全の推進に関する事。                             |   |   |   | ○ |
| 2 環境保全思想の啓蒙及び普及に関する事。                       |   |   | ○ |   |
| 3 環境保全に係る連絡調整に関する事。                         |   | ○ |   |   |
| 4 公害発生源に対する調査監視及び指導に関する事。                   | ○ |   |   |   |
| 5 公害に係る苦情相談及び処理に関する事。                       |   |   | ○ |   |
| 6 公害防止施設改善補助金に関する事。                         |   |   |   | ○ |
| 7 公害防止の資金融資に関する事。                           |   |   |   | ○ |
| 8 清掃事業の実施及びそ族・昆虫等の駆除に関する事。                  |   | ○ |   |   |
| 9 埋火葬の許可に関する事。                              |   | ○ |   |   |
| 10 墓地及び火葬場の管理に関する事。                         | ○ |   |   |   |
| 11 畜犬登録及び取り締まりに関する事。                        |   |   | ○ |   |
| 12 感染症及びその他疾病に関する事。                         |   | ○ |   |   |
| 13 衛生団体の指導育成に関する事。                          |   |   |   | ○ |
| 14 その他環境衛生に関する事。                            |   |   |   | ○ |

| 総合政策対策班                          |   |   |   |   |
|----------------------------------|---|---|---|---|
| 総合政策部                            |   |   |   |   |
| 政策推進課                            |   |   |   |   |
| 政策推進係                            | A | B | C | D |
| 1 総合計画の樹立及び推進に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 2 公共施設等の総合的な計画に関すること。            |   |   |   | ○ |
| 3 広域的な組織及び計画に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 4 地域公共交通に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 5 補助金等（他の課に属するものは除く。）に関するこ<br>と。 |   |   |   | ○ |
| 6 過疎地域に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 7 半島振興に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 8 国土利用計画に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 9 公有地の拡大の推進に関すること。               |   |   |   | ○ |
| 10 基本施策の調整に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 政策調整係                            | A | B | C | D |
| 1 総合戦略の策定及び推進に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 2 地方創生に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 3 移住定住施策に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 4 企業誘致に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 5 ふるさと応援寄附（寄附受付を除く。）に関するこ<br>と   |   | ○ |   |   |
| 6 地域間交流に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 7 国際交流に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 8 私立学校に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 9 6次産業化の推進に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 10 産業連携の推進に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 11 庁内連絡会議に関すること。                 |   |   |   | ○ |
| 12 地域情報化に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 広報統計係                            | A | B | C | D |
| 1 町民憲章等に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 2 地域協働に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 3 町勢要覧の編集発行に関すること。               |   |   |   | ○ |
| 4 町広報の発行に関すること。                  |   | ○ |   |   |
| 5 その他広報に関すること。                   | ○ |   |   |   |
| 6 広聴に関すること。                      |   | ○ |   |   |
| 7 基幹統計(他の課に属するものを除く。)に関するこ<br>と。 |   |   |   | ○ |
| 8 その他統計調査に関すること。                 |   |   |   | ○ |
| 9 統計調査員に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 10 統計資料の保存に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 11 その他統計に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 農林水産課                            |   |   |   |   |
| 農政振興係                            | A | B | C | D |
| 1 農政全般の企画立案に関すること。               | ○ |   |   |   |
| 2 農業振興地域の整備に関すること。               |   |   | ○ |   |
| 3 農政振興に係る統計調査に関すること。             |   | ○ |   |   |
| 4 農業構造改革に関すること                   |   |   |   | ○ |
| 5 地域農政特別対策に関すること。                | ○ |   |   |   |

| 総合政策対策班                           |   |   |   |   |
|-----------------------------------|---|---|---|---|
| 総合政策部                             |   |   |   |   |
| 農林水産課                             |   |   |   |   |
| 農政振興係                             | A | B | C | D |
| 6 農業気象に関すること。                     | ○ |   |   |   |
| 7 農業用施設及び農作物等の災害に関すること。           | ○ |   |   |   |
| 8 農業技術に関すること。                     | ○ |   |   |   |
| 9 農作物の病害虫防除及び肥料農薬に関すること。          |   |   |   | ○ |
| 10 果樹栽培の振興に関すること。                 | ○ |   |   |   |
| 11 野菜栽培の振興に関すること。                 | ○ |   |   |   |
| 12 その他の作物栽培に関すること。                | ○ |   |   |   |
| 13 産米に関すること。                      |   |   |   | ○ |
| 14 農業用機械器具に関すること。                 |   |   |   | ○ |
| 15 農業経済並びに農林金融に関すること。             | ○ |   |   |   |
| 16 農業労務に関すること。                    | ○ |   |   |   |
| 17 農業団体に関すること。                    | ○ |   |   |   |
| 18 畜産の振興に関すること。                   |   | ○ |   |   |
| 19 家畜、家禽の防疫に関すること。                |   | ○ |   |   |
| 20 獣医師、家禽商に関すること。                 |   | ○ |   |   |
| 21 農畜産物の流通、加工に関すること。              |   | ○ |   |   |
| 22 農業生産組織の育成に関すること。               |   |   | ○ |   |
| 23 北後志農業振興協議会に関すること。              | ○ |   |   |   |
| 24 農業経営基盤強化促進事業に関すること。            |   |   | ○ |   |
| 25 有害鳥獣駆除に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 26 猟友会の事務に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 27 鳥獣保護管理に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 28 農業青年・女性団体の活動に関すること。            |   |   | ○ |   |
| 29 農業構造改善センターの管理に関すること。           | ○ |   |   |   |
| 30 都市住民と農村の交流に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 31 農業実習生受入れに関すること。                |   |   |   | ○ |
| 32 花卉栽培に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 33 クリーン農業の推進に関すること。               |   |   |   | ○ |
| 34 新規就農者及び後継者の育成、確保に関すること。        |   |   |   | ○ |
| 35 その他農林水産課の連絡調整に関すること。           | ○ |   |   |   |
| 農地整備係                             | A | B | C | D |
| 1 土地改良事業の調査計画、用地買収、補償、設計施行に関すること。 |   |   |   | ○ |
| 2 農地並びに農地海岸保全に関すること。              | ○ |   |   |   |
| 3 農村整備事業に関すること。                   | ○ |   |   |   |
| 4 余市ダムの管理に関すること。                  | ○ |   |   |   |
| 5 農業水利権に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 6 土地改良区の指導に関すること。                 |   |   | ○ |   |
| 7 農道整備事業の調査計画に関すること。              | ○ |   |   |   |
| 8 農道整備事業の設計施行に関すること。              | ○ |   |   |   |
| 9 農道整備事業の用地買収に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 10 農道離着陸場の維持管理に関すること。             |   | ○ |   |   |
| 11 農道の維持補修に関すること。                 | ○ |   |   |   |
| 12 その他土地改良に関すること。                 |   | ○ |   |   |

| 総合政策対策班                                            |   |   |   |   |
|----------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 総合政策部                                              |   |   |   |   |
| 農林水産課                                              |   |   |   |   |
| 水産林務係                                              | A | B | C | D |
| 1 漁業及び水産加工業の振興に関する事。                               | ○ |   |   |   |
| 2 漁場造成及び改良に関する事。                                   | ○ |   |   |   |
| 3 漁業組合及び漁業関係諸団体に関する事。                              | ○ |   |   |   |
| 4 漁業融資に関する事。                                       | ○ |   |   |   |
| 5 水産資源の保護及び増殖に関する事。                                |   |   | ○ |   |
| 6 船員法（昭和22年法律第100号）事務に関する事。                        |   |   |   | ○ |
| 7 水産災害並びに海難及び水難救済に関する事。                            | ○ |   |   |   |
| 8 漁村青少年、女性団体に関する事。                                 |   |   |   | ○ |
| 9 漂流物に関する事。                                        | ○ |   |   |   |
| 10 漁港の管理委託事務に関する事。                                 |   | ○ |   |   |
| 11 漁港整備計画事業に関する事。                                  | ○ |   |   |   |
| 12 水産加工業協同組合及び水産加工諸団体に関する事。                        |   |   | ○ |   |
| 13 水産加工業融資に関する事。                                   | ○ |   |   |   |
| 14 水産加工研修センターに関する事。                                |   | ○ |   |   |
| 15 公有林、民有林の振興に関する事。                                |   | ○ |   |   |
| 16 治山事業に関する事。                                      |   | ○ |   |   |
| 17 林業団体に関する事。                                      |   | ○ |   |   |
| 18 山火予消防に関する事。                                     |   | ○ |   |   |
| 19 緑化推進に関する事。                                      |   |   |   | ○ |
| 20 その他水産林務に関する事。                                   |   | ○ |   |   |
| 商工観光課                                              |   |   |   |   |
| 商工労政係                                              | A | B | C | D |
| 1 商工業建設業の振興対策に関する事。                                |   |   |   | ○ |
| 2 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保管法（昭和26年法律第204号）に関する事。 |   |   |   | ○ |
| 3 計量法（平成4年法律第51号）に関する事。                            |   |   |   | ○ |
| 4 委員会規則等の制定及び改廃に関する事。                              |   |   |   | ○ |
| 5 中小企業の振興対策に関する事。                                  |   | ○ |   |   |
| 6 中小企業等協同組合等に関する事。                                 |   |   |   | ○ |
| 7 商工会議所及び商工団体に関する事。                                |   |   | ○ |   |
| 8 貿易に関する事。                                         |   |   |   | ○ |
| 9 採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）に関する事。      |   |   |   | ○ |
| 10 地下資源の開発に関する事。                                   |   |   |   | ○ |
| 11 地場産業の振興対策に関する事。                                 |   |   |   | ○ |
| 12 地場産品の流通、商流に関する事。                                |   |   |   | ○ |
| 13 商工関連町施設の管理に関する事。                                |   |   | ○ |   |
| 14 商店街の振興対策に関する事。                                  |   |   |   | ○ |
| 15 その他商工業の振興に関する事。                                 |   |   |   | ○ |
| 16 労働及び雇用対策に関する事。                                  |   |   | ○ |   |
| 17 労働福祉に関する事。                                      |   |   |   | ○ |
| 18 職業訓練に関する事。                                      |   |   |   | ○ |
| 19 労働関連町施設に関する事。                                   |   |   | ○ |   |
| 20 その他労働及び雇用に関する事。                                 |   |   |   | ○ |
| 21 農道離着陸場の使用に関する事。                                 |   |   | ○ |   |

| 総合政策対策班                                      |   |   |   |   |
|----------------------------------------------|---|---|---|---|
| 総合政策部                                        |   |   |   |   |
| 商工観光課                                        |   |   |   |   |
| 観光振興係                                        | A | B | C | D |
| 1 観光産業の振興に関すること。                             |   |   |   | ○ |
| 2 観光資源の開発に関すること。                             |   |   |   | ○ |
| 3 自然公園法（昭和32年法律第161号）に関すること。                 |   |   |   | ○ |
| 4 海水浴場の設置運営に関すること。                           |   |   |   | ○ |
| 5 郷土工芸品に関すること。                               |   |   |   | ○ |
| 6 観光宣伝に関すること。                                |   |   |   | ○ |
| 7 観光協会に関すること。                                |   |   | ○ |   |
| 8 観光行事に関すること。                                |   |   |   | ○ |
| 9 観光事業の誘致促進に関すること。                           |   |   |   | ○ |
| 10 観光関連町施設の管理に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 11 道の駅の管理運営に関すること。                           |   | ○ |   |   |
| 12 その他観光振興に関すること。                            |   |   |   | ○ |
| 総合政策対策班                                      |   |   |   |   |
| 余市町農業委員会                                     |   |   |   |   |
| 庶務係                                          | A | B | C | D |
| 1 委員会の会議に関すること。                              |   |   | ○ |   |
| 2 事務局職員の人事、給与及び服務に関すること。                     |   |   |   | ○ |
| 3 予算及び経理に関すること。                              |   |   | ○ |   |
| 4 委員会規則等の制定及び改廃に関すること。                       |   |   |   | ○ |
| 5 公文書の保管その他文書に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 6 農地利用最適化推進委員に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 7 事務局各係との連絡調整に関すること。                         | ○ |   |   |   |
| 8 各関係機関及び団体に関すること。                           | ○ |   |   |   |
| 9 前各号に掲げるもののほか、各係に属しない事項に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 農地係                                          | A | B | C | D |
| 1 農地等の所有権移転、権利の設定等に関すること。                    |   |   | ○ |   |
| 2 農地等の転用に関すること。                              |   |   | ○ |   |
| 3 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権の設定等に関すること。 |   |   | ○ |   |
| 4 農地保有合理化事業に関すること。                           |   |   |   | ○ |
| 5 実勢貸借料の情報提供に関すること。                          |   |   |   | ○ |
| 6 担い手への農地集積・集約化に関すること。                       |   |   |   | ○ |
| 7 遊休農地の発生防止・解消に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 8 河川堤防敷地使用許可申請に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 9 国有管理農地事務に関すること。                            |   |   |   | ○ |
| 10 農地台帳等に関すること。                              |   |   |   | ○ |
| 11 現況証明に関すること。                               |   |   |   | ○ |
| 12 納税猶予に関すること。                               |   |   |   | ○ |
| 13 和解の仲介に関すること。                              |   |   |   | ○ |
| 14 その他農地に関すること。                              |   |   |   | ○ |
| 振興係                                          | A | B | C | D |
| 1 新規参入の促進及び就農相談に関すること。                       |   |   |   | ○ |

|          |                                                            |   |   |   |   |
|----------|------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 総合政策対策班  |                                                            |   |   |   |   |
| 余市町農業委員会 |                                                            |   |   |   |   |
| 振興係      |                                                            | A | B | C | D |
| 2        | 農業者年金受託業務の執行委託事務に関すること。                                    |   |   |   | ○ |
| 3        | 法人化その他農業経営の合理化に関すること。                                      |   |   |   | ○ |
| 4        | 農業一般に関する調査及び情報の提供に関すること。                                   | ○ |   |   |   |
| 5        | 農業研修に関すること。                                                |   |   |   | ○ |
| 6        | 証明事務に関すること。                                                |   |   | ○ |   |
| 7        | その他農業振興に関すること。                                             |   |   |   | ○ |
| 建設水道対策班  |                                                            |   |   |   |   |
| 建設水道部    |                                                            |   |   |   |   |
| 建設課      |                                                            |   |   |   |   |
| 技術係      |                                                            | A | B | C | D |
| 1        | 道路の整備計画及び新設改良事業（事業用地の取得を含む。）の設計施工に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 2        | 公共土木施設（道路・河川・港湾・海岸）の災害復旧事業に関すること。                          |   | ○ |   |   |
| 3        | 崖地、急傾斜地等危険防止事業の計画及び設計施工に関すること。                             |   |   |   | ○ |
| 4        | 治山事業の計画及び設計施工に関すること。                                       |   |   |   | ○ |
| 5        | 河川改良事業の計画及び設計施工に関すること。                                     |   |   |   | ○ |
| 6        | 港湾及び海岸の整備計画及び設計施工に関すること。                                   |   |   |   | ○ |
| 7        | 都市計画事業（下水道及び土地区画整理事業は除く。）の調査及び設計施工に関すること。（農林水産課に属するものは除く。） |   |   |   | ○ |
| 8        | 都市計画道路の設計施工に関すること。                                         |   |   |   | ○ |
| 9        | 都市計画公園の設計施工に関すること。                                         |   |   |   | ○ |
| 10       | 公共土木施設（公園）の災害復旧事業に関すること。                                   |   | ○ |   |   |
| 11       | 建設課に属する事業の推進及び連絡調整に関すること。                                  |   | ○ |   |   |
| 12       | その他他課に属しない土木事業の調査及び設計施工に関すること。                             |   |   |   | ○ |
| 道路維持係    |                                                            | A | B | C | D |
| 1        | 道路、橋梁、河川、公共排水施設等の維持修繕並びに付帯事務及びパトロールに関すること。                 | ○ |   |   |   |
| 2        | 港湾及び海岸施設の維持修繕に関すること。                                       | ○ |   |   |   |
| 3        | 除雪事業の計画実施及び付帯事務に関すること。                                     |   |   |   | ○ |
| 4        | 建設機械の運行管理に関すること。                                           |   |   |   | ○ |
| 5        | 維持修繕工事の設計及び監督に関すること。                                       |   |   | ○ |   |
| 管理係      |                                                            | A | B | C | D |
| 1        | 道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に係る行政管理に関すること。         |   |   |   | ○ |
| 2        | 港湾法（昭和25年法律第218号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）に係る行政管理に関すること。         |   |   |   | ○ |
| 3        | 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に係る行政管理に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 4        | 道路・河川の昇格に伴う行政事務及び測量調査に関すること。                               |   |   |   | ○ |
| 5        | 町営駐車場の管理運営に関すること。                                          |   |   | ○ |   |

| 建設水道対策班                              |   |   |   |   |
|--------------------------------------|---|---|---|---|
| 建設水道部                                |   |   |   |   |
| 建設課                                  |   |   |   |   |
| 管理係                                  | A | B | C | D |
| 6 都市計画施設の管理及び修繕に関すること。               |   |   | ○ |   |
| 7 街路灯設置事業及び街灯料の補助申請に関すること。           |   |   |   | ○ |
| 8 住居表示に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 9 地籍図簿の閲覧、交付及び許認可に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 10 都市の花と緑の指導及び推進に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 事務係                                  |   |   |   |   |
| 1 建設課の予算及び経理に関すること。                  |   |   |   | ○ |
| 2 建設課に属する備品類の管理保管に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 3 建設課に属する文書の収受及び配布に関すること。            |   |   |   | ○ |
| まちづくり計画課                             |   |   |   |   |
| まちづくり推進係                             | A | B | C | D |
| 1 都市計画関係法規に基づく行政事務に関すること。            |   | ○ |   |   |
| 2 都市計画区域内の開発計画の調整に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 3 都市施設の計画に関すること。                     |   |   | ○ |   |
| 4 土地区画整理事業に関すること。                    |   |   | ○ |   |
| 5 その他他課・係に属さない都市計画に関すること。            |   | ○ |   |   |
| 建築係                                  | A | B | C | D |
| 1 建築関係法規に基づく行政事務に関すること。              |   | ○ |   |   |
| 2 町営住宅の建設計画に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 3 町営住宅の建設設計及び施工に関すること。               |   |   | ○ |   |
| 4 町の建築物の営繕に関すること。                    |   |   | ○ |   |
| 5 建築確認申請審査及び検査の事務に関すること。             |   | ○ |   |   |
| 6 建築防災に関すること。                        |   |   |   |   |
| 7 建築の相談及び指導に関すること。                   | ○ |   |   |   |
| 8 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関すること。 |   | ○ |   |   |
| 9 屋外広告物の規制に属すること。                    |   |   | ○ |   |
| 10 景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出に関すること。    |   |   | ○ |   |
| 11 その他他課・係に属さない建築物の認定、届出等に関すること。     |   | ○ |   |   |
| 公営住宅係                                | A | B | C | D |
| 1 町営住宅の管理運営に関すること。                   | ○ |   |   |   |
| 2 町営住宅の入退居に関すること。                    |   |   | ○ |   |
| 3 町営住宅の使用料の決定及び徴収に関すること。             |   |   | ○ |   |
| 4 町営住宅の修理に関すること。                     | ○ |   |   |   |
| 余市町公営企業                              |   |   |   |   |
| 水道課                                  |   |   |   |   |
| 業務係                                  | A | B | C | D |
| 1 儀式及び交際に関すること。                      |   |   |   | ○ |
| 2 公印の保管に関すること。                       | ○ |   |   |   |
| 3 例規の立案及び編纂に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 4 文章の審査、収受及び発送並びに保存に関すること。           |   | ○ |   |   |
| 5 職員の進退、賞罰、服務及び身分に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 6 職員の諸給与に関すること。                      |   | ○ |   |   |

| 建設水道対策班                              |   |   |   |   |
|--------------------------------------|---|---|---|---|
| 余市町公営企業                              |   |   |   |   |
| 水道課                                  |   |   |   |   |
| 業務係                                  | A | B | C | D |
| 7 職員の任用及び配置に関する事                     |   |   |   | ○ |
| 8 職員の福利厚生に関する事                       | ○ |   |   |   |
| 9 (削除)                               |   |   |   |   |
| 10 資金計画、その他財政計画に関する事                 |   |   | ○ |   |
| 11 企業債、一時借入金及び一時運用金に関する事             |   | ○ |   |   |
| 12 支出金の支出命令に関する事                     |   | ○ |   |   |
| 13 諸収入金の収入命令に関する事                    | ○ |   |   |   |
| 14 現金及び有価証券の出納に関する事                  | ○ |   |   |   |
| 15 公金の預託に関する事                        | ○ |   |   |   |
| 16 決算に関する事                           |   |   |   | ○ |
| 17 料金等諸収入の調定に関する事                    |   | ○ |   | ○ |
| 18 料金等諸収入の賦課及び徴収に関する事                |   | ○ |   |   |
| 19 工事費の生産に関する事                       |   | ○ |   |   |
| 20 給水工事並びに閉、開栓の受付に関する事               |   | ○ |   |   |
| 21 口座振替に関する事                         |   | ○ |   |   |
| 22 財務諸表の作成に関する事                      |   |   |   | ○ |
| 23 業務状況の公表に関する事                      |   |   |   | ○ |
| 24 料金滞納に係る給水停止決定、解除に関する事             |   |   |   | ○ |
| 25 固定資産の取得及び及び処分並びに貸借に関する事           |   |   |   | ○ |
| 26 棚卸資産の購入、保管、受け払い及び処分に関する事          |   |   |   | ○ |
| 27 車輛の運用及び維持管理に関する事                  | ○ |   |   |   |
| 28 その他財産管理に関する事                      |   |   |   | ○ |
| 29 その他、他係に属しない事                      |   |   |   | ○ |
| 計画係                                  | A | B | C | D |
| 1 水道事業その他、用水の企画及び調査に関する事             |   |   |   | ○ |
| 2 水道の拡張及び改良工事の計画に関する事                |   |   |   | ○ |
| 3 水道事業経営認可並びに流水占用許認可に関する事            |   |   |   | ○ |
| 4 各種統計の統合調整に関する事                     |   |   |   | ○ |
| 工務係                                  | A | B | C | D |
| 3 配水施設に係る道路占用、河川工作物及び堤防敷地使用許可申請に関する事 |   |   | ○ |   |
| 4 給排水施設の漏水防止及び調査に関する事                |   | ○ |   |   |
| 5 給水工事の設計、積算、台帳保存、道路占用に関する事          |   |   |   | ○ |
| 6 公認請負業者の認可、指導に関する事                  |   |   |   | ○ |
| 7 閉開栓に関する事                           | ○ |   |   |   |
| 8 量水器の更新及び検針に関する事                    |   | ○ |   |   |
| 9 その他水道施設の維持管理に関する事                  |   | ○ |   |   |
| 浄水係                                  | A | B | C | D |
| 2 水源の監視に関する事                         | ○ |   |   |   |
| 3 水質試験並びに水質調査に関する事                   | ○ |   |   |   |

| 建設水道対策班                                           |   |   |   |   |
|---------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 余市町公営企業                                           |   |   |   |   |
| 水道課                                               |   |   |   |   |
| 浄水係                                               | A | B | C | D |
| 4 浄水処理に関すること。                                     | ○ |   |   |   |
| 5 浄水排水処理に関すること。                                   |   | ○ |   |   |
| 6 機械運転日報、その他諸統計の作成、報告に関すること。                      |   |   | ○ |   |
| 7 浄水場の衛生管理に関すること。                                 | ○ |   |   |   |
| 8 薬品の保管に関すること。                                    |   | ○ |   |   |
| 9 その他水道施設の維持管理に関すること。                             |   | ○ |   |   |
| 建設水道部                                             |   |   |   |   |
| 下水道課                                              |   |   |   |   |
| 業務係                                               | A | B | C | D |
| 1 下水道課に属する法令及び例規その他備品類の整理保管に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 2 下水道課に属する予算の編成及び経理に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 3 下水道課に属する公示式に関すること。                              |   |   |   | ○ |
| 4 下水道課に属する文書の收受及び配布に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 5 下水道課に属する指名願の受付（排水設備業者）に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 6 下水道事業の受益者負担金及び使用料に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 7 水洗便所改造等資金受付及び助成に関すること。                          |   |   |   | ○ |
| 8 その他下水道課に属する事務に関すること。                            |   |   |   | ○ |
| 設備指導係                                             | A | B | C | D |
| 1 排水設備の維持管理指導に関すること。                              |   |   |   | ○ |
| 2 排水設備等の審査及び検査等に関すること。                            |   |   |   | ○ |
| 3 排水設備及び水洗便所の普及促進に関すること。                          |   |   |   | ○ |
| 4 水質規制、特定施設及び除害施設の審査、指導及び検査に関すること。                |   |   | ○ |   |
| 5 排水設備業者の指定、承認及び育成指導に関すること。                       |   |   |   | ○ |
| 6 公共下水道台帳の整備保管に関すること。                             |   |   |   | ○ |
| 建設係                                               | A | B | C | D |
| 1 下水道事業の総合整備計画（基本計画、都市計画、認可計画）業務とその他計画との調整に関すること。 |   |   |   | ○ |
| 2 下水道事業の実施設計積算及び建設に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 3 下水道事業に属する国庫補助事業の申請業務に関すること。                     |   |   |   | ○ |
| 4 下水道事業工事施工に係る監督、関係諸官庁及び周辺住民との渉外に関すること。           |   |   | ○ |   |
| 5 下水道管路施設の維持管理及び事故対策等業務処理に関すること。                  | ○ |   |   |   |
| 6 処理区域外の下水道利用に関すること。                              |   |   |   | ○ |
| 7 その他下水道事業に関し他の係に属さないこと。                          |   |   |   | ○ |

| 教育文教対策班                                   |   |   |   |   |
|-------------------------------------------|---|---|---|---|
| 余市町教育委員会                                  |   |   |   |   |
| 学校教育課                                     |   |   |   |   |
| 学校教育係                                     | A | B | C | D |
| 1 教育委員会の会議に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 2 総合教育会議に関すること。                           |   |   |   | ○ |
| 3 事務局並びに学校（町費支弁）その他の教育機関の職員の人事及び給与に関すること。 |   |   |   | ○ |
| 4 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 5 教育予算及び経理に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 6 教育財産の管理に関すること。                          |   |   |   | ○ |
| 7 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。                   |   |   |   | ○ |
| 8 教材教具その他の設備に関すること。                       |   |   | ○ |   |
| 9 教育の調査及び統計に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 10 公文書の保管その他文書に関すること。                     |   |   |   | ○ |
| 11 道教育庁その他文書に関すること。                       |   |   |   | ○ |
| 12 道費負担教職員の任免、給与、その他人事に関すること。             |   |   |   | ○ |
| 13 教科内容及びその取扱いに関すること。                     |   |   |   | ○ |
| 14 教科用図書の採択に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 15 学習効果の評価に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 16 校長及び教職員の研修に関すること。                      |   |   |   | ○ |
| 17 学校の職員並びに生徒、児童及び幼児の保健衛生、福利及び厚生に関すること。   |   |   |   | ○ |
| 18 学校給食に関すること。                            |   |   |   | ○ |
| 19 生徒、児童及び幼児の入学天楽及び通学に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 20 学校図書館に関すること。                           |   |   |   | ○ |
| 21 教育研究所に関すること。                           |   |   |   | ○ |
| 22 要保護、準要保護児童生徒の援助費に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 23 学校の組織編成に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 24 その他学校教育の指導に関すること。                      |   |   |   | ○ |
| 25 学校の施設整備に関すること。                         |   |   | ○ |   |
| 社会教育課                                     |   |   |   |   |
| 社会教育係                                     | A | B | C | D |
| 1 生涯学習の振興に関すること。                          |   |   |   | ○ |
| 2 社会教育振興の企画立案に関すること。                      |   |   |   | ○ |
| 3 社会教育中期計画に関すること。                         |   |   |   | ○ |
| 4 社会教育委員、中央公民館運営審議会に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 5 社会教育関係団体、文化団体の育成、助言に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 6 家庭教育の振興に関すること。                          |   |   |   | ○ |
| 7 青少年教育、女性、高齢者等成人教育に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 8 生涯学習、社会教育の情報提供、相談事業に関すること。              |   |   |   | ○ |
| 9 文化活動の奨励その他芸術文化の振興に関すること。                |   |   |   | ○ |
| 10 中央公民館の管理及び運営に関すること。                    | ○ |   |   |   |
| 11 公民館事業の企画実施に関すること。                      |   |   |   | ○ |
| 12 その他公民館活動に関すること。                        |   |   |   | ○ |
| 13 社会教育係の歳入歳出予算に関すること。                    |   | ○ |   |   |

| 教育文教対策班                                                |   |   |   |   |
|--------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 余市町教育委員会                                               |   |   |   |   |
| 社会教育課                                                  |   |   |   |   |
| 社会教育係                                                  | A | B | C | D |
| 14 社会教育施設、社会体育施設、文化財施設の設置及び管理運営（他の係に属するものは除く。）に」関すること。 |   | ○ |   |   |
| 15 社会体育の振興に関すること。                                      |   |   |   | ○ |
| 16 スポーツ推進員に関すること。                                      |   |   |   | ○ |
| 17 学校開放事業（体育施設）に関すること。                                 |   |   |   | ○ |
| 18 体育団体及びレクリエーション団体の育成、助言に関すること。                       |   |   | ○ |   |
| 19 野外活動の普及奨励に関すること。                                    |   |   |   | ○ |
| 20 社会体育・レクリエーション事業の企画実施及び奨励に関すること。                     |   |   |   | ○ |
| 21 他の係の所管に属さない事項に関すること。                                |   |   |   | ○ |
| 文化財係                                                   | A | B | C | D |
| 1 文化財の保護、調査及び研究に関すること。                                 |   | ○ |   |   |
| 2 文化財等の資料の収集、保管及び展示に関すること。                             |   | ○ |   |   |
| 3 水産博物館及び文化材施設の設置、管理運営及び利用促進に関すること。                    |   |   |   | ○ |
| 4 文化財保護団体の育成、助言に関すること。                                 |   |   |   | ○ |
| 5 文化財専門委員、文化財施設管理運営委員会に関すること。                          |   |   |   | ○ |
| 6 文化財関係の歳入歳出予算に関すること。                                  |   |   | ○ |   |
| 7 水産博物館事業の企画実施に関すること。                                  |   |   |   | ○ |
| 8 町史編さんに関すること。                                         |   |   |   | ○ |
| 9 その他文化財事業に関すること。                                      |   |   |   | ○ |
| 図書館係                                                   | A | B | C | D |
| 1 図書館の事業計画に関すること。                                      |   |   |   | ○ |
| 2 図書館協議会に関すること。                                        |   |   |   | ○ |
| 3 図書館奉仕事業に関すること。                                       |   |   |   | ○ |
| 4 図書館統計に関すること。                                         |   |   |   | ○ |
| 5 図書館の管理及び運営に関すること。                                    |   | ○ |   |   |
| 6 図書館関係の歳入歳出予算に関すること。                                  |   |   | ○ |   |
| 7 その他図書館事業に関すること。                                      |   |   |   | ○ |
| 青少年対策室                                                 |   |   |   |   |
|                                                        | A | B | C | D |
| 1 青少年の健全育成に関すること。                                      |   |   | ○ |   |
| 2 青少年の問題協議会に関すること。                                     |   |   | ○ |   |
| 3 青少年の補導・相談活動に関すること。                                   |   |   | ○ |   |
| 4 社会を明るくする運動に関すること。                                    |   |   | ○ |   |
| 5 余市町地域子ども会の育成に関すること。                                  |   |   | ○ |   |
| 6 その他青少年健全育成に関すること。                                    |   |   | ○ |   |

## 支援総括班

## 会計課

## 管理係

|                              | A | B | C | D |
|------------------------------|---|---|---|---|
| 1 有価証券の出納及び保管に関する事。          | ○ |   |   |   |
| 2 支出負担行為の確認に関する事。            | ○ |   |   |   |
| 3 財産の記録管理に関する事。              | ○ |   |   |   |
| 4 基金（有価証券を含む。）の出納保管に関する事。    | ○ |   |   |   |
| 5 指定金融機関等に関する事。              | ○ |   |   |   |
| 6 収入証書類及び支出証書類の編さん及び保管に関する事。 | ○ |   |   |   |
| 7 電算収納管理に関する事。               | ○ |   |   |   |
| 8 収納消込事務に関する事。               | ○ |   |   |   |
| 9 町税及び税外諸収入の収納管理に関する事。       | ○ |   |   |   |
| 10 歳入歳出外現金に関する事。             | ○ |   |   |   |
| 11 その他収納管理に関する事。             |   |   |   | ○ |

## 出納係

|                                         | A | B | C | D |
|-----------------------------------------|---|---|---|---|
| 1 調停書の審査及び収入証書類に関する事。                   | ○ |   |   |   |
| 2 現金の保管（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納及び保管に関する事。 | ○ |   |   |   |
| 3 歳入歳出外現金の出納及び保管に関する事。                  | ○ |   |   |   |
| 4 決算の調製に関する事。                           |   |   |   | ○ |
| 5 出納事務に係るデータの記録管理に関する事。                 | ○ |   |   |   |

## 会計管理者の事務を補助する出納員の分掌事務

|                                                  | A | B | C | D |
|--------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 1 現金（現金に換えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事。   | ○ |   |   |   |
| 2 小切手の振り出しに関する事。                                 | ○ |   |   |   |
| 3 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事。          | ○ |   |   |   |
| 4 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事。 | ○ |   |   |   |
| 5 現金及び財産の記録管理に関する事。                              | ○ |   |   |   |
| 6 支出負担行為に関する確認に関する事。                             | ○ |   |   |   |
| 7 決算の調製に関する事。                                    |   |   |   | ○ |
| 8 その他会計管理者の権限に関する事。                              |   |   |   | ○ |

## 余市町町議会事務局

## 総務係

|                          | A | B | C | D |
|--------------------------|---|---|---|---|
| 1 条例、規則、規程及び令達に関する事。     |   |   | ○ |   |
| 2 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。 |   | ○ |   |   |
| 3 公印の保管に関する事。            |   | ○ |   |   |
| 4 議会の予算及び会計経理に関する事。      |   | ○ |   |   |
| 5 儀式、交際及び接遇に関する事。        |   |   | ○ |   |
| 6 議員の身分に関する事。            | ○ |   |   |   |
| 7 職員の人事、給与及び服務に関する事。     |   | ○ |   |   |
| 8 備品の管理及び物品の保管に関する事。     |   |   |   | ○ |
| 9 議員報酬及び費用弁償に関する事。       |   | ○ |   |   |
| 10 官公署各団体の連絡に関する事。       |   | ○ |   |   |
| 11 系統町村議会議長会に関する事。       |   |   | ○ |   |

| 支援総括班                         |   |   |   |   |
|-------------------------------|---|---|---|---|
| 余市町議会事務局                      |   |   |   |   |
| 総務係                           | A | B | C | D |
| 12 議員共済に関する事。                 |   |   | ○ |   |
| 13 議員公務災害補償事務に関する事。           |   |   | ○ |   |
| 14 局内日誌に関する事。                 |   |   | ○ |   |
| 15 他係の書簡に属しない事項に関する事。         |   |   |   | ○ |
| 議事係                           | A | B | C | D |
| 1 本会議に関する事。                   |   | ○ |   |   |
| 2 常任委員会に関する事。                 |   | ○ |   |   |
| 3 議会運営委員会に関する事。               |   | ○ |   |   |
| 4 特別委員会に関する事。                 |   | ○ |   |   |
| 5 議員協議会に関する事。                 |   | ○ |   |   |
| 6 公聴会に関する事。                   |   | ○ |   |   |
| 7 議案の取扱いに関する事。                |   | ○ |   |   |
| 8 議決及び決定事項の通知並びに報告に関する事。      |   |   | ○ |   |
| 9 議会運営基準、先例集に関する事。            |   |   |   | ○ |
| 10 議員の出欠席に関する事。               |   | ○ |   |   |
| 11 議場の整理及び傍聴に関する事。            |   | ○ |   |   |
| 12 請願及び陳情に関する事。               |   |   | ○ |   |
| 13 議決書及び会議録等の調製、編さん及び保存に関する事。 |   |   | ○ |   |
| 14 議会の広報広聴に関する事。              |   |   | ○ |   |
| 15 その他議会の議事一般に関する事。           |   |   | ○ |   |
| 調査係                           | A | B | C | D |
| 1 議案、請願及び陳情等の調査に関する事。         |   |   | ○ |   |
| 2 町政の調査に関する事。                 |   |   | ○ |   |
| 3 各種資料及び情報の収集に関する事。           |   |   |   | ○ |
| 4 諸法令の調査に関する事。                |   |   |   | ○ |
| 5 条例、規則及び規程等の調査に関する事。         |   |   |   | ○ |
| 6 議会図書の整理、保存に関する事。            |   |   |   | ○ |
| 7 その他諸調査に関する事。                |   |   |   | ○ |
| 余市町選挙管理委員会                    |   |   |   |   |
| 庶務係                           | A | B | C | D |
| 1 委員及び補充員に関する事項               |   |   | ○ |   |
| 2 会議に関する事項                    |   |   | ○ |   |
| 3 公告式に関する事項                   |   |   | ○ |   |
| 4 予算及び経理に関する事項                |   |   |   | ○ |
| 5 人事に関する事項                    |   |   |   | ○ |
| 6 諸給与に関する事項                   |   |   |   | ○ |
| 7 法規、例規に関する事。                 |   |   | ○ |   |
| 8 公印の保管に関する事項                 | ○ |   |   |   |
| 9 政治資金規制法（昭和23年法律第194号）に関する事項 |   |   | ○ |   |
| 10 選挙運動に関する事。                 |   |   |   | ○ |
| 11 文書の收受発送及び完結文書の保存に関する事項     |   |   |   | ○ |
| 12 危険防止並びに啓発宣伝に関する事項          |   |   |   | ○ |

支援総括班

| 余市町選挙管理委員会 |                                 |   |   |   |   |
|------------|---------------------------------|---|---|---|---|
| 庶務係        |                                 | A | B | C | D |
| 13         | 物品の調達及び出納、保管に関する事項              |   |   |   | ○ |
| 14         | 他係に属しない事項                       |   |   |   | ○ |
| 選挙係        |                                 | A | B | C | D |
| 1          | 有権者の資格調査に関する事項                  |   |   | ○ |   |
| 2          | 選挙人名簿の調製、縦覧に関する事項               |   |   | ○ |   |
| 3          | 訴願、訴訟、異議の申立に関する事項               |   |   | ○ |   |
| 4          | 投票区、開票区の設定改廃に関する事項              |   |   |   | ○ |
| 5          | 選挙及び投票開票の執行に関する事項               |   |   |   | ○ |
| 6          | 選挙人名簿及び資格調査資料の保管に関する事項          |   |   | ○ |   |
| 7          | 直接請求に関すること。                     |   |   | ○ |   |
| 8          | 検察審査会法（昭和23年法律第147号）に関する事項      |   |   |   | ○ |
| 9          | 選挙に係る諸証明に関する事項                  |   |   |   | ○ |
| 10         | 投票所、開票所の諸設備及び資材の整備保管に関する<br>こと。 |   |   |   | ○ |
| 11         | 投票、開票各管理者及び事務従事者に関する事項          |   |   |   | ○ |
| 12         | 選挙の統計に関する事項                     |   |   |   | ○ |
| 13         | その他選挙執行に関する事項                   |   |   |   | ○ |

# 第9章 災害復旧・ 被災者援護計画



## 第9章 目次表

### 第9章 災害復旧・被災者援護計画

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 第1節 災害復旧計画             | 9－1 |
| 1 実施責任者                | 9－1 |
| 2 復旧事業計画の概要            | 9－1 |
| 3 災害復旧予算措置             | 9－2 |
| 4 激甚災害に係る財政援助措置        | 9－2 |
| 第2節 被災者援護計画            | 9－2 |
| 1 罹災証明書の交付             | 9－2 |
| 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 | 9－3 |
| 3 融資・貸付等による金融支援        | 9－4 |
| 4 災害義援金の募集及び配分         | 9－4 |
| (別表) 事業別国庫負担等一覧        | 9－6 |



## 第9章 災害復旧・被災者援護計画

### 第1節 災害復旧計画

災害等が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害等に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

#### 1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

#### 2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河 川
- イ 海 岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道 路
- ク 港 湾
- ケ 漁 港
- コ 下水道
- サ 公 園

##### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

##### (3) 都市施設災害復旧事業計画

##### (4) 上水道災害復旧事業計画

##### (5) 住宅災害復旧事業計画

##### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

### 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね別表のとおりである。

### 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第2節 被災者援護計画

### 1 罹災証明書の交付

#### (1) 町

ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と、応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

#### (2) 消防機関

ア 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができる。

イ 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行う。

## 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

### (1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(ア) 氏 名

(イ) 生年月日

(ウ) 性 別

(エ) 住所又は居所

(オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

(カ) 援護の実施の状況

(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(ク) 電話番号その他の連絡先

(ケ) 世帯の構成

(コ) 罹災証明書の交付の状況

(サ) 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合にはその提供先

(シ) 前項の提供先に台帳情報を提供した場合にはその旨及びその日時

(ス) 被災者台帳の作成にあたり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

(セ) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

### (2) 被災者台帳情報の利用及び提供

ア 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（被災者台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に被災者台帳情報を提供する場合において、被災者台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る被災者台帳情報を利用するとき。

イ 被災者台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする被災者台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする被災者台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他被災者台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が被災者台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る被災者台帳情報を提供することができる。

ただし、その場合、提供する被災者台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を含めない。

### 3 融資・貸付等による金融支援

町は、道と連携し、被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の記入支援を行う。

- (1) 社会福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天然融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗要請施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

### 4 災害義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び災害義援金配分委員会を設置しこれにあたる。

町は、災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは次のとおり措置する。

- (1) 義援金の募集  
道及び関連機関と協力し、義援金の募集方法、募集期間を定める。  
また募集に際しては、報道機関等を活用し、広く支援を要請する。

(2) 義援金の配分

ア 災害義援金配分委員会の設置

善意の義援金が公正かつ適正に配分されるよう、余市町義援金配分委員会を組織する。

イ 配分計画の作成

寄託された義援金（道並びに日本赤十字社北海道支部等に寄託された義援金を含む。）について次の事項について審議し義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適時適切に配分する。

(ア) 配分対象

(イ) 配分基準

(ウ) 配分方法

ウ 配分結果の公表

義援金の配分結果については、余市町防災会議に報告するとともに公表（報道機関の活用等）し、義援金配分活動の透明性の確保を図る。

## (別表) 事業別国庫負担等一覧

| 適用法令                          | 事業名        | 事業主体         | 対象及び内容                                                                                                    | 単位当事業費                                              | 国庫補助率                                     |
|-------------------------------|------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 公共土木施設災害復旧事業<br>国庫負担法         | 河川         | 国、道、市町村      | 堤防、護岸、水制、床止等                                                                                              | 国施行1カ所500万円以上<br>道施行1カ所120万円以上<br>市町村施行1カ所60万円以上    | 標準税収入と対比して算定する。                           |
|                               | 海岸         | 〃            | 堤防、護岸、突堤等                                                                                                 | 〃                                                   | 〃                                         |
|                               | 砂防設備       | 国、道          | 治水上施行する砂防施設等                                                                                              | 国施行1カ所500万円以上<br>道施行1カ所120万円以上                      | 〃                                         |
|                               | 林地荒廃防止施設   | 道            | 山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を含む）                                                                                       | 道施行1カ所120万円以上                                       | 〃                                         |
|                               | 地すべり防止施設   | 国、道          | 地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等                                                                                   | 国施行1カ所500万円以上<br>道施行1カ所120万円以上                      | 〃                                         |
|                               | 急傾斜地崩壊防止施設 | 〃            | 急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等                                                                                    | 〃                                                   | 〃                                         |
|                               | 道路         | 国、道、市町村      | トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効果を全うする施設又は工作物等                                                          | 国施行1カ所500万円以上<br>道施行1カ所120万円以上<br>市町村施行1カ所60万円以上    | 〃                                         |
|                               | 港湾         | 国、管理組合、市町村   | 水域施設（航路、泊地、船だまり）<br>外郭施設（防波堤、水門、堤防）<br>係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等                                                | 国施行1カ所500万円以上<br>管理組合施行1カ所120万円以上<br>市町村施行1カ所60万円以上 | 〃                                         |
|                               | 漁港         | 国、道、市町村      | 水域施設<br>外かく施設<br>けい留施設、輸送施設                                                                               | 国施行1カ所500万円以上<br>道施行1カ所120万円以上<br>市町村施行1カ所60万円以上    | 〃                                         |
|                               | 下水道        | 道、市町村        | 公共下水道、流域下水道、都市下水道                                                                                         | 道施行1カ所120万円以上<br>市町村施行1カ所60万円以上                     | 〃                                         |
|                               | 公園等        | 〃            | 都市公園及び社会資本整備重点計画<br>法施行令第2条第2号に掲げる公園<br>若しくは緑地の園路・広場、修景施設、休養施設、運動施設等                                      | 〃                                                   | 〃                                         |
| 空港法                           | 空港         | 国、道、市町村      | 基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設）、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く） | 1施設120万円以上                                          | 80/100                                    |
| 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 | 農地         | 道、市町村、土地改良区等 | 農地                                                                                                        | 1カ所40万円以上                                           | 5/10(通常)<br>8/10、9/10<br>(高率該当分)          |
|                               | 農業用施設      | 道、市町村、土地改良区等 | 用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設                                                                            | 1カ所40万円以上                                           | 6.5/10(通常)、<br>9/10、10/10(高率該当分)          |
|                               | 林業用施設      | 道、市町村、組合     | 林地荒廃防止施設・林道                                                                                               | 1カ所40万円以上                                           | 5/10～6.5/10(通常)、<br>7.5/10～10/10(高率後)     |
|                               | 漁業用施設      | 道、組合         | 沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は定着施設）<br>漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）                            | 1カ所40万円以上                                           | 6.5/10(通常)、<br>9/10、10/10(高率該当分)          |
|                               | 共同利用施設     | 組合           | 倉庫、加工施設、共同作業場、その他                                                                                         | 一般災害：1カ所40万円以上<br>激甚災害（告示地域に限る。）：1カ所13万円以上          | 2/10<br>(一般災害)<br>3/10、4/10、<br>5/10、9/10 |

(つづき)

| 適用法令          | 事業名        | 事業主体                       | 対象及び内容                                                                       | 単位当事業費                                                                                                                   | 国庫補助率                                                    |
|---------------|------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 土地改良法         | 農業用施設      | 国                          | 事業実施地区<br>土地改良法第 85 条、第 85 条の 2、第 85 条の 3、第 87 条の 2 の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区 | 1 地区の復旧事業費（当該地区における 1 カ所の復旧事業費 75 万円以上のものの合算額）が 500 万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の 100 分の 1 を超えるもの。                             | 土地改良法施行令第 52 条第 1 項第 3 号、第 4 項及び第 6 項の規定に基づき算定する。        |
|               |            |                            | 北海道が、土地改良法第 89 条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区                       | 1 カ所 75 万円超                                                                                                              |                                                          |
|               |            | 事業完了地区                     | 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第 94 条の 6 の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区               | 1 カ所 75 万円超                                                                                                              |                                                          |
|               |            |                            | 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第 94 条の 6 の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区                   | ・ 1 カ所概ね 2,000 万円超<br>・ 工事が高度な技術を要する<br>・ 激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要とき                                                 |                                                          |
| 公営住宅法         | 災害公営住宅整備事業 | 道、市町村                      | 災害公営住宅の整備                                                                    | ・ 天然災害の場合<br>滅失戸数が被災地全域で 500 戸以上又は、一市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内全住宅の 1 割以上<br>・ 火災の場合<br>滅失戸数が被災地全域で 200 戸以上又は、一市町村全住宅の 1 割 | 建設又は買取り 2/3（激甚災害の場合 3/4）<br>借上げ 2/5                      |
|               |            |                            | 災害公営住宅の家賃低廉化                                                                 | 近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額                                                                                                  | 2/3（激甚災害の場合、当初 5 年間は 3/4）                                |
|               | 既設公営住宅復旧事業 | 道、市町村                      | 既設公営住宅の再建設                                                                   | 再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用                                                                                            | 1/2（激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに嵩上げが行われる。） |
|               |            |                            | 既設公営住宅の補修                                                                    | 戸あたり 11 万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が 290 万円（市町村の場合は 190 万円）                                                      |                                                          |
| 改良住宅等改善事業制度要綱 | 災害復旧事業     | 道、市町村                      | 既設改良住宅の再建設                                                                   | 再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用                                                                                              | 1/2                                                      |
|               |            |                            | 既設改良住宅の補修                                                                    | 戸あたり 11 万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が 290 万円（市町村の場合は 190 万円）                                                      |                                                          |
| 生活保護法         | 保護施設       | 市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人等 | 救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設                                                        | 施設整備～災害復旧費協議額 1 件につき 80 万円以上                                                                                             | 1/2                                                      |

(つづき)

| 適用法令                           | 事業名          | 事業主体                             | 対象及び内容                                                                                                              | 単位当事業費                                                                                                                           | 国庫補助率            |
|--------------------------------|--------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 老人福祉法・介護保険法                    | 老人福祉施設等      | 市町村<br>(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等   | 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等                                                                           | 施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上                                                                                                         | 1/2<br>又は<br>1/3 |
| 障害者総合支援法                       | 障害者支援施設等     | 〃                                | 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等                                                                                                | 〃                                                                                                                                | 1/2              |
| 売春防止法                          | 婦人保護施設       | 道                                | 婦人相談所、婦人保護施設                                                                                                        | 〃                                                                                                                                | 〃                |
| 児童福祉法                          | 児童福祉施設等      | 道、市町村<br>(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等 | 助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等デイサービス事業所等                                                                           | 施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上<br>(保育所及び幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園については40万円以上)                                                             | 1/2<br>又は<br>1/3 |
| 社会福祉法等                         | その他の社会福祉施設等  | 〃                                | 社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等                                                                                       | 施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上                                                                                                         | 1/2<br>又は<br>1/3 |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律     | 感染症法予防事業     | 市町村                              | 感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等                                                                                                    | 各種事業による                                                                                                                          | 1/2              |
| 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱 | 水道施設災害復旧事業   | 市町村、一部事務組合                       | ○被災した施設を原形に復旧する事業(原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。)<br>○応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。) | ○上水道事業または水道用水供給事業<br>本復旧費1,900千円(町村は1,000千円)を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの<br>○簡易水道事業<br>本復旧費1,000千円(町村は500千円)を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの | 1/2～8/10         |
| 公立学校施設災害復旧費国庫負担法               | 公立学校施設災害復旧事業 | 道、市町村                            | 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設(建物、建物以外の工作物、土地、設備)                                           | 施設整備<br>道80万円以上<br>市町村40万円以上<br>設備整備<br>道60万円以上<br>市町村30万円以上                                                                     | 2/3<br>(離島 4/5)  |
| 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱          | 公立学校施設災害復旧事業 | 道、市町村                            | 教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事(構造体の補強等による大規模なものに限る。)に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設                                   | 施設整備<br>道80万円以上<br>市町村40万円以上                                                                                                     | 2/3<br>(離島 4/5)  |

(つづき)

| 適用法令                                   | 事業名      | 事業主体               | 対象及び内容                                                                                                                                                                                 | 単位当事業費                     | 国庫補助率 |
|----------------------------------------|----------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|
| 都市災害復旧事業<br>国庫補助に関する基本方針               | 街 路      | 道、市町村              | ○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの<br>○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの                                 | 道 120 万円以上<br>市町村 60 万円以上  | 1/2   |
|                                        | 都市排水施設等  | 〃                  | 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、桶門及びその付属施設。都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地                                                                                           | 〃                          | 〃     |
|                                        | 堆積土砂排除   | 市町村                | 一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m <sup>3</sup> 以上であるもの、又は2千m <sup>3</sup> 以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m <sup>3</sup> 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業 | 市町村 60 万円以上                | 〃     |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                       | 災害等廃棄物処理 | 市町村（一部事務組合、広域連合含む） | 災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等                                                                                                  | 指定市：80 万円以上<br>市町村：40 万円以上 | 〃     |
| 活動火山対策特別措置法<br><br>都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱 | 1) 下水道   |                    | 公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする                                                                                                              | その都度決定                     | 2/3   |
|                                        | 2) 都市排水路 |                    | 都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業                                                                                                                                                        |                            | 1/2   |
|                                        | 3) 公 園   |                    | 公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする                                                                                                                                                           |                            | 〃     |
|                                        | 4) 宅 地   |                    | 建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む）に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業                                                                                                                                            |                            | 〃     |

## 沿 革

|         |     |
|---------|-----|
| 昭和40年4月 | 作 成 |
| 昭和55年4月 | 修 正 |
| 平成 2年1月 | 修 正 |
| 平成 7年9月 | 修 正 |
| 平成 9年9月 | 修 正 |
| 平成16年3月 | 修 正 |
| 平成17年4月 | 修 正 |
| 平成22年2月 | 修 正 |
| 平成25年3月 | 修 正 |
| 平成28年9月 | 修 正 |
| 平成31年2月 | 修 正 |
| 令和 2年2月 | 修 正 |
| 令和 3年2月 | 修 正 |
| 令和 5年3月 | 修 正 |
| 令和 5年8月 | 修 正 |
| 令和 6年4月 | 修 正 |
| 令和 6年7月 | 修 正 |

# 余 市 町 地 域 防 災 計 画 余 市 町 防 災 会 議

編集・発行 余市町総務部総務課危機管理対策室  
〒046-8546  
余市郡余市町朝日町26番地  
TEL 0135-21-2142  
FAX 0135-21-2144